Historical Library of Matsue City

松江市歴史叢書15

2022年3月

松江市史研究　13号

松江市の戦争遺跡…… 若槻　真治（1）
第３回・第４回内国勧業博覧会関係史料からみた乃木村の産物　－製紙業を中心に－
…… 鳥谷　智文（35）
「旧藩事蹟」から見る松江県域の区制　－明治4年「戸籍法」から明治６年の戸長・副戸長再配置まで－
…… 高橋真千子（49）
八幡宮の慶長期木椀と七十五膳神事　－松江市野原町八幡宮の所蔵物調査報告－
…… 喜多村理子（65）
松江城下移住直後の堀尾家中と知行地　－野原の八幡宮所蔵慶長十三年銘木椀の考察－
…… 西島　太郎（83）
松江城下町遺跡出土の慶長期の漆器椀について　－八幡宮に寄進された慶長期の木地碗との比較－
…… 小山　泰生（85）
山岳修験と七十五膳献供…… 山本　義孝（91）
〈史料目録〉下大野村　村役人一覧 …… 奥原啓三・小山祥子（103）
〈史料紹介〉皇太子嘉仁親王「御撮影」の山陰道行啓　－皇太子の心をとらえた明治40年の「宍道湖御遊覧」－
……稲田　信（129）
ボストン美術館所蔵の松江藩家老・乙部家旧蔵絵画、その伝来と特質
－伝銭選「山茶花図」と伝徐熙「雪柳鷺図」を中心に－…… 竹崎　宏基〔15〕
南北朝期の出雲と義清流佐々木氏　－隠岐・塩冶・富田氏を中心に－ …… 川岡　　勉〔1〕

伝銭選「山茶花図」（部分）
ボストン美術館蔵
11.6160, William Sturgis Bigelow Collection

松　江　市

はじめに

松江市では、「松江開府400年祭」を契機に、平成21年４月より松江市史編纂事業を開始し、令和２年３月に『松江市史』全18巻の出版事業を終了いたしました。11年間にわたる事業期間中、『松江市史』の計画的な出版を含め、松江市域の歴史に関する調査研究が多くの研究者と連携して進められ、その成果は「松江市ふるさと文庫」「松江市歴史叢書（市史研究）」「松江市歴史史料集」など、各種の出版物や市史講座などで逐次紹介されてきました。

松江市史編纂事業を通しても明らかなように、松江市域の最大の特徴は、古代から現代にいたるまで、出雲地域、島根県の政治権力の中枢機能が置かれた場所ということであり、そのため、松江城をはじめ、まだまだ驚くほどの貴重な歴史史料が残されています。『松江市史』の出版は終了いたしましたが、松江市ではこれまでの蓄積を活用しつつ、引き続き歴史史料の調査、研究を進めてまいります。

さて今号では、風化が進みつつある市内に所在する戦争遺跡（十五年戦争期）について紹介を行いました。また、中世史、近世史、近代史、民俗学、考古学、美術史などに関する研究成果、史料紹介も掲載いたしました。

今後とも、この「歴史叢書」に対し、多くの地域史研究者のご参加をいただくことで、松江の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生き様に大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2022年３月

松江市長　**上　定　昭　仁**

松江市の戦争遺跡

若槻真治

はじめに

戦争があれば戦争遺跡もある。ただし戦争遺跡は戦場にだけあったのではないし、軍事施設だけが戦争遺跡なのではない。戦場にも、戦場になる可能性があった場所にも、戦場ではなかった場所にも戦争遺跡はあり、そこが軍事施設であるかどうかを問わず、戦争遺跡は存在する。

特に、十五年戦争は「総力戦」で戦われた。日中戦争には終わりが見えず、戦費は増大し、度重なる徴兵で工場労働力や食糧生産の担い手すら不足するようになった。そこで政府は1938年（昭和13）４月に「国家総動員法」を公布して、労働力、物資、資金、価格、言論などを統制・管理した。物質的にも身体的にも思想的にも、国民すべてが戦時統制のもとに置かれることになった。国民にそれを批判する自由はなく、同調する国民も多かった。そしてアジア・太平洋戦争に突入した。「本土決戦」には「一億玉砕」の戦争精神が必要とされた。したがって「銃後」の市民社会の中にも戦争遺跡がある。

本稿では、主として松江市内に存在する十五年戦争期の戦争遺跡を紹介する。十五年戦争とは、1931年（昭和６）９月18日の柳条湖事件で始まった満州事変、1937年（昭和12）年７月７日の盧溝橋事件で始まった日中戦争、1941年（昭和16）年12月８日のコタバル上陸と真珠湾攻撃で始まったアジア・太平洋戦争の総称である。この三つの戦争は、日本の「満蒙（満州と蒙古）権益」獲得行動から出発し、「満蒙」から中国全土へ、そして東南アジア、オセアニア、太平洋地域へと戦場を拡大させて続いた。

この間、1939年（昭和14年）９月にドイツのポーランド侵攻により欧州で第二次世界大戦がはじまった。日本は日独伊三国同盟を締結して第二次世界大戦に参戦。枢軸国側として米英をはじめとする連合国側と戦うことになる。日中戦争は第二次世界大戦と合流して史上最大の世界戦争となった。そして周知のように、1945年（昭和20）８月15日の詔勅、そして９月２日のミズーリ号甲板で無条件降伏文書に調印して終結した。戦争の期間は足掛け15年の長期に及び、それで十五年戦争と呼ぶのである。

第１章では、松江市の近代以降の戦争遺跡を概観する。そこでは、西南戦争、日清戦争、日露戦争など、十五年戦争以前のものも含めて説明する。

第２章では、松江市に存在する十五年戦争期の戦争遺跡を紹介する。戦後史会議・松江が2021年２月に制作した『島根の戦争遺跡－満州事変、日中戦争、アジア太平洋戦争期の松江市、出雲市、雲南市－』の松江市分の記述をベースとするが、新たな知見によって加筆修正した部分もある。なぜ戦争遺跡があるのか、歴史的な背景が重要なので力点はそこに置いたが、その分ページ数の制限もあって写真や図面等は省略し、個別の遺跡の説明は縮減せざるを得なかった。興味をお持ちの方は『島根の戦争遺跡』をご覧いただきたい。なお、行政などによって松江市内の戦争遺跡が調査されたことはほとんどない。従って遺跡・遺構の内容については簡単な記述にとどまらざるを得なかったことを最初にお断りする。

第１章　松江市の近代戦争遺跡概史

１．十五年戦争までの戦争遺跡概史

明治時代になって最初の本格的な戦争は、1877年（明治10）の２月から９月にかけて行われた西南戦争であった[(1)]。この時は「島根県（山陰）からも1,500余人が政府軍として出兵」したと言われている。この西南戦争に従軍して戦死した114人を顕彰する記念碑が、1888年（明治21）３月、当時の島根県知事籠手田

安定の呼びかけで松江城二の丸に建立された。約11m（総高三丈六八寸）の高さを持つ銅製槍型「西南之役雲石隠戦死者紀念碑」であった。そして同年９月に募金者の氏名を記した円盤型の石碑（特別義捐者碑）が隣に建てられる。その後、場所の移動やアジア・太平洋戦争期の金属供出で銅製記念碑がなくなるなど変遷を遂げ、特別義捐者碑だけが興雲閣前の現在の位置に残された（本稿ではこうした戦争に関連する記念碑や慰霊碑などを総称する場合に「戦争関係碑」と呼ぶことにする）[(2)]。

1894年（明治27）２月に始まった日清戦争では、松江市民は浜田第21連隊に応召されて約1,400人が戦場に向かったという[(3)]。日清戦争に関係する戦争遺跡の調査は行われていないが、松江市千手院境内には1896年（明治29）６月に建立された「表忠碑」、宍道町弘長寺境内には1898年（明治31）４月に建立された「征清陣亡招魂碑」、宍道町伊志見神社境内には同年同月に建立された「照萬世碑」など日清戦争期に遡る戦争関係碑が残される。西南之役記念碑とともに、おそらくこれらが松江市内の近代戦争関係碑としては最も古い例になると思われる。また義和団鎮圧戦争（北清事変）に関連して、1903年（明治36）３月に建立された「凱旋紀念碑」が鹿島町多久神社境内に残る。

千手院　表忠碑

ロシアの動向を警戒した日本海軍は、舞鶴鎮守府管内の日本海沿岸に、ロシア艦隊の監視のための望楼８か所を建設する。そのうちの一つが1901（明治34）12月に竣工した美保関望楼である。美保関町才集落から北東に山道を登ると、屯所（兵舎）と望楼跡が残されている[(4)]。また陸軍は、1904年（明治34）頃、松江市本庄町に海底電線揚陸地点を監視する施設を建設したと伝えられるが詳細は不明である[(5)]。

多久神社　凱旋紀念碑

1904年（明治37）10月に始まる日露戦争期の戦争遺跡としては、日本海海戦時に漂着したロシア兵士の墓地がある。松江市内では鹿島町恵曇、同手結に各１基あり、美保関町七類、松江市大野町にかつてはあった可能性がある[(6)]。また鹿島町恵曇神社境内にある1907年（明治40）11月建立の「日露戦役紀念碑」のように、日露戦争を契機として建立されたと考えられる戦争関係碑は多い。印象にすぎないかもしれないが、日露戦争を契機に「戦勝記念」や「戦没者慰霊」のための行事が各地に普及し、戦争関係碑の建立は一気に拡大したのではないかと思われる。大日本帝国を世界の「一等国」に押し上げた戦争が、「国威発揚」と「排外主義」を背景に、「戦死者」を地域における特別な存在へと変化させたのだろうか。今後の詳細な調査が必要だろう。

歩兵第63連隊の松江駐在が、松江と米子の誘致合戦の結果で松江に決定したのは、日露戦争直後の1907年（明治40）９月で、将兵が実際に入営したのは翌年の11月である。1888（明治21）５月に鎮台制が廃止されて６師団制（及び近衛師団）となって以降、日清・日露戦争期には軍備の増強が進み、師団も増設されて日本各地に連隊が設置されるようになる。松江連隊もその一例で、当時の正式名称は「陸軍第十七師団第三十四旅団歩兵第六十三連隊」であったが、その後1925年（大正14）５月の陸軍軍備整理の結果姫路第十師団所属となり、1941年（昭和16）４月の管区改正により広島第五師団管内に入るこ

とになる。松江市が連隊の駐屯地（衛戍地）になることで、松江市は「軍都」の一面を持つことになった。なお駐屯地の約16万坪（約53ヘクタール）以上に及ぶ土地はすべて地元負担で買収された。経費は約17万円で、そのうち７万円は当時の約8000世帯の市民に割り当てられた[(7)]。

日露戦争終戦後から満州事変勃発までの間、朝鮮半島や中国大陸への侵出の足掛かりを得ようとした日本は、韓国併合（1910）、第一次世界大戦（1914～1918）、シベリヤ戦争（1918）、第一次山東戦争（1927）、第二次山東戦争（1928）と対外出兵を繰り返す。この時期松江市では規模の大きな戦争遺跡は知られていないが、例えば63連隊の最初の戦没者はシベリヤ戦争時のものだと言われ、東出雲町阿太加夜神社境内の「表忠碑」が1928年（昭和３）11月に建立されたように、決して無関係だったわけではない。また1927年（昭和２）８月には、美保関（地蔵埼）東北の沖合で、海軍の連合艦隊が、戦艦「長門」「陸奥」を含む60艘以上で夜間大演習を行い、軽巡洋艦「神通」と駆逐艦「蕨」、軽巡洋艦「那珂」と駆逐艦「葦」の二重衝突事故が発生した。殉職者119人に及ぶ大事故であった。美保関町の五本松公園には1929年（昭和４）11月に松陽新報社を中心に建立された大型の戦争関係碑が残されている。戦後、山陰新報社によって1952年（昭和27）に碑銘を「慰英霊」から「平和祈念塔」と改めるなどの改修が行われたようだが、おそらく戦前に島根県内で建立された戦争関係碑の中では最大規模のものだろう[(8)]。ただし損傷が激しく今後の対策が必要である。

五本松公園　平和祈念塔

２．十五年戦争期の戦争遺跡概史

松江市に存在する戦争遺跡の大半は、十五年戦争当時に建造されたものか、あるいは建造されたのはそれ以前でも、この時期に最も利用されたものである。特に十五年戦争の末期になると、戦況の悪化とともに戦争遺跡はさらに増加する。

十五年戦争の全期間に関係する戦争遺跡は松江連隊遺跡群である。駐在した主な部隊は63連隊、163連隊、142連隊、南洋第４支隊、第９航空隊と変遷するが、すべて十五年戦争に動員された。松江連隊遺跡群に含まれる陸軍墓地遺跡も、本格的に整備されるのは満州事変期で、十五年戦争を通じて戦死した将兵を埋葬し続けた。松江連隊司令部遺跡や憲兵隊遺跡も松江連隊の歴史と並行して存在する。

満州事変期に関係する戦争遺跡としては奉安殿遺跡が挙げられる。松江市での実態はほとんど分かっていないが、全国的な経過から考えて、満州事変の時期には一定程度整備されていたと推測される。しかし松江市では移築等によって保存されたものが現状では確認できず、奉安殿遺跡研究はこれからである。また大本教の第２次弾圧もこの時期である。治安維持法による宗教弾圧はアジア・太平洋戦争期に激化するが、その嚆矢となったのが大本教弾圧であった。また本稿では割愛するが、戦争関係碑の建造も満州事変の期間中にピークを迎える。戦争遺跡の中で比較的早い時期にこれらの思想遺跡が見られることは、十五年戦争の背景を考える上では重要だろう。また言うまでもなく、戦後建設される満州帰還者等の開拓遺跡の起原は、満州事変以降の満州開拓移民にある。

日中戦争と関係が深いのは防空監視哨遺跡群である。日本は中国大陸に関東軍を派遣し、当時軍用機の保有数が世界第一であったソ連軍の南下を警戒していた。そこで1937年（昭和12）10月に「防空法」を施行して防空監視哨の整備が始まった。また日中戦争の戦況が泥沼化するとともに産業統制や国民統

制が進む。アジア・太平洋戦争期になると一段と統制が強化され学徒動員も徹底されるが、産業統制によって軍需工場指定制度が開始されるのは日中戦争期である。金属供出もこの時期に始まった。

アジア・太平洋戦争期と関係が深い戦争遺跡は増加する。戦域は拡大し、応召される国民も航空機の利用も劇的に増大した。レーダー基地遺跡や軍用機墜落遺跡は航空戦主体のアジア・太平洋戦争を象徴する戦争遺跡の一つであるし、グライダー滑空訓練遺跡、在郷軍人等が主導した射撃場遺跡などは、戦意高揚と、若者を戦争に投入するための実践的な訓練の場であった。また戦況の悪化によって軍需物資の枯渇を招き、松根油等の生産などもはじまった。

戦争末期の1945年（昭和20）４月以降になると、本土空襲は激化し、工場や学童の疎開が進められ、傷病者も常設の病院では収容しきれなくなるので臨時病院（分院）が次々とできる。松江の疎開遺跡、空襲遺跡、防空壕遺跡、建物疎開遺跡、防空陣地遺跡、戦時病院遺跡はこの時期のものである。また本土決戦のための基地建設が各地で行われることになった。松江市では湯町基地・玉造基地遺跡、七類水中特攻基地遺跡などがこの時期に建設されたものだが、出雲市の大社基地遺跡、本土決戦用陣地遺跡なども同様である。また基地建設のために本部や宿舎として国民学校校舎が使われたので、戦時学校遺跡もほとんどがこの時期のものである。

戦後の1945年（昭和）11月には連合軍が進駐する。厳密に言えば十五年戦争期のものではないが、進駐軍遺跡は十五年戦争がなければ存在しない遺跡なのでここでは戦争遺跡として扱う。満州帰還者等の開拓遺跡も同様である。戦争がなければ、国策としての満州移民がなければこのような遺跡は存在しなかった。戦争孤児等の養護遺跡も同様である。

第２章　松江市の戦争遺跡

１．松江連隊遺跡群

松江市古志原町の現島根県立松江工業高等学校を中心に市内に点在する。

遺跡群を構成する主なものは連隊兵営跡、射撃場跡、演習場跡などだが、そのほとんどは都市化によって改変されるか消滅し、かつての連隊衛戍地としての面影を伝えるものは乏しい[(9)]。

（１）松江連隊兵営遺跡

1937年（昭和12）当時の図面を見ると本部１棟、酒保２棟のほか兵舎６棟、そのほか弾薬庫や兵器庫などが施設内には作られていた[(10)]。兵舎では最大時で2,000人の兵士を収容した。

以下、この兵舎に駐屯した主な部隊の十五年戦争時の経過について簡単に触れておく。

連隊兵舎（写真：松江歴史館所蔵）

（歩兵第六十三連隊）

1931年（昭和６）９月柳条湖事件で満州事変が勃発すると、63連隊では同年12月から将兵の派遣が始まる。その後も1933年（昭和８）２月から12月にかけて４回の派遣が行われた。部隊は満州北部を転戦し、連隊長の飯塚大佐をはじめとする約120名の戦死者を出したが、1933年（昭和８）年11月から翌1934年（昭和９）４月にかけて逐次古志原に帰還した。

1937年（昭和12）７月に盧溝橋事件によって日中戦争がはじまるとかつてないほどの動員命令が下り、同年８月から約4,000人に達する兵士を送り出した。この時は山東省、安徽省、河南省、湖北省などを転戦し、台児荘などの激戦を経て1939年（昭和14）９月に古志原に帰着した。

63連隊は1940年（昭和15）８月に満州移駐を命じられたので、およそ32年に及ぶ松江との関係は終了した。その後63連隊はアジア・太平洋戦争の開始に伴って1944年（昭和19）８月に台湾、同12月にはフィリピンのルソン島北部に上陸する。しかし同年10月のレイテ海戦の敗北によってすでにフィリピン戦線の主導権は米軍の手にあり、63連隊は上陸時に空襲や魚雷攻撃を受けて林連隊長以下大部分の将兵や資材を失った。さらに1945年（昭20）１月にはルソン島リンガエン湾から米軍が上陸すると戦況は急激に悪化した。日本軍のマニラ守備隊も２月に全滅し、63連隊もルソン島のバレテ峠などで抗戦したが６月にはほぼ全滅の状態で敗走を余儀なくされた。そして米軍の空陸からの攻撃に加え、住民の抗日ゲリラ活動から逃避しつつ、飢餓とマラリアなどの病気に襲われながら山中を四散して彷徨することになった。63連隊もルソン島北部カシブ渓谷の山中で敗戦を迎えることになるが、内地に帰還できたものはわずかであったと言われている。1974年３月バレテ会によって鳥取県護国神社参道脇に建立された「比島戦没者慰霊碑」の副碑には、「（前略）噫、北満より征途に就きしは、林聯隊長以下二千三百二十名なりしに、残存するは僅に百五十名なり」と刻まれている[(11)]。

（歩兵第百六十三連隊）

63連隊の中国転戦期間中に連隊兵舎に駐在したのは、1938年（昭和13）６月に多くの在郷軍人を含む63連隊補充隊で編成された163連隊であった。この163連隊は1939年（昭和14）７月に松江を出発し、主として河北省、河南省で中国共産党軍（八路軍）などとの戦闘に従事した後、中国で敗戦を迎えた。島根県連合教育会から派遣されてこの部隊を慰問に訪れた慰問団が、河北省東仁家荘付近で襲撃に会い戦死するなどの犠牲もあった[(12)]。

（歩兵第百四十二連隊）

63連隊が満州に移駐した1940年（昭和15）８月以降に駐屯したのは、新たに編成された142連隊（西部第64部隊ともいう）であった。この部隊は1940年（昭和15）12月に開隊し、1941年（昭和16）11月に松江を出発して、同12月末、アジア・太平洋戦争開始直後のフィリピンに上陸した。当時フィリピンは米軍の占領下にあったが、12月８日の開戦とともに陸海軍がルソン島を急襲し、極東軍司令官マッカーサーが率いる米軍と激しく戦った。142連隊も米軍攻撃に参加しバタン半島攻略戦などに従軍した。その結果1942年（昭和17）３月にマッカーサーがフィリピンを脱出し、５月には米軍が降伏する。

1943年（昭和18）12月に独立混成第33旅団が新設されることに伴い142連隊は解隊した。松江連隊で召集された将兵はいくつかの大隊に配属替えとなりフィリピン諸島に分散配置される。しかしレイテ海戦の敗北後、1945年（昭和20）１月の米軍上陸、同２月のマニラ陥落以降は、上記した63連隊と同様に、飢餓と病気に苦しみながら諸島内を転戦することを余儀なくされ、多くの犠牲を出した末に敗戦を迎えた。142連隊として松江で編成された将兵も生還したものはわずかであったと言われる[(13)]。

（南洋第四支隊）

142連隊が出征したのちに駐在したのは、その補充隊によって編成された南洋第４支隊であった。この部隊は1943年（昭和18）12月に編成されて間もなく東カロリン諸島にあるモートロック諸島に派遣され、１月にサトウワン港に上陸した。この諸島はトラック諸島400㌔の南方にある。

トラック島は「絶対国防圏」の東端に位置する中部太平洋方面軍の拠点とされた島だが、1943年（昭和18）11月にはギルバート諸島のタワラ・マキンの日本守備隊が全滅、1944年（昭和19）１月にはマーシャル諸島のクェリゼン環礁の守備隊が全滅したのに続いて、同年２月に米軍の猛爆撃を受けて壊滅した。したがって南洋第４支隊はその直前にモートロック諸島に上陸したことになる。その後も同年７月にサイパン島守備隊が全滅するまでは連日のように空襲を受けた。サイパン、グアム、テニアンなどのマリアナ諸島が陥落すると、米軍は日本本土に進攻したので、南洋第４支隊などの現地守備隊は取り残

されることとなり、「敵にも味方にも見放された」状態で、補給がないまま島内で自活することを余儀なくされ、モートロック諸島で敗戦を迎えた[14]。

（第九航空教育隊）

南洋第4支隊の出征によって、松江と歩兵との関係は終了することとなった。その後1943年（昭和18）12月に第9航空教育隊（西部第101部隊ともいう）が宮崎県高鍋町から移駐した。この部隊は航空隊要員を教育して実戦に送り出す部隊で、戦闘機、軽飛行機、重爆撃機あわせて約30機を保有し、三か月の訓練期間で、1週間ごとに補充要員を戦場に送っていたと言われている。またこの部隊には機関中隊、電気中隊、武装中隊、自動車中隊も所属しており、戦車や装甲車も備えていたらしい。そして移駐当時の人数が3,000～4,000人で、戦況の悪化と本土決戦に備え、戦争末期には6,000人を超える兵士が駐在していたと言われている。兵舎で収容できない兵隊は周辺の学校や民家に分宿していた[15]。

ただし、飛行機の一部が乃木の山林に隠されていたという証言もあるが、連隊が航空教育基地としてどのように使われていたのか、あるいは飛行機や戦車などの実態は不明である[16]。

（２）松江連隊射撃場遺跡

連隊の設営とともに兵舎の南東約1キロの場所に整備された。射撃場の長さは約750メートル、幅は約150メートルで北東方向に作られ、『乃木郷土誌』に添付されている昭和8年の地図を見るとわかるように周辺は流れ弾防止用の土手で囲まれていたようである。周辺にも関係する遺構が残る[17]。

現在は湖東中学校や市営来美アパート群となっており、細長い射撃場の大まかな地割は残されている。

米軍写真M524/1/21（撮影1947.11.3国土地理院）

（３）松江連隊練兵場遺跡

連隊の造営とともに兵営の北東側に整備されたのが、面積49,180坪（約16.2ヘクタール）に及ぶ練兵場（演習場）であった。兵営から南東方向の射撃場に向かう道路を底辺にして、北側に下る馬渡川と、陸軍墓地で囲まれた三角地帯が練兵場で、ここでは様々な訓練が行われるとともに飛行場としても使われることがあったと推測される。当時は原野であったが現在は住宅が密集している。

（４）陸軍墓地遺跡

連隊の設営とともに、兵営の北側山上に陸軍墓地が定められた。兵営側（南側）からは参道が付けられ、墓地に到る石段の下には井戸屋形や手水も設けられた。石段を上がりきると東側が生垣で囲まれた墓域であった。墓域の中央には玉砂利を敷き詰めた幅２mの参道が東に向かって延び、東端の正面には「満州事変忠死者之碑」と刻まれた巨大な石碑が建てられていた。また石段を登り切った墓地入り口両側には、東側には満州事変勃発当時の関東軍司令官本条繁中将、西側には63連隊が所属する第10師団長磯谷廉介中将がそれぞれ揮ごうした巨大な石灯篭が建てられていた（現存）。

陸軍墓地　慰霊塔

この墓地にはシベリヤ出兵（1918～1922）以降の犠牲者が葬られた。特に1931年（昭和６）９月の満州事

変勃発以降は、出征した兵士の犠牲が増大して墓碑の数も増えた。1939年（昭和14）末には411柱の墓石が、将校、下士官、兵士に分けて建てられていたようである[18]。

長期化する戦争の影響で、1940年（昭和15）に墓碑の建立は中止され、それ以降の戦死者は、新たに拡張した西側の墓域中央に仮納骨堂を建て安置されることになった。敗戦までに安置された遺骨の総数は約2,600体と推定される[19]。したがってこの墓地では約3,000名余りの戦没者を祀っていたことになる。

「陸軍用地」石柱

敗戦後は軍国主義撲滅を目的とする進駐軍の政策などにより破壊され荒廃していたが、1948年（昭和23）に松江宗教連盟の手で整備が図られ、名称も「緑山苑（ろくさんの名は63連隊からとられた）」とされた。この時の整備では、411柱の墓碑を取り払い、その墓碑を大燈篭二基の台石として使い、遺骨は新たに建立した東端の慰霊塔の地下に納骨堂を設けてそこに安置した[20]。「満州事変忠死者之碑」は「慰霊塔」に改刻された[21]。その後1956年（昭和31）10月には市営公園墓地として市民に開放されることになった。

現在この緑山苑の東側はときおり近在の高齢者がゲートボールを楽しむ空き地となり、仮納骨堂が建てられていた西側には遊具が置かれて親子連れの憩いの場となっている。このようにかつての陸軍墓地も現在では大きく改変されたが、慰霊塔の後方（東側）には陸軍墓地時代の石塔のいくつかが横たわった状態で現在も残されているほか、墓域東南下には「陸軍用地」の銘を刻んだ標柱が残る。

（５）松江連隊区司令部遺跡

連隊区司令部は、もともとは古志原の兵営内にあった。その後1941年（昭和16）４月の管区改正により一県一連隊となり、浜田連隊区司令部が松江連隊区司令部へ統合されることになって、1942年７月松江市東朝日町に完成した司令部庁舎に移転した。ここでは徴兵、動員、恩給などを取り扱っていたので、大戦当時は市民とのかかわりも深い場所であった。敗戦時には約300人が勤務していた[22]。

現在この場所はコンビニなどの店舗が建っている。遺構はすでに消滅しているものと思われる。

（６）松江憲兵分隊屯所・松江憲兵隊本部遺跡

憲兵は軍事警察で軍人・軍属の犯罪捜査や司法・行政警察を任務としていた。63連隊の開営に合わせて最初は、松江憲兵分隊として1908年（明治41）11月に松江市母衣町に設置された（かつて島根行政監察局があった場所で現在は道路）。しかし本土決戦体制が本格化し軍隊が急激に増強されると、1945年（昭和20）３月の軍令及び「憲兵令」の改正によって憲兵隊も約３倍に大増員され、権限も軍事警察だけでなく特高警察も兼ねるなど強化された。あわせてそれまでのように連隊単位ではなく、県単位に設置されることになった。したがって島根県でも、浜田憲兵分隊が松江憲兵分隊の指揮下に入ることとなり、島根県一円を管轄する松江地区憲兵隊と改称した。また庁舎も狭隘となったため、1945年（昭和20）４月に殿町の島根県教育会館（現在の県警本部）に移転した[23]。

現在、憲兵分隊庁舎、憲兵隊庁舎共に、道路拡幅や県関係の庁舎建設などにより遺構は消滅しているが、道路建設に伴う発掘調査時に憲兵分隊当時の遺構の一部が検出され遺物も出土している。

（７）連隊道路遺跡

連隊の移駐とともに交通量が増え、道路の維持費負担によって当時の乃木村の財政がひっ迫したため、島根県が1911年（明治43）から床几山を開削し旧「広瀬街道」の道路整備を行った。それによって

雑賀町から「馬背」を越えて連隊に至る道路が「連隊道路」の名で呼ばれることになった[24]。また戦争末期になると本土決戦を念頭に松江に駐在する部隊は急速に増大し、その部隊の中には戦車や装甲車等を有した機械化部隊もあったらしい。それらの大型車両の通行を容易にするために、道路の拡幅工事が大規模に行われたと言われている[25]。

（８）凱旋道路遺跡

乃木村では、村内に島根県立松江農林学校、県立種畜場などがあることから、かねてから国鉄新駅（乃木駅）の建設を鉄道省や国に要望していた。またその熱意を見せるために「時局匡救事業」として、1932年（昭和７）から1935年（昭和10）にかけて、独自に駅建設要望地の整地や連隊に通じる道路の改修を行った。その結果1937年（昭和12）４月には乃木駅が新設されたが、それ以降、乃木駅から連隊に通じる道路が「凱旋道路」と呼ばれるようになったと言われている[26]。実際にどの程度の兵士がこの駅から出征・帰営したのかは不明だが、乃木駅前には「凱旋桜」と呼ばれる桜が残されており、道路の改修や駅の新設が、連隊や戦争と一体的に意識されていたことは確かだと思われる。

（９）その他の遺跡

・松江地方海軍人事部遺跡

連隊とは直接関係しないが軍の重要地方施設としてここに挙げる。

1940年（昭和15）に開設された松江地方海軍人事部は呉鎮守府管下にあり、島根・鳥取両県下の海軍関係の募兵や召集点呼、宣伝などの兵事全般を行う機関で、海軍飛行予科練習生（予科練）の志願者を募って検査や試験もした。戦時中の国民学校高等科、青年学校、中学校の学童・学徒にとっては関係の深い場所だった。松江開設には海軍軍籍を持つ当時の松江市長・石倉俊寛の協力があったようだ[27]。

この人事部は1940年（昭和15）５月から1944年（昭和19）９月までは松江城の興雲閣にあった[28]。それ以降は松江城大手前広場の東側に移動したと思われる[29]。後に広島高等検察庁や自衛隊島根地方連絡部の事務所となり、また進駐軍が下士官宿舎として接収した場所である（現在の物産観光館や日本聖公会にあたる）。

２．湯町基地・玉造基地遺跡群

出雲市斐川町に建設された大社基地（大社基地遺跡群）と同様、米軍による本土空襲が激化したため、九州の基地に拠点を置いた航空部隊を、空襲が少ない地域に移転させる必要が生じた。また、米軍の潜水艦が航行するなど、朝鮮半島や中国大陸との連絡路であり物資運搬路でもあった日本海側にも米軍の攻撃の手は伸びつつあり、補給路を確保して本土決戦を行うためにも日本海側の防御を強化する必要があった。このような状況下で水上機基地として整備されたのが湯町基地と玉造基地である[30]。

（１）湯町基地遺跡

湯町灘で湯町基地の建設が始まった時期は明確ではないが、松江農林学校学徒が玉湯国民学校に４月から宿泊していることや、後述する901航空飛行隊美保派遣隊が「玉湯村字湯町」に開隊するのが1945年（昭和20）５月５日であることから考えると、４月には工事が始まったと思われる[31]。

また建設を行った部隊についても明確ではない。ただし基地の北東の湖岸に３基、玉湯川の西側湖岸（西灘）に４基、零式水上偵察機を格納するための掩体が作られていたこと、国鉄の山陰本線湯町駅（現玉造温泉駅）からトロッコの引き込み線が引かれていたこと、基地には格納庫以外に燃料・爆薬保管庫もあったことなどから考えると、海軍設営隊などの専門的な技術部隊が関与しなければ工事は不可能だと思われる[32]。確証があるわけではないが、舞鶴鎮守府所属山陰地方施設事務所が関与した可能性は高いと思う。

例えば玉湯国民学校の『学校日誌』には、５月23日に「舞鶴海軍施設部□□部長　川合正一　技術□尉」が来校し、５月25日には「舞鶴施設部　海軍技術□佐田原保二氏　来校　本日より舞鶴海軍施設部員来校宿泊」とある（□は判読不明の箇所とある）[33]。後述する玉造基地建設の開始が７月であることから考えると、この５月の段階で舞鶴鎮守府の技術将校が派遣されたのは湯町基地建設に関係する可能性が高い。中でも田原保二海軍技術少佐は当時の舞鶴鎮守府山陰地方施設事務所長であった[34]。玉湯国民学校『学校日誌』の４月22日に記載される「鴻池組　山陰出張所長　飯塚源吉氏」、５月27日に記載される「海軍三保派遣隊員約150名」、６月に６回登場する「旭部隊」の性格とともに今後の検討が必要だが、このような技術者や部隊が中核となって、松江農林学校や松江工業学校などから派遣された学徒や地域住民なども多数動員して湯町基地は建設されたと思われる。

駐在した部隊は舞鶴鎮守府に所属する第１護衛艦隊第901海軍航空隊湯町派遣隊で、美保航空基地からの分隊であり、全体では約120～150名ほどの部隊であったらしい[35]。第１護衛艦隊は舞鶴鎮守府に司令部を置き、日本海の海上輸送を確保するため、日本海を航海する輸送団の護衛や対潜哨戒を行うことを任務とする部隊である。移駐する前は博多基地などを拠点に活動していたが、九州の空襲が激化するに伴い宍道湖沿岸を新たな拠点とすることになった。

ここには三人乗りの水上飛行機である「零式水上偵察機」が３機配置されていたという[36]。飛行機搭乗員は計12名で、このうち３人が４組に分かれて任務にあたった。250キロの爆弾を搭載して、１日あたり１～２回程度の出撃・索敵活動を行ったようである。

湯町基地遺跡は戦後の開発でほとんどの遺構が消滅したと考えられる。例えば当時、基地の北東湖岸に３基、玉湯川の西側湖岸（西灘）に４基、零式水上偵察機を格納するための掩体が作られていた。ここでは湖岸を掘り込んで大きなくぼみを作り、周囲を材木等で補強し水上機を引き込めるようにしてあったと言われている。屋根などは作らずに、上部は偽装網や草木でカモフラージュされていた[37]。しかし、湖畔にはすでにホテルや結婚式場が建設され、北東湖岸の掩体は消滅した可能性が高い。玉湯川西側湖岸の掩体も、発掘調査によって検出される可能性は残されているが目視では確認できない。

なおこの基地は1945年（昭和20）７月28日に空襲を受け多数の犠牲者を出した。湯町灘の突端部にあった八勝園という旅館に湯町基地本部が置かれていたが、米軍機が発射した500ポンド爆弾が食堂に直撃し、食事中だった兵士25名が死亡し、そのほか多数が負傷者した[38]。

（２）玉造基地遺跡

鳥ヶ崎で玉造基地建設工事が始まったのは、1945年（昭和20）７月だと思われる。建設工事の主体となったのは舞鶴鎮守府所属第539海軍設営隊である[39]。539設営隊の約三分の一は松江と湯町の宍道湖岸で作業し、残りが玉造基地の建設に従事したと言われている。彼らは来待国民学校や鳥ヶ崎近郊の民家に分宿して工事を進め、掩体施設や水上陸揚げ施設、通信施設、機銃陣地などを作った。敗戦時には約150名の設営隊員がいたらしい[40]。工事は突貫工事で進められ、完成予定日は奇しくも８月15日であったと言う。

基地が整備されたのちには、第５航空艦隊所属第634海軍航空隊玉造派遣隊が九州の玄海基地から移駐し、急降下爆撃のできる水上偵察機「瑞雲」が配備される予定だった。当初は24機、最終的には48機が配備される計画で、玉造基地だけでなく、近隣の施設に分けて収用する予定だったという。７月には634航空部隊の一部が玉湯基地に移駐した可能性もあるが[41]、部隊全体が移駐するには至らず、「瑞雲」も配備されることはなかったと思われる。

玉造基地遺跡ではきちんとした分布調査が行われていないため、遺構が現在どの程度残されているかはほとんど分からない。かつて松江南高等学校がまとめた『島根県玉湯町の水上機基地について』の

「付図３　玉造基地予想施設配置図」を参考にして現地を踏査したが、水上機の無蓋掩体以外は確認できなかった。改めて調査する必要がある。

鳥ヶ崎の北東側湖岸には、湯町基地と同じように湖岸を掘りくぼめた無蓋掩体施設や地上での機体置場が作られた。現在でも現地には幅７メートル、奥行き8.5メートル程度のくぼみが３カ所で残る。おそらくそれが無蓋掩体施設の跡地と考えて間違いないと思われる。現状では湯町基地・玉造基地を通じてほぼ唯一の遺構であり貴重である。

水上機を格納した掩体

（参考）松江の水上機基地

「瑞雲」の機体置場と関係があるかどうかはっきりしたことは分からないが、大戦中に水上機の基地として利用された可能性があるのは松江市天神川の宍道湖河口付近である。1933年（昭和８）７月に松江と城崎を結ぶ日本海航空（株）の水上機定期航空路が開設され、白潟埋立地沖合が松江水上飛行場となった。そして翌年には格納庫が灘町に作られた[42]。1937年（昭和12）７月の日中戦争開始により定期航空路は中断するが、これらの水上機関連の施設は残されていた。また天神裏に水上機が隠されていたという回想もある[43]。1945年（昭和20）７月28日空襲の米軍記録にも松江白潟の水上機基地を攻撃したという記載があるように[44]、湯町基地・玉造基地とも何らかの関連を持つ施設（基地）があったと考えてもよいのではないだろうか。

３．七類水中特攻基地遺跡

アジア・太平洋戦争の日本の戦線は1944年（昭和19）に一挙に崩壊する。２月にトラック島やラバウルの海軍根拠地は壊滅。６月のマリアナ沖海戦でも敗北し、海軍の基幹兵力は喪失した。７月にはサイパン・グアムにも米軍が上陸し、東条内閣は倒れ、インパール作戦も中止となった。そして10月のレイテ沖海戦の敗北で海軍はほぼ戦闘能力を失うことになる。こうした日本海軍（連合艦隊）の壊滅は、同時に制空権と制海権の喪失を意味していた。これによって空襲が激化し、本土決戦が現実のものとなるとともに、資源の欠乏と工業生産力の低下で、空母、戦艦、飛行機などを主力とした従来の戦闘方法は不可能となった。そこで取られた戦法が、レイテ沖海戦で行われた航空機ごと敵艦に突っ込む、いわゆる特攻攻撃であった。

「人間魚雷」として知られる「回天」が兵器として海軍に正式に採用されたのは1944年（昭和19）８月である。９月には海軍内に海軍特攻部が新設される。戦局の悪化が、特攻攻撃という自滅戦法への気運を高めたといわれている。その後海軍では特攻兵器の研究、開発、量産が進められることになった。特攻兵器には「回天」のほか、「震洋」「海龍」「蛟龍」「伏龍」などがあった。

沖縄戦を目前にした1945年（昭和20）３月の段階になると、軍部は日本海の防衛体制を構築することを計画し、その際の手法として特攻攻撃を検討していた[45]。すでに太平洋側の制海権・制空権は米軍の側にあり、食糧、燃料、資材などを補給するためには朝鮮半島や中国大陸側から日本海ルートで運び込む必要があったが、米軍は日本海に潜水艦を航行させるなど本土の包囲網を狭めつつあったので、日本海側の防衛が喫緊の課題だったのである。

そして「大島蛟龍製造基地」（現在の福井県大飯郡おおい町）を皮切りに、４月末から沖縄守備隊が

麦浦蛟龍基地

大島蛟龍基地

七類蛟龍基地

全滅する６月末にかけて、「麦浦蛟龍基地」（現在の石川県鳳珠郡穴水町）、「七類蛟龍基地」で「蛟龍」を主体とした水中特攻基地建設が始まった[46]。この三カ所の基地は、いずれも日本海に向かって突き出た半島か、その半島の突端にある島の南側にあって、本土との間に形成された湾に面して立地している。基地は直接外海には面しておらず、日本海側からは見えない極めて似通った場所に造営されている。恐らく一連の計画に基づき、本土防衛の日本海側の基地として建設されたのだろう[47]。

七類の水中特攻基地は、隠岐汽船のフェリー乗り場から七類湾をはさんで北側対岸にある九島に建設された。工事を行ったのは舞鶴鎮守府に所属する第534設営隊で、建設工事のスタートはおそらく1945年（昭和20）６月である[48]。また『第五百三十四設営隊戦時日誌』には16名が派遣されたと記載されているが、通信壕の規模や、兵舎建設地の造成工事などの規模から考えて、二か月足らずの間にわずか16名でこれを行ったとは到底考えられない。534設営隊の16名を中心に、建設工事のために美保航空隊の予科練習生が動員された可能性が高い[49]。

七類水中特攻基地遺跡の現状は、まず浜辺の東寄りに自然石を積み重ねた石段が作られていて、浜辺から北側（山側）に上れるようになっている。およそ1.5メートルの高さに上がると、高さ１メートル程度の石垣で区画された２段程度の平坦地造成が行われており、そこが兵舎跡だと思われる。ただし藪の状態なので礎石等は確認できていない。またその兵舎跡と思われる平坦地には何らかの区画と思われる低い石垣がみられるほか、東寄りの場所には井戸跡らしい窪みも残る。

七類蛟龍基地の地下壕（通信壕）

また井戸跡などがある平場から北側の一段高い山すそには幅約3.6メートル奥行約８メートルの無蓋壕がある（おそらく屋根を付ける計画であったと思われる）。そしてさらに東側の山すその一段高い場所には、幅約3.5メートル、高さ３～４メートル、奥行約14メートルの山肌をくりぬいた大規模な地下壕が残る。コンクリートは使用されていない。周辺には塹壕も残る。おそらくこれが「通信壕」であろう。「大島」や「麦ケ浦」と比較すると奥行はさらに深く掘削する計画ではなかっただろうか。これ以外に「格納庫」や「弾薬庫」が建設される予定があったのかどうかは分からない。工事は初期段階で終わり、実際に「蛟龍」が配置されることもなかったと思われる。

美保関七類に特攻基地が作られようとしていたことはこれまでほとんど知られていなかった。大社基地や玉湯基地、そして今市周辺の本土決戦用陣地とともに、「本土決戦」「一億玉砕」が叫ばれた戦争末期の時代を伝える貴重な遺跡と言える[50]。

４．名立池在郷軍人等射撃場遺跡

これまで戦争遺跡として注目されることはほとんどなかったが、連隊の衛戍地やこれまで述べてきたような軍部が建設や運営にかかわった軍事施設だけでなく、地域には在郷軍人会などが主導して設置された実弾射撃場があった。いつ頃から作られたのか、なぜ作られたのか、どのような訓練が行われていたのかなど実態については不明なことが多いが、在郷軍人や補充兵の日常的な訓練だけでなく、青年学校生や旧制中学生などの徴兵前の軍事訓練などに活用されていたようである。

名立池射撃場（手前側から対岸に向けて射撃した）

現在松江市で確認できているのは、大野町の名立池射撃場遺跡だけである。池の東側の土手から、約200メートル先にある池の奥にある的をめがけて在郷軍人が実弾で射撃訓練を行っていたという[51]。

５．防空遺跡群

第一次世界大戦などの結果、戦争で航空機が用いられることになり、監視の主な対象は船から航空機に大きく変わった。特に1931年（昭和６） ６月に満州事変が始まると、急速に航空兵力を整備しつつあったソ連による空襲の危険性が認識され、首都圏などでは高射砲部隊などが組織され始めた。だがこのような「軍防空（航空部隊や高射砲による防空）」は地方都市ではほとんど整備されなかった。

「軍防空」が進展しない一方で、「民防空（国民が行う防空）」の必要性が強調されることになった。全国各地で行われる防空演習も1931年（昭和６）以降急増し、民間での防護団の組織化も進んだ。さらに日中戦争がはじまると、1937年（昭和12）10月に施行された「防空法」などにより、警察の所管で防空を目的とした防空監視哨が建設されるようになった（それとは別に海軍、陸軍は独自に防空監視施設を作っていた）。また1938年（昭和13） １月には「家庭防空組合」が、そして1939年（昭和14） １月には「警防団」が設置されることになる。1938年（昭和13）４月に公布された「国家総動員法」の下では、防空活動も国民に等しく課せられた義務であり、国民を防空体制の中で統制する力は強まる。網の目のように入り組んだ組織体制の下で、「バケツリレー」に代表される防空訓練や防空壕の建設、防空監視哨での勤務、学校での防空教育が行われ、松江市では1945年（昭和20） ７月から建物疎開（後述）も始まることになる。防空活動は銃後の国民全体を巻き込んでいくのである[52]。

以下、防空遺跡群を①防空陣地遺跡、②防空監視遺跡、③防空壕遺跡などに分けて説明する。

①防空陣地遺跡

（１）旧松江市内の千手院防空陣地遺跡

上記したように戦時体制下での防空は「軍防」と「民防」に分類される。このうち「軍防」は高射砲・対空機銃砲陣地、防空航空隊、電探（レーダー）基地などで構成されるが、松江市の場合これらに類するものは皆無に近く「無防備」な状態であった。「本土決戦」を叫びつつ、当時の政府や軍部には、地方都市の市民を空襲の被害から守る、という関心はほとんどなかった。

旧松江市内で現在確認できるのは、石橋町千手院防空陣地ただ１カ所のみである。聞き取りによれば、千手院境内では1945年（昭和20）春ごろに建設が始まり、二カ所の大きな穴に中央をくりぬいた松の丸太を埋めて台座を作り二門の対空機銃が設置できるようにしてあった。地下壕を掘って銃弾庫も作

られ、竹材の簡易なレールで銃弾が運べるようになっていた。市内の防備を強化しようとしたと考えられるが実戦に用いられることはなかった。

（２）旧美保関町内の宇井防空陣地遺跡など

海軍美保航空基地が米子・境港にあった関係で、旧美保関町の高尾山山麓一帯には何らかの防空陣地が建設された可能性は高い。例えば宇井地区の現在の自衛隊基地がある東側、国道に沿って北側にある小山頂上には対空機関砲陣地が建設された。地元の方の話によれば、山中やふもとには弾薬庫などの地下壕も備えていた。周辺の民家を借りて兵舎として、20人以下の小部隊が常駐していたらしい。標高30メートルほどの山頂には人工的に掘りくぼめたと思われる塹壕状の溝や、すり鉢状の穴などが残されているほか、一部には地下壕の形跡もある。ただしコンクリートなどは用いられていない。

またこの陣地跡の東にある網場神社周辺、さらに東の大江川を遡った山の中腹などを含めて、この一帯には防空陣地群が建設されようとしていた可能性が高く、今後の調査が必要である[53]。

アジア歴史資料センターが所蔵する『兵器需品引渡目録（追加）島根県』には、「舞鶴海軍警備隊ノ部」として松江駅構内にあった「四十口径四十一式十五糎砲」二門が挙げられ、「舞警川田隊美保関砲台据付予定ナリノモノ」と記載されている[54]。1945年７月に米子・安来・松江などが空襲を受けた時の回想として、北山や嵩山から銃砲で迎撃するのを見たというものや、「高尾山には高射砲が８門あった」「７月25日に美保基地を空襲した米軍機を撃墜した」などの証言も残ることから考えても「美保関砲台」があった可能性は高い[55]。上記の宇井にある防空陣地群がそれである可能性も否定できないが、まったく別の場所だった可能性もある。「壕掘りに動員された」ことを除いてこれまで具体的に陣地遺跡が紹介されたこともなく、今後の調査が必要である[56]。

②防空監視遺跡群

（１）防空監視哨遺跡群

防空監視哨の配置計画は軍部（陸軍）で作成されたと言われるが[57]、確かに日本海沿岸では、一定の距離を保ちながら配置されている(15頁の配置図参照)。ここでは在郷軍人や青年学校生などによって防空監視が行われ、敵機を発見すると情報は松江（県庁内)、浜田（警察署内)、西郷（警察署内）の三カ所の防空監視隊本部を経由して島根県防空監視隊本部（県警内に設置されていた）に電話連絡され、それが広島の陸軍本部にも伝えられて迎撃準備がなされるとともに「警戒警報・空襲警報」にもつながる仕組みであった。

美保関防空監視哨

ただしこうした防空監視哨がすべて同一の企画によって建設されたわけではない。例えば出雲市にある日御碕、佐香、北浜、小田などの防空監視哨では、木造兵舎のほかにコンクリート製の円筒状の聴音壕に仮設的な屋根を付けた施設が付設されているが、松江市の防空監視哨でコンクリート製の聴音壕が確認できるものはない[58]。監視所の建物も、唯一写真が現存する掛合防空監視哨の例から分かるように２階建てのものもあれば、木次のように、監視所は１階建てで、その代わり２基の櫓を別に建てて監視を行っていた防空監視哨もある[59]。建設年代も、片江で伝えられる1937年と、1938年の忌部、1939年の宍道、1940年から1941年ごろと言われる佐香、北浜、小田などではずれがあり、1937年当初からすべてが一斉に整備されたのかどうかについても検討が必要だろう[60]。

このように不確かなことは多いが、松江市で現在推定できる防空監視哨について、日本海沿岸に設置されたものと内陸に設置されたものとに分けて一覧表にまとめる。

a 日本海沿岸防空監視哨群

名称	所在地	遺構・遺物	参考文献
美保関防空監視哨	美保関町馬着山山頂	コンクリート基礎、方形枡	
片江防空監視哨	美保関町七類笠負	コンクリート片、瓦片、地下壕 (61)	『七類年代史』 『片江郷土誌』
野波防空監視哨	島根町野波多古鼻（未確定）	コンクリート基礎？	注(58)参照
江角防空監視哨	鹿島町手結神堀山山頂	コンクリート基礎、コンクリート台座、塹壕	

片江防空監視哨（待避壕？）

野波防空監視哨候補地

江角防空監視哨

宍道防空監視哨

b 内陸部防空監視哨群

名称	所在地	遺構・遺物	参考文献
松江防空監視哨	松江市白潟本町（尾原呉服店屋上）	消滅	『宍道町史通史篇下巻』
松江商工会議所防空監視哨	松江市殿町（松江商工会議所王城・現在は市町村振興センター）	消滅	『宍道町史通史篇下巻』
床几山防空監視哨	松江市上乃木床几山山頂	消滅	
忌部防空監視哨	松江市東忌部町空山山頂（未確定）	不明	『ふるさと忌部』
宍道防空監視哨	宍道町宍道	コンクリート基礎	『宍道町史通史篇下巻』

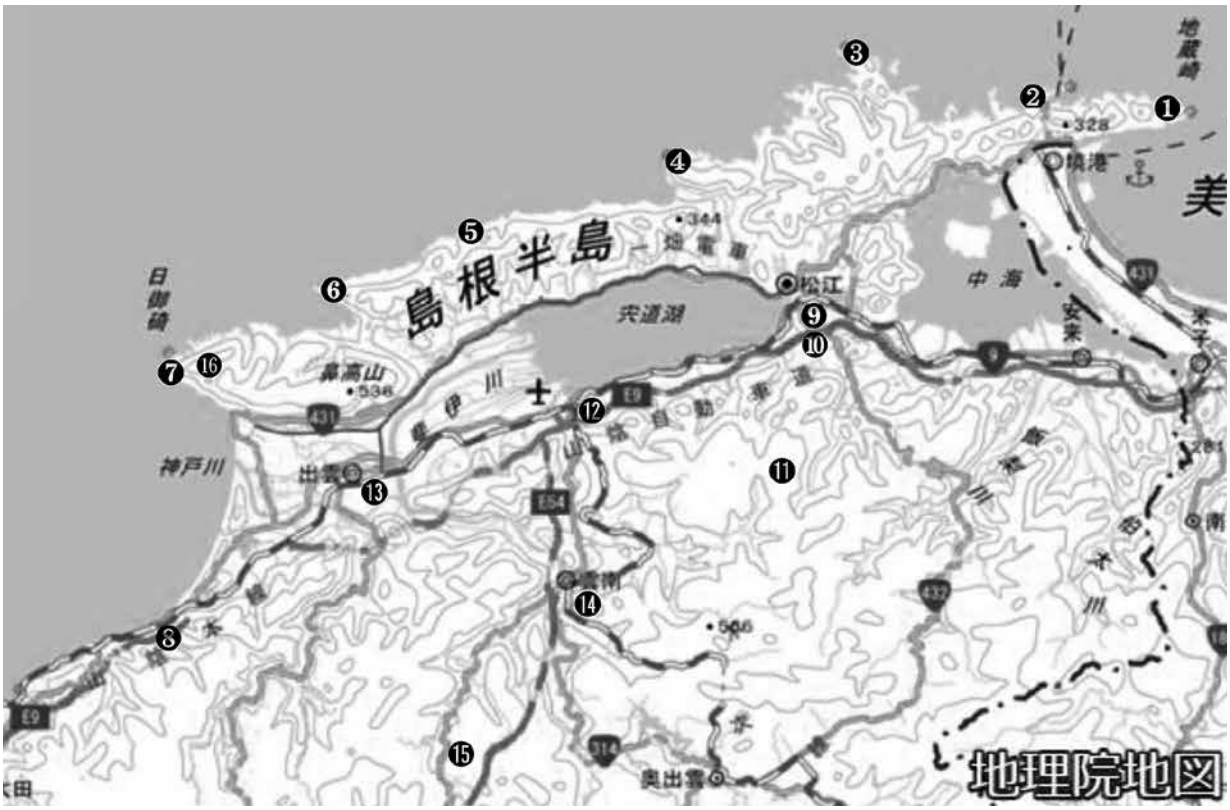

❶美保関防空監視哨　❷片江防空監視哨　❸野波防空監視哨　❹江角防空監視哨　❺佐香防空監視哨
❻北浜防空監視哨　❼日御碕防空監視哨　❽小田防空監視哨　❾松江防空監視哨　❿床几山防空監視哨
⓫忌部防空監視哨　⓬宍道防空監視哨　⓭今市、一の谷防空監視哨　⓮木次防空監視哨
⓯掛合防空監視哨　⓰日御碕海軍特設見張所

（２）海軍特設見張所遺跡

高塚久司氏のご教示によれば、島根県における海軍の監視施設整備は、1941年（昭和17）11月の呉海軍警備隊開隊に伴って始まり、翌年７月頃には美保関、日御碕、隠岐中村・黒木の４カ所に設置されて監視体制が確立する（黒木はのちに廃止）。また日御碕や隠岐中村特設見張所では「電波探信機（電波警戒機）」つまりレーダー装置を備えていたが、美保関特設見張所ではレーダーは整備されず、望遠鏡・双眼鏡を用いた目視による監視であった[62]。

美保関特設見張所の所在地は不明であり、今後の検討が必要である。

（３）陸軍監視所遺跡

陸軍の監視施設がいつごろから建設されたか詳細は不明である。ここでも「電波探信機（電波警戒機）」つまりレーダー装置が整備されたはずだが、この点でも不明なことが多い。ただ上述のような開発及び量産の時期や、陸軍が主体で行っている防空監視組織においても、1942年（昭和17）末には本土沿岸での「電波警戒機甲による警戒網」はおおむね構成されたと言われているので、それ以前と考えられる。松江市内では島根町野波にあったと思われるが実態は不明である[63]。

（４）その他の防空監視施設遺跡

警察や軍が直接関与した防空監視施設だけでなく、例えば学校に防空のための見張台が設置されることがあったように多様な施設が作られた[64]。ここではそれを「防空見張台」と仮称していくつかの例を挙げておくが、おそらくほかにもまだたくさんの施設が存在しただろう。そのほとんどは実態が不明であり今後の研究が待たれる。

名称	所在地	遺構・遺物	参考文献
片江防空見張台	美保関町片江（長寿寺）		
片江防空見張台	美保関町片江（旧制片江国民学校裏山）		
一畑北松江駅防空見張台	松江市千鳥町	消滅	『伝えたいふるさと城西思い出話』
旧制松江高等学校防空見張台	松江市西川津町（島根大学）	消滅	『記念館だより第81号』

③防空壕遺跡など

1945年（昭和20）３月９日から10日にかけて行われた東京大空襲では23万戸が焼失し、死傷者は12万人に上ると言われている。こうした空襲の激化に伴い、松江市でも「国民防空（民防）」の一環で防空壕作りが行われた。松江市議会では1945年（昭和20）５月議会で「掩蓋防空壕百か所」を建設するための費用が予算計上されている[65]。各家庭や学校や工場ごとあるいは近隣で作ることが推奨される一方で、おそらく警防団などもかかわって地域単位で防空壕づくりが進められたのではないかと思われる。中には韓国・朝鮮人労働者が徴用されたものもあった可能性がある。

島根県庁防空壕

また空襲に備えて強制的な建物疎開も行われるようになった。1943年（昭和18）11月、空襲による延焼を防ぐため家屋疎開計画が策定され、すでに東京では1944年（昭和19）１月から建物の強制取り壊しが始まっていた。島根県では松江市、安来町、出雲市、浜田市で1945年（昭和20）７月から建物の間引き取り壊しが始まった。最終的に取り壊された家屋は県下で約4,000戸に及ぶ。

松江市の場合、建物疎開本部は京店の安田生命保険会社跡地（旧第三国立銀行松江支店、現在かげやま呉服店）に置かれた。松江市で取り壊された家屋は、旧市街戸数の約４分の１にあたる3,187戸に及んだ[66]。作業には国民義勇隊員や警防団員、学徒など数百人が動員され、指定された建物をロープで引き倒した。第１次の建物疎開が終了し、第２次の建物疎開を行っている段階で敗戦となった。

なお1945年（昭和20）７月19日の福井空襲では、福井市内の焼失率は96％で死者は1,567人に及んだ。同年８月２日の富山空襲では、富山市の99.5％が焼き尽くされ、死者は約3,000人に及ぶ[67]。日本海側の地方都市でも焼夷弾を大量に用いた無差別爆撃が繰り返されていた。焼夷弾攻撃に対しては「バケツリレー」は無力だったから、防空壕建設や建物疎開が進んだとしても、同じような空襲があれば、「無防備都市」松江市にも甚大な犠牲が出ていたことは間違いない。

『島根の戦争遺跡』では、すでに消滅したものを含めていくつかの防空壕を紹介したが、ここでは紙枚の都合もあり具体的に取り上げることはしない。おそらく敗戦時には市内全域で、大小さまざま、莫大な数の防空壕が作られていたことと思う。空襲の危険が現実に存在したこと、その恐怖と隣り合わせで市民の生活があったこと、全国の空襲犠牲者数は約46万人に及ぶこと（沖縄戦での犠牲者を除く）[68]、それを知る上で防空壕は貴重な戦争遺跡であることは言うまでもない。遅かれ早かれ防空壕は消滅する可能性がある。適切な形で保存措置が取られることを願っている[69]。

６．空襲遺跡

松江市で空襲が始まるのは、1945年（昭和20）６月からである。米軍が対日機雷投下作戦の対象に山

陰の諸港を加えたので、これによって島根県の沿岸部を中心に機雷投下による封鎖が始まる。また、マリアナ諸島から発進したB29による機雷投下作戦も最終段階を迎え、1945年（昭和20）７月11日からは朝鮮半島諸港まで足をのばした。したがって島根県上空を通過するB29の機数も増加し、７月と８月には連日連夜と言えるほど警報が発令された[70]。

そして硫黄島、沖縄諸島が次々に米軍に制圧され、本土上陸のため軍事施設や輸送施設を徹底的に破壊する段階に至ると、島根県の軍事施設や都市部への攻撃も激化する。例えば美保基地や大社基地は、この段階では全国でも有数の航空基地だったから、有力な攻撃目標の一つだった。1945年（昭和20）７月28日の、島根県にとっては最大規模の空襲もこうして発生した。「空襲の脅威が高まり、民間人をも巻き込み恐ろしい殺戮につながる無差別絨毯爆撃の実行は、島根県によって間近なものとなりつつあった」と言われている[71]。

高塚久司『島根県における空襲とその時代2020』を参考に松江市分をまとめると次の通りである。

空襲日（1945年）	場所	被害	参考文献
６月24日	美保関町宇井、七類、惣津	死者16名（惣津）	『美保関町誌上巻』 『七類年代史』
７月24日、25日	美保関町美保関、片江、七類、北浦	死者10名（美保関・長発丸3名、北浦・昭海丸7名）、負傷2名（七類・昭泰丸）	
７月28日	松江市御手船場町、向島町、東朝日町、白潟本町、雑賀町、津田町、持田町	負傷（持田町）	『ふるさと朝日』 『松江市史』
	玉湯町湯町（湯町基地）	死者25名（以上）	『戦争と玉湯町』『島根県玉湯町の水上機基地について』
	玉湯町布志名（国鉄列車）	死者15名（以上）	『戦争と玉湯町』『島根県玉湯町の水上機基地について』
８月１日、２日	美保関町		

７．戦時病院遺跡

63連隊の古志原兵営移駐とともに、衛戍病院（1936年以降は「陸軍病院」と呼ばれた）も隣接地に建設され、1939年（昭和14）12月には、結核患者除役後の療養施設として傷病軍人島根療養所が建設された。また戦争の長期化、激化とともに病院施設は増え、学校や旅館などが臨時の分院になった。

（１）常設病院遺跡

聯隊に付属した常設病院としては陸軍病院（衛戍病院）と傷痍軍人島根療養所があった。

陸軍病院が現在の島根県環境保健公社の場所に完成したのは、松江連隊開設から少し遅れて1910（明治43）年３月であった。建設当時の建物は事務所、兵舎、倉庫各１棟、病棟２棟であった。だが1931年（昭和６）に満州事変が勃発すると還送される戦傷病者が増え、さらに1937年（昭和12）に日中戦争がはじまると収容人員をはるかに超えるようになったため、仮病棟３棟が増築された。当時の職員数は院長以下105名であったという。翌1938年（昭和13）３月の台児庄付近の戦闘以来、日中戦争が激化すると病棟はさらに不足した。このため松江赤十字病院の一部を陸軍病院分院として使うなど、松江市内外に臨時病院施設が増えていくことになった[72]。

傷病軍人島根療養所は1939年（昭和14）12月に、結核患者除役後の療養施設として建設された。建設には旧制中学校の学徒や青年団員などが動員された。戦争末期には陸軍病院分院となった[73]。現在は松江医療センターに変わっている。

（２）臨時病院遺跡

1938年（昭和13）３月に松江赤十字病院の一部が陸軍病院の分院となり、1945年４月には呉海軍病院松江赤十字病院となったと言われる。戦況の悪化とともにこうした分院は次々と増え、日赤以外でも次々と作られていった。そのほとんどは軍医も看護婦もわずかで、治療環境も劣悪だったと思われるが、実態は不明である。

現在松江市内で確認できるのは佐太国民学校と玉造旅館街である。佐太国民学校は学校の一部が呉海軍日赤病院の分院として使われ[74]、玉造旅館街では旅館６軒が陸軍病院の分院となった[75]。８月６日の広島への原爆投下後は玉造旅館街にも多くの被爆兵士が運ばれた。

８．戦時学校遺跡

戦時体制の中で軍国教育が徹底され、学校も軍の要請に基づいて教育内容や教育課程が変わったほか、学校には配属将校が常駐し、生徒の組織自体も軍隊の体制に沿ったものとなった。旧制中学校においては軍事教練や軍事演習が常態化した。このような意味で言えばすべての学校が将来の「皇軍兵士」を育成する軍事的拠点であった。また食糧生産増強のために校庭を芋畑にして耕作していたところも多いから、その意味でも学校は戦時体制下にあった。

さらに戦況の悪化によって本土決戦用の基地作りなどが急ピッチで行われるようになると、すでに専用の施設を建設する余裕がなくなった軍部は、学校校舎を接収してそこを使うようになる。ここでは学校施設に部隊の一部または全部が駐屯し、事務室や宿舎として一定期間使用するなど、施設自体が軍事目的で使われた。こうした学校を戦時学校遺跡として紹介する。おそらくここに挙げた事例以外にもたくさんの事例があることと思う。今後の継続的な調査が必要だろう。

学校名（当時）	時期	用途
雑賀国民学校	1945年２月末から	松江連隊の将兵約400名の宿舎として使われた[76]
松江第二工業学校（松江商業学校）	不明（戦争末期）	松江連隊の104部隊約300名の宿舎として使われた[77]
	1945年６月以降	校舎の一部が松江連隊区司令部として使われた[78]
来待国民学校	1945年７月から	玉造基地を建設する539設営隊の宿舎となった[79]
玉湯国民学校	1945年５月から	舞鶴海軍施設部の宿舎となった[80]
七類国民学校	1945年６月から	七類水中特攻基地建設のために３教室が宿舎となった[81]

９．軍用機墜落遺跡

島根半島に山地が長く連なる地形の影響や米子市の海軍航空隊美保基地との関係、及び敗戦直前に建設された大社基地などもあって、松江市内には現在分かっているだけでも３カ所の軍用機墜落遺跡がある。空中戦に伴うものは美保関町雲津の１例で、２例は事故・故障によるものである[82]。

当時の軍用機の事故は思いのほか多い。例えば大社基地では「銀河」による延べ３回の作戦行動があって計22機が出撃している。しかし、このうち９機はエンジントラブルのために引き返すなどして目的の作戦活動を完遂できていない。軍用機の性能も燃料の質もパイロットの操縦技術も、劣悪な状態で戦争を遂行していた実態を物語っている[83]。

雲津慰霊碑

墜落場所	時期	墜落機	理由
松江市国屋町	1942年５月21日	九九式艦上爆撃機？	事故により墜落。１名死亡。現地には慰霊碑が建てられている[84]
島根町野波（不明）	1945年４月27日	一式陸上攻撃機	事故により墜落。７名死亡[85]
美保関町雲津	1945年７月25日	陸軍機	米軍との戦闘で撃墜される。６名全員死亡。墜落地の上り口に慰霊碑が建つ[86]

10. 産業遺跡

1937年（昭和12）７月の盧溝橋事件によって日中戦争がはじまった。当初は不拡大方針が発表され、短期で決着する予定であったが、軍部の独走と外交交渉が次々と失敗したため、戦争は長期化、泥沼化した。このことが戦費の増大を招き、統制経済（計画生産と労働力の管理、配給制など）の強化を余儀なくさせた[87]。まず1938年（昭和13）４月の「国家総動員法」により、経済活動の諸分野や言論等の統制が、統制の内容を明記しないまま全面的に政府に委ねられることになった。そして翌年１月には「国民徴用令」が公布され、国策産業への国民の徴用が可能となった。こうした経済統制や労務管理は戦況の悪化とともに法令で改正強化される。1940年（昭和15）12月には「大日本産業報国会」が設立され、産業界が戦時体制の中に完全に組み込まれることになった。また1941年（昭和16）11月には「国民勤労報国協力令」も公布され、14歳～39歳の男子、14歳～24歳の未婚女子は職場や団体単位で工場、鉱山、農業などに従事することになった[88]。

また1941年（昭和16）12月、アジア・太平洋戦争に突入すると経済統制・労務統制は一層強化される。1942年（昭和17）５月の「企業整備令」や1943年（昭和18）７月の「国民徴用令」の改正、1944年（昭和19）８月の「学徒勤労令」が定められ、12歳以上の学校在籍者が勤労動員の対象となる[89]。そして1945年（昭和20）３月18日に「決戦教育措置要綱」が閣議決定され、国民学校初等科を除き、４月からの学校の授業が原則停止となった。また３月６日には勅令で「国民勤労動員令」も出され、「根こそぎ動員」と言われるように、労働能力を有する国民全員が勤労奉仕作業に動員されることになった。

ここでは政府が指定した上記の指定工場をはじめ、何らかの政府の統制を受けた工場、学徒や国民が強制的に動員された工場等を幅広く「軍需工場」としてとらえて代表的なものを紹介する[90]。

①軍需工場遺跡群

旧松江市の大橋川沿いには造船業を中心としてかつての軍需工場が集積していた。北岸では東本町から向島町にかけて、南岸では御手船場町、伊勢宮町、朝日町、東朝日町にかけてである（配置については21頁の地図を参照）。

造船工業は航空機工業とともに戦時体制下では「超重点産業」であり、松江市の造船業のほとんどは呉海軍工廠の管理下にあったと思われる[91]。また旧宍道町の大和工業（株）宍道兵機工場は安来市の日立工場と共に島根県を代表する軍需工場の一つで、従業員も3,000名を超える大工場であった[92]。

旧松江市内の軍需工場

工場名	所在場所	製造物	動員校（名称は旧制）
松江内燃機工業（株）	御手船場町、向島町	焼玉エンジン、ロケット砲部品	松江中学校
（有）福島造船鉄工所	御手船場町、向島町	鋼造船、木造船	松江中学校、松江第一工業学校、江津工業学校
（株）石橋鉄工所 石橋重工業（株）	御手船場町、馬潟町	焼玉エンジン、魚雷部品	松江中学校、松江第一工業学校、県立松江高等女学校、松江第二工業学校、私立今市裁縫女学校、伊波野国民学校

工場名	所在場所	製造物	動員校(名称は旧制)
(株)中村造船鉄工所	朝日町、東朝日町、向島町	木造船、鋼造船、焼玉エンジン	松江中学校、松江第一工業学校、松江第二工業学校、津和野中学校
三井木船(株)松江工場	東朝日町	木造船	松江第一工業学校、浜田中学校
田中ダイガスト合資会社	西川津町、向島町	航空機発動機・計器・電機・機体などの部品	松江中学校、県立松江高等女学校、平田高等女学校
日本蚕糸製造(株)松江工場	東朝日町		市立松江高等女学校、私立松操高等女学校、七類国民学校
(株) 中島製作所	御手船場町	水雷部品	
島根化学工業(株)	西川津町		松江第二工業学校
島谷鋳物工業(株)	幸町	造船、機械部品	松江中学校
矢田炭鉱	竹矢町	石炭採掘	

旧鹿島町・宍道町・東出雲町・美保関町の軍需工場

工場名	所在場所	製造物	動員校(名称は旧制)
(株)山陰罐詰所	鹿島町佐太(場所不明)	罐詰カ	
大和工業(株)宍道兵機工場	宍道町佐々布	魚雷部品	松江第一工業学校、松江第二工業学校、今市商業学校、大社中学校、三刀屋中学校、大東高等女学校、江津工業学校、川本裁縫学校
宝満山鉱山	東出雲町出雲郷	銅採掘	
報国鉱山	東出雲町上意東	磁鉄鉱、水鉛鉱採掘	
佐藤造機(株)	東出雲町揖屋	農業機器	松江中学校、私立松操女学校
日本海造船	美保関町森山	木造船	七類国民学校

②金属供出遺跡

戦争の長期化が避けられないものとなり資材不足が顕著となったため、1939年（昭和14）２月から鉄の回収がはじまった。また日本にとっては最大の物資・資金の供給国であった米国が1940年（昭和15）９月に日本に対するくず鉄の輸出を禁止し、さらに状況は悪化した。これに対して政府は国家総動員法を改正強化し、1941年（昭和16）８月「金属類回収令」を定め、軍需物資を確保するために国民から様々な金属類を供出させた。県下では市町村職員を中心に約2,000人の金属保有状況調査員が任命され、これに隣組の世話役が協力して各家庭の金属保有状況を調べ上げた。こうした社会全体での徹底した供出運動によって、諸寺の釣鐘や松江城の松平直政像、松江大橋の唐銅擬宝珠などから、寺の仏具、各家庭の火鉢や置物、果ては学生服のボタンや洗面器に至るまでが次々と強制回収された[(93)]。

金属供出遺跡として現存する場所を特定することは難しいが、松江大橋や千鳥橋では擬宝珠が供出されて陶製の擬宝珠が取り付けられた。陶製の擬宝珠は旧島根県立博物館南側の庭や、松江合同庁舎１階ホールで現在でも見ることができる。また石橋町の千手院には、仏具を供出した後、代用品として渡された陶製の仏具が残されている。

③松根油等の採取と生産遺跡

当時、日本が石油や鉄などを依存し、国民総生産額で約12倍と言われたアメリカとの戦端を開くためには、満州、中国、東南アジアの資源を確保することが必須の条件であった。例えば満州の鉄、ベトナムの米、フィリピンのゴム、インドネシアの石油などの戦略物資がなければ戦争遂行は不可能であった。このために日本は東南アジア各地を占領しアジア・太平洋戦争に突入する。しかし戦況の悪化で日本の制海権・制空権は弱体化し、東南アジアの資源を確保できなくなる。そこで農商務省は、戦力増強運動の一環で、ガソリンの代用品とするために、松根油等の製造・供出を1942年（昭和17）から各県に

大橋川周辺軍需工場位置図

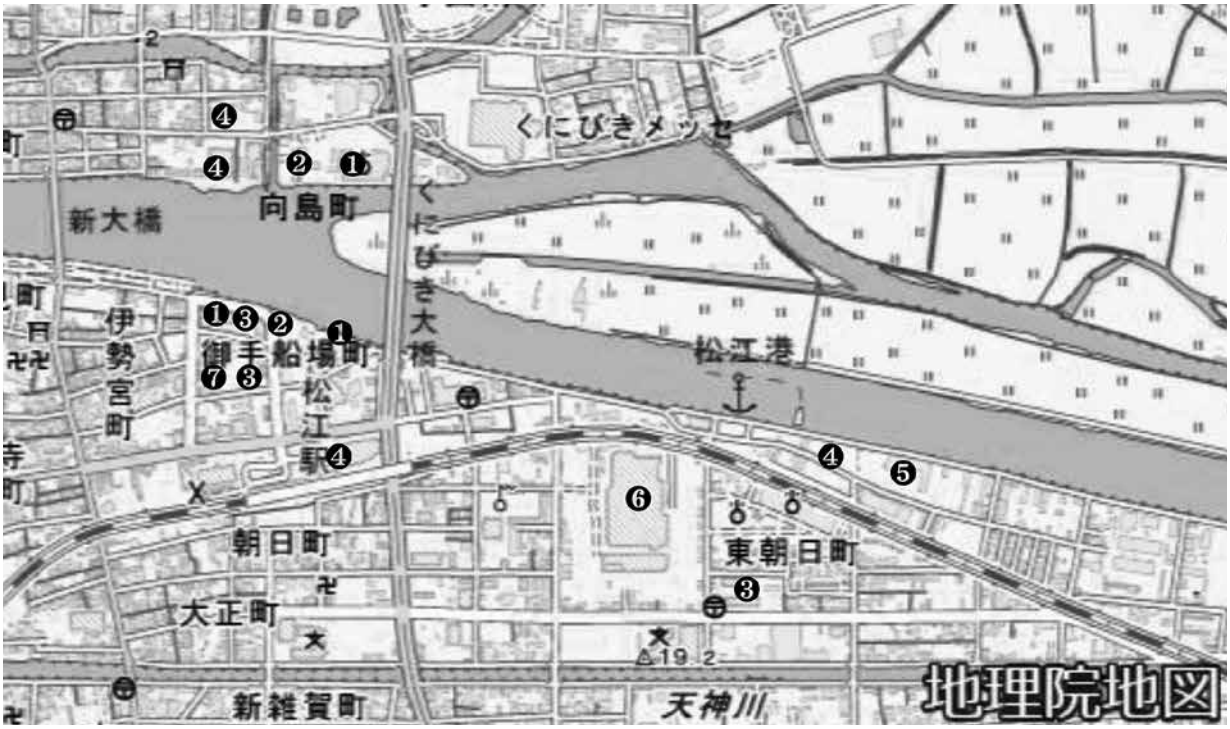

❶松江内燃機工業（株）　❷（有）福島造船鉄工所　❸（株）石橋鉄工所　❹（株）中村造船鉄工所
❺三木木船（株）　❻日本蚕糸製造（株）　❼（株）中島製作所

割り当て始める。松根を乾留するか、松脂を蒸留して油を採取するものであり、島根県でも松根油増産推進本部を作り市町村に割り当てて供出量の確保に力を入れた。そして1944年（昭和19）11月、軍需燃料材がひっ迫する中で松根油大増産を決定する。島根県にも1,020キロリットルが割り当てられたがこれは前年の七倍で、広島県に次ぐ全国第二位の割当量であった[(94)]。このように松根油製造は「航空戦力増強」の名のもとに国民を動員して大々的に進められたが、実際は塗料の溶剤として使われることがほとんどで、飛行機燃料として実戦に使われたことは一度もなかったという[(95)]。

松江堀川遊覧船乗り場にある
松脂を採取した松

各地の銃後体験記に必ずと言ってよいほど記載されるのが、桑の木の皮剥ぎとともに松根や松脂の採取に関することである。当時の国民学校の学童や中学校の学徒が動員された最も一般的な作業であったといってもよい。ただし、戦後になって松根油製造が全く行われなくなり、かつては地区ごとにあった松根油工場の場所も現在ではほとんど分からなくなっているのが実態である。松江市では鹿島に三カ所の工場があり場所が分かるのは一カ所、大野では土居と浜の二カ所に工場があったと伝えている[(96)]。また松脂を採取するために傷つけられた松も、多くは忘れ去られている。

11. 学童疎開遺跡群

東京、大阪などの都会地での空襲が激化し、政府は1944年（昭和19）６月に「学童疎開促進要綱」を

決定する。島根県には大阪市西区の学童疎開が割り当てられ、西区の14の国民学校の初等科三年生から六年生までの学童2,934名が島根県に到着したのは1944年（昭和19）年９月22日であった。これを第１次として、その後同年12月（第２次）、翌1945年（昭和20）４月（第３次）、同年６月（第４次）に疎開が行われる[97]。

疎開児童を直接受け入れたのは広い堂宇を持つ寺院が選ばれることが多く、大社町のように戦時体制の下で休業状態を余儀なくされた旅館などが対象となることもあった。受け入れた地域では、食糧事情が悪化した中で食糧の確保や生活の支援に住民が奔走した。また島根県に疎開してきた学童の中には、疎開中に空襲で親を失った子供、家を焼かれた子供、あるいは初等科を卒業して大阪に帰って空襲のために亡くなった子供なども少なくなかった。

松江市鹿島町では1944年（昭和19）９月に大阪市西区九条中国民学校の学童約200名が集団疎開し、善福寺（佐陀本郷・現存）、法船寺（恵曇・現存）、海浜ホテル（古浦・消滅）の３カ所に別れて生活した。疎開は敗戦まで続いた[98]。

12. 奉安殿・奉蔵庫遺跡

学校に天皇・皇后を撮影した写真（以下これを「御真影」と呼ぶ）が初めて「下付」されたのは1874年（明治７）と古い。しかし奉安殿のような「御真影」や教育勅語を収める学校校舎と独立した建物が全国に普及するのは、関東大震災（1923年）以降と言われている。そして昭和天皇への代替わりに伴う「御真影」の一斉「下付」では奉安殿の設備が絶対条件とされたことから、多くの都道府県で独立型の奉安殿建設が進んだ。また1935年（昭和10）の天皇機関説事件とそれを契機に展開された国体明徴運動などのように、天皇の神格化が強まりそれが強制されるのと並行して、「御真影」の奉安殿による「奉安」が全国の学校に普及したと言われている[99]。

奉安殿の前では教職員も学童・学徒も登下校の際に必ずその前で「拝礼」しなければならなかった。「御真影」は学童や学徒よりも先に疎開させなければならず、万一の場合には命に代えても護るものへと、つまり写真一枚が人命よりもはるかに重く、それを当然のこととして考える状況が到来した。それを象徴するのがこの奉安殿であった。

しかし島根県の当時の実態については分からないことが多い。国民学校や中学校をはじめとしてほぼすべての学校に「御真影」を祀る特別の施設があったことは確かだが、それが校舎と離れたところにあった奉安殿系であったのか、講堂の正面に組み込まれた特別な一角に祀る講堂系であったのか詳細は分からないし、奉安殿がいつごろから建設され始めたのかも解明されていない[100]。

敗戦後、奉安殿の多くが神社様式だったこともあり、連合国側の強い意向で全面撤去が命じられた。島根県では、1946年（昭和21）９月６日付けで島根県内務部長から県立学校長に対して、「御真影奉安殿撤去費」について要した経費を清算して報告するよう通知している[101]。同年７月から８月にかけて、おそらく県下一斉に奉安殿は撤去されたのである[102]。ただし学校施設から撤去された奉安殿のいくつかは移築されて現在でもその姿をとどめている。現在確認できたものは出雲市４棟、雲南市１棟であるが松江市では未確認である[103]。今後の調査が必要であろう。

13. 宗教弾圧遺跡

1925年（大正14）に制定され1928年（昭和３）に改定強化された「治安維持法」は、無政府主義・共産主義を弾圧する目的で作られ、1928年（昭和３）の共産党とその同調者の全国一斉検挙（3.15事件）で本格的に発動されるなど、労働運動・農民運動など社会運動の取り締まりに適用された。その後1931

年（昭和６）９月の満州事変、1932年（昭和７）５月の5.15事件、その後の「挙国一致内閣」、そして1935年（昭和10）の天皇機関説問題と国体明徴運動、1936年（昭和11）２月の2.26事件へと至り、思想統制の対象は自由主義や宗教活動へと拡大するようになる。さらに1937年（昭和12）７月の日中戦争開始後は、近衛内閣での同年10月の「国民精神総動員中央連盟」結成、翌年４月の国家総動員法発布、1940年（昭和15）10月の大政翼賛会発会と、年を経るごとに宗教・思想の統制・弾圧は徹底されることになった。

大本教島根本苑の破壊された歌碑
（文字も削られている）

「治安維持法」や「国家総動員体制」の強化と併せて、1940年（昭和15）４月から国家主義的な色彩の濃い「宗教団体法」が施行される。この法律によって、挙国一致体制に従属的とみなされなければ宗教団体は存続できなくなった。実質的に「信仰の自由」はなくなったのである（神社非宗教論によって国家神道は対象から外れた）。

松江市では大本教に対する弾圧やキリスト教に対する弾圧が行われた。

大本教に対する最初の弾圧は1921年（大正10）２月に行われたが、その後大本教は再び教勢を拡大し、中でも島根県は活動の中心の一つだったことから、1935年（昭和10）12月８日に２回目の弾圧を受けることになった。島根では、松江警察署、大社署、安来署の警察官280名によって、松江市北堀町赤山の大本教島根別院が包囲され、島根別院開院三周年記念大祭などのために松江に滞在中であった出口王仁三郎（第二代教主出口すみの夫）等が逮捕された。この一斉逮捕によって、綾部・亀岡教団施設とともに島根別院など全国の大本教施設は徹底して破壊された。島根別院には三六亭、開明殿、松楓荘などの建物があり、王仁三郎の歌碑などもあったがすべて破壊された。簸川郡東村（現出雲市平田町）の別格別院地恩郷、大原郡海潮村（現雲南市大東町）の分社大本八雲神社なども本堂が撤去されるとともに、123支部の奉斎施設もすべて撤去された。全国で987人が逮捕されたこの第二次大本教事件は、近代史上最大の宗教弾圧と言われる。弾圧時に破壊された歌碑が松江市北堀町の大本教島根本苑に残されており、当時を物語っている[(104)]。

キリスト教各派に対しては、教義を「国家神道」と一体化させることが求められた。天皇や（日本的な）神や神社を崇拝すること、外国人宣教師や外国の教団組織との関係を断つこと、そして戦争への協力、日本が勝利するために祈ることなどを強制されることになった。

松江カトリック教会では従来の「天主公教会」としての基盤があり、宗教法人としてあらたに指導監督（統制）される側面が少なかったことと、1941年に着任した第５代主任司祭のハマヘル神父、1945年に着任した第６代主任司祭のクリシェル神父が共にドイツ人であったことから、教会の存続にかかわるような大きな統制は受けなかったようである。しかし「天主公教会」が「日本天主公教会」となって、公式的にはローマ教皇庁との関係を絶つことになった。また、ミサの時などに警察官が監視するなど、教理と天皇崇拝との関係や、世界的に広がっているカトリック組織を通じた秘密漏洩に関しては厳しい監視の目にさらされていたと思われる[(105)]。

またプロテスタントでは、教会数が50以上で信徒数が5,000名以上という「宗教団体法」の認可条件に適合させるために、1941年（昭和16）10月、全国の教会が合同して「日本基督教団」が設立された。

この基督教団組織の下で、プロテスタント各派・各教会は戦時体制に協力することになった。

しかしホーリネス系など特定の宗派に対しては、1942年（昭和17）12月に治安維持法違反の容疑で牧師41名が全国一斉に検挙されるなど、厳しい弾圧が行われた。当時の日本聖教会・松江教会でも、初代の牧師であった伊藤師や前任の牧師であった川村師などが検挙され、当時の牧師であった近藤師は取り調べを受け、松江市北堀にあった教会では重要書類一切が押収された[106]。この弾圧では、最終的には全国で検挙された牧師は130名を超え、71名が起訴され、14名が実刑となった。拘留・服役中あるいは病気保釈後に死亡した牧師は７名に上ったという[107]。

そして翌1943年（昭和18）４月には松江教会が所属した日本基督教団第６部と、第９部の全教会に対して、文部省教化局長から「宗教結社禁止令」が発令され解散が命じられた。それによって松江教会は解散させられ、教会員一同には「出頭命令」が来て、今後集会を開かない「誓約書」を出させられるなど、厳しい弾圧の対象となった[108]。

14. その他の宗教・思想遺跡

1931年（昭和６）９月の満州事変が始まる前から内在していた傾向ではあるが、満州事変、日中戦争、アジア・太平洋戦争と戦争が拡大、総力戦化、苛烈化、そして悪化するに伴って、政治、経済、報道、教育などは国家に対する従属性を極度に強めてゆく。社会全体の論調も、より精神主義的に、より感情的に、より排外的なものへと誘導されるようになる。逆に言えば、天皇や国家を批判する言論はおろか考え方まで否定され、経済的に厳しい現実を耐えて一層の忠誠を尽くすような精神が求められた。そして「尽忠報国」「滅私奉公」「和協一心」「勤倹力行」「鬼畜米英」などのようなスローガンとともに、自らの崇高性と敵対する国家や民族の下等性が国民に刷り込まれることになった[109]。

交差点に描かれた敵国指導者の顔
1943年（昭和18）３月10日の陸軍記念日に描かれた（写真：松江歴史館所蔵）

現在こうした痕跡を探し出すのは極めて困難である。現在の県民会館東側駐車場にかつてあった松江市公会堂正面玄関前には、当時ルーズベルトとチャーチルを模した藁人形が建てられていて、その前を行き交う市民が、傍らに置かれた竹槍で藁人形を突いて通ったという。また東京橋南の東本町交差点では、道路の上にルーズベルトとチャーチルと蒋介石の顔が書いてあり、市民はそれを踏んで歩くようになっていたらしい。いまでは到底信じられないような話であるが実際にこのようなことが行われていた。そればかりか例えば宍道国民学校、来待国民学校などでは、学校の玄関前にやはりルーズベルトなどの藁人形が置かれていて、学童が登下校時にやはり竹槍で刺突していたという[110]。

また当時の教育のシンボルともいえる人物は、「忠義」や「質素倹約」を象徴した楠木正成や二宮金次郎だろう。国民学校や中学校には必ずと言ってよいほど彼らの像が置かれていたと思われる[111]。そのほとんどは金属供出の結果姿を消し、松江市内では未発見である。今後の調査が必要であろう。

15. 進駐軍遺跡群

広島・長崎の原爆投下とソ連参戦を受けて、日本政府は1945年（昭和20）８月14日にポツダム宣言受

諾を決定し、翌日「戦争終結の詔書」を放送した。８月28日連合国総司令部が横浜に設置され、８月30日にはマッカーサー連合国最高司令官が厚木到着、９月２日のミズーリ号甲板で日本は降伏文書に調印して十五年戦争は終わった。

米軍第６軍第10軍団第41師団のウィルビー少佐らは、11月３日に松江に到着し、県知事に対して松江・出雲・浜田の３市に進駐することを告げて宿舎の準備を命じた。そして６日には進駐軍の本隊約1,000人が来県し、松江約600人、出雲約160人、浜田約240人に分かれて、間接統治による占領政策が始まった。進駐軍は最初の米軍から翌年４月には英軍に代わり、さらに５月には英印軍に交代した。戦闘部隊の駐在は1947年（昭和22）３月までの約１年半の期間で、以降は情報や軍政を担当する部門だけが残り、1951年（昭和26）９月頃にはそれも廃止された。島根県での占領政策は約６年間に及んだことになる。

松江に進駐した進駐軍兵士の大半は松江連隊兵舎を接収してそこに入った。その他軍政機関や士官等の宿舎は公共施設や民家を接収して事務所や宿舎とした。また市内には進駐軍専用の娯楽場などもあった。これらを進駐軍遺跡として一覧表にまとめると下表の通りである。

なお進駐軍の部隊やその人数の変遷に伴って駐在場所が変わったケースもあるようである。1946年６月当時の建物等を記載する『島根県警察史昭和編』をA書とし、1949年、1950年までに接収された建物等を記載する『新修松江市史』をB書としてまとめることにする[112]。

現在の場所	当時の名称	A 書の記載	B 書の記載
農林会館	島根県信用農業協同組合連合会		軍政本部
島根県庁	島根県庁	米軍分遣隊事務所	事務所
島根県民会館駐車場	松江市公会堂貴賓室	米軍情報機関事務所	事務所
松江駅	松江駅	英軍鉄道司令事務所	
市町村振興センター	松江商工会議所階下		事務所
（不明）	雑賀町巡査派出所	英印軍 AC 事務所	
島根県民会館南側	松江市役所保険課		MP 事務所
（不明）	和多見病院		MP 事務所
フコク生命	岩田旅館	米軍分遣隊宿舎	将校宿舎兼娯楽場
松江歴史館	日銀支店長行舎		将校宿舎
サンラポーむらくも	むらくも荘		将校宿舎
民家	奥谷町福間邸		将校宿舎
民家	南田町神田邸		将校宿舎
（不明）	内中原町諫山邸		将校宿舎
（不明）	南田町角邸		将校宿舎
（不明）	南田町袖山邸		将校宿舎
（不明）	雑賀町今村邸		将校宿舎
（不明）	西津田町永井邸		司令官宿舎
（不明）	合銀社宅		将校宿舎兼娯楽場
臨水亭	臨水旅館	米軍情報機関宿舎	情報部事務所兼宿舎
（不明）	殿町岡崎別邸	英軍婦人部隊宿舎	婦人部隊宿舎
島根県物産観光館	自衛隊地方連絡部		下士官宿舎
島根県物産観光館	広島高裁松江支部		自動車整備所

松江に駐留した兵士の宿舎には松江連隊兵営（現在の島根県立松江工業高校）が使われた。

また松江市内では天神裏美濃庄ほか12件の飲食店が専用の娯楽場として指定されていた[113]。

16. 満州帰還者等の開拓遺跡（忌部高原開拓村）

1931年（昭和６） ９月柳条湖事件によって満州事変が勃発し、日本は十五年戦争へと突入することになる。日本は翌年３月、傀儡国家「満州国」の建国宣言を発表。日本が総力戦を戦うための資源供給地、及び対ソ連戦の最前線基地としての「満州国」がここに成立した。そして官僚、商人、農民たちが満州へと渡ることになる。試験的に行われていた満州への農業移民が本格化するのは1936年（昭和11）。当時は100万戸の移民を送り出す計画だった。そして敗戦までに実際に満州に渡った農業移民は約27万人、300を超える開拓団が満州を目指した。満州移民の悲劇はここに始まるが、満州移民だけが悲劇だったわけではない。ただ同然で土地を奪われ、土地を離れるか日本人の小作となるほかなかった満州の人々によっては「満州国」が悲劇であり、日本人が悲劇の元凶であった。

島根県で最も早い移民は1934年（昭和９）10月に入植した第３次試験移民団に加わった例のようだが、一般的に島根県からの移民は低調で、県行政が強力に移民を推進し始めるのは1936年（昭和11）に大陸移民計画を作り「島根村」建設に邁進し始めてからだと思われる。

また市町村や学校は一体となって、国民学校高等科卒業生（年齢14歳～16歳ぐらい）の満蒙開拓青少年義勇軍への参加を進め、1938年（昭和13）の第１次から1945年（昭和20）の第８次（渡満中止）まで派遣が行われた。島根県からは約1,300名が満州に渡ったという。“将来の満州開拓団の中堅を育成するため”が名目だったが、彼らを満州の関東軍の管轄下に置き、満州「国防」の予備兵にしようとする意図も隠されていた[114]。

さらに中国黒竜江省衣蘭には島根県報国農場があり、ここには農業学校や青年学校、あるいは大東高等女学校などのような女学校から学徒が派遣された[115]。しかし実態は、働き手を兵隊にとられて食糧増産の目的が果たせない満州の農場経営を学徒の労力奉仕で補おうとするもので、国内の学徒動員の満州版に他ならなかった。こうして実際に渡満した県民は約3,000人で、うち1,300人余りが上記のような青少年（満蒙開拓義勇軍）であった[116]。満州の地には島根の地名を冠した「分村」も生まれた。

広く知られているように、彼らは満州の地で厳しい開拓に従事しただけではない。戦況が悪化すると過酷さは増し、長くて10年間の満州生活の結末では、極秘のうちに行われた関東軍の撤退とソ連軍の侵攻、そして日本の敗戦という極限的な状況に突き落とされた。そして多くの犠牲者を出した。研究が遅れている島根県では具体的な調査がされていないので、3,000人のうちの何人が帰還できたのか正確な数字は分からない。満蒙開拓義勇軍について言えば約1,300人中300人が犠牲になったという（犠牲者の割合が約23％）。渡満した大人の中にはそのまま満州で徴兵されて犠牲となったものも多かったことを加味すると、全体では少なくとも30～40％程度は犠牲となったのではないだろうか[117]。そのほとんどは敗戦間際の混乱と収容所生活の劣悪な環境の中で、殺害され、あるいは自ら死を選び、けがや病気によって亡くなった方たちであろう。

忌部開拓村の共同墓地

運よく帰還できた満州開拓移民も、故郷に住む家や暮らせるだけの田畑がないものは途端に生活に困窮したので、敗戦後の1946年（昭和21）から、食糧増産と復員・海外引揚者の救済のための緊急開拓事業が実施されることになった。松江市では忌部空山地区で開拓事業が行われた[118]。

忌部高原開拓村では1946年（昭和21） ４月か

ら入植がはじまった。入植者の経歴は満州や植民地下にあった朝鮮半島、いわゆる「外地」からの帰還者、戦時中に行われた三瓶開拓増産隊ですでに開拓に携わっていた人たちであった。第1次以降も入植は続いたが、入植後しばらくして離農する人も多く、定着率は4割程度と言われるようにその生活は厳しいものだった。

17. 戦争孤児等養護遺跡（祈月書院など）

戦争孤児に対して、戦時中には「戦没兵士の遺児」として一定の生活、学業支援が行われていた。また、1946年（昭和21）11月に日本国憲法が公布され、他の社会福祉法制度に先んじて1947年（昭和22）に「児童福祉法」が制定されると、狭義の戦争孤児だけでなく、引揚孤児、家出孤児など、生活に困窮する擁護支援が必要な児童全般が保護の対象となった。

しかし敗戦後の混乱期から児童福祉法や児童養護施設などの福祉政策が軌道に乗るまでの間、日本社会全体が貧困と食糧難にあえいでいた時代の中で、戦争遺家族、傷痍軍人、引揚者なかでも戦争未亡人、戦争孤児などはさらに厳しい生活を強いられた[119]。

親族や縁者に頼るものが多かったとは思うが、こうした戦争孤児等の養護施設もわずかながらあった。松江市では祈月書院、東光学園、山陰慈育家庭学院・松江学院、いさを学園などである。大雑把に分けると祈月書院は儒教系、東光学園はキリスト教系、山陰慈育家庭学院・松江学院は仏教系の教育・福祉施設である。実態はほとんど不明であり、今後の研究が待たれる[120]。

おわりに

松江市はずっと「平和」だったのだろうか。十五年戦争の期間はどうだったのだろうか。そのことを考える手がかりが身近に残ってないだろうか。と、戦争を喚起する場所を、実態として残されているものも、記憶の中にしか残されていないものも含めて戦争遺跡として取り上げてみようと考えた。したがって間口だけは広くなった。こうして眺めてみると、「いろいろとあるものだなあ」と思われた方が多いのではないだろうか。私自身もそうである。

技術の発展が戦争も大きく変えた。第一次世界大戦以降、戦争は「総力戦」となったし、おそらく今後も、越えてはならない一線を越えてしまえばそうなるだろう。その場合、戦争は兵隊同士が殺し合うものではなく、国民同士で殺し合わせるものになる。松江市の戦争遺跡も、いうなればその残骸であり、その証人ではないだろうか。そのことを私たちはきちんと知識として知り、また自覚しているだろうか。

とはいいながら、松江市では戦争遺跡の悉皆調査や分布調査はおそらく行われたことがない（島根県全体がそうである）ので、本稿で松江市の戦争遺跡のすべてが網羅できたわけではない。基礎資料調査が行われていないので研究のほとんどすべてが途上にあるといってもよい。本稿がその入り口の役割を果たすことができれば幸いだが、当時の記憶をお持ちの方が年々少なくなっているのも事実である。今後の研究はより困難な中で行うことになるだろう。

また冒頭で触れたように、松江市にも西南戦争以降の「戦争関係碑」が数多く残されているが、本稿では、紙枚の都合により残念ながら割愛した。十五年戦争の「戦争関係碑」には、日本人三百万人、外国人二千万人という桁外れな犠牲者を生み出した戦争の結末が凝縮されている。一部は『島根の戦争遺跡』に掲載したので関心のある方は見ていただきたいが、戦争犠牲者とは何かを考える上でも、戦争の歴史を考える上でも貴重な文化財であることは間違いないので、さらなる調査が必要だろう。

最後に、戦争遺跡に関心を寄せてくださる方が増えることと、研究が深まることを願っている。ま

た、戦争遺跡の中には消滅の危機にあるものも少なくない。調査をして適切な保存が図られることも今後の課題だと思う。

注

（1）『松江市史通史篇５』松江市2020、近現代史年表15頁参照。『新修松江市誌』松江市1962、306頁参照。

（2）竹永三男「籠手田安定と「西南戦争戦死者紀念碑」」『湖都松江20』2010、安部登『松江の碑』松江市2015、85頁、『松江市史　別編１　松江城』松江市2018、424頁、有馬誉夫『島根の招魂祭』ハーベストブック2020、８～10頁参照。なお戦争関係碑に関しては島根県古代文化センター松尾充晶氏、有馬誉夫氏からご教示いただいた。

（3）『松江市誌』松江市1989、191頁参照。

（4）『御崎谷遺跡・大床遺跡』島根県教育委員会2001、角田誠「「美保関望楼」について」『舞鶴要塞Ⅰ』近代築城遺跡研究会2011参照。この遺跡は、戦争関係碑を除くと松江市内では最古の近代戦争遺跡である。石工や建造技術など、ほぼ同時期に完成した美保関灯台と関係する可能性もあり、今後の検討が必要であろう。

（5）前掲『御崎谷遺跡・大床遺跡』95頁参照。

（6）岡崎秀紀・鈴木誠「日本海海戦で島根県沿岸に漂着したロシア兵とその後」『島根県高等学校教育連合会研究紀要』2004参照。

（7）63連隊衛戍地の面積については『歩兵六十三聯隊史』編纂委員会1974、196頁参照。

（8）大原歳之「海の八甲田山「美保関沖事件」」『伯耆文化研究21号』2020、『美保関町誌　上』編纂委員会1986、625頁参照。なお美保関沖に沈没した「蕨」の水中撮影が大原氏などによって現在進められている。

（9）前掲『新修松江市誌』、前掲『松江市誌』、前掲『松江市史通史篇５』、前掲『歩兵六十三聯隊史』、『津田・古志原郷土誌』編集委員会1982、『乃木郷土誌』乃木公民館1991参照。

(10) 前掲『津田・古志原郷土誌』273頁参照。

(11) 碑文は、前掲『歩兵六十三聯隊史』595頁に全文が掲載されている。

(12) 前掲『歩兵六十三聯隊史』参照。163部隊については「NHK戦争証言アーカイブス」で従軍した兵士の証言を聞くことができるほか、部隊史も刊行されている。

(13) 前掲『歩兵六十三聯隊史』、前掲『新修松江市誌』383～385頁参照。

(14) 前掲『歩兵六十三聯隊史』、前掲『新修松江市誌』391頁参照。『モートロック戦記』私家版1983参照。

(15) この部隊に関しては、前掲『新修松江市史』402頁ほか、『古志原のあゆみ』古志原公民館2011など参照。西部101部隊が駐在していたのは確かなようだが、他の部隊に関しては明らかではない。例えばアジア歴史資料センターのC15120130400資料によれば、松江に配属されていた部隊は西部577部隊（第九航空教育隊）とされ、『島根県警察史資料編』でも「進駐軍説明資料」の「昭和二十年兵器の一般状況と県下所在部隊調」では、松江に所在する部隊として「空第五七七部隊　飛行機整備兵養成部隊」とある。おそらく多数の部隊が混在していたのではないかと思われるが、実態の究明は今後の課題である。

(16)『ふるさと乃木私の子供のころ』乃木公民館2011参照。なお1941年（昭和16）に策定された「国土防衛作戦計画要綱」にはすでに松江が「防空すべき要地」の一つとして、また「機動飛行場」として掲載されている（『戦史叢書本土防空作戦』防衛庁編、朝雲新聞社1968、83頁参照）。この「機動飛行場」が何を指しているのか具体的には分からないが、1915年（大正４）に連隊練兵場を使って松江で初めての公開飛行が行われたようなので（『新修松江市誌』358頁）、連隊の演習場や射撃場を飛行場として使っていたと思われる。

(17)『松江市内陸団地造成工事に伴う発掘調査報告書１』松江市教委2016、『風土記の丘地内発掘調査報告書13　来美廃寺』島根県教委2002参照。

(18) 前掲『歩兵六十三聯隊史』588～593頁参照。

(19) 前掲『島根の招魂祭』93頁参照。ただし安置した遺骨数を約1,000体とするものもある（前掲『歩兵六十三聯隊史』、前掲『津田・古志原郷土誌』）。

(20) ここでは前掲『歩兵六十三聯隊史』590頁の記述に沿って書いたが、前掲『津田・古志原郷土誌』299頁には、「今まであった墓石の多くは、慰霊塔の台石に利用された」とある。慰霊塔の台石なのか大燈篭の台石なのか現状では判断がつかない。

(21) ここでは前掲『歩兵六十三聯隊史』590頁の記述に沿って書いたが、前掲『津田・古志原郷土誌』299頁には、「忠霊塔を撤去して新しく慰霊塔を建立し」とある。改刻なのか新築なのか、これも現状ではどちらなのか判断がつかない。

(22) 前掲『歩兵六十三聯隊史』563～568頁参照。
(23)『戦史叢書本土決戦準備１』防衛庁編、朝雲新聞社1971参照。なお前掲『新修松江市誌』402～403頁などではこの憲兵隊の組織拡大と改称を「昭和19年秋」としているが、法律の改正と時期が合わない。ここでは1945年（昭和20）３月のこととして考えておく。
(24) 前掲『乃木郷土誌』357～360頁参照。「連隊道路」の名前は、連隊の衛戍地建設のために土地買収する際の資料にも記載されていて、設置当初から一定の区間が「連隊道路」の名前で呼ばれていたことは確実である（前掲『津田・古志原郷土誌』270頁）。ただしその区間の範囲については明確ではない。おそらく連隊が松江市に定着し、松江城等で各種の行事などを行うことと、連隊駐在当時、松江市の都市計画事業で市内幹線道路の整備が行われたので、道路整備が進行するとともに「連隊道路」の名前が市内に広がたのではないだろうか。朝日町公民館からは、伊勢宮町の新大橋までが「連隊道路」と呼ばれていたという情報もいただいた。
(25) ここでは前掲『古志原のあゆみ』86頁の記事を中心に記載したが、前注でも述べたように、この時期に松江で展開した部隊については不明な点が多い。飛行機とともに戦車や装甲車など、当時の軍備の状況に関しては今後の研究が必要であろう。
(26) 前掲『乃木郷土誌』461頁、前掲『古志原のあゆみ』86頁参照。
(27) 海軍人事部については有馬誉夫氏のご教示を受けた。アジア歴史資料センターC08011425300、同C08011285000参照。木村美幸「軍縮条約失効後における海軍の地方拠点形成」『日本歴史第868号』2001参照。
(28) 新庄正典「興雲閣の沿革」『松江市歴史叢書３』松江市2010参照。
(29) 松江歴史館蔵『昭和20年疎開以前北殿町住宅地図』北殿町の昔をさぐる会発行1978年参照。他に聞き取り調査でも同様の証言が得られた。『日本海軍史　第11巻』海軍歴史保存会1995、150頁には「松江市殿町190」とある。
(30) 湯町基地、玉湯基地については、陰山慶一『いま甦る大社基地』島根日日新聞社1996、『戦争と玉湯町』玉湯町教委2002、島根県立松江南高等学校社会部編『島根県玉湯町の水上基地について』2002を参考にした。基地の遺構配置に関しては県立松江南高等学校が調査されており、このことには深く敬意を表したい。ただそれから20年近くが経過した。基地の全体像を明らかにし、遺構の保存状況を確認する調査が必要な段階に至っていると思う。
(31) 前掲『戦争と玉湯町』には玉湯国民学校の学校日誌が掲載されていて大変参考になった。この学校日誌には、４月16日以降「農林校生徒」の宿泊が頻繁に記される。これを県立松江農林高校の80年史である『松農八十年史』691頁の「第４-26表　松江農林学校報国隊動員状況（昭和20年度）」と併せて考えてみると、この表で「出動先」を「八束玉湯」とするもののおよそ半数が作業内容を「軍動員」「海軍動員」とすることから、これが湯町基地造営に伴う宿泊であった可能性は高いと思われる。またアジア歴史資料センターC12070505000『秘海軍公報第5019号』参照。前掲『島根県玉湯町の水上基地について』によれば、５月５日の開隊日以前に水上機が宍道湖に飛来することもあったという。ただし同書６頁には、当時の搭乗員の“５月に赴任したときには基地の施設は何も整っていなかった”という証言を掲載する。基地の建設開始時期や期間については今後の検討が必要である。
(32) 前掲『戦争と玉湯町』８頁には、「（掩体建設などの作業について）そうした作業は海軍の設営隊の力によらず、地元の住民や生徒あるいは学生の勤労動員によるものであった」という当時の搭乗員の証言を掲載する。しかしこうした作業が動員だけでできるかどうか疑問に思われる。
(33) 前掲『戦争と玉湯町』29頁参照。
(34) 田原保二技術少佐については『海軍施設系技術官の記録』刊行委員会編1972参照。５月25日の玉湯国民学校訪問は、湯町基地造営の準備や調整のためだったのではないか。
(35) 前掲『いま甦る大社基地』207頁では部隊名を「第901海軍航空隊湯町派遣隊」とし、兵員数を約122～３名とする。前掲『島根県玉湯町の水上基地について』５頁では、この部隊を901航空隊美保基地派遣隊の分遣隊であろうと推測し、同７頁では兵員数は約150名とする。
(36) 前掲『島根県玉湯町の水上基地について』８頁の記述による。しかしこの数は掩体の数とは一致せず、また約150名と言う総隊員数に比べて配置される機数が少なすぎるという印象を受ける。あるいは機数を増やす計画があったのかもしれない。
(37) 掩体の建設や形状については前掲『島根県玉湯町の水上基地について』が詳しく紹介している。
(38) 高塚久司『島根県における空襲とその時代2020』私家版2020など参照。
(39) アジア歴史資料センターC12070505800『秘海軍公報第5085号』には事務開始日が７月18日とある。なおこの資料に「第五三九設営隊（海軍原部隊）」とあるが、設営隊の隊長は原三雄大尉であった（佐用泰司『海軍設営隊の太平洋戦争』光人社1996、267頁参照）。
(40) 前掲『戦争と玉湯町』12頁参照。

(41) 前掲『戦争と玉湯町』に掲載された玉湯国民学校学校日誌の７月７日条など参照。
(42) 前掲『新修松江市誌』358頁参照。
(43)『ふるさと朝日』朝日公民館2003、57頁参照。
(44) 前掲『島根県における空襲とその時代2020』３頁参照。
(45) ３月20日に「帝国陸海軍作戦大綱ニ基ク帝国海軍当面作戦計画要綱」が発令された。『戦史叢書　潜水艦史』防衛庁編、朝雲新聞社1979、438頁参照。
(46) アジア歴史資料センターC08010902900「水中特攻基地」参照。
(47) この三カ所の基地の中心的な位置にあったのが、舞鶴鎮守府にも近く、先の資料を見ても「蛟龍」の製造や乗組員の訓練施設も兼ねて建設され、格段と規模が大きい「大島蛟龍製造施設」である。「大島蛟龍製造施設」については福井新聞社によって調査が進められたが、それによると、舞鶴鎮守府所属第339設営隊（吉田進一隊長）の約670人によって、1945年（昭和20）４月下旬から工事が始まり、当時の大島国民学校を宿舎として５月から工事が本格化したようである（2021年（令和３）６月27日付け福井新聞参照。このほか同年３月31日付け福井新聞にも基地発見のニュースが掲載されている）。第338設営隊が大社基地建設に派遣される部隊なので、まさに計画が同時進行していたことになる。現在かなり大規模な地下壕が現地には複数残されており、大がかりな基地造営が進んでいたことが推測されるが、建設途上で敗戦を迎えたために未完成で終わった。なおこの「大島蛟龍基地」は、２月上旬、戦後史会議・松江で『島根の戦争遺跡』を制作した際に、島根、福井、石川三県にまたがる水中特攻基地に関心を持った共同通信社が、水中特攻基地に関する記事を福井県に配信してくださった。その配信記事に着目した福井新聞社の伊与記者が「大島」での調査を行い発見に至ったものである。また石川県の「麦浦」に関しては佐藤公男「水中特攻・麦ケ浦「蛟龍」基地について」『えぬのくに　第66号』江沼地方史研究会2021で紹介されている。ここにもかなりの規模で地下壕が残されているようであるが、建設部隊や建設時期については書かれていない。
(48) アジア歴史資料センターC08030302400『第五百三十四設営隊戦時日誌　自昭和二十年六月一日　至昭和二十年六月三十日』参照。ここには「作戦経過概要」の６月18日の項目に「美保方面特攻基地造成ノ為隧道班十六名七留ニ派遣」と書かれている。この「七留」が「七類」の誤りであることは確かだと思われるので、おそらくここから建設工事はスタートしたのだろう。また、森脇武夫『七類年代史』私家版1975には、1945年（昭和20）６月の記事として「九島に暁部隊　兵舎を建設、築壕し駐留す（区の記録）」とある。また『七類教育百年史』編纂委員会1975では、当時の七類国民学校長に1945年（昭和20）４月に赴任した高井富氏が、戦況の悪化とともに「特攻基地（人間魚雷）」が急遽作られることになり、最初は米子美保航空隊から予科練習生が「トンネル掘削作業」に通っていたと追想されている。しかし高井氏の回想のように、当時地元住民に対してここが「特攻基地（人間魚雷）」であることを伝えていたのかどうか疑問は残る。戦時中に軍部が機密事項に属することを公表していたとは思えないので、おそらく戦後に得た情報が混じっているのではないだろうか。
(49) 前掲『七類教育百年史』で高井氏が予科練生について触れている。
(50) 水中特攻基地については、大原歳之氏（鳥取県教諭）にその存在を教えていただき現地調査に至った。記して感謝したい。またこの基地に配備される予定だった「蛟龍」は、「人間魚雷回天」などと同じように、敗戦色濃い日本軍の最後の特攻兵器（特殊潜航艇、準特攻兵器）として開発され、1945年（昭和20）５月に兵器として採用・命名されたものである。『戦史叢書　潜水艦史』防衛庁編、朝雲新聞社1979によれば、全長は約26メートル、最大径約２メートル、五人乗りで２本の魚雷が装填できた。敗戦までに約100台が完成し、本土の各地に整備され、また整備されようとしていた（未完成のものは500台以上あったという）。
(51)『伝承おおの』大野公民館2010、43頁参照。
(52)『戦史叢書　本土防空作戦』防衛庁編、朝雲新聞社1968、19頁、46頁、93～94頁など参照。『島根県警察史昭和編』編纂委員会1984、137～139頁、287～296頁参照。『島根県警察史資料編』編纂委員会1986、695～697頁参照。高塚久司『島根県における空襲とその時代新版』私家版2010、前掲『新修松江市誌』372頁など参照。
(53) アジア歴史資料センターC08011425800『兵器需品引渡目録（追加）島根県』の英文資料の中に、「Point;Shimaneken Yatukagun Moriyamachou Difence Battery on Mihonoseki」と表記する資料があり、そこには高尾山山麓にあったと思われる高角砲陣地の場所やそこで接収されたと思われるカノン砲などの兵器が記されている。この場所は、本文で取り上げた宇井防空陣地遺跡とも近接する場所だと思われ、この一帯が防空陣地群として一種要塞化しつつあったことを物語っている可能性がある。そうした推定の当否も含め今後の検討課題であろう。
(54) アジア歴史資料センターC08011424400参照。
(55) 前掲『伝承おおの』42頁、大原歳之「美保基地周辺の海底の戦争遺跡群」『伯耆文化研究20』2019、52頁参照。
(56)「私の父（当時六十歳）が、森山万原で暁部隊の壕掘りに徴用されて出かける途中…」（前掲『美保関町誌上巻』

685頁）という回想が残されているほか、地元の方からは境港の対岸にあたる森山周辺の何カ所かで築壕が行われていたという証言を得たが、具体的な場所などは確認できていない。

(57) 前掲『戦史叢書　本土防空作戦』46頁参照。

(58) 片江では聞き取りでも現地捜査でもコンクリート製の聴音壕は確認できず、江角、宍道、掛合でも現地調査では確認できなかった。『島根の戦争遺跡』31～38頁参照。なお、松江市教育委員会が2007年（平成19）11月に刊行した『松江市防災行政無線（デジタル移動系）の中継局設備整備に伴う埋蔵文化財試掘調査報告書』では、マリンパーク多古鼻の南西丘陵に野波防空監視哨を想定し、試掘調査が行われている。松江市の遺跡地図でもここが野波防空監視哨となっていてその可能性は高い。ただし試掘調査の内容でそれを断定することは疑問も残る。本稿ではもう一カ所の候補地である多古鼻灯台の南の平坦地を掲載した。今後の検討が必要だと思われる。

(59) 前掲『島根の戦争遺跡』38頁参照。

(60) 防空監視哨の建造年代が分かる例は稀であり、島根県でも1936年（昭和11）９月20日から21日にかけて行われた第十師団管下の防空大演習に伴って、すでに何カ所かで「防空監視哨」は設置されている（昭和11年８月16日付け山陰新聞など、また『宍道町史通史篇下巻』宍道町2004、476頁参照）。この時に設置された防空監視哨と、「防空法」制定後の防空監視哨の運営体制や組織体制が同一かどうかはよく分からない。1936年（昭和11）段階の防空監視哨は、この防空大演習とセットで整備された可能性がある。おそらく６人一班、24時間体制、電話での連絡網などを完備した防空監視哨が県内各所に配置されるのは「防空法」以降であり、遺跡の多様性から推測すると、それも一斉にではなく順次整備されたのではないかと思われる。前掲『御崎谷遺跡・大床遺跡』参照。

(61) 前掲『島根県における空襲とその時代2020』44頁によれば、1945年（昭和20）７月24日、片江防空監視哨は米軍小型機の襲撃を受けている。片江防空監視哨に見られる地下壕は、あるいはこのことと関係する待避壕の可能性がある。

(62) 高塚久司氏には未発表論文「島根県における、帝国海軍県警海上監視と対空監視活動について」を閲覧させていただいた。記して感謝したい。このほか前掲『御崎谷遺跡・大床遺跡』97頁、前掲『島根県警察史　資料編』など参照。日御碕特設見張所については『島根の戦争遺跡』40～41頁参照。アジア歴史資料センターC08011284900「呉鎮守府管内海軍施設目録」、同C08011425300「海軍用地及同施設引渡目録（追加ノ分）」など参照。

(63) 前掲『戦史叢書本土防空作戦』145頁、前掲『御崎谷遺跡・大床遺跡』97頁、前掲『島根県警察史資料編』706頁など参照。

(64)『大社高等学校百年史』編纂員会1998、327頁参照。

(65) 前掲『松江市誌』270頁参照。

(66) 前掲『松江市史通史篇５』466頁参照。なお具体的な戸数は不明だが、出雲市では第１次建物疎開が７月21日に始まったという。『出雲市三十年誌』出雲市1973、26頁参照。

(67) 石川県平和委員会／戦争をさせない石川の会編『記憶の灯り希望の宙へ　いしかわの戦争と平和』2020参照。

(68)『NHKスペシャル本土空襲全記録』角川書店2018参照。

(69)『島根の戦争遺跡』では『伝えたいふるさと城西思い出話』城西公民館2010、『わたしたちのまち朝日』朝日公民館2010などを参照して執筆した。こうした公民館などでまとめられた郷土誌には防空壕に関係する記事も掲載され貴重である。引き続き現地の確認と記録化が必要であろう。

(70) 山陰での最初の空襲は1944年（昭和19）年８月11日だが、空襲の対象は太平洋岸に移るので、本格的に山陰が空襲に襲われるようになるのは、翌年６月以降であった。前掲『島根県における空襲とその時代2020』参照。高塚久司「「山陰両県へのB29による機雷投下」と出雲大社部への影響」『大社の史話182号』2015参照。

(71) 前掲『島根県における空襲とその時代2020』２頁参照。

(72) 前掲『歩兵第六十三聯隊史』568～570頁、前掲『乃木郷土誌』353～354頁参照。

(73) 前掲『歩兵第六十三聯隊史』570頁、前掲『乃木郷土誌』466～467頁参照。

(74)『鹿島わがとこ聞きある記』鹿島公民館2011参照。

(75) 有馬誉夫『島根の観光レジャー史』ハーベスト出版2016、114～115頁、前掲『島根県における空襲とその時代新版』13頁参照。

(76)『雑賀教育百年史』雑賀小学校開校百周年記念事業委員会1974、100頁参照。

(77)『松江商業高等学校六十年誌』1962、688頁参照。

(78) 前掲『歩兵第六十三聯隊史』567頁参照。

(79) 前掲『島根県玉湯町の水上機基地について』14頁参照。

(80) 前掲『戦争と玉湯町』29頁に収録された玉湯国民学校学校日誌５月25日条に、「本日より海軍施設部員来校宿泊」とある。湯町基地の建設と関係する可能性がある。

(81) 前掲『七類教育百年史』参照。
(82) 美保基地に関係する軍用機の撃墜・墜落については大原歳之「美保基地周辺の海底の戦争遺跡群」『伯耆文化研究20』2019参照。
(83) 前掲『島根県における空襲とその時代2020』参照。大社基地での事故やエンジントラブルについては、前掲『いま甦る「大社基地」』、槇原吉則『川の中の飛行場』私家版2012などでも繰り返し論じられている。
(84) 前掲『伝えたいふるさと城西思い出話』60～62頁参照。
(85) 高塚久司氏のご教示による。
(86) 前掲『美保関町誌上巻』686～687頁参照。
(87) ただし1936年（昭和11）にはすでに「軍需産業五か年計画」「軍需品製造工業五か年計画」などが作られていて、中国大陸や南方への進出が想定されていた。
(88) 1938年（昭和13）６月、文部省は「集団的勤労作業運動実施に関する件」を通牒し、夏季休暇の前後に集団勤労作業を指示した。1941年（昭和16）５月には「青少年学徒食糧資料等増産運動実施要綱」を発表し、年間30日以内を作業に充てることにした。さらに同年６月の「国民勤労報国協力令」を経て、1942年（昭和17年）８月には学校の修学年限が短縮され、1943年（昭和18）10月には、旧制中学校の生徒は１年の３分の１が動員されることになり、1944年（昭和19年）３月には、同年４月から１年を通して必要に応じた勤労動員となることが閣議決定され、国民学校の高等科児童及び中等学校の生徒は常時（勤労）動員されることになった。このように教育を犠牲としながら戦時体制は強化された。
(89) 学徒出陣もはじまった。1943年（昭和18）10月21日、明治神宮外苑競技場において、東条首相、岡部文相同席のもと、「出陣学徒壮行会」が挙行された。松江高等学校（島根大学の前身）でも20人が出陣した（前掲『松江市史通史篇５』352頁参照）。
(90) アジア歴史資料センターC13120868600「昭和一八年度指定工場事業者名簿」、同C08011425400「島根県兵器需品引渡追加目録　島根県下海軍監督工場並管理工場及呉工廠砲熕部作業場ニ対スル分」参照。また鳥取県立公文書館には「昭和十四年五月地方長官会議ノ節地方状況御下問ニ対シ奉答綱　鳥取県知事」とういう公文書の中に軍需工場が掲載されている。そこでは軍需工場が「軍需工場トシテ指定サレタルモノ」「軍管理工場」「監督工場」「協力工場」「協力工場トナルベク指導中ノモノ」「加工工場名及能力調」と分類されていて、陸軍・海軍の管理区分のほか製品名や工員数なども記されている。おそらく島根県にもこうした名簿が存在し、役場や学校を通じて動員数などの割り当てがあったに違いないが、こうした経済統制下における産業の在り方についても島根県では十分に明らかになっていない。なおこの点については竹永三男氏のご教示を受けた。前掲『島根県警察史昭和編』350～355頁、前掲『新修松江市史』395～397頁参照。なお学校の動員に関しては高塚久司氏からご教示を受けた。
(91) 前掲『新修松江市史』1223～1233頁、『わたしのまち朝日』朝日公民館2010、10～14頁参照。
(92)『島根県の近代化遺産』島根県教育委員会2002、52頁参照。
(93) 前掲『松江市史通史篇５』587頁参照。1939年（昭和14）に島根県が金属の中でも金の供出を進めるために標語を募集したが、入選作品の中に「国のためなら愛児も金も」と言う作品がある（『平田市誌』平田市1969、654頁参照）。強制する軍部や政府・自治体、そしてそれに賛同する国民。十五年戦争の行き着く先を予言するかのような作品である。
(94) 前掲『松江市誌』267頁参照。
(95)『出雲塩冶誌』塩冶公民館2009、585頁、高嶋敏展『忘れられた戦争』どこでもミュージアム研究所2021参照。
(96)『講武村誌』講武村1955、196頁、『鹿島町誌』鹿島町1962、349頁、前掲『伝承おおの』42頁参照。
(97) 池橋達雄編著『荘原歴史物語』2004、231～238頁、前掲『島根県における空襲とその時代新版』10～12頁参照。
(98)『恵曇の今昔』編纂委員会2004、309～313頁参照。
(99) 小野雅章『御真影と学校』東京大学出版会2014、374頁参照。なお木次国民学校では1931年（昭和６）１月に「御真影」を「拝戴」している（『木次小学校史』新築記念事業実行委員会1981、15頁）。奉安殿の建設と直接つながるものではないが、こうした事例を収集する必要がある。
(100) 鵜鷺国民学校や大東国民学校では奉安殿はなく、講堂の壇上に扉のある特別な棚が作ってあって、「御真影」はそこに収納されていた。
(101)『島根県立出雲工業高等学校創立二十五周年史』出雲工業高校1969、27頁参照。
(102) 旧制今市工業学校（出雲工業高校）では撤去されたのは８月とあり（前掲書）、旧制伊波野国民学校では７月22日（『伊波野村誌』259頁）、旧制木次国民学校では７月21日であった（『木次町の言い伝え第４集』1996、33頁参照）。
(103) 前掲『島根の戦争遺跡』94頁～96頁を参照されたい。また最近雲南市木次町西善寺境内にも残されていることを

確認した。

(104) 前掲『島根県警察史昭和編』393～395頁、前掲『松江市史通史篇５』517～519頁参照。

(105)『恵みの百年』松江カトリック教会1997を参照したほか、松江カトリック教会で聞き取りを行った。そのほかキリスト教史学会編『戦時下のキリスト教』教文館2015参照。

(106)『日本基督教団松江教会創立百周年記念誌』2009、14頁参照。

(107)『戦時下のキリスト教』キリスト教史学会編、教文館2015、168頁参照。

(108) 前掲『日本基督教団松江教会創立百周年記念誌』15頁参照。

(109) こうした国家主義や全体主義に誘導されて生み出された各種のスローガンの意味は大きい。単なる風潮とは言い切れないものがある。戦争とともに生まれ、また、あるいは戦争を苛烈化させた原動力の一つであったこの精神や感情が一時的なものであるのかどうか。それを問うことは重要である。

(110) 宍道国民学校、来待国民学校については、宍道町の昭和を語る世話人会が編纂した『わたしたちの昭和（前期)』1992に記載がある。またこのほか出西国民学校の例は前掲『島根県における空襲とその時代2020』に所収された鬼村吉郎氏の回想録に記載があり、木次国民学校の例は前掲『木次小学校史』29頁に記載されている。平田町東国民学校でも行われていたようである。

(111) 前掲『島根の戦争遺跡』ではそのいくつかを紹介しているので参照されたい。

(112) 前掲『島根県警察史昭和編』439～445頁、前掲『新修松江市史』411～415頁、前掲『乃木郷土誌』481～483頁参照。

(113) 前掲『島根の観光レジャー史』118～121頁参照。

(114)『島根県満州開拓史』編纂委員会1991、196頁、『悲境の大地』東安会1999参照。

(115)『島根県立大東高等学校六十年誌』大東高校1982、192～202頁参照。

(116) 満州移民の総数は『島根県満州開拓史』に記載された人数3,035人による。ただしこの人数のうちに島根県報国農場に派遣された隊員が含まれているのかどうかは判然としない。

(117) 最も移民が多かった長野県の生存率は約50％である。ちなみに島根県報国農場に派遣された第２次隊員144人のうち、帰還者は100人である。前掲『島根県満州開拓史』393頁参照。

(118) 前掲『松江市史通史篇５』540～543頁、『忌部郷土誌昭和編』忌部公民館1990参照。

(119) 戦争孤児の養護などに関する全般的な歴史については吉田久一『日本社会事業の歴史　全訂版』勁草書房1960参照。また平井美津子・本庄豊編『戦争孤児たちの戦後史２』吉川弘文館2020、３頁によれば、1948年（昭和23）２月に厚生省が行った全国調査では、20歳未満の戦災孤児数は、沖縄県を除いて計123,512人であったという。うち島根県は1,858人であった。前掲『松江市史通史篇５』539～540頁参照。

(120) ここに挙げた祈月書院や東光学園、山陰慈育家庭学院のほかに、平田の双樹園が1950年から孤児等の養護活動を行っている（『島根県社会福祉史』島根県社会福祉協議会1986、434頁参照)。なおこの項目に関しては有馬誉夫氏にご教示いただいた。

第３回･第４回内国勧業博覧会関係史料からみた乃木村の産物

―製紙業を中心に―

鳥谷智文

１．はじめに

明治初年、出雲地域における産物の中で、製紙については意宇郡、仁多郡、大原郡、飯石郡で生産があり、そのうち意宇郡においては、中折、半紙、塵紙の生産が見受けられる。そのうち半紙と塵紙は、他郡と比較して最も生産額が大きい[(1)]。意宇郡の製紙業は、弘化２年（1845）、安政５年（1858）に作成された「出雲名物番付」では、御立山焼、布志名焼とともに「頭取」に記載されている「野白紙」と考えられる[(2)]。すなわち、「野白紙」とは、「乃木村大字乃白」（現在の松江市乃白町）で営まれた製紙業であった。

明治期の乃木地区における手工業については、近世からの製紙業、今岡道政による瑪瑙細工などが指摘されている[(3)]。その中でも、製紙業については、内田兼四郎がその概要を示しており、それによると、寛永15年（1638）、中條善左衛門が越前から松江へ藩士としてとり立てられ、松江藩藩営の御紙屋として製紙を開始したとされる。その後、享保元年（1716）、野津甚七（中條家の弟子）が二軒目の御紙屋として独立し、製紙を開始、天明２年（1782）、野津甚八が三軒目の御紙屋として独立し、製紙を開始したとされる[(4)]。氏によると、御紙屋で生産された紙は、奉書紙・中折紙・障子紙・鳥子紙・土佐紙・西の内紙・塵紙など40種類にも及んだ[(5)]。

さて、明治期については、これまでに以下のような分析がある[(6)]。

・明治維新によって松江藩の御紙屋は無くなり、自由な生産活動が始まった。

・乃白では３軒の御紙屋で使われていた人々が、それぞれ独立し、盛んに三椏紙を生産し始めた。

・明治10年（1877）頃、新たに麦藁を使った麦稈紙が工夫され、明治16年（1883）頃には障子１枚大の純三椏紙や、稲藁の繊維に三椏・楮をまぜた藁紙が作られた[(7)]。

・明治25～26年（1892～1893）頃が野白製紙の全盛期であり、製紙専業個数約60戸、乃白集落全戸数の７割５分にあたり、仁多・大原・簸川郡から200名余りの女工が入り込む。年生産額30,000円ほどであった[(8)]。

そもそも、日本の製紙業は古代の税システムの中で公家・僧侶を消費者として発展し、中世には武家が使用者として加わり、檀紙・杉原紙・奉書紙・美濃紙が流通した。近世においては、町人が消費層に加わり、節約型の半紙・半切紙など多種の紙が大量に生産され、流通した。その主要な生産地を示した江戸中期の『紙譜』（『新撰紙鑑』）（安永６年（1777）刊行）、『和漢三才図絵』（正徳２年（1712）刊行）によると、出雲国は、杉原紙・奉書紙・板紙・半紙・半切紙・延紙類の産地としてあげられている[(9)]。

明治期に入ると、西洋式機械印刷やペン書きに適する紙を目指し、明治７年（1874）、有恒社による抄紙機による最初の洋紙生産が始まり、明治12年（1879）には、東京・京都・大阪・神戸に民営の５工場、官営の２工場が設置され、生産が拡大した[(10)]。その後、洋紙製造高は、明治20年（1887）には676万ポンド、明治40年（1907）には１億4714万ポンドと約22倍の伸びとなっている。西洋紙の価額は、明治20年（1887）で41万円、明治40年（1907）で1247万７千円と約30倍の伸びであった。和紙においても明治20年（1887）には501万円、明治40年（1907）には1950万６千円と約４倍の伸びとなっており、洋紙の伸び率とは比較にならないが、増額となっている[(11)]。

そのような中で、和紙の生産額は、明治７年（1874）には１位：山口県、２位：高知県、３位：磐前県、４位：愛媛県、５位：熊谷県、６位：浜田県となっており、出雲地域（島根県）は上位20県にランキングされていない。明治10年代においても、島根県における主要生産地は那賀郡、美濃郡、鹿足郡、すなわち石見地域であり、出雲地域については分析、評価の対象とはなっていない[(12)]。

しかし、明治５年（1872）の「旧松江藩引継雑款　物産表」では、出雲地域の産物366種類中、中折が約7418円で34番目、塵紙が約3711円で53番目、半紙が約547円で128番目と上位にあり、意宇郡の産物132種類中、塵紙が2380円で18番目、半紙が約504円で40番目、中折が約275円で55番目と上位に位置しており、意宇郡に位置する乃白は、明治初期から地域を支える製紙生産があったと想定され、当該地区の特徴的産業と考えられる[(13)]。

よって、本稿では、明治10年代から従来の最盛期といわれている明治20年代について、「第三回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-1）、「第四回内国勧博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-2）により、乃木村から内国勧業博覧会に出品された品物を示しつつ、製紙業について出品紙の解説文から、その特徴について概観する。

以下、明治14年（1881）、同22年（1889）の史料は、「第三回内国勧業博覧会一途」、同27年（1894年）の史料は、「第四回内国勧博覧会一途」を出典とし、特に記載しない。

２．内国勧業博覧会にみえる乃木村の出品物

明治23年（1890）第３回内国勧業博覧会における乃木村の出品物について表１に示した[(14)]。表１によると、粳米という農業生産物が見られるが、大半は工業生産物であり、その中でも製紙業で製作される和紙がそのほとんどを占めていた。出品者の中には、近世から続く中條家の記載があるが、その他に目次家２家、高島家、福間家など新興の製紙業者も見られる。紙の種類は、小奉書、美濃紙、雁皮紙、中折、半紙など多種にわたるが、蚕種原紙など養蚕を絡めた紙も出品されている。製紙業者では、中條家が最も多くの種類を出品しており、他の製紙業者は、１～２品に過ぎなかった。ただ、代金は、中條家よりも高い家が多いという特徴がみられる。

表１　明治23年（1890）第３回内国博覧会における乃木村出品物・産額・代価

番号	出品物	産額	代金（円.銭.厘）	出品者住所	出品者	備考
1	粳米	８石	60.00.0	乃木128番屋敷	吉木彌市	総代
2	粳米	10石	75.00.0	乃木223番屋敷	野津唯次郎	
3	蚕種原紙	1700枚	829.00.0	乃白９番屋敷	目次義一郎	
4	天具状	6300束				
5	小奉書	320束	358.50.0	乃白５番屋敷	高島文右衛門	
6	美濃紙	6500束	835.00.0	乃白64番屋敷	福間周兵衛	
7	中折紙	5600束	824.00.0	乃白166番屋敷	目次冨太郎	
8	詩撰紙	2000束	670.00.0	乃白14番屋敷	中條寛之助	
9	五色縮紙	11800枚				
10	美濃紙					
11	厂皮紙					
12	藁紙半紙					
13	瑪瑙曲玉	638箇	62.20.4	乃木101番屋敷	今岡道政	
合計			3713.70.4			

出典：「第三回内国勧業博覧会出品産額及代価御届」（「第三回内国勧業博覧会一途」乃木公民館所蔵文書37-1）

5年後の同28年（1895）第4回内国勧業博覧会における乃木村出品物については、表2に示した[15]。

表２　明治28年（1895）第４回内国勧業博覧会乃木村出品物

番号	品名	数量	売価（銭）	姓名	所在
1	中折紙	1束	25	細田為市	乃白29番屋敷
2	半切紙	1束	7		
3	養種原紙	10枚	24	目次林左衛門	乃白32番屋敷
4	漉透長半切紙	1束	20	中條寛之助	乃白14番屋敷
5	黄色詩撰紙	20枚	35		
6	コツヒー紙	1束	60		
7	米	1斗	85	多久和猶右衛門	乃木127番屋敷
8	人参	1斤	260	野津武一郎	乃木213番屋敷
9	蚕種	1枚	50	福島榮太郎	乃木59番屋敷

出典：「出品原簿」（「第四回内国勧業博覧会一途」乃木公民館所蔵文書37-2）

表2によると、第3回の時より出品物は減少していることがわかる。前回と同様、米の出品はあったが、それ以外に人参（朝鮮人参）や蚕種が加わっていることが指摘できる。和紙の出品は多いが、製紙業者は中條家、目次家、細田家であり、前回と比較して2家減少している。細田家は新たに出品した製紙業者である。出品物は、前回と同様の中折紙、半切紙、蚕種原紙などがあるが、コツヒー紙という新しい紙も出品されている[16]。製紙業者では、中條家が前回出品した種類数よりも減少している。

３．内国勧業博覧会関連史料にみえる製紙業

本章では、内国勧業博覧会に出品した製紙について、主たる製紙業者ごとにその特徴を述べる。

①中條寛之助

明治14年（1881）段階では、「西内紙・五色土佐紙・五色奉書縮紙・中様紙・壇紙・美濃紙・漉透紙」という出品紙がみられる[17]。中條家における原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇郡ノ五郡真楮、島根・神門二郡ノ山ニアル雁皮ヲ以テス」とあり、大原・仁多・飯石3郡の山間部と神門・意宇2郡の平野部に近い山々から採取する真楮と、島根・神門2郡から採取する雁皮の2種類であった[18]。

製造法は「楮・雁皮煮立、然ル后、擲碎、而シテ舟ニ入、簾ヲ以漉上ケ后板ニ張リ、日光ニ照シ、乾シタルモノナリ」と簡単な記載があった。

また、「別記」として、

楮或ハ蕘花ヲ以テ製スルニ先ツ其皮ヲ剥キ、釜ニ水ヲ入レ、湯ノ沸騰スルヲ待テ灰汁ヲ混和シ、大凡三時間煮熟シ、然ル后水ニ浸シ、塵ヲ除キ、其最モ良ナル者ヲ擇ヒ、盤ニ載セ、棒ヲ以テ敲砕シ、漂洒シテ灰気ヲ去リ、紙槽ニ入レ、糊南五味子ヲ和シ、簾ヲ桁ニ挟ミ、抄成シ、水気ノ淋下スルヲ待テ刷毛ヲ以テ板ニ貼リ、乾シテ后、其四辺ヲ断載ス

とも記してあり、楮や雁皮を原材料に和紙を製造するときには、皮を剥ぎ、釜に水を入れ、沸騰させ、灰汁を混ぜ、3時間煮て、その後水に浸し、塵を除き、最良の物を選んで盤に載せ、棒で敲砕し、漂洒して灰気を除き、紙槽に入れ、糊南・五味子を混ぜ、簾を桁に挟み抄成し、水気を淋下させ刷毛で板に貼り、乾燥させた後、その四辺を断載するとある[19]。

ちなみにこの当時認識されていた開業や沿革については、「寛永年中直政公出雲国エ御入国之節、先祖中條善左衛門越前国ヨリ該地エ被召寄、代々伝習ヲ受ク、今時寛之助迄拾三代業ヲ営」とあり、中條

善左衛門が越前国より出雲国へ移動したのは寛永年中であり、はっきりした年号は記載されていない。また、寛之助まで13代紙漉きを行ったとある。

産出種類は、「奉書紙・漉透紙・西ノ内紙・五色奉書紙・中様紙・鳥子紙・半紙・美濃紙・命令用紙・五色土佐紙・半切紙等ナリ」であり、前述の出品物の他に半紙・命令用紙・半切紙があった。

興味深いのは、「効用」で、

奉書紙・西ノ内紙・半紙・美濃紙・半切紙ハ（ヵ）通常用紙

漉透紙・鳥子紙ハ鑑札、或ハ会社ノ株券等

命令用紙ハ管庁ノ用紙、

五色奉書紙、短冊或ハ社寺ノ用

五色土佐紙ハ薬袋紙ニ用フ

とあり、奉書紙・半紙などは通常の用紙、漉透紙・鳥の子紙は鑑札・会社の株券、五色奉書紙は短冊や社寺用の紙、五色土佐紙は薬袋紙に用い、紙により利用のされ方が相違している[20]。

明治22年（1889）の段階では、出品紙として「詩撰紙・五色縮紙・美濃紙・雁皮紙・藁紙半紙」があげられている。この時の産出種類は、「奉書紙・漉透紙・西ノ内紙・五色奉書紙・中様紙・鳥子紙・半紙・美濃紙・命令用紙・五色土佐紙・藁紙等ナリ」とあり、同14年（1881）段階との違いは、新製品である藁紙半紙であろう。原材料については、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ニ産スル真楮、島根・神門二郡産ノ蕘花樹ヲ用ユ、藁紙半紙ハ藁拾分ノ七ヲ混和ス」とあり、真楮、雁皮については同14年（1881）段階と同様だが、藁紙半紙については藁を７割ほど混和するとある。販路については、「出雲国各郡・大坂・北海道」と記載があった[21]。

この段階での史料には、「審査請求ノ主眼」と称して出品紙の特徴が下記のように記されている。

詩撰紙ハ紙質ノ善良ト班紋ノ巧妙ニ在リ

五色縮紙ハ色付ノ鮮美ト縮方ノ巧妙ニ在リ

美濃紙ハ専ラ紙質ノ善良ニ在リ

雁皮紙ハ鞏固ト艶美ニ在リ

上記史料によると、詩撰紙は、紙質が良く模様が巧妙であり、五色縮紙は色があざやかで美しく縮方が巧妙であり、美濃紙は紙質が良く、雁皮紙は強くあでやかで美しいと、紙質の良さや美しさが強調されている。

しかし、藁紙半紙は、「実況」において、「漉槽四個、藁ヲ~~以テ~~原料トセシモノニテ、其質鞏固ナラサルモ、価簾ニシテ使用ニ堪ユルヲ以テ年中藁ヲ原料トシテ漉出ス、諸紙ノ合計八千束ニ達セリ」とあり、質は強いものではないが、廉価で使用に堪えられるという他の紙とは全く異なる観点から特徴が示されている。また、「成蹟」の項では、「明治十八年発明已来年ヲ追ッテ輸出高多キヲ加ヘ、明治二十年ヨリ乃白部落ニ於テ壱ヶ年ノ輸出高拾五万（「束」脱ヵ）ニ至レリ」とあり、藁紙半紙は明治18年（1885）に発明され、年々輸出が伸び、乃白地域では、年間の輸出高が15万束にもなっていたとある。

５年後の明治27年（1894）段階では、出品紙として、「漉透長半切紙・黄色詩撰紙・コツヒー紙」の３種があげられており、前回、前々回と比較して出品数が減少している。しかし、産出種類は、「奉書紙・漉透紙・西ノ内紙・五色奉書紙・中様紙・鳥子紙・半紙・美濃紙・命令用紙・五色土佐紙等ナリ」とあり、多岐にわたっていた。原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ニ産スル真楮・三椏、島根神門二郡ニ産スル蕘花樹ヲ用ユ」とあり、供給地域は前回、前々回と同様であるが、原材料として三椏が加わっている。「審査請求ノ主眼」の項で示される紙の特質については、

長半切紙ハ専ラ紙質ノ善良ニアリ

黄色詩撰紙ハ染色ノ鮮明、紙質ノ艶美ニアリ

コツヒー紙ハ紙質ノ勁ナルト滑沢ニアリ

とあり、長半切紙は紙質の良さ、黄色詩撰紙は染色の鮮明さ、紙質の艶美さ、コツヒー紙は紙質の強さ、なめらかさ、つやがあることが示されている。

販路は、前回と同様「出雲国各郡・大坂・北海道」であった。

中條家で特筆されるのは、博覧会等での出品物の表彰である。

「褒賞」の項で、A～Dの評価を得ている。

A．明治拾年第一回内国勧業博覧会ニ鳥ノ子紙・中様紙等ヲ出品シ、左ノ事項ニヨリ龍紋賞牌ヲ賜ル紙

鳥ノ子紙質勁クシテ肌滑沢ナリ、中様紙ハ質薄ク緻密ニシテ最嘉シ、且「コツヒー」紙ニ適ス、今一層白色質ニシテ廉価ニ製出セハ、盛大期スヘシ

B．明治十三年宮城県博覧会ニ鳥ノ子紙外数品ヲ出品シ、左ノ事項ニヨリ一等賞牌ヲ賜ハル

鳥ノ子紙外数品

鳥ノ子紙質勁クシテ肌滑沢ヲ帯ヒ、且鮮明ナリ、多年熟練ノ効アルニ足ル

C．明治十四年第二回内国勧業博覧（「会」脱ヵ）ニ五色紙ヲ出品シ、左ノ事項ニヨリ三等有功賞牌ヲ賜ル

五色紙

紙質佳ニシテ染色鮮明ナリ、抄造ノ注意宜シキヲ観ル共有功嘉賞スヘシ

D．明治廿五年五月第四回関西聯合府県共進会ニ長半切紙ヲ出品シテ四等褒賞ヲ受ク

Aは、明治10年（1877）、第1回内国勧業博覧会において鳥ノ子紙・中様紙等を出品し、龍紋賞を受賞した[22]。授賞理由として、鳥ノ子紙は強く表面がなめらかでつやがあり、中様紙は逆に薄く緻密で最もよいもので、「コツヒー」紙に適していると講評されている。そして審査員からは、今一層白色にして廉価で製出すれば、盛大となるであろうというアドヴァイスもあった。

Bは、明治13年（1880）、宮城県博覧会において鳥ノ子紙外数品を出品し、一等賞を受賞した。授賞理由としては、鳥ノ子紙は強く表面がなめらかでつやがあり、かつ鮮明であると講評されている。また、多年にわたる熟練の効であるとのコメントもあった。

Cは、明治14年（1881）、第2回内国勧業博覧会において五色紙を出品し、三等有功賞を受賞した。出品紙は、紙質がよく染色が鮮明であるとされた。また、抄造において注意が宜しく行き届いていると評価されている。

Dは、明治25年（1892）5月、第4回関西聯合府県共進会において長半切紙を出品し、四等褒賞を受賞した。この時の講評は記載されていない。

このように、中條家では多くの博覧会などで代表作を出品し、受賞している。内国勧業博覧会は、国家を富強に導く国内産業増進策として政府が主導した国家プロジェクトであり、地方博覧会は、内国博覧会をモデルとして産業奨励を企図して開催された小博覧会である[23]。このような博覧会への出品は、中條家にとって製品の広報活動の一環ととらえられ、受賞ということになれば、自身が生産した紙の利用価値を世上に知らしめることとなり、販売量の拡大につながる可能性が高くなると考えられる。表3にみられるように、中條寛之助が生産した和紙の出品紙に限っての各年生産量、代価をみてみると、明治10年代は多種類の紙を年々増産させ、代価は上昇していき、明治13年（1880）は、同10年（1877）の約2.8倍の伸びとなっていることがわかる。この伸び率の背景の一端に、前述の博覧会等での受賞があったと推測されよう。

表３　中條寛之助製紙生産量及び代価

年	西暦	出品紙	生産量（枚）	代価（円）
明治10	1877	西内紙・五色土佐紙・五色奉書縮紙・中様紙・壇紙・美濃紙・漉透紙	329000枚	297
明治11	1878	西内紙・五色土佐紙・五色奉書縮紙・中様紙・壇紙・美濃紙・漉透紙	493800枚	740
明治12	1879	西内紙・五色土佐紙・五色奉書縮紙・中様紙・壇紙・美濃紙・漉透紙	530500枚	837
明治13	1880	西内紙・五色土佐紙・五色奉書縮紙・中様紙・壇紙・美濃紙・漉透紙	550000枚	845
明治22	1889	詩撰紙・五色縮紙・美濃紙・雁皮紙・藁紙半紙	7833束・13200枚	677
明治27	1894	漉透長半切紙・黄色詩撰紙・コツヒー紙	9000束・15000枚	1350

出典：「第三回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-1）
「第四回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-2）

また、明治20年代では藁紙半紙など明治10年代とは違う商品が出品されるようになり、種類も少なくなるが、代価は明治22年（1889）から同27年（1894）にかけて約２倍の伸びとなっており、表中では明治27年の代価が最も高額であり、先行研究で指摘されていた明治20年代後半の乃白地区における製紙業全盛期という判断はあながち間違いではないように思われる。

以下、明治22年（1889）段階で見受けられる中條家以外の製紙業者について概観する。

②高島文右衛門

出品紙は「小奉書」１品のみであった。産出種類は「奉書紙・美濃紙・箱折紙」の３種類で、中條家と比較して種類が少ないが、その中でも「小奉書」が有力商品であったようである。原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ノ真楮、島根・神門二郡ノ山ニアル薨花ヲ以テス」とあり、中條家と同様の地域から同様の原材料を供給してもらっている。

「開業沿革年暦」では、「~~文化~~天明年中島根県出雲国意宇郡乃白村野津甚七ニ就テ製紙業ヲ習ヒ、尓后連綿製紙業ヲ営ム」とあり、天明期（1781～1789）に２番目の御紙屋野津甚七のもとで製紙業を習ったとある。「沿革」の項では「文化年中起業以来連綿製紙業ニ従事ス」とあり、文化年中（1804～1818）に独立して起業した。販路は、「出雲国各郡・大坂・北海道」であった。

③福間周兵衛

明治22年（1889）段階で、出品紙は「美濃紙」１品のみであった。産出種類は、「美濃紙・箱折紙・中折紙・半紙・半切紙」の５種類で、高島家よりも多種であった。原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ノ真楮、島根・神門二郡ノ山ニアル薨花ヲ以テス」とあり、中條家と同様の地域から同様の原材料を供給してもらっている。

「開業沿革年暦」では、「慶応元年度出雲国意宇郡乃白村野津九郎右衛門ニ就テ製紙業ヲ~~研究シ~~習ヒ、尓后独立ノ開業~~トナレリ~~ヲナス」とあり、慶応元年（1865）、２軒目の御紙屋野津九郎右衛門のもとで製紙業を習い、研究し、その後独立して開業したとあり、高島家よりも新しい製紙業者ということになる[24]。

「効用」には、「~~美濃紙ハ通常ノ用紙ナリ~~、普通ノ事由ナルヲ以茲ニ略ス」とあり、美濃紙が通常用紙として利用されていることがわかる。「審査請求ノ主眼」では、美濃紙について「紙質ノ善良ニ在リ」とあり、紙質の良さが評価ポイントとなっている。販路は「出雲国各所・大坂・北海道」とあった。

④目次儀一郎

出品紙は「蚕種原紙・天具状」の２品であった。産出種類は、出品紙も含め「蚕種原紙・天具状・美濃紙・中折紙・半紙・障子紙」であり、多種にわたった[25]。「開業沿革年暦」によると、「天明ノ年度出雲国意宇郡乃白村中條善左衛門ニ就テ製紙業ヲ習ヒ、尓后方今ニ至り、四代継続製糸業ヲ営ム」とあり、天明期（1781～1789）に中條善左衛門のもとで製紙業を習い、その後独立し４代継続している。原

材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ノ真楮、島根・神門二郡ノ山ニアル蕘花ヲ以テス」とあり、他の製紙業者と同様であった。ただ、出品紙である蚕種原紙については、「蚕種原紙ハ桑皮拾分ノ七ヲ混和ス」とあり、桑皮を7割混ぜるとしている。「実況」の項では、「蚕種原紙ハ、楽皮ヲ以テ製紙ノ原料トセシモノニテ、其質鞏固ニシテ卵付ニ適スルノ経験アリ、其中漉出高五百束」とあり、紙質はしっかりしていて卵を付ける点において適合しており、生産高は500束であったことがわかる。また、「成蹟」の項では、「蚕種原紙ハ、明治十六年~~発明同~~自家~~ノ~~ニ於発明~~ニ係リ~~以来年ハ一年ヨリ注文多キヲ加ヘ、本年ノ如キハ両三年前ニ比シ、殆ント二倍ノ注文アリ、天具状ニ就テハ記載要スル成蹟ナシ」とあり、蚕種原紙は、明治16年（1883）に目次家において発明され、これ以後注文が増加し、同22年（1889）には、3年前より2倍の注文となっている。販路は、他と同様に「出雲国各郡・大坂・北海道」と記載されている。

生産紙の特性については、「審査請求ノ主眼」の項で、

蚕種原紙ハ紙質ノ鞏固ト産付ノ適当ニアリ

天具状ハ漉方ノ精巧ニアリ

とあり、蚕種原紙は紙質がしっかりしており、産み付けの適当な紙であること、天具状は漉方が精巧であることをあげている。また、「効用」の項では、「蚕種原紙ハ楽皮漉ナルヲ以、則蚕紙原紙ニ専用シ、天具状ハ漆ヲ轤過シ、~~又ハ~~△○「若シクハ（球燈別下開）又ハ」書上薄（ヵ）~~ヲ~~ノ謄写~~用~~○「ニ用フ」、美濃紙・中折紙・半紙・障子紙ハ、通常用紙ナリ」とあり、蚕種原紙は蚕紙原紙専用とし、天具状は漆を轤過し、球燈（提灯）や謄写用紙に利用される。美濃紙・中折・半紙・障子紙は通常用紙として利用されるようである。

⑤目次富太郎

出品紙は「中折紙」1品のみであるが、産出種類として「中折紙・半紙・半切紙・美濃紙」がみられる。原材料は、「素質」の項で「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ニ産スル真楮、島根・神門二郡ノ蕘花ヲ用ユ」とあり、他の製紙業者と同様である。「開業沿革」は、「明治五年ノ度出雲国意宇郡乃白村中條寛之助ニ就テ製紙業ヲ習ヒ、尓后独立営業ス」とあり、明治5年（1872）、中條寛之助のもとで製紙業を習い、その後独立し営業した者で、近代からの新しい製紙業者であった[26]。

販路は、「出雲国各郡・大坂・北海道」とあり、これも他の製紙業者と同様である。「審査請求ノ主眼」の項では、「紙質ノ善良ニ在リ」とあり、「中折紙」の紙質の良さがうかがえる。

ここまで、明治22年（1889）段階の乃木村製紙業者を史料に基づき概観してきたが、各製紙業者の生産規模は如何であろうか。生産量、代価を表4に示した。

表4　明治22年（1889）乃木村製紙生産量及び代価

氏名	出品紙	生産量	代価（円.銭）
中條寛之助	詩撰紙・五色縮紙・美濃紙・雁皮紙・藁紙半紙	7833束・13200枚	677.00
高島文右衛門	小奉書紙	320束	358.50
福間周兵衛	美濃紙	6500束	835.00
目次儀一郎	蚕種原紙・天具状	6300束・1700枚	829.00
目次富太郎	中折紙	5600束	824.00

出典：「第三回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-1）
「第四回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-2）

表4によると、中條寛之助は、出品種類も多く、生産量も多いが、代価は福間周兵衛・目次儀一郎、目次富太郎と比較して低いことがみてとれる。代価については、新興の製紙業者に分があるということ

になろうが、美濃紙、蚕種原紙、天具状、中折紙の売れ行きが背景にあろうか。特に蚕種原紙は養蚕との絡みで売れ行きが良かったと考えられる。

次に、明治27年（1894）段階で見受けられる製紙業者について概観する。

⑥細田為市

出品紙は「中折紙・半切紙」の２品であった。産出種類は、「中折紙・半切紙・半紙・美濃紙・奉書紙・障子紙」と多種にわたっていた。原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ニ産スル真楮・三椏、島根・神門二郡産ノ蕘花樹ヲ用ユ」とあり、供給地域は他の製紙業者と同様だが、真楮、雁皮とともに三椏が供給されている。「開業沿革」は、「明治五年ノ度出雲国意宇郡乃白村中條寛之助ニ就テ業ヲ習ヒ、尓後独立営業ス」とあり、明治５年（1872)、中條寛之助のもとで製紙業を習い、その後独立、営業した。販路は、「出雲国各郡・松江市・大坂・北海道」と他の製紙業者と同様であった。

⑦目次林左衛門

出品紙は「蚕種原紙」１品のみであった。産出種類は、「蚕種原紙・半切紙・半紙・美濃紙・障子紙」と細田為市と同様に多種であった。原材料は、「出雲国大原・仁多・飯石・神門・意宇五郡ニ産スル真楮・三椏、島根・神門二郡産ノ蕘花（ガンピ）樹ヲ用ユ」とあり、細田為市と同様であった。「開業沿革」は、「明治五年ノ度出雲国意宇郡乃白村大字乃白中條寛之助ニ就テ業ヲ習ヒ、尓後独立営業ス」とあり、これも細田為市と同様の記載であった。販路については、「出雲国各郡・松江市・大坂・伯耆国米子」とあり、他の製紙業者と相違し、松江市、米子市が入っている。

表５　明治27年（1894）乃木村製紙生産量及び代価

氏名	出品紙	生産量	代価（円）
中條寛之助	漉透長半切紙・黄色詩撰紙・コツヒー紙	9000束・15000枚	1350
細田為市	中折紙・半切紙	8000束	700
目次林左衛門	蚕種原紙	5000束・2000枚	600

出典：「第三回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-1）
「第四回内国勧業博覧会一途」（乃木公民館所蔵文書37-2）

ここまで、明治27年（1894）段階の乃木村製紙業者を史料に基づき概観してきたが、各製紙業者の生産規模は如何であろうか。明治22年（1889）段階と同様に生産量、代価を表５に示した。表５によると、出品した職人は３人と少なくなり、出品種類も大幅に減少している。しかし、中條家の生産量、代価は、ともに高い数値を示している。細田家、目次家は、中條家と比較して生産量も低く、代価は中條家の２分の１程度であった。

４．おわりに

以下、検討してきた点をまとめておく。

①第３回・第４回内国勧業博覧会において、乃木村から出品された産物の中で、明治20年（1887）代が全盛期とされている紙が複数種類出品されている。

②製紙の中心は、近世期、御紙屋として製紙を行っていた中條家である。中條家が10～11種類と最も多種多様な紙を生産している。その用途も多様で、通常用紙、鑑札、株券、管庁用紙、短冊、社寺向きの紙、薬袋紙などに利用されている。

③他家は、出品した家のみしか判明しないが、近世期の御紙屋から独立して営業し、１～２種類の紙を出品している。実際に生産している紙は、３～６種類と中條家より少ない。

④製紙の原材料について、真楮、三椏は大原・仁多・飯石・神門・意宇郡から、雁皮は島根・神門郡から調達した。

⑤販路は、出雲地域の他に、米子、大阪、北海道があった。
⑥藁紙半紙や蚕種原紙など新製品も開発された。
⑦製紙の中心であったと考えられる中條家では、博覧会へ出品した紙について、一定の評価及び技術改良についてのアドヴァイスを貰っている。すなわち、全国的に一定の評価を受けることによって、販売を促進させていったと考えられる。

しかし、本稿で取り扱った史料は明治中期の限られたものであり、島根県における産業構造の中での乃木地区製紙業の位置、評価などについては明らかになっていない。また、一時期での製紙業について紹介したにすぎず、長期的な動向を示していない。長期的な動向を考えるうえで今後の指針の一つとして最後に触れておきたいのは、近世期に御紙屋であった野津家の勤功を記載した「野津家製紙関係文書」[27] である。野津家の近世における勤功を表６に示す。

表６　野津家の勤功履歴

代数	氏名	年月日	西暦	勤功内容など	褒賞など
初代	野津甚八	宝暦12年10月	1762	野白御紙漉所紙漉きに召し出され、紙漉御用を仰せ付けられる。	
		明和３年５月	1766	給米10俵を下され、細工所支配を仰せ付けられる。	
		明和７年３月５日	1770	野白御紙漉所へ入られ、私方紙漉場で紙漉きと付け方等をご覧になる。	御次より銀２両
		安永７年３月	1778	紙漉方で精出。	扶持方より二人扶持
		天明８年12月	1788	紙漉方で精出につき、細工人に仰せ付けられる。	
		寛政４年８月	1792	老衰により忰儀助に代替わり。	
２代	野津儀右衛門	寛政４年８月	1792	代替わりにより紙漉御用を勤める。	給米10俵二人扶持、譜代組
		寛政７年９月11日	1795	御紙漉所に入りなされ、私方御紙漉場所に於て漉紙をご覧遊ばされる。	御次より銀２両
		寛政９年９月25日	1797	御紙漉所へ入りなされる。	御次より銀２両
		享和元年10月３日	1801	御紙漉所へ入りなされる。	御次より銀２両
		文化５年２月17日	1808	御紙漉所へ入りなされ、私方御紙漉場に於て漉紙をご覧遊ばされる。	御次より銀２両
		文化７年12月27日	1810	細工人を仰せ付けられる。	
		文化９年４月21日	1812	野津甚七儀勤功により、家業を差し免ぜられ御紙漉御雇を仰せ付けられ、私共へ秘伝の業向を伝授され、家業の相続を仰せ付けられ、甚七に従い修業し、御好御用御見分のため紙漉方へ紙８種を差し出す。	
		文化13年12月８日	1816	御隠居様御紙漉所へ入りなされ、御目通りに於て細工向を仰せ付けられる。	
		文政４年６月14日	1821	病死。	
３代	野津甚八	文化８年８月９日	1811	御紙漉家業見習いを仰せ付けられる。	
		文政４年８月13日	1821	親儀右衛門跡式として御紙漉御用を勤める。	給米10俵二人扶持、譜代組
		文政９年正月29日	1826	忰儀右衛門に代替わり。	
４代	野津儀右衛門	文政９年正月29日	1826	代替わりにより紙漉御用を勤める。	給米10俵二人扶持、新組
		文政10年11月２日	1827	御紙漉所へ入りなされ、私方御紙漉場に於て漉紙をご覧遊ばされ、漉紙業向を仰せ付けられる。	御次より銀20匁

代数	氏名	年月日	西暦	勤功内容など	褒賞など
4代	野津儀右衛門	天保２年９月22日	1831	御紙漉所へ入りなされ、私方御紙漉場に於て漉紙をご覧遊ばされ、漉紙業向を仰せ付けられる。	御次より銀20匁
		天保６年９月晦日	1835	御紙漉所へ入りなされ、私方御紙漉場に於て漉紙をご覧遊ばされ、漉紙業向を仰せ付けられる。	御次より銀20匁
		天保８年□月９日	1837	野津甚七子清太に於て修業し、紙漉立御見分のため、御紙方へ紙８種を差し出す。	
		天保11年３月４日	1840	御紙漉所へ入りなされる。	御次より銀20匁
		天保15年11月18日	1844	浮組を仰せ付けられる。	
		嘉永５年９月13日	1852	譜代組を仰せ付けられる。	
		安政２年８月16日	1855	御紙漉所へ入りなされ、私方御場に於て漉紙をご覧遊ばされ、漉透紙・雲懸紙業向を仰せ付けられる。献上物中栗を差し出す。	御次より銀20匁
		安政３年４月16日	1856	若殿様・政姫様が御紙漉所へ入られ、私方紙漉場で漉紙をご覧遊ばされ、漉透紙・雲懸紙業向を仰せ付けられる。献上物生菓子２鉢を差し出す。	御次より金100疋
		安政４年11月朔日	1857	若殿様・政姫様が御紙漉所へ入られ、私方紙漉場で漉紙をご覧遊ばされ、漉透紙業向を仰せ付けられる。献上物蜜柑２鉢を差し出す。	御次より金100疋
		安政４年11月26日	1857	病死。	
5代	野津寿一郎	弘化４年１月26日	1847	御紙漉家業見習いを仰せ付けられる。	
		安政２年８月16日	1855	御紙漉所へ入りなされる。	御次より銀2両
		安政５年正月29日	1858	親儀右衛門跡式として浮組を仰せ付けられる。	給米10俵二人扶持
		文久３年９月６日	1863	若殿様御紙漉所へ入りなされ、私方御紙場に於て紙漉をご覧遊ばされ、雲懸紙・漉透紙・吉野紙業向を仰せ付けられる。献上物生菓子１鉢・梯１鉢を差し出す。	御次より金100疋
		文久３年９月12日	1863	御紙漉所へ入りなされ、私方御紙漉場に於て漉紙を御覧遊ばされ、雲懸紙・小奉書紙・吉野紙業向を仰せ付けられる。御菓子を献上奉る。	御次より金100疋
		慶応元年10月25日	1865	御改正につき家業を差し免せられ、これまで精出し相勤めた。これまでの通り紙御用を仰せ付けられる。	御目録銭３貫文
		慶応３年４月４日	1867	御子様方御紙漉所へ入りなされ、私方紙漉場に於て漉紙を御覧遊ばされ、雲懸紙・透透紙・吉野紙業向を仰せ付けられる。芋を献上奉る。	御次より金300疋
		明治元年12月23日	1868	譜代組を仰せ付けられる。	
		明治３年12月23日	1870	臨時御用で心配した。	銭３貫文
		明治４年９月（ヵ）	1871	御維新により殿様御帰京。その際御酒と木綿１疋を下し置かれ、金３円を献金し、松江御発賀の際、揖屋村までお送りした。	

出典：「野津家製紙関係文書」（乃木郷土誌編集委員会編『乃木郷土誌』乃木公民館、pp. 785-789、1991）

表６では、初代野津甚八から５代野津寿一郎まで、宝暦12年（1762）～明治年（1871）の約100年にわたっての勤功を簡略化して記した。それによると、代々給米10俵二人扶持で召し抱えられており、野

津甚七のもとで研鑽を積んだことがわかる。初代野津甚八の紙漉きは宝暦12年（1762）から野白紙漉所に召し出され、紙漉御用を仰せ付けられることから始まっている。紙漉きに精出すことで細工人に就任している。野津甚八が勤めていたのは「私方御紙漉場」であった。天明２年（1782）に３軒目の御紙屋となった文言は見受けられず、今後検討を要する点であろう。

また、初代から５代まで、上級権力者による紙漉きの御覧が複数回あった。その都度金、銀、銭を褒美として下賜されている。

表７　見分のため紙漉方へ差し出した紙

年	西暦	紙							
文化９年	1812	越前大広撰紙	大高引合紙並びに中高小高紙共	墨流紙色々金入	縮紙伊達絞り品々	五雲箋並びに漏月	内曇紙	五色玉雲紙	五色雲懸紙
天保８年	1837	越前大広撰紙	大高引合紙並びに中高小高紙共	墨流紙並びに藍流紙共	縮紙伊達絞り品々	五雲箋並びに漏月	内曇紙	五色玉雲紙	桐打出し紙

出典：「野津家製紙関係文書」（乃木郷土誌編集委員会編『乃木郷土誌』乃木公民館、pp. 785-789、1991）

表７では、紙漉方が御用紙を見分するために野津家が差し出した紙を示した。それによると文化９年（1812）と天保８年（1837）の２回がわかっているが、どちらも８種類の紙を差し出しており、２種類を除いて６種類は全く同じであった。

表７では、越前紙、引合紙、墨流し紙、縮紙、五雲箋、内曇紙、五色紙類など紙によっては「色々金入」など装飾が施されており、文人や墨客などが利用した比較的高級な紙と推測される[28]。また、母里藩の藩札は野白紙で製作されていることが最近の調査でわかってきた[29]。近代に入り、松江藩が解体されて藩の需要が無くなった状況で、近世から町人を中心に流布していた比較的安価で実用的な紙が主流となっていったのではなかろうか。時系列的な生産紙の移り変わりについても、今後検討していかねばならない。

また、製品に至るまでの労働力、経費の問題についても論じられなかった。史料では基本的に家屋のある自宅住所に紙漉場があるかたちになっているが[30]、実際の人の動きなど今回利用した史料には記載されていない。

本稿では、乃木地区野白における製紙業について内国勧業博覧会への出品史料により分析を試みたが、前述したように解明されていない問題が多く残っている。今後、既存史料の更なる分析、そして新たな史料の発掘が不可欠である。

註

（１）拙稿「明治初年出雲地域における郡別産物の特徴」（『松江市史研究』４号（『松江市歴史叢書』６）、松江市教育委員会、pp. 39-82、2013）。中折とは、中高檀紙を縦半分に切った大きさを基準寸法とする紙で、大半紙に類するものであり、帳簿・障子に用いる。半紙は全紙を縦半分に切ったもので、中半紙に相当し、縦８寸・横１尺１寸を基準寸法とし、町人を中心としたあらゆる階層の文書、帳簿、包装、手習いの紙に常用された。塵紙は衛生用とともに包装などの雑用に使用する常用紙であった（久米康生「江戸時代の紙」（尾鍋史彦総編集『紙の文化事典』朝倉書店、pp. 130-148、2006））。

（２）拙稿「〈史料番付〉「出雲名物番付」」（『松江市史研究』８号（『松江市歴史叢書』10）、松江市教育委員会、pp. 69-72、2017）。

（３）乃木郷土誌編集委員会編『乃木郷土誌』松江市乃木公民館、1992、『ふるさと史談　乃木』乃木地区ふるさとづくり推進委員会編、1995。

（４）内田兼四郎『島根県の和紙―由来と現況―』内田兼四郎、1982、内田兼四郎『島根県の和紙・補遺』内田兼四郎、

1984。
（５）前掲註（４）著書。
（６）「明治時代以後の乃白紙」（前掲註（３）pp.147-151）。
（７）前掲註（３）『乃木郷土誌』p.147によると、藁紙は日本で野白が初めてであるといわれている。
（８）日本全体としては、明治30年（1897）が和紙生産の最高潮期とされる見解があり（柳橋　眞「明治時代以降の紙」（前掲註（１）尾鍋編著書、pp.148-174））、野白製紙の全盛期と時期が少々ずれている。
（９）久米康生「製紙　和紙」（阿部猛・落合功・谷本雅之・浅井良夫編『郷土史体系　生産・流通（下）－鉱山業・製造業・商業・金融－』朝倉書店、pp.259-261、2020）。奉書紙、杉原紙は比較的大判で厚い紙であり、板紙はいくらか小さい判型で中厚のものであった。半紙は註（１）を参照されたい。半切紙は、全紙を横半分に折って用いた折紙様式の折線に沿って切り離した紙のことで切紙ともいわれ、近世では手紙に用いられた紙である。延紙は、小半紙、小杉半紙の類似品で、衛生用紙であった（前掲註（１）久米論文参照）。木村青竹『紙譜』（『新撰紙鑑』）（『江戸科学古典叢書５　紙漉大概・紙譜・紙漉重宝記』恒和出版、1976）によると、近世中期においては、それぞれの紙で出雲特有の大きさがあり、例えば「出雲延紙」は縦６寸９分・横７寸９分、「出雲小半紙」は縦５寸８分・横７寸余とあり、小半紙は「常ノ小半紙ヨリ小也」と評価されている。
（10）四宮俊之「製紙　洋紙」（阿部猛・落合功・谷本雅之・浅井良夫編『郷土史体系　生産・流通（下）－鉱山業・製造業・商業・金融－』朝倉書店、pp.261-263、2020）。
（11）阿部正昭「明治期の和紙産業」（鈴木尚夫編『現代日本産業発達史12　紙・パルプ』交詢社、pp.132-143、1967）。
（12）前掲註（11）阿部論文。
（13）註（１）拙稿。
（14）第３回内国勧業博覧会は、明治23年（1890）４月１日～７月31日の122日間、上野公園で開催された。出品物は、前回の約２倍で全国的出品と称する規模であった（永山定富「内外博覧会総説並に我国に於ける万国博覧会の問題」pp.37-41、昭和８年（デジタル版『渋沢栄一伝記資料』第23巻、pp.582-683、公益財団法人渋沢栄一記念財団 https://eiichi.shibusawa.or.jp/denkishiryo/digital/main/index.php?DK230049k_text#DK230049k-0003）。 第３回内国勧業博覧会は、国内産業振興と輸出増進に加え、さらに販路の拡張が目的として掲げられ、前記のような規模の拡大につながっていった（國雄行『博覧会の時代―明治政府の博覧会政策』岩田書院、pp.101-126、2005）。
（15）第４回内国勧業博覧会は、明治28年（1895）４月１日～７月31日の122日間、京都市上京区岡崎町で開催された。前回と比較して出品人員は減少したが、出品点数、売価、売却高は増加した（前掲註（14）永山論文、pp.41-44（前掲註（14）pp.596-597、https://eiichi.shibusawa.or.jp/denkishiryo/digital/main/index.php?DK230055k_text#DK230055k-0003）。第４回内国勧業博覧会は、平安遷都1500年紀念祭の一環として開催されたが、もともとの目的は全国の産物を陳列して産業を奨励・改良することであるが、開催を機に博覧会見物客の消費行動や、これに誘発され拡大する地域生産に注目されるようになり、東京遷都後衰微した京都の復興策として誘致されたものであった（前掲註（14）國著書、pp.127-161）。
（16）「コツヒー紙」は、コッピー紙と考えられ、複写用の薄様紙のことであり、何枚も重ねて上から圧写するかたちで使用された（久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版局、p.183、2012）。
（17）西内紙は、もともと常陸国の代表的産紙で、楮紙。厚紙で「上品」とされ、証券や帳簿に使われ、奉書紙は、越前国が主産地の楮紙で、武家社会で公文書の料紙として使われるような高級な文書用紙であり、檀紙は、楮紙で厚紙、紙面に細かい皺紋がある紙である（前掲註（16）久米著書、pp.291-292、pp.334-335、pp.258-259 ）。
（18）真楮（まかじ）は、楮の一種で「つづりかけ」とも称し、もっぱら石見、周防でつくられている（阿部正昭「明治期以前における和紙生産の発達」（前掲註（11）pp.3-58））。明治５年（1872）の出雲地域においては、楮は意宇郡、秋鹿郡、縦縫郡、出雲郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、能義郡で生産されており、生産量、生産額とも大原郡が１番目、飯石郡が２番目、仁多郡が３番目にランキングされている（前掲註（１）拙稿参照）。雁皮も製紙原料の一つであるが、栽培が難しく野生のものを採取する場合が多く、一般に供給量は少ない。腰の強い緻密な質の紙を製造する時に使用される（前掲註（16）久米著書、pp.141-142 、2012）。
（19）前掲註（18）阿部論文での漉紙工程では、楮の伐りとり→水漬け→楮蒸し→剥皮→乾燥→水漬け、さらし→原料を煮る→選別→たたいて、繊維をほぐし、切る→紙藍を槽に入れて紙を漉く→紙を乾かす→裁断→仕上げ包装という工程が示されているが、本史料では剥皮以降が記載されている。本史料と比較すると、剥皮以降の「水漬け、さらし」が本史料では抜け落ちている。また、「原料を煮る」時間が阿部論文では２時間だが、本史料では３時間という記載であった。野白紙の紙漉工程の技術的特徴とその背景については、現段階で明確な回答を持ち合わせていない。今後の課題としたい。

(20) 薬袋紙は、雁皮紙で紙質が密で耐久性があり、香りを保つことができ、薬を包んだり、貴人の衣服を包むのに用いられた（前掲註（16）久米著書、p. 364)。
(21) 販路については、他の製紙業者と同様の記載となっている場合が多く、実態を示していない可能性もある。今後、他の史料の発掘により検討すべき課題と考えている。
(22)「龍紋賞」とは、賞碑に刻まれた模様からとったもので、他に「鳳紋賞」、「花紋賞」とある。第１回内国勧業博覧会では、当初「名誉、一等、二等、三等、褒状」の等級を設けるつもりであったが、大久保利通は、「不都合の事情」により急遽廃止した。國氏は、ウィーン万国博、フィラディルフィア万国博を参考にして等級を廃止した可能性を論じている（前掲註（14）國著書、pp. 70-71 ）。
(23) 前掲註（14）國著書、pp. 69-72。
(24) 野津九郎右衛門は、２軒目の御紙屋初代野津甚七の第７代目とされる（内田兼四郎『島根県の和紙―由来と現況―』松村印刷、p. 34、1982)。
(25)「天具状」は、典具帖紙のことを言い、もともと美濃国で漉き始めた最も薄い楮紙の一つである（前掲註（16）久米著者、pp. 273-274)。障子紙は、明り障子に張る紙をいう（前掲註（16）久米著者、p. 213)。
(26) 明治27年（1894）段階で記載のある細田為市、目次林左衛門も同様の開業沿革となっており、他の史料による検討が必要と考えている。今後の課題としたい。
(27) 前掲註（３）『乃木郷土誌』pp. 785-789。
(28) 引合紙は、檀紙に類似の紙で、檀紙の別称ともいわれる。中條家では少なくとも明治10年代中盤までは製紙されていたが、明治20年前半にはその名称は現れなくなる。墨流し紙は、和歌料紙の一種で、墨汁により水流の文様をあらわした紙をいう。縮紙は、皺紋がある紙で、板干しではなく縄干しの紙で、紙面を平滑にするため木槌で打ったものと考えられる。、五雲箋は、伊豆熱海産の五色の雁皮紙で、染色した五雲箋は最高級の詩箋で、江戸の文人墨客に愛された紙である。内曇紙は、打雲紙とも書き、鳥子紙の上下に雲形が横にたなびくように漉きかけた紙で、消息の料紙、色紙、短冊、懐紙、表紙などに用いられた。五色紙は、一般に赤・青・黄・白・黒であるが、時代によって変化があり、明治18年（1885）刊行の『貿易備考』（大蔵省記録局）によると、五色檀紙・五色奉書は赤・青・黄・萌黄・薄柿であった。（前掲註（16）久米著書、p. 318、p. 230、p. 209、p. 177、p. 84、p. 180。))
(29) 母里藩の藩札が野白紙を原紙としていく過程については、別稿を用意する予定である。
(30) 例えば、中條家では、「産地製造場　島根県管下出雲国意宇郡乃木村大字乃白自宅ニテ製造ス」とある。

［付記］本稿は、2020年度島根史学会オンライン研究会（2021. 2. 27開催）での報告をもとに執筆した。本稿の執筆にあたり、史料の閲覧について乃木公民館館長木井宏治氏から多大なご高配を賜りました。末筆ながら深くお礼申し上げます。

本稿は、2021年度島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業「島根半島・宍道湖中海ジオパーク地域の歴史的景観と人々のくらしに関する研究」における研究成果の一部である。

（とや　ともふみ　松江工業高等専門学校教授）

「旧藩事蹟」から見る松江県域の区制

―明治四年「戸籍法」から明治六年の戸長・副戸長再配置まで―

高橋真千子

はじめに

本稿は、松江地域の区制について、文献史料をもとにその具体を示したものである。

明治五年（一八七二）からはじまる「大区小区制」のあり方は、府県により多様な形で展開していたという。多様な形とは、明治四年四月四日の太政官布告「戸籍法」（第一七〇、以下「戸籍法」）によって設定された区画のあり方であり、各区に置かれた戸長・副戸長と江戸時代からの町・村役人との関係性である。

戦前から戦後にかけて主流とされていた通説は、「戸籍法」により、江戸時代までのあり方と異なる新しい区分けがなされた郡村や町が、「大区小区制」によって行政機能を失い小区の中に埋没したという、亀掛川浩氏[(1)]・福島正夫氏[(2)]・大島美津子氏[(3)]らの説であった。それらの研究の中で、区戸長副戸長のあり方についてどのように書かれてきたかというと、亀掛川氏は、江戸期の村・町役人の名称を廃止して、戸籍事務取扱者であった戸長・副戸長らに一般行政事務を執り行わせることは、「確かに伝統の破壊」であると述べ[(4)]、福島氏は、「戸長副戸長は、中央政府の意図する従来の町村役人の単なる改称に止まらず、新定の小区の官吏であ」るとし、従来の「村役人－村民」の構造が「戸長－小区民」へと変化した[(5)]と説いた。また、大島氏は、戸長が官選であった理由を、明治六年（一八七三）八月七日群馬県布達三〇号から「従来の家柄や身分や旧習に一切こだわらずに、新政府にとって役に立つ忠実な人間を採用するため」[(6)]としたように、従来の説では、区戸長は官吏化・官選化され、江戸期の村・町役人とは異なる性質を持つ存在として捉えられていた。

昭和五五年（一九八〇）以降になると、自治体誌の編纂などで各地域の史料が掘り起こされたことによって実証研究が深まり[(7)]、「大区小区制」は旧来の町村を必ずしも否定するものではなく、また多くの場合、区域の設定も江戸時代の行政秩序を引き継ぐ形で行われた[(8)]という説が主流となった。

井戸正三氏[(9)]は、区画編成の方法、戸長・副戸長の選出方法により、二〇県を（1）新潟・愛媛県型、（2）滋賀・静岡県型、（3）愛知県型の三つの類型に分類した。その中で、（1）新潟・愛媛県型は、「大区小区制」の典型的な例であり、町村は小区の中に埋没したとする従来の通説通りの類型として位置づけている。また、茂木陽一氏[(10)]も、戸長が町村を管轄区域とする府県は町村が末端の行政単位として機能しているが、戸長の管轄区域が区の場合、その府県の町村は行政単位からは外れて区に埋没したと述べており、区画の設置方法や戸長らの選出方法・管轄区域によっては従来の説を採っている。

現在では、村や町の史料に準拠した実証研究がさらに進み、江戸期の領知支配や村々の関係性などを踏まえ、その連続性と変化により「大区小区制」が述べられている。

松沢裕作氏と奥田晴樹氏は、明治四年（一八七一）七月の廃藩置県と一一月の府県統合により江戸期の複雑な領知支配と統治が解消され[(11)]、統一的な地方行政の区画と機関が設けられるようになった[(12)]ことを明らかにした。その上で、松沢氏は韮山県（現在の東京都）の小川村組合を例に、府県統合による管轄替えの際に村々が自主的に動いて新しい区を作ったことに着目し、「大区小区制」とは、「江戸時代の組合村の流れを汲む、村々の連合組織である」[(13)]と論述した。

また、茂木氏が「区に埋没した」とする地域でも、江戸時代からの行政秩序を引き継いだことが明ら

かになった。奥田氏は、茂木氏の研究で戸長の管轄区域が「区もしくは大区」[14] とされた栃木県鹿沼を事例として、「地方行政において町村を埋没させるような政策は見られず、むしろ近世以来の諸町村に、全面的に依拠する政策がとられていた」[15] と結論付けている。

松江周辺地域の明治初年の町村についての先行研究は、過去には『松江市誌』[16]、『新修島根県史』[17] や各町村の自治体誌などにより論述されてきた。その中には、『掛合村誌』[18] や『亀嵩村誌』[19]、『朝酌郷土誌』[20] などのように、江戸期の村役人一覧と区制期の戸長らを掲載することで、江戸時代の村との重なりを述べるものもあった。また、『簸川郡史』[21] では、区制について「此の際従来の町村を解体するに非ずして、聯合を組織せしなり」としており、同書が刊行された昭和一五年（一九四〇）の段階で、区制は村々の連合組織であると述べている。

令和二年（二〇二〇）に発刊された『松江市史』通史編５「近現代」[22] では、『府県史料』の中の『島根県史料』[23] などの公的史料に基づき、それまでの自治体誌では概要でしか述べられていなかった出雲部の明治初年の町・村・浦のありようと変遷が詳述された。そして、区制の導入は近代の町村行政組織へと変化する過程であることと、この時期は、江戸時代からの町村支配の枠組みを越えては町村行政が成り立たないことを明らかにしている。

これまでの研究では、明治初年の地方行政の仕組みや江戸時代からの連続性が、上記のように明らかにされてきた。しかし、藩庁や県庁内での編成過程や実際の町村の変化など、その具体的な様相は十分に明らかされていない。そこで本稿では、文献史料を元に、区制のはじまりとなった「戸籍法」と、それにより行われることとなった松江県の区制と明治六年（一八七三）二月までの展開について述べることとする。

本稿で使用する史料は、重村俊介編著「旧藩事蹟」と、「松江藩日誌」[24]、「雑款　松江藩」[25] などの松江藩引継文書である。これらは、松江藩から明治初期にかけての地方支配のありようを具体的に明らかにする史料である。

「旧藩事蹟」は、重村俊介により明治四五年（一九一二）から大正八年（一九一九）にかけて編纂された史料である。後に書かれたもののため一次史料ではないが、江戸後期から明治初期の松江の執政の動向や地域の様子が書かれた重要な史料である。特に編著者の重村は、明治四年八月二四日には弁務掛「戸籍課」[26] 勤務となり、同年一〇月一五日に第三区戸長、明治五年（一八七二）七月二五日に第十大区権戸長に任命されるなど、戸籍編製及び「大区小区制」に密接に関わっている。そのため、「旧藩事蹟」にもこれらの項目が詳述されている。重村は同書を編纂後、元松江藩主の松平家に寄贈したため、原本は国文学研究資料館に所蔵されている。また、島根県立図書館ではマイクロフィルムが閲覧できる。

『松江藩日誌』は、島根県庁に残された藩庁・県庁「日記」のうち、明治三年（一八七〇）一月から明治四年一二月までの全一〇冊のことである。内容は、①藩からの布告、②配属換え、③士卒・役人からの届け出、④藩士の動向など多岐に渡る。『島根県史料』には書かれないような日々の記録もあり、明治初年の藩や藩士の動向を知る上で重要なものである。また、「雑款　松江藩」は、松江藩が統治する出雲国十郡の明治四年三月「郡中庄屋年寄給配当幷町々目代年寄職米名前書出帳」の他、「諸郡副戸長撰」、「山守給名寄」が収録された史料である。これからの旧藩引継書は、「旧藩事蹟」の内容を裏付けると考える。

松江県は、明治四年七月二五日に松江藩の領域をもって設置され、同年一一月一五日に広瀬県・母里県の範囲を含めて島根県と名称を変える[27]。しかし、本稿では元松江藩領である松江県の範囲について述べているため、この地域について述べる際には県名の変更にかかわらず「松江地域」と記述する。

１.「戸籍法」と区制の導入

（１）「戸籍法」

まずは、区制導入のきっかけとなった「戸籍法」[28] について、その内容を見ていくこととする。

亀掛川浩氏によると、明治四年（一九七一）四月四日に布告された「戸籍法」は、「戸籍事務に関する基本法規を定めたもの」[29] である。

まず前文では、戸籍検査編製時期は明治五年二月一日以降とし、関係する諸般の事は今から処置すべきことなどを定めている。そして、第一則には、華士族平民・僧侶・神官ともにその居住区において戸籍を編製することと、各地方の便宜にしたがって区費を設定し、区ごとに置いた戸長・副がその区内の戸籍を編製することが定められている。

第二則は戸長・副戸長について定められており、かならず戸長と副に限って置かなくても良いこと、時によっては複数名置いてもよく、戸長は江戸時代の村役人でも他の人でもよいこととされている。第三則は区画設置の方法について定めたもので、一府一郡を何区・または何十区とし、一区は四・五丁もしくは七・八村にすること、しかし、小さい丁や村は数十、大きい丁や村は一・二つで一区となっても構わず、全て時宜と便宜に任せることとされている。

このように、「戸籍法」は、大部分を地域の実情により定めてもよいこととされたため、各府県によりさまざまな形で区画および戸長・副が置かれることとなった。

（２）庁内と各区の戸籍編纂体制と戸籍区の設定方法

松江県内に「戸籍法」が布告されたのは、明治四年（一八七九）九月四日である。「旧藩事蹟」[30] には、庁内で練られた区画設置の計画などの様子が書かれている。

同書によると、松江県庁で戸籍区を作成したのは弁務掛である。弁務掛は、明治三年（一八七〇）閏一〇月二三日、民政局の廃止後に置かれた課目で、従前の神務局・民政局・役使部・土功部・駅路方・山方及び施令行人等の職を合せた掛である [31]。「旧藩事蹟」に「現今の郡市課の平野少属、戸籍課の佐藤権少属ニハ最前民政局以来殊ニ附属権少属手伝等ニハ悉ク実地の経験もあり、粗区割の原稿ハ予め申合下調ハ出来居タリ」とあるように、弁務掛の中に戸籍担当部署が組織され、郡役所勤務の経験がある「郡市課」の平野敬蔵、「戸籍課」の佐藤郡次らを中心に区画編成と戸長・副戸長の選出が行われていた。区画編成は九月末日に完了し、戸長・副戸長も一通りまとまっていた。

同年一〇月四日には、庁内の機構・名称の変更があった。弁務課目は整理され [32]、戸籍・邸宅・火防・郡市を取り扱う戸籍引受が設置された。この行政機構の変更を受けて、一〇月五日から一四日にかけて官員の再編成が行われた（【表１】）。その後も変更はあるものの、一応この段階で県庁組織として戸籍編製体制が整ったことになる。

松江県は同年一〇月一五日に六九の戸籍区を設定した。また同日、一区から七区までの戸長・副戸長を公布した [33]。同月二三日には八区以降の戸長を決定し、各村・浦・町の庄屋・目代、松江市中の町年寄を副戸長心得として任命した。八区以降の副戸長が決まったのは、松江県が島根県になった後の一一月二五日だった [34]。「旧藩事蹟」には、この時に郡部の村・町の年寄を副戸長手伝に任命したと記述されている。また、島根県は同年一一月二九日、松江市中の町年寄について交代の際に副戸長を命じなかった者は副戸長心得として戸籍事務を取り扱うことを通達している [35] ことから、島根県では旧来の町・村役人を戸籍事務に携わらせていたことが伺える。県と郡村・町で戸籍編製の準備が整った後、島根県は一二月五日に「宗門人別帳」の廃止を布告した [36]。

【表１】弁務課・戸籍関係官員と戸籍引受配属官員

「旧藩事蹟」記載の弁務課・戸籍関係官員

役職	所属	氏名	士・卒	配属日
少属	戸籍火防課	佐藤郡次	卒	M4.3.4
	郡市課	平野敬蔵	卒	M4.3.4
権少属	戸籍	重村俊介	士	M4.8.23
附属権少属手伝	戸籍	和田半一	卒	M4.9.14
	郡市	成瀬長平	卒	
	郡市	伊藤丈七	卒	
附属史生手伝	戸籍	下村八十七	卒	
附属出勤	役使戸籍	金津忠六	卒	
	役使戸籍	原田栄七	卒	
	戸籍伝事兼	伊藤幸平	卒	
	当分戸籍	落合半之助	卒	M4.9.14

「旧藩事蹟」下按之四拾弐、「明治二年　元松江藩元松江県　官員履歴」(島根県公文書センター)により作成

注）「旧藩事蹟」下按之四拾弐に記載の弁務掛の官員のうち、戸籍関係の官員を抜き出した。氏名は原本ママ

明治4年（1971）11月2日の戸籍引受配属官員

役職	配属	名前	士・卒
少参事	神祠兼戸籍開拓引受	長尾義勝	士
大属	戸籍兼軍務引受	村上勝之輔	士
権大属	戸籍兼監察引受	永井輔蔵	士
少属	戸籍引受	中村順之助	士
権少属	戸籍兼弁務引受	松田譲一郎	卒
一等附属	戸籍引受	成瀬長平	卒
	戸籍引受	伊藤丈七	卒
	戸籍引受	山本団八郎	卒
二等附属	戸籍引受	下村八十七	卒
	戸籍引受	内田義惣	卒
三等附属	戸籍引受	伊藤幸平	卒
	戸籍引受	原田敬七	卒
	戸籍引受	岩崎佐惣市	卒
	戸籍引受	野津佐次郎	卒
	戸籍引受	立田信一郎	卒
	当分戸籍引受出勤	渡部嘉重	卒
	戸籍引受出勤	新宮佐一郎	卒
	戸籍引受出勤	石田忠四郎	卒
	戸籍引受出勤	伊藤観助	卒
	当分戸籍引受出勤	吉岡蔵八	卒

「旧藩事蹟」下按之四拾弐により作成

さて、松江県が戸籍区を設定した方法は、「旧藩事蹟」に次のように記述されている。

何分ニ此区域の拠所ト申一体の見込無クテハ五村六村の一区或ハ十村以上尚モ十五六村も合併の止ムヲ不得一ハ地況ニ依るト申幸ひ此頃神社調御用懸とて皇学教授桃文之助始中村文太夫・木村庫右衛門尚他ニも傍ラ出仕之事ニ有之、風土記ニある旧郷名ニ基キ区割ヲナスト云て必其訳ニも第一ハ其区域内統轄上の便否をはからわねハならず実際右等神社調之意見主務者ニハ協議スル事となして取調タルニあり（後略）

この文章について説明すると、まず、はじめの「何分ニ此区域の拠所ト申一体の見込無クテハ五村六村の一区或ハ十村以上尚モ十五六村も合併の止ムヲ不得一ハ地況ニ依るト申」の部分は、「郷社定則」（太政官第三二一）[37] について書いたものである。

「戸籍法」布告後の明治四年五月一四日に、「官社以下定額及神官職員規則」（太政官第二三五）[38] が布告され、官社・府社・藩社・県社・郷社などの社格が定められた。その後、同年七月四日に布告された「郷社定則」では、戸籍区一区・約千戸ごとに郷社一社と村社四社を定めることと、一社が数か村にわたり、氏子が千戸程度になる場合、その神社を郷社とすること、都市部など数千戸で「氏子域」が形成される場合には、郷社が何区に亘っても良いことなどが規定された[39]（【参考】明治5年（1872）3月12日　郷社一覧表）。

つまり、「郷社定則」により、戸籍区を編成するためにはその区の中心となる郷社と氏子の居住地を考慮しなければならなくなったということである。そこで松江藩では、神社取調用掛の皇学教授の桃文之助・中村文太夫・木村庫右衛門などに意見を聞き、「出雲国風土記」（以下、「風土記」）にある旧郷名に基づき区画を編成することにしたことが引用文から読み取れる。

「風土記」研究は、松江藩士の岸崎佐久次や遠江の国学者・内山真龍らにより、江戸時代を通じて行われていた。岸崎は天和三年（一六八三）に「出雲国風土記抄」を、内山真龍は天明七年（一七八七）

に「出雲国風土記解」を著し、当時の郷村が「風土記」のどの郷に当たるかを比定している[40]。

しかし、「風土記」による郷村の比定のみでは区画を決定することができず、引用文で「統轄上の便否」として示されている松江藩の御城下の町方支配、または郡村の郷方支配体制上の便宜を図ったことが記述されている。

これらのことから、松江県では、

①氏子の戸数（一区当たり約千戸）

②「出雲国風土記」にある旧郷名

③江戸時代の町方・郷方の支配体制上の便宜

の、３点を考慮しながら戸籍区を決定したことがわかる。特に「出雲国風土記」を利用したことは、松江地域ならではの特徴といえる。

【参考】明治５年（1872）３月12日　郷社一覧

区	神社（町村名）	「出雲国風土記」	区	神社（町村名）	「出雲国風土記」	区	神社（町村名）	「出雲国風土記」
1区	須衛都久神社（西茶町）	○	24区	三沢神社（三沢村）	○	47区	曽枳能夜神社（神氷村）	○
2区	田原神社（奥谷町）	○	25区	大原神社（上阿井村）	○	48区	御井神社（直江村）	○
3区	阿羅波比神社（外中原長）	○	26区	飯石神社（多久和村）	○	49区	都牟自神社（福富村）	○
4区	須衛都久神社（西茶町）	○	27区	三屋神社（給下村）	○	50区	宇美神社（平田村）	○
5区	須衛都久神社（西茶町）	○	28区	狭長神社（掛合村）	○	51区	宇美神社（平田村）	○
6区	売布神社（伊勢宮町）	○	29区	須佐神社（須佐村）	○	52区	都武自神社（国富村）	○
7区	売豆紀神社（雑賀町）	○	30区	波須波神社（下橋波村）	○	53区	玖潭神社（玖潭村）	○
8区	山代神社（古志原村）	○	31区	多岐神社（多岐村）	○	54区	多久神社（東福村）	○
9区	阿太加夜神社（出雲郷村）	○	32区	彌久賀神社（大池村）	○	55区	佐香神社（小境村）	○
10区	揖夜神社（揖屋村）	○	33区	那賣佐神社（神西村東分）	○	56区	内神社（大垣村）	○
11区	佐久佐神社（佐草村）	○	34区	知伊神社（知井宮村）	○	57区	佐陀神社（佐陀宮内村）	○
12区	熊野神社（熊野村）	○	35区	長浜神社（西園村）	-	58区	恵曇神社（恵曇村）	○
13区	来待神社（上来待村）	○	36区	出雲大社（杵築村）	○	59区	法吉神社（法吉村）	○
14区	佐為神社（白石村）	○	37区	-	-	60区	加賀神社（加賀浦）	○
15区	加茂神社（加茂中村）	-	38区	-	-	61区	爾佐神社（千酌浦）	○
16区	斐伊神社（里方村）	○	39区	日御碕神社（日御碕）	○	62区	美保神社（美保関）	○
17区	来次神社（木次村）	○	40区	阿式神社（遥堪村）	○	63区	久良彌神社（新庄村）	○
18区	佐世神社（下佐世村）	○	41区	八野神社（矢野村）	○	64区	布自伎美神社（上川津村）	○
19区	加多神社（大東村）	○	42区	阿須利神社（大津村）	○	65区	蜷蟹神社（江島村）	○
20区	得塩神社（南村）	○	43区	塩冶神社（塩冶村）	○	66区	八幡宮（荒島村ヵ）	-
21区	西利太神社（清田村）	○	44区	朝山神社（朝山村）	○	67区	加茂神社（安来村）	-
22区	湯野神社（中湯野村）	○	45区	火守神社（宇那手村）	○	68区	加茂神社（安来村）	-
23区	伊我多気神社（横田村）	○	46区	神代神社（宇屋神庭村）	○	69区	支布佐神社（吉佐町）	○

「壬申三月四月　県庁日誌」（島根県公文書センター所蔵）、『出雲国風土記鈔』（島根県古代文化センター、2021）、『出雲国風土記』（荻原千鶴、1999、講談社学術文庫）により作成

注：37・38区は原本に記述なし。

神社名は「壬申三月四月　県庁日誌」の記述通りとした。

「出雲国風土記」欄の「-」は該当の神社の記載がなかったところである。

２．江戸時代の町・村支配と区制

（１）町方・郷方支配と戸籍編成区

ここでは、松江県が設置した松江地域の各区の構成と戸長・副戸長についての実際と、江戸時代からの断続性を見ていくこととする。

【表２】は明治九年（一八七六）から一四年（一八八一）頃の各区の戸数である。明治三年（一九七〇）一二月二五日の布達で士族卒の居住地の分割と移動が許可され[41]た後、松江地域の戸数は激増していく[42]。また、特に細分化された武家地の戸数は明治四年の実態とはかけ離れていると考えら

【表２】各区の戸数（明治９～14年頃）

郡	区	戸数	備考
島根郡松江	1区	1089	
	2区	1277	
	3区	1343	
	4区	1019	
	5区	1097	
意宇郡松江	6区	2061	
	7区	1548	注1
意宇郡	8区		
	9区		
	10区		
	11区		
	12区		
	13区		
	14区		

郡	区	戸数	備考
大原郡	15区	837	
	16区	774	
	17区	963	
	18区	796	
	19区	1013	
	20区	942	
	21区	832	
仁多郡	22区	1059	注2
	23区	1400	注3
	24区	744	
	25区	1018	
飯石郡	26区	904	
	27区	1154	
	28区	1090	
	29区	976	

郡	区	戸数	備考
神門郡	30区	1194	
	31区	1073	
	32区	936	
	33区	1035	
	34区	1003	
	35区	1249	
	36区	974	注4
	37区	1906	注5
	38区		
	39区	587	
	40区	976	
	41区	699	
	42区	1218	
	43区	1268	
	44区	693	
	45区	950	

郡	区	戸数	備考
出雲郡	46区	1212	
	47区	949	
	48区	1055	
	49区	995	
楯縫郡	50区	1136	
	51区	855	
	52区	1166	
	53区	1022	
	54区	969	
	55区	739	
秋鹿郡	56区	1088	
	57区	1133	
	58区	705	

郡	区	戸数	備考
島根郡	59区	1321	
	60区	685	
	61区	844	
	62区	1219	
	63区	929	注6
	64区	1172	
意宇郡	65区		
能義郡	66区	923	
	67区	619	
	68区	922	
	69区	878	

『皇国地誌』により作成。
人口・戸数ともに明治9年から14年頃のもの。
『意宇郡村誌』は所在不明のため、各村の人口・戸数不明
注1. 松江分の人口・戸数ともに不明
注2. 佐白村・前布施村・上布施村の戸数・人口ともに不明
注3. 加食村・大曲村・角村の戸数・人口ともに不明
注4. 荒木・古荒木村の戸数・人口ともに不明
注5. 37・38区の合計数
注6. 別所村の戸数は不明

れる[43]が、農村部については旧城下町ほどの変化はないと考えられるため参考として挙げた。

【表３】は、松江地域の各区の構成村に「出雲国風土記抄」[44]で比定された郷と、区画編成当時の桃らの認識に近いと思われる『皇国地誌』[45]に記述された郷をあてはめ整理したものである。【表４】は、明治四年一〇月一五日と一一月二五日に定められた戸長・副戸長の一覧である。

一区から七区までは、旧御城下の町および農村や卒の居住区が混在した松江分（まつえぶん）といわれる地域を区分けした部分である。江戸時代には松江分を除いて町方といい、町奉行の支配していた区域である。町人地は松江を南北に分断する大橋川をはさんで末次（すえつぐ）・白潟（しらかた）に分かれており、北側の島根（しまね）郡松江を末次大年寄が、南川の意宇（いう）郡松江を白潟大年寄が、それぞれ各地域の町年寄を統轄していた[46]。

各区の構成は、一区から三区は町人地を一部含むもののほぼ武家地で、一区は松江城より東側、二区は北側、三区は南側となっている。四・五区は末次の、六区は白潟の町人地、七区は天神橋の南側の卒の居住地と、町人及び農民の居住地などが混在した地域であり、松江と意宇郡の村との境界部となっている[47]。そのため、士族と卒の居住区である一区から三区と七区は新たに士族、または卒から戸長・副戸長を選出し、その上で町年寄から選出した副戸長を加えている。町人地である四区から六区までは、各地域の大年寄を戸長に、町年寄から副戸長を選出している。これらの区は、江戸時代の支配体制に基づいて各町を配置したといえる。

次に、八区以降は江戸時代には郷方（ごうかた）といい、郡奉行（こおり）が支配していた地域である。郡奉行は江戸中期以降三人置かれ、北四郡（島根・秋鹿（あいか）・楯縫（たてぬい）・出雲（しゅつうう））、南四郡（意宇・能義（のぎ）・大原（おおはら）・仁多（にた））、神門（かんど）・飯石（いいいし）の三区域を一人ずつ管轄していた[48]。郷方支配は郡を単位として行われ、各郡には郡の役場である郡家（ぐんや）が置かれていた。郡家には、有力な百姓から選任された郡役人である下郡（したごおり）と与頭（くみがしら）がおり、郡奉行以下の藩役人による支配を受けつつ郡村政を執り行っていた。下郡は一郡全体を管轄する役人である。与頭は、郡と村との中間的区域として設けられた役職で、村高の合計が5～7000石の村々からなる「組（くみ）（与）」[49]

【表３】小区構成村別「出雲国風土記抄」と「皇国地誌」記載郷名

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	大年寄 与頭	町村名
島根郡松江	1区		法吉郷→松江	兼八	殿町
			法吉郷→松江	兼八	母衣町
			法吉郷→松江	兼八	米子町
			法吉郷→松江	兼八	南田町
			法吉郷→松江	兼八	北田町
	2区		法吉郷→松江	兼八	北堀町
			法吉郷→松江	兼八	石橋町
		法吉郷	法吉郷→松江	兼八	奥谷町
	3区	法吉郷	法吉郷→松江	兼八	内中原町
		法吉郷	法吉郷→松江	兼八	外中原町
		法吉郷	法吉郷→松江	兼八	中原町
	4区	法吉郷	法吉郷→松江	兼八	末次町
			法吉郷→松江	兼八	苧町
			法吉郷→松江	兼八	片原町
			法吉郷→松江	兼八	西茶町
			法吉郷→松江	兼八	東茶町
	5区		法吉郷→松江	兼八	本町
			法吉郷→松江	兼八	紙屋町
			法吉郷→松江	兼八	元材木町
			法吉郷→松江	兼八	魚町
			法吉郷→松江	兼八	新材木町
			法吉郷→松江	兼八	鍛冶町
意宇郡松江	6区			三郎兵衛	本町
				三郎兵衛	八軒屋町
				三郎兵衛	和多見町
				三郎兵衛	寺町
				三郎兵衛	天神町
				三郎兵衛	魚町
				三郎兵衛	灘町
	7区			三郎兵衛	竪町
				三郎兵衛	横浜町
				三郎兵衛	新町
				三郎兵衛	雑賀町
				忠兵衛	松江分
意宇郡	8区		山代郷	忠兵衛	乃木村
		山代郷	山代郷	忠兵衛	西津田村
		山代郷	山代郷	忠兵衛	東津田村
			山代郷	忠兵衛	古志原村
		山代郷	山代郷	忠兵衛	山代村
	9区	山代郷	山代郷	柳右衛門	矢田村
		山代郷	山代郷	柳右衛門	竹矢村
		山代郷	山代郷	柳右衛門	馬潟村
		山代郷	山代郷	柳右衛門	八幡村
			山代郷	柳右衛門	春日村
			山代郷	柳右衛門	上出雲郷村
			山代郷	柳右衛門	下出雲郷村
	10区	余戸里	余戸里→筑陽郷	柳右衛門	揖屋村
		余戸里	余戸里→筑陽郷	柳右衛門	下意東村
		余戸里	余戸里→筑陽郷	柳右衛門	上意東村
	11区	大草郷	大草郷	柳右衛門	西岩坂村
		大草郷	大草郷	柳右衛門	東岩坂村
		大草郷	大草郷	柳右衛門	日吉村
		大草郷	大草郷	柳右衛門	大草村
		大草郷	大草郷	忠兵衛	大庭村
		大草郷	大草郷	忠兵衛	佐草村
			大草郷	忠兵衛	平原村
	12区		出雲神戸	柳右衛門	熊野村
		忌部神戸	忌部神戸	忠兵衛	東忌部村
		忌部神戸	忌部神戸	忠兵衛	西忌部村
			忌部神戸	忠兵衛	乃白村
			忌部神戸	忠兵衛	福富村
			忌部神戸	市右衛門	玉造村
		忌部神戸	忌部神戸	市右衛門	大谷村
	13区		忌部神戸	忠兵衛	布志名村
		忌部神戸	忌部神戸	市右衛門	湯町村（湯町）
		忌部神戸	忌部神戸	市右衛門	面白村
		拝志郷	拝志郷	市右衛門	林村
		拝志郷	拝志郷→来待郷	市右衛門	上来海村
		拝志郷	拝志郷→来待郷	市右衛門	東来海村
		拝志郷	拝志郷→来待郷	市右衛門	西来海村
	14区	宍道郷	宍道郷	市右衛門	白石村
		宍道郷	宍道郷	市右衛門	宍道村（宍道町）
		宍道郷	宍道郷	市右衛門	佐々布村
			出雲郡建部郷	市右衛門	伊志見村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
大原郡	15区	屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	大竹村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	延野村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	大崎村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	岩倉村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	猪尾村
		(屋裏郷)	不明	顕十郎	東谷村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	新宮村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	砂子原村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	加茂中村（加茂町）
	16区	屋裏郷	屋裏郷	幾左衛門	立原村
		屋裏郷	屋裏郷	幾左衛門	近松村
		斐伊郷＊屋裏郷	？→大原郷	顕十郎	大西村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	南加茂村
		屋裏郷	屋裏郷	顕十郎	宇治村
		神原郷	神原郷	顕十郎	神原村
		屋代郷	屋代郷	顕十郎	三代村
			斐伊郷	幾左衛門	山方村
			斐伊郷	幾左衛門	里方村
	17区	来次郷	来次郷	幾左衛門	木次村（木次町）
		来次郷	来次郷	幾左衛門	西日登村
		来次郷	来次郷	幾左衛門	東日登村
	18区	来次郷	来次郷	幾左衛門	宇谷村
		来次郷	来次郷	幾左衛門	寺領村
		佐世郷	佐世郷	幾左衛門	上佐世村
		佐世郷	佐世郷	幾左衛門	下佐世村
		佐世郷	佐世郷	幾左衛門	大ヶ谷村
		佐世郷	佐世郷	小左衛門	飯田村
		佐世郷	佐世郷	幾左衛門	養賀村
	19区	斐伊郷	？→大原郷	顕十郎	前原村
		斐伊郷	？→大原郷	顕十郎	仁和寺村
		斐伊郷	？→大原郷	顕十郎	幡屋村
		斐伊郷	？→大原郷	顕十郎	遠所村
			海潮郷	顕十郎	畑鴨村
		海潮郷	海潮郷	顕十郎	山田村
		斐伊郷	？→大原郷	顕十郎	大東下分村
		(斐伊郷)	？	顕十郎	針江村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	大東村（大東町）
		海潮郷	海潮郷		稲村
		海潮郷	海潮郷		織部村
		阿用郷＊海潮郷	海潮郷		大木原村
	20区	海潮郷	海潮郷	小左衛門	田中村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	新庄村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	飛石村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	湯村
		(海潮郷)	海潮郷	小左衛門	中屋村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	山王寺村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	薦沢村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	諏訪村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	引坂村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	北村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	南村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	小河内村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	刈畑村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	塩田村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	箱淵村
		海潮郷	海潮郷	小左衛門	篠谷村
	21区	阿用郷	阿用郷	小左衛門	清田村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	金坂村
		海潮郷＊阿用郷	阿用郷	小左衛門	成木村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	阿用下分村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	岡村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	東阿用村
		阿用郷	阿用郷	幾左衛門	西阿用村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	川井村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	下久野村
		阿用郷	阿用郷	小左衛門	上久野村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
仁多郡	22区	布施郷	布施郷	善左衛門	佐白村
		布施郷	布施郷	善左衛門	前布施村
		布施郷	布施郷	善左衛門	上布施村
		布施郷	布施郷	善左衛門	八代村
		布施郷	布施郷	善左衛門	中村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	下三成村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	上三成村（三成町）
		三所郷	三所郷	栄十郎	湯野原村
		三所郷	三所郷	栄十郎	神畑村
		三所郷	三所郷	栄十郎	矢谷村
		三所郷	三所郷	栄十郎	広瀬村
		三所郷	布施郷	善左衛門	馬馳村
		三所郷	三所郷	善左衛門	下三所村
		三所郷	三所郷	善左衛門	里田村
		三所郷	三所郷	善左衛門	石原村
		三所郷	三所郷	善左衛門	角木村
		三所郷	三所郷	善左衛門	乙多田村
		三所郷	三所郷	善左衛門	上三所村
		三所郷	三所郷	善左衛門	郡村
		三所郷	三所郷	善左衛門	高柴村
		三所郷	三所郷	善左衛門	簾村
		三所郷	三所郷	善左衛門	塩原村
		三所郷	三所郷	善左衛門	大内原村
		(三所郷)	三所郷	善左衛門	高田村
		三所郷	三所郷	善左衛門	琴枕村
		三所郷	三所郷	善左衛門	中湯野村（亀嵩町）
		三所郷	三所郷	善左衛門	久比須村
		三所郷	三所郷	善左衛門	西湯野村
		三所郷	三所郷	善左衛門	梅木原村
	23区	横田郷	横田郷	作兵衛	馬場村
		横田郷	横田郷	作兵衛	五反田村
		横田郷	横田郷	作兵衛	樋口村
		横田郷		作兵衛	角村
		横田郷	横田郷	作兵衛	蔵屋村
		横田郷		作兵衛	稲田村
		横田郷		作兵衛	原口村
		(横田郷)		作兵衛	大呂村
		横田郷		作兵衛	竹崎村
		横田郷	横田郷	作兵衛	八川村
		横田郷	横田郷	作兵衛	下横田村
		三所郷		作兵衛	加食村
		横田郷		作兵衛	大曲村
		横田郷	横田郷	作兵衛	横田村（横田町）
		三沢郷	横田郷	作兵衛	大谷村
				作兵衛	雨川村
	24区	三沢郷	上高尾郷	栄十郎	高尾村
		(三沢郷)	上高尾郷	栄十郎	小白村
		(三沢郷)	上高尾郷	栄十郎	久月村
		三沢郷		栄十郎	堅田村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	原田村（三沢町）
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	鞍掛村
		(三沢郷)	三沢郷	栄十郎	林原村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	北原村
		布施郷	三沢郷	善左衛門	下布施村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	小原村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	石村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	平田村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	槻屋村
		三沢郷	三沢郷	善左衛門	湯村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	下鴨倉村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	上鴨倉村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	四日市村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	川内村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	大吉村
		三沢郷	三沢郷	栄十郎	乙社村
	25区	三沢郷	阿井郷	栄十郎	大馬木村
		三沢郷	阿井郷	栄十郎	小馬木村
		三沢郷	阿井郷	栄十郎	下阿井村
		三沢郷	阿井郷	栄十郎	上阿井村（上阿井町）

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
飯石郡	26区		多部(田井)郷	蔵四郎	曾木村
			多部(田井)郷	蔵四郎	上山村
			多部(田井)郷	蔵四郎	深野村
		飯石郷	多部(田井)郷	蔵四郎	川手村
		飯石郷	飯石郷	蔵四郎	神代村
		飯石郷	飯石郷	蔵四郎	六重村
		飯石郷	飯石郷	蔵四郎	中野村
		飯石郷	飯石郷	蔵四郎	多久和村
		熊谷郷	熊谷郷	蔵四郎	上熊谷村
		熊谷郷	熊谷郷	蔵四郎	下熊谷村
	27区	三刀屋郷	三刀屋郷	蔵四郎	粟谷村
		三刀屋郷	三刀屋郷	蔵四郎	三刀屋村（三刀屋町）
		(三刀屋郷)	三刀屋郷	蔵四郎	萱原村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	殿河内村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	尾崎村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	大谷村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	案田村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	給下村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	伊萱村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	法師田村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	屋内村
		三刀屋郷	三刀屋郷	栄三郎	里坊村
	28区	多禰郷	多根郷	蔵四郎	吉田村（吉田町）
		(多禰郷)	多根郷	蔵四郎	民谷宇山村
		多禰郷	多根郷	蔵四郎	掛合村（掛合町）
		(多禰郷)	多根郷	蔵四郎	須所村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	多根村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	坂本村
	29区		多根郷	栄三郎	根波別所村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	乙多田村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	掛合宮内村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	加食田村
		多禰郷	多根郷	栄三郎	松笠村
		須佐郷	須佐郷	栄三郎	朝原村
		須佐郷	須佐郷	栄三郎	原田村
		須佐郷	須佐郷	栄三郎	宮内村
		須佐郷	須佐郷	栄三郎	反辺村
神門郡	30区		余戸里	唯市	乙立村
		余戸里	余戸里	唯市	上橋波村
		余戸里	余戸里	唯市	下橋波村
		余戸里	伊秩郷	唯市	八幡原村
			伊秩郷	唯市	毛津村
		余戸里	伊秩郷	唯市	一窪田村（一窪田町）
		余戸里	伊秩郷	唯市	東村
		余戸里	伊秩郷	唯市	高津屋村
		余戸里	伊秩郷	唯市	吉野村
		余戸里	伊秩郷	唯市	佐津目村
		余戸里	伊秩郷	唯市	山口村
	31区	多岐郷	多岐郷	順七郎	奥田儀村
		多岐郷	多岐郷	順七郎	口田儀村（口田儀町）
		多岐郷	多岐郷	順七郎	小田村（小田町）
		多岐郷	多岐郷	順七郎	多岐村
		多岐郷	多岐郷	順七郎	久村（久村町）
	32区		滑狭郷	順七郎	大池村
			滑狭郷	順七郎	板津村
		滑狭郷	滑狭郷	唯市	二部村
		滑狭郷	滑狭郷	唯市	三部村
		滑狭郷	滑狭郷	唯市	畑村
		滑狭郷	滑狭郷	唯市	常楽寺村
	33区	滑狭郷	滑狭郷	唯市	神西村西分
		滑狭郷	滑狭郷	唯市	神西村東分
		滑狭郷	滑狭郷	順七郎	神西村沖分
		滑狭郷	滑狭郷	順七郎	差海村
			古志郷	順七郎	大島村
		古志郷	古志郷	順七郎	知井宮村沖村
	34区	古志郷	古志郷	順七郎	知井宮村本郷
		古志郷	古志郷	順七郎	芦渡村
		古志郷	古志郷	唯市	上古志村（古志町）
		古志郷	古志郷	唯市	下古志村
			塩冶郷＊	太兵衛	松枝村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
神門郡	35区	高岸郷	高岸郷	太兵衛	下塩冶村（塩冶町）
		塩冶郷・ 高岸郷【有原】	高岸郷	太兵衛	渡橋村
		高岸郷	高岸郷	太兵衛	天神村
				太兵衛	横引村
				太兵衛	下荘村
				太兵衛	東園村
				太兵衛	西園村
				太兵衛	外園浦
	36区		出雲郡→神門郡	久左衛門	茅原村
				久左衛門	荒木村
				久左衛門	古荒木村
			出雲郡(海浜)→神門郡	久左衛門	中荒木村
			出雲郡杵築郷→神門郡	久左衛門	北荒木村
			出雲郡杵築郷→神門郡	久左衛門	修理免村
	37区	出雲郡杵築郷	出雲郡杵築郷	久左衛門	杵築 市場村 宮内村 越峠村
	38区	出雲郡杵築郷	出雲郡杵築郷	久左衛門	杵築 大土地村 中村 仮宮村 赤塚村
	39区		出雲郡杵築郷	久左衛門	日御碕
			出雲郡杵築郷	久左衛門	宇龍浦
			出雲郡杵築郷	久左衛門	鷺浦
			出雲郡杵築郷	久左衛門	鵜峠浦
	40区		出雲郡杵築郷	遠兵衛	菱根村
			出雲郡杵築郷	遠兵衛	遥堪村
			?	遠兵衛	常松村
			?	久左衛門	入南村
			阿式郷	久左衛門	江田村
			?	久左衛門	八島村
			八野郷	久左衛門	浜村
			八野郷	久左衛門	松寄下村
	41区	八野郷	八野郷	太兵衛	白枝村
		八野郷	八野郷	久左衛門	小山村
		八野郷	八野郷	久左衛門	矢野村
			?	遠兵衛	堀江村
			?	遠兵衛	粟津村
			出雲郷伊努郷	遠兵衛	里方村
		出雲郷伊努郷	出雲郷伊努郷	遠兵衛	矢尾村
		出雲郷伊努郷	出雲郷伊努郷	遠兵衛	日下村
	42区	塩冶郷	塩冶郷	遠兵衛	武志村
			塩冶郷	遠兵衛	稲岡村
			塩冶郷	遠兵衛	高岡村
			塩冶郷	遠兵衛	荻原村
			塩冶郷	遠兵衛	杼島村
		塩冶郷	塩冶郷	遠兵衛	中野村
		塩冶郷	塩冶郷	久左衛門	大塚村
			塩冶郷	佐十郎	朝倉村
		塩冶郷	塩冶郷	佐十郎	大津村（大津町）
		塩冶郷	塩冶郷	佐十郎	石塚村
	43区	塩冶郷	塩冶郷	太兵衛	今市村（今市町）
		日置郷・塩冶郷	塩冶郷	佐十郎	上塩冶村
	44区	朝山郷	朝山郷	佐十郎	馬木村
		朝山郷	朝山郷	佐十郎	上朝山村
		神戸里	神戸里	佐十郎	所原村
			神戸里	佐十郎	見々具村
		朝山郷	神戸里	佐十郎	野尻村
	45区	朝山郷	朝山郷	佐十郎	稗原村
		朝山郷	塩冶郷	佐十郎	宇那手村
		出雲郡河内郷	出雲郡河内郷	佐十郎	船津村
		出雲郡河内郷	出雲郡河内郷	佐十郎	上ノ郷村
		出雲郡河内郷	出雲郡河内郷	佐十郎	中島村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
出雲郡	46区	河内郷	河内郷	繁左衛門	上阿宮村
		河内郷	河内郷	繁左衛門	下阿宮村
			宍道湖	繁左衛門	下庄原村
			宍道湖	繁左衛門	上庄原村
		建部郷	建部郷	繁左衛門	宇屋神庭村
		建部郷	建部郷	繁左衛門	学頭村
		建部郷	建部郷	繁左衛門	武部村
		建部郷	建部郷	繁左衛門	吉成村
		建部郷	建部郷	繁左衛門	羽根村
	47区	出雲郷	出雲郷	繁左衛門	出西村
		出雲郷	出雲郷	繁左衛門	氷室村
		出雲郷	出雲郷	繁左衛門	神守村
		出雲郷	出雲郷	甚七	求院村
		出雲郷	出雲郷	甚七	富村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	神立村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	千家村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	北島村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	別名村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	井上村
		神戸里	出雲郡神戸里	甚七	鳥屋村
	48区	漆治郷	漆治郷	繁左衛門	上直江村
		漆治郷	漆治郷	繁左衛門	下直江村（直江町）
		美談郷	美談郷	甚七	今在家村
			宍道湖	甚七	中原村
			?	甚七	上鹿野村
	49区		宍道湖	甚七	福富村
			宍道湖	甚七	南村
			宍道湖	繁左衛門	沖洲村
			宍道湖	甚七	中洲村
			宍道湖	甚七	黒目村
			宍道湖	甚七	三分市村
			宍道湖	甚七	坂田村
楯縫郡	50区		宍道湖畔	義一郎	島村
		沼田郷	沼田郷	義一郎	出来洲村
		沼田郷	宍道湖→沼田郷	義一郎	平田村灘分
		沼田郷	沼田郷	愛右衛門	平田村上ヶ分
		沼田郷	沼田郷	愛右衛門	西代村
	51区	沼田郷	沼田郷	愛右衛門	平田町
	52区	出雲郡伊努郷	出雲郡伊努郷 →楯縫郡伊努郷	愛右衛門	西林木村
		出雲郡伊努郷	出雲郡伊努郷 →楯縫郡伊努郷	愛右衛門	東林木村
		出雲郡美談郷	出雲郡美談郷 →楯縫郡美談郷	愛右衛門	美談村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	国富村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	口宇賀村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	奥宇賀村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	川下村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	別所村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	唐川村
		出雲郡宇賀郷	出雲郡宇賀郷 →楯縫郷宇賀郷	愛右衛門	猪目浦
	53区	余戸里	余戸里	愛右衛門	水谷本庄村
		余戸里	余戸里	愛右衛門	万田村
			玖潭郷	愛右衛門	西々郷村
		玖潭郷	玖潭郷	愛右衛門	久多見村
		玖潭郷	玖潭郷	愛右衛門	小津浦
		玖潭郷	玖潭郷	愛右衛門	十六島浦
		玖潭郷	玖潭郷	愛右衛門	釜浦
		玖潭郷	玖潭郷	義一郎	東福村
		玖潭郷	玖潭郷	義一郎	東郷村
		神戸里	神戸里	義一郎	野石谷村
	54区	楯縫郷	楯縫郷	義一郎	塩津浦
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	唯浦
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	三浦
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	小伊津浦
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	岡田村
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	多久谷村
		楯縫郷	楯縫郷	義一郎	多久村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
縦縫郡	55区	佐香郷	佐香郷	義一郎	薗村
		佐香郷	佐香郷	義一郎	鹿園寺村
		佐香郷	佐香郷	義一郎	小境村
		佐香郷	佐香郷	義一郎	坂浦
秋鹿郡	56区	伊農郷	伊農郷→伊野郷	柳五郎	伊野浦
		伊農郷	伊農郷→伊野郷	柳五郎	下伊野村
		伊農郷	伊農郷→伊野郷	柳五郎	上伊野村
		大野郷	大野郷	柳五郎	下大野村
		大野郷	大野郷	柳五郎	上大野村
		大野郷	大野郷	柳五郎	魚瀬浦
		(大野郷)	大野郷	柳五郎	鎌田浦
		多太郷	多太郷	柳五郎	大垣村
	57区	多太郷	多太郷	柳五郎	岡本村
			多太郷	柳五郎	秋鹿村(秋鹿町)
			多太郷	柳五郎	西長江村
			多太郷	三郎兵衛	東長江村
		神戸里	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	古曽志村
		神戸里	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	浜佐陀村
		(神戸里)	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	西谷村
		神戸里	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	古志村
		神戸里	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	成相寺村
		神戸里	秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	荘村
		神戸里	恵曇郷→秋鹿郡神戸里	三郎兵衛	佐陀宮内村
	58区	恵曇郷	恵曇郷	三郎兵衛	古浦
		恵曇郷	恵曇郷	三郎兵衛	江角浦
		恵曇郷	恵曇郷	三郎兵衛	武代村
		恵曇郷	恵曇郷	三郎兵衛	佐陀本郷村
			島根郡加賀郷→秋鹿郡	三郎兵衛	手結浦
			島根郡加賀郷→秋鹿郡	三郎兵衛	片句浦
島根郡	59区	法吉郷	法吉郷	万三郎	奥谷村
		法吉郷	法吉郷	蔵七郎	末次村
		法吉郷	法吉郷	蔵七郎	黒田村
		法吉郷	法吉郷	蔵七郎	春日村
		法吉郷	法吉郷	蔵七郎	法吉村
		生馬郷	生馬郷	蔵七郎	比津村
		生馬郷	生馬郷	蔵七郎	西生馬村
		生馬郷	生馬郷	蔵七郎	東生馬村
		生馬郷	生馬郷	蔵七郎	薦津村
		生馬郷	生馬郷	蔵七郎	国屋村
		生馬郷	宍道湖中	蔵七郎	浜佐田村
		秋鹿郡神戸里	秋鹿郡神戸里→島根郡	蔵七郎	上佐陀村
		秋鹿郡神戸里	秋鹿郡神戸里→島根郡	蔵七郎	下佐陀村
		秋鹿郡神戸里	秋鹿郡神戸里→島根郡	蔵七郎	名分村
			多久郷	蔵七郎	南講武村
			多久郷	蔵七郎	北講武村
			多久郷	蔵七郎	上講武村
	60区	加賀郷	加賀郷	蔵七郎	水浦
		加賀郷	加賀郷	蔵七郎	大芦浦
		加賀郷	加賀郷	蔵七郎	加賀浦
	61区	千酌駅	千酌駅	常蔵	野波浦
		(千酌駅)	千酌駅	常蔵	多古浦
		千酌駅	千酌駅	常蔵	野井浦
		千酌駅	千酌駅	常蔵	笠浦
		千酌駅	千酌駅	常蔵	千酌浦
		千酌駅	千酌駅	常蔵	北浦
	62区		千酌駅	常蔵	菅浦
		片結郷	片結郷	常蔵	片江浦
		片結郷	片結郷	常蔵	七類浦
		美保郷	美保郷	常蔵	諸喰浦
		美保郷	美保郷	常蔵	雲津浦
		美保郷	美保郷	常蔵	美保関
		美保郷	美保郷	常蔵	福浦
		美保郷	美保郷	常蔵	森山村

郡	区	「出雲国風土記抄」	「皇国地誌」	与頭	町村名
島根郡	63区	余戸里	余戸里	万三郎	上宇部尾村
		余戸里	余戸里	常蔵	新庄村
		余戸里	余戸里	常蔵	本庄村（本庄町）
		余戸里	余戸里	常蔵	邑生村
			不明	万三郎	坂本村
			不明	万三郎	福原村
		手染郷	手染郷	常蔵	下宇部尾村
		手染郷	手染郷	常蔵	別所村
		手染郷	手染郷	常蔵	野原村
		手染郷	手染郷	常蔵	長海村
		手染郷	手染郷	常蔵	手角村
	64区	法吉郷	法吉郷	万三郎	菅田村
			不明	万三郎	西持田村
			不明	万三郎	東持田村
		山口郷	山口郷	万三郎	上川津村
		山口郷	山口郷	万三郎	下川津村
		山口郷	山口郷	万三郎	西川津村
		山口郷	山口郷	万三郎	西尾村
		山口郷	山口郷	万三郎	川原村
		朝酌郷	朝酌郷	万三郎	朝酌村
		朝酌郷	朝酌郷	万三郎	福富村
		朝酌郷	朝酌郷	万三郎	大井村
		朝酌郷	朝酌郷	万三郎	大海崎村
意宇郡	65区		大根島	延四郎	波入浦
				延四郎	遅江村
				延四郎	馬渡村
				延四郎	亀尻村
				延四郎	寺津村
				延四郎	二子村
				延四郎	入江村
				延四郎	江島村
能義郡	66区			甚右衛門	荒島村
				甚右衛門	日白村
				甚右衛門	久白村
				甚右衛門	西赤江村
				甚右衛門	東赤江村
				甚右衛門	上坂田村
		野城駅		甚右衛門	中津村
	67区		海中	甚右衛門	上今津村
			海中	甚右衛門	下今津村
			海中	甚右衛門	下坂田村
			意宇郡→安来郷		切川村
			海中(羽島)	甚右衛門	飯島村
		安来郷	安来郷	甚右衛門	安来宮内村
		安来郷	安来郷	友重	和田村
		(安来郷)	安来郷	友重	細井村
		安来郷	安来郷	友重	黒島村
		安来郷	安来郷	友重	島田村
	68区	安来郷	安来郷	友重	安来村（安来町）
	69区	舎人郷	舎人郷	友重	吉岡村
		舎人郷	舎人郷	友重	野方村
		舎人郷	舎人郷	友重	折坂村
		山国郷	山国郷	友重	柿谷村
		山国郷	山国郷	友重	下吉田村
		山国郷	山国郷	友重	上吉田村
		山国郷	山国郷	友重	鳥木村
		楯縫郷	楯縫郷	友重	清瀬村
		楯縫郷	楯縫郷	友重	清井村
		楯縫郷	楯縫郷	友重	野外村
			楯縫郷	友重	九重村
			楯縫郷	甚右衛門	佐久保村
			楯縫郷	友重	早田村
			楯縫郷	友重	清水村
		楯縫郷	楯縫郷	友重	門生村
		屋代郷	屋代郷	友重	吉佐村

『松江市史』史料編9近現代Ⅰ、各郡の「皇国地誌」（島根県立図書館蔵）、『出雲国風土記鈔』（島根県古代文化センター編、2021）、「雑感　松江藩引継」（明治4年、島根県立図書館蔵）、『島根県町村名』（生松彦市編、1878）、「旧藩事蹟」により作成

注：空欄は、原本に記載のないものである。

「出雲国風土記抄」で比定されていないが、周囲を同一の郷に囲まれており同じ郷と考えられる場合は(カッコ)で郷名を記した。

「出雲国風土記抄」で地理的にみて明らかに別の郷に村名がある場合は、「＊」の後に正しいと思われる村名を記した。

「皇国地誌」で地理的にみて明らかに別の郷が書かれている場合は、郷名の後ろに「＊」のみ記した。

村名の太枠は、同じ庄屋が管轄する村である。一村だけ囲っている掛合宮内村と殿河内村、上宇部尾村と大海崎村、黒島村と九重村は、それぞれ同じ庄屋が兼務している。

「皇国地誌」の郡誌と郡村誌で郷名が異なる場合は、出典（「和名類聚抄」）が明らかな郡誌を記した。

太枠は庄屋の兼務村の範囲である。

【表４】明治４年（1971）10・11月制定戸長・副戸長一覧

郡	区	1～7区：M4.10.15、8区以降：同11.25日制定	
		戸長	副戸長
島根郡 松江	1区	山根功（10/17日差免） 樋野弥次兵衛（10/27日～）	岩佐健助
			林政右衛門
			米子町年寄　〔角田〕門三郎
	2区	瀧波与右衛門	雨森扇蔵
			青山彦六
			北堀町年寄　〔中島〕得四郎
			石橋町年寄　〔清水〕竹之助
			石橋町年寄　〔菊池〕栄之助
	3区	重村俊介	寺沢丈右衛門
			石黒八兵衛
			中原町年寄　〔内藤〕新七
			中原町年寄　〔稲葉〕善十郎
	4区	末次大年寄 〔岩本〕謙八	末次町年寄　〔原田〕甚五右衛門
			苧町年寄　〔裏辻〕九右衛門
			片原町年寄　〔矢野〕忠右衛門
			茶町年寄　〔和田〕万兵衛
			茶町二丁目年寄　〔安達〕孫兵衛
	5区	末次大年寄 〔岩本〕謙八	本・紙屋町年寄　〔阿部〕勝右衛門
			本・紙屋町年寄　〔中井〕丹十郎
			元材木町年寄　〔錦織〕五郎兵衛
			魚町年寄　〔菅井〕新右衛門
			新材木町年寄　〔岩井〕祖一右衛門
			新材木町年寄　義兵衛
			鍛冶町年寄　赤松平右衛門 （11月13日年寄・副戸長差免）
意宇郡 松江	6区	白潟大年寄 〔参成〕三郎兵衛	本・八軒屋町年寄　庄兵衛
			本・八軒屋町年寄　〔相見〕文右衛門
			和多見町年寄　〔瀧川〕傳兵衛
			寺町年寄　甚助
			天神町年寄　〔田中〕又兵衛
			魚町年寄　青山彦助 （12月7日年寄・副戸長差免）
			灘町年寄　〔田中〕立蔵 （12月3日年寄・副戸長差免）
	7区	藤井孫兵衛	日野文兵衛
			服部伴七
			西尾官平
			竪町年寄　〔大島〕新四郎
			横浜・新町年寄　原健蔵 （12月19日年寄・副戸長差免）
			松江分庄屋　福島米七（12月8日～）
意宇郡	8区	中庄屋　夫助	古志原村庄屋　福庭對三郎
	9区	大庄屋　〔松浦〕宇右衛門	竹矢・大草村庄屋　三宅永之助
	10区	中庄屋　〔目次〕九右衛門	揖屋村目代　後藤忠一郎
	11区	大庄屋　〔松浦〕宇右衛門	佐草村庄屋　渡部一郎右衛門
	12区	中庄屋　夫助	大谷村庄屋　山本岩三郎
	13区	中庄屋　〔永原〕市右衛門	湯町目代・湯町面白村庄屋　福庭本右衛門
	14区	中庄屋　〔永原〕市右衛門	宍道村庄屋　坂本順蔵
大原郡	15区	中庄屋　〔渡部〕顕十郎	加茂中村庄屋　長瀬又十郎
	16区	大庄屋　〔土屋〕半十郎	山方・上佐世村庄屋　佐藤仁左衛門
	17区	中庄屋　〔竹内〕幾左衛門	東日登・大ヶ谷村庄屋　佐藤倚太郎
	18区	中庄屋　〔竹内〕幾左衛門	下佐世村庄屋　上代善三郎
	19区	大庄屋　〔土屋〕半十郎	大東町目代　木村利左衛門
	20区	中庄屋　〔木村〕小左衛門	薦沢・湯村庄屋　塩野文太郎
	21区	中庄屋　〔木村〕小左衛門	岡村庄屋　三原佐十郎

郡	区	1～7区：M4.10.15、8区以降：同11.25日制定	
		戸長	副戸長
仁多郡	22区	中庄屋　〔岩田〕善左衛門	八代村庄屋　川角寛八郎
	23区	中庄屋　〔糸原カ〕作兵衛	樋口村庄屋　岡崎健蔵
	24区	中庄屋　〔岩田〕栄十郎	湯村庄屋　西村栄四郎
	25区	大庄屋　〔中林〕嘉一兵衛	大馬木村庄屋　村尾彦右衛門
飯石郡	26区	中庄屋　〔永井〕萬四郎	下熊谷村荘屋　堀江九郎右衛門
	27区	大庄屋　〔原〕傳九郎	三刀屋町目代　若槻甚左衛門
	28区	大庄屋　〔原〕傳九郎	掛合村庄屋　堀江萬平
	29区	中庄屋　〔松尾〕栄三郎	朝原村庄屋　飯塚勘三郎
神門郡	30区	中庄屋　石橋唯市	乙立・毛津村庄屋　今岡重左衛門
	31区	中庄屋　中尾順七郎	小田村庄屋　錦織謙三郎
	32区	中庄屋　中尾順七郎	神西村東分・二部村庄屋　浅津運左衛門
	33区	大庄屋　金山谷右衛門	知井宮村沖分庄屋　遠藤太右衛門(辞職)
			神戸郡大嶋村　小村藤三郎（12月24日）
	34区	大庄屋　金山谷右衛門	下古志村庄屋　神田延右衛門
	35区	中庄屋　遠藤嘉右衛門	渡橋村庄屋　吾郷又蔵
	36区	大庄屋　直良為右衛門	中荒木村庄屋　澄田権三郎
	37区	中庄屋　〔森広〕久左衛門	市場村年寄　岡垣見三郎
	38区	中庄屋　〔森広〕久左衛門	越峠・中村年寄　山根十兵衛
	39区	中庄屋　〔森広〕久左衛門	鷺浦庄屋　奥為三郎
	40区	大庄屋　直良為右衛門	浜村庄屋　永岡五郎右衛門
	41区	中庄屋　中山達兵衛	粟津村庄屋　原本作蔵
	42区	大庄屋　直良為右衛門	武志村庄屋　鎌田義一郎
	43区	中庄屋　遠藤嘉右衛門	今市町目代　松浦彦一左衛門
	44区	中庄屋　高橋佐十郎	野尻村庄屋　倉橋善五右衛門
	45区	中庄屋　高橋佐十郎	所原・稗原村庄屋　吉田宗兵衛
出雲郡	46区	中庄屋　勝部繁左衛門	上直江村庄屋　高橋萬蔵
	47区	大庄屋　江角柳四郎	求院村庄屋　多々納弥三兵衛
	48区	大庄屋　江角柳四郎	下直江村庄屋　秦善重
	49区	中庄屋　勝部甚七	南村　玉木柳左衛門
楯縫郡	50区	大庄屋　木佐得三郎	平田村上ヶ分庄屋　坂本佐右衛門
	51区	中庄屋　木佐愛右衛門	平田町目代　長廻友左衛門
	52区	中庄屋　木佐愛右衛門	東林木村庄屋　園山増市
	53区	大庄屋　木佐得三郎	小津浦庄屋　二瀬庄七
	54区	中庄屋　長廻義一郎	多久谷村庄屋　上田文兵衛
	55区	中庄屋　長廻義一郎	鹿園寺村庄屋　吾郷権四郎
秋鹿郡	56区	中庄屋　〔原田〕柳五郎	魚瀬・鎌田浦庄屋　金坂半十郎
	57区	大庄屋　〔田村〕弥三右衛門	古志村庄屋　松尾正一郎
	58区	中庄屋　〔引野〕三郎兵衛	手結浦庄屋　小草佐七
島根郡	59区	中庄屋　〔宮廻〕蔵七郎	浜佐田村庄屋　福井庫三郎
	60区	大庄屋　〔福井〕正三郎	水浦庄屋　岸忠一
	61区	中庄屋　〔木村〕常蔵	別所村笠浦庄屋　月坂太蔵
	62区	中庄屋　〔木村〕常蔵	菅浦庄屋　宮本忠助
	63区	大庄屋　〔福井〕正三郎	新庄村庄屋　木村甚兵衛
	64区	中庄屋　萬三郎	下東川津村庄屋　小塚又三郎
意宇郡	65区	中庄屋　〔安部〕延四郎	大根島入江村　竹谷甚助
能義郡	66区	中庄屋　〔吉岡〕甚右衛門	日白・久白村庄屋　吉村佐平次
	67区	大庄屋　〔天野〕又三郎	上今津・下今津村庄屋　小笹傳兵衛
	68区	大庄屋　〔天野〕又三郎	安来町目代　米村清右衛門
	69区	中庄屋　〔重藤〕友重	柿谷村庄屋　渡部唯三郎

参考文献：「松江藩日誌」、「雑款　松江藩引継」を基にし、「旧藩事蹟」から補足して作成した。他に『簸川郡誌』（1940）を参照した。

注）名前の旧字体はそのままとしたが、それ以外は新字体にした。

10月15日の戸長・副戸長のうち、「旧藩事蹟」から名字がわかる場合は〔亀甲括弧〕で付した。

を管轄していた[50]。

【表３】で八区以降をみると、八区から一四区・六五区は意宇郡、一五区から二一区は大原郡、二二区から二五区は仁多郡、二六区から二九区は飯石郡、三〇区から四五区は神門郡、四六区から四九区は出雲郡、五〇区から五五区は楯縫郡、五六区から五八区は秋鹿郡、五九区から六四区は島根郡、六六区から六九区は能義郡となっている。このように、松江藩の郷方支配が郡を単位として行われたのを引き継ぎ、松江地域でも郡単位で各区が設定されているのがわかる。

また、これらの区域は秋鹿郡・楯縫郡・能義郡など、かつて日本海・宍道湖中だった土地が長い年月のうちに新たに陸地となった地域や、大原郡・仁多郡・飯石郡などの郡内を流れる川の流れが変わった地域、神門郡・楯縫郡・出雲郡の斐伊川の流れが変わったことにより郡域が分断され、村域が大きく変化した地域が含まれている。それらの地域では「風土記」記載の郷と村との比定が難しく、【表３】中でも区を構成する村の郷が複数または不明としているところが多いため、「風土記」との関係性を断定できるものではない。だが、庄屋が兼務[51]していた村については、飯石郡掛合宮内村（多根郷・二九区）と殿河内村（三刀屋郷・二七区）、島根郡の上宇部尾村（余部里・六三区）と大海崎村（朝酌郷・六四区）、能義郡の黒鳥村（安来郷・六七区）と九重村（縦縫郷・六九区）が「風土記」の郷に基づき分割して区分けされているといえる。このことから、八区以降では、前項の「旧藩事蹟」の記述のとおり概ね「風土記」記載の郷に基づき新たに区画を定めたといえそうである。しかし、一四区の意宇郡伊志見村、五六区の秋鹿郡大垣村、六二区の島根郡菅浦、六四区の島根郡菅田村は本来所属する郷とは別の郷にある。これらの村は江戸時代の行政区域上の便宜を引き継いで編成されたといえる。

戸長・副戸長については、八区以降の郡村部では各区の戸長は大庄屋（下郡）と中庄屋（与頭）から選出されており、それぞれ二区から三区を担当している。副戸長は、その区の村内で年功の者、これまで郡宗門の扱いや郡割引受などを担当していた庄屋の中から一人を選んで決められた[52]。四六区の高橋萬蔵のみ出雲郡の元・上直江村庄屋（四八区）だが、居村は四六区内の同郡上庄原村[53]であることから、やはりその区内の村庄屋の中から選ばれているといえる。

氏子の戸数がどのように関わったかについては、今のところ詳しい史料がないので確かなことは言えないが、以上のことから、松江県では「出雲国風土記」記載の郷名と旧支配体制を考慮しながら、時にはどれかを重視して区を設定していたことが裏付けられる。戸長・副戸長以下の事務体制については、旧御城下で町方の役人外から新たに士族が選出されているが、その他は町・村役人をそのまま組み込んだ形になっている。

ただし、この時点では戸籍を編製するために新たに設置された区画及び事務体制に過ぎず、町や郡村の行政は、従来通り町・村役人により執り行われていた。島根県ではこの戸籍編纂体制がそのまま町村行政体制へと引き継がれるため、江戸時代からの断続性は戸籍編製区の設定からも伺える。

（２）大区の導入と廃止

戸籍編製区がどのように行政区へと変化したのかは、先行研究[54]にも書かれていることではあるが、ここでもその後の流れを記述しておく。

明治四年（一八七一）一一月一五日に島根県が設置されると、松江県の六九区に広瀬県の七区（能義郡四区と飯石郡三区）、母里県の二区（能義郡）の計九区が加わり、全七八区となった[55]。明治五年（一八七二）三月二十五日には、七八区の番号の組み換えが行われた。元広瀬県の七区と元母里県の二区を該当の郡へと移動させ、区域はそのままで番号を振り直した[56]。

同年七月二五日、島根県は大区を採用し、一一大区に分けてその下に小区を配置した。大区に区長

を、小区には戸長・副戸長を置いた。「旧藩事蹟」[57]によると、大区長は従来の大年寄・大庄屋にあたり、戸長は大目代・与頭にあたる役職とされている。また、郡家は大区用所と改称され、そこに区長を派遣した[58]（【表５】）。八月にはそれまでの区の番号が廃止され、大区ごとに順序は変わらず新たに一から番号が振られ、「第何大区小何区」と改称した[59]（【図１】）。

明治五年四月九日の太政官布告第一一七号をうけ、島根県では八月八日に、大庄屋・中庄屋・大年寄を戸長と、町年寄・庄屋・目代のうち副戸長を任命されていた者は副戸長と、それ以外の者を副戸長心得と、年寄を副戸長手伝と改称した[60]。【図２】は郡村と旧松江御城下の支配の変遷を図示したものである。このように、明治四年一一月の戸籍区設置以降、町・村には従来の支配体制と戸籍事務体制の二体制があったものが、明治五年八月八日の達により一本化され、それまで戸籍区としての機能のみ担っていた区は、行政区としての機能も担うこととなった[61]。従来の大庄屋の位置に士族から選出された区長が配置されているものの、その他は従来の支配体制と変わりない。

しかし、島根県の大区は一一月二三日に「徒ニ民費ヲ要シ其実効ニ乏シキヲ観ル」として廃止され、元の七八区に戻された。その際大区長以下、戸長・副戸長なども全て廃止となったが、当面は旧役人で事務を行なった[62]。明治六年（一八七三）一月二〇日、従来の戸長を改めて戸長に任命し、副戸長は町村ごとに一名ずつ、戸長の人選により定められることになった。そして、二月三日に、全管を通して五百数十名の副戸長を置いた[63]。戸長・副戸長の職務や人数はこの後も変化していくが、区画は明治一一年（一八七八）七月二二日の太政官布告第一七号「郡区町村編制法」までこのまま続くこととなる。

【表５】区長・権区長一覧

大区	大区用所	職名	区長（旧名・旧藩）
第一大区	末次町	区長	中村順之助（秀年）
第二大区	西川津村	権区長	鵜飼慎終（為一郎）
第三大区	安来町	区長	村上勝之輔（勝之助）
第四大区	乃木村	権区長	吉村兵左衛門（元広瀬藩士）
第五大区	大東町	区長	若槻　敬（章蔵）
第六大区	三成町	区長	松田　敏（譲一郎）
第七大区	揖屋町	区長	栗田菉右衛門
第八大区	塩冶町	区長	山田　筧
第九大区	直江町	権区長	樋野深水（彌次兵衛）
第十大区	平田町	権区長	重村俊介
第十一大区	秋鹿町	権区長	福井順蔵

参考文献：『松江市誌』（上野・野津、1941）、「旧藩事蹟」下按之四拾六、「士族禄高」（島根県立公文書センター）、「島根県歴史附録　旧広瀬藩・旧広瀬県　官員履歴」により作成
注：（カッコ）は旧名

【図１】区番号の変遷

明治4年11月15日の区番号

区	郡	旧県
1区～5区	島根郡松江	松江県
6・7区	意宇郡松江	松江県
8～14区	意宇郡	松江県
15～21区	大原郡	松江県
22～25区	仁多郡	松江県
26～29区	飯石郡	松江県
30～45区	神門郡	松江県
46～49区	出雲郡	松江県
50～55区	縦縫郡	松江県
56～58区	秋鹿郡	松江県
59～64区	島根郡	松江県
65区	意宇郡大根島	松江県
66～69区	能義郡	松江県
1～4区	能義郡	広瀬県
5～7区	飯石郡	広瀬県
1～2区	能義郡	母里県

明治5年3月25日以降の区番号

区	郡	旧県
1区～5区	島根郡松江	松江県
6・7区	意宇郡松江	松江県
8～14区	意宇郡	松江県
15～21区	大原郡	松江県
22～25区	仁多郡	松江県
26～29区	飯石郡	松江県
30～32区	飯石郡	広瀬県
33～48区	神門郡	松江県
49～52区	出雲郡	松江県
53～58区	縦縫郡	松江県
59～61区	秋鹿郡	松江県
62～67区	島根郡	松江県
68区	意宇郡大根島	松江県
69～72区	能義郡	松江県
73～76区	能義郡	広瀬県
77～78区	能義郡	母里県

明治5年7月25日大区制

大区	郡	小区の数
第一大区	松江	7区
第二大区	島根郡	6区
第三大区	能義郡	10区
第四大区	意宇郡	8区
第五大区	大原郡	7区
第六大区	仁多郡	4区
第七大区	飯石郡	7区
第八大区	神門郡	16区
第九大区	出雲郡	4区
第十大区	縦縫郡	6区
第十一大区	秋鹿郡	3区

参考文献：「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」（『松江市史』史料編9「近現代Ⅰ」）により作成
注：明治4年の広瀬県と母里県の区番号の詳細は不明

【図２】郡村と松江御城下の支配の変遷

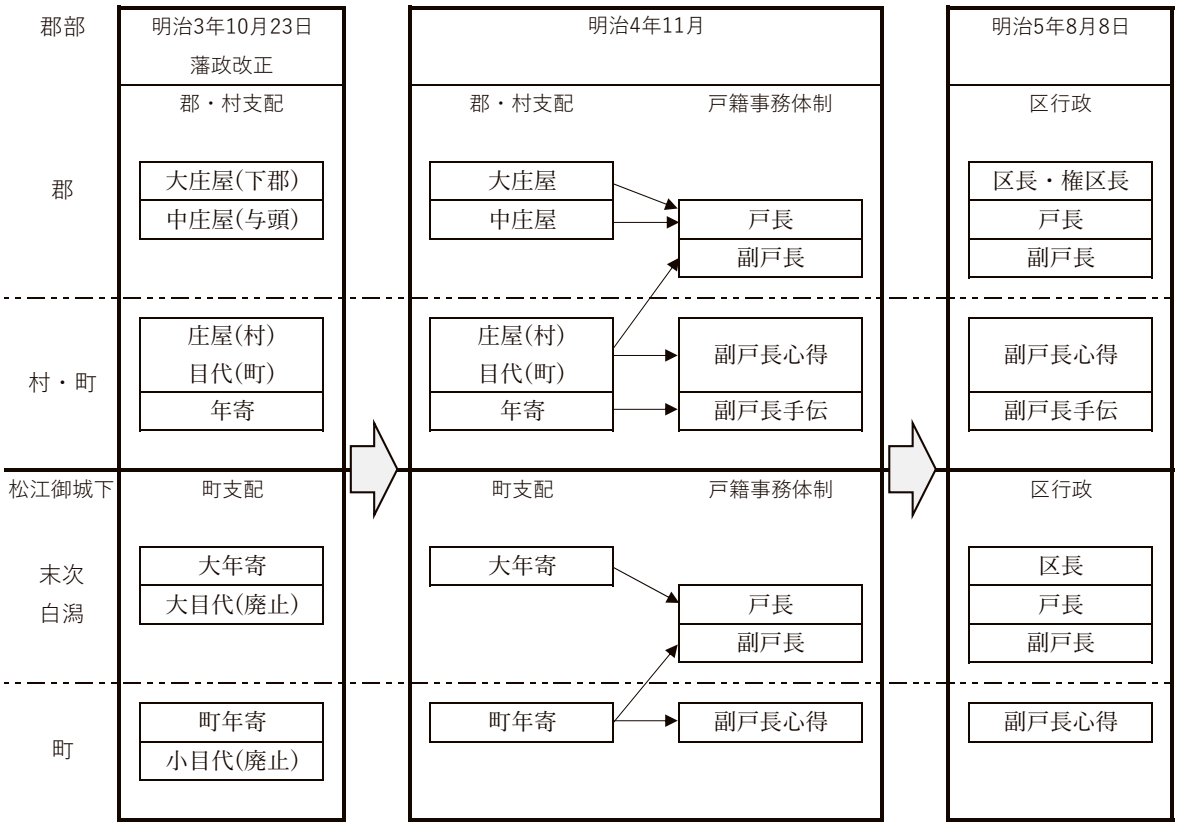

「明治二年　島根県歴史附録　旧松江藩・旧松江県 制度部〔職制〕」（『松江市史』史料編9近現代Ⅰ）により作成

おわりに

ここまで、先行研究をもとにしながら、文献史料によりわかる松江地域の区制の具体を述べてきた。それによると、郡・与頭組村などの当時の行政区域を考慮しながら、古代に設置された郷に基づき戸籍区を編成した。区制はその後、大区の導入と廃止や行政区域への変換など変化していくが、各区に所属する村の構成は設置当初から変化しないことが松江地域の区制の特徴だといえよう。

一方で、明治三年一〇月の藩政改正により、松江旧御城下中の町役人の中で大目代と小目代が廃止された。また、大庄屋（下郡）と中庄屋（与頭）はどちらも戸長となり、明治六年二月三日に定められた副戸長はその後数を減らし、用係が設置されるなど、江戸時代から続く町役人・村役人の役割は少しずつ変化していく。しかし、明治初期の町村行政の主体はまだかつての町・村役人であることは[(64)]、大区制が頓挫した後、新たに置かれた副戸長が庄屋から任命された[(65)]ことからも伺える。

「旧藩事蹟」は、近世から近代へと移行する時期の松江の様子を詳しく記した著述ではあるが、編著者が元島根県の官員の目線で書かれたことは、『松江藩日誌』、「松江藩引継書」や『皇国地誌』「島根県史料」など、これまでの史料と変わらない。

松江市では、令和三年（二〇二一）に文化財保存活用地域計画を策定し、今後、市内の各地域に眠る資料の発掘と保存活用に努めていく。その際に、明治初期の町・村役人の立場から書かれた史料が発見され、この時期の実態がより実証的に、より深く掘り下げられることを願っている。

《謝辞》

末筆ながら、広島修道大学法学部教授の居石和正先生、島根大学法文学部名誉教授の竹永三男先生、

『松江市史』松江城部会長の西尾克己先生にはご多忙のところ大変丁寧にご指導いただきました。また、『松江市史』絵図地図部会長の大矢幸雄先生にはご自身の論文や資料などの情報提供もいただきました。未熟者ゆえ、それらを十分に生かし切れたとは言えず、大変申し訳ないことと存じますが、お詫びと御礼を申し上げます。

後注

(1) 亀卦川浩（1955)『明治地方制度の成立過程』、財団法人東京市政調査会
亀卦川浩（1977)『自治五十年史』制度篇、株式会社文生書院
(2) 福島正夫・徳田良治（1977)「明治初年の町村会」、『地租改正と地方自治制』明治史研究叢書Ⅱ、お茶の水書房
(3) 大島美津子（1977)『明治のむら』、教育社
(4) 亀卦川浩　前掲書（『自治五十年史』)
(5) 福島正夫　前掲書
(6) 大島美津子　前掲書
(7) 居石和正（2017)「第11章　地方自治制度史」、石川一三夫他２名編『日本近代法制史研究の現状と課題』、弘文堂
(8) 大島美津子(1994)『明治国家と地域社会』、岩波書店
奥村弘（1984)「『大区小区制』期の地方行財政制度の展開―兵庫県赤穂郡を中心として―」
松沢裕作（2013)『町村合併から生まれた日本近代』、講談社選書メチエ
(9) 井戸正三（1983)「明治初期の大区小区制の地域性について」、『歴史地理学』第123号
(10) 茂木陽一（1986)「大小区制下における町村の位置について」、『社会経済史学』52巻４号、社会経済史学会
(11) 松沢裕作（2013)『町村合併から生まれた日本近代』、講談社選書メチエ
(12) 奥田晴樹（2016)「大区小区制と町村―栃木県鹿沼の事例―」
(13) 松沢裕作　前掲書
(14) 茂木陽一　前掲書
(15) 奥田晴樹　前掲書
(16) 上野富太郎・野津静一郎（1941)
(17) 島根県編（1966)『新修島根県史』史料篇５近代中
島根県編（1967)『新修島根県史』通史篇２近代
(18) 白築祐久編（1926)、飯石郡掛合村役場、13～20頁
(19) 亀嵩村誌編纂委員会編（1967)、38～44頁
『亀嵩村誌』には幕末から明治期にかけての亀嵩村行政の変遷がかなり詳細に書かれている。
(20) 朝酌郷土誌編集委員会編（2001)、朝酌公民館運営協議会
他に『加茂町誌』(加茂町誌編纂会編（1984)、加茂町)、『飯梨郷土誌』(飯梨郷土誌編纂委員会編（1994)、飯梨公民館)には戸長・副戸長一覧は掲載されていないが、明治初年までの村役人一覧が掲載されている。
(21) 浜村台次郎（1940)、浜村台次郎、229～234頁
(22) 松江市史編纂委員会編（2020)、松江市、14～31頁
(23) 正本は国立公文書館に所蔵されているほか、副本の「島根県歴史」が島根県公文書センターに所蔵されている。史料の詳細については『松江市史』史料編９近現代Ⅰ「解説」を参照していただきたい。
(24) 島根県公文書センター蔵
(25) 島根県立図書館蔵
(26)「旧藩事蹟」下按之四拾弐の記述の通りとしたが、この時期の実際の課目は不明である。
(27)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」松江市史編纂委員会（2017)『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、108頁
(28) 内閣官報局（1887－1912)『法令全書』明治四年、114～138頁、国立国会図書館デジタルコレクション
(29) 亀卦川浩（1955)『明治地方制度の成立過程』、財団法人東京市政調査会、
(30) 下按之四拾弐、以下この項で「旧藩事蹟」と書かれている時は全て下按之四拾弐を参照した。
(31)「明治二年　島根県歴史附録　旧松江藩・旧松江県 制度部」〔禄制〕『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、81頁
(32)『松江藩日誌』明治４年９月10月、島根県立図書館マイクロフィルム、191・192コマ
(33)『松江藩日誌』明治４年９月10月、329～335コマ・365～369コマ

(34)『松江藩日誌』明治４年11月12月、122～132コマ
(35)『松江藩日誌』明治４年11月12月、141コマ
(36) 前掲書『松江藩日誌』明治４年11月12月、154コマ
(37) 内閣官報局（1887－1912)『法令全書』明治四年、269頁、国立国会図書館デジタルコレクション
(38) 内閣官報局（1887－1912)『法令全書』明治四年、187～200頁、国立国会図書館デジタルコレクション
(39) 小南弘季「明治初頭における氏子域の成立　明治東京の氏子域に関する復元的考察（その１)」『日本建築学会計画系論文集』、第82巻第735号、2017
山﨑亮「明治初年隠岐島神社調査とその帰結－『隠岐國神社秘録』再構成の試み－」『隠岐の祭礼と芸能に関する研究』、『島根県古代文化センター研究論集』20、島根県古代文化センター、2018
(40) 大日方克己　(2010)『島根大学法文学部紀要　社会文化論集』、第６号
(41) 同前「明治二年　島根県歴史附録　旧松江藩・旧松江県 制度部〔禁令〕」、『松江市史』史料編９近現代Ⅰ、99頁
(42) 松江市史編纂委員会　(2019)「松江市の人口統計」、『松江市史』史料編10「近現代Ⅱ」、42頁
(43) 大矢幸雄　(2022)「城下町松江の近代都市化に向けて～江戸時代後期から明治時代初期までの動向」『松江城研究』
(44) 島根県古代文化センター編　(2021)『出雲国風土記鈔』、ハーベスト出版
(45)「島根郡村誌」「出雲国意宇郡誌」「意宇郡松江地誌」は『松江市史』史料編９近現代Ⅰ所収、「島根郡松江地誌」「秋鹿郡村誌」は『松江市史』史料編10近現代Ⅱ所収、「楯縫郡村誌」「出雲国大原郡村誌」「飯石郡村誌」「出雲郡村誌」「神門郡村誌」「仁多郡村誌」「能義郡村誌」は島根県公文書センター蔵、島根県立図書館ではマイクロフィルムをコピーし、製本したものが閲覧できる。
(46)『松江市史』通史編３「近世Ⅰ」、526～536・548～555頁
(47) 松江市史編纂委員会　(2019)『松江市史』通史編３「近世Ⅰ」、口絵「松江城下町図」、439頁
(48)『松江市史』通史編３「近世Ⅰ」、617頁
(49)『松江市史』通史編３「近世Ⅰ」には、この組下村は明和元年(1764)（「出雲国十郡与頭別組下村々書出　享和三年写」、島根県立図書館蔵）以降固定されたと記述されているが、「雑款　松江藩引継」（島根県立図書館蔵）や「旧藩事蹟」に書かれた与頭組下村と比べると変化が見えるため、明和元年以降も何らかの理由により変更されることがあったと推測される。
(50)『松江市史』通史編３「近世Ⅰ」、616～622頁
(51)『松江藩日誌』の記述に合わせて「兼務」とした。
(52)「旧藩事蹟」下按之四拾弐
(53)「旧藩事蹟」下按之四拾三
(54)『松江市誌』(1941)
『新修島根県史』(1967)
『松江市史』通史編５近現代　など
(55)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」松江市史編纂委員会 (2017)『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、108・109頁
(56)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、109頁
(57) 下按之四拾弐
(58)「旧藩事蹟」下按之四拾五
(59)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、110頁
(60)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、117・118頁
「自明治五年至同七年　島根県歴史制度部〔職制〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、318頁
(61)『松江市史』通史編５近現代、15頁
亀卦川浩　『自治五十年史-制度篇-』、文生書院、1977、32頁
(62)「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔県治〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、110頁
「自明治五年至同七年　島根県歴史制度部〔職制〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、318頁
(63)「自明治五年至同七年　島根県歴史制度部〔職制〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、318・319頁
「自明治四年至同七年　島根県歴史政治部〔施政〕」『松江市史』史料編９「近現代Ⅰ」、122頁
(64)『松江市史』通史編５近現代、19頁
(65)「旧藩事蹟」下按之四拾六

八幡宮の慶長期木椀と七十五膳神事

―松江市野原町八幡宮の所蔵物調査報告 ―

喜多村理子

はじめに―八幡宮所蔵物調査に至る経緯

松江市野原（のばら）町に鎮座する八幡宮においては七十五膳神事の際に数多くの木椀（木地椀）が用いられるが、その中に「慶長十三年十一月十四日」と年月日の書かれた椀がある。この椀が歴史的にも、民俗的にも貴重なものであると気づかされるきっかけとなったのは、慶長十三年の木椀の銘について地元から解読を依頼されたことだった。依頼を受けた松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課史料編纂室（現史料調査課）では木椀に書かれた文字を判読した。その後、筆者のもとに史料編纂室から椀に書き連ねられた干支は何を意味するものかという問い合わせがあった。

送信された椀の写真と文字をみて、慶長十三年の椀は寄進者が本人の生年の干支とともに家族の干支を書いて奉納したものであると判断した。該椀が後世の複製ではなく慶長年間に製作された椀であるならば、歴史学的にも民俗学的にも大変貴重なものであると考え、2020年10月14日に松江歴史館の西島太郎氏とともに七十五膳神事を見学させていただいた。その後、西島氏の堀尾氏関係史料調査によって、寄進者は堀尾氏家臣であると判明した。

2021年５月10日、松江歴史館（西島太郎）・まちづくり文化財課文化財保護係（古瀬雅章・錦織慶樹・松尾澄美）・史料調査課（稲田信）とともに、野原町の八幡宮の所蔵物調査を実施した。七十五膳神事に使用される椀と箸、棟札は西島氏が搬入・燻蒸・写真撮影を担当し、松尾氏が計測作図を行うこととした。７月26日には、松江市東出雲町上意東の木工芸家濱田幸介氏に八幡宮の木椀を見ていただき、材質や作り方などについてご教示頂いた。

本誌には、喜多村が調査のまとめと慶長期木椀の民俗的背景について記述し、末尾に椀と棟札の写真（西島太郎氏撮影）、八幡宮所蔵木椀計測表・棟札計測表（松尾澄美氏作成）を掲載する。さらに該椀の歴史的背景を西島太郎氏、該椀と松江城下町遺跡出土の椀との比較を小山泰生氏が論じる。また、七十五膳神事は修験の影響を受けたものと考えるが、出雲地方では近世から神仏分離が進行したため、歴史学および民俗学の分野で修験に対する理解が進んでいない。そこで、日本山岳修験学会理事の山本義孝氏に山岳修験および修験道とは何かということと七十五膳神事についてご寄稿をお願いした。

１．野原町の概要

松江市野原町は戸数33軒（2021年時点）の小さな集落である。『皇国地誌』によれば明治９年（1876）１月時点で32戸であるから、家数は約150年間ほとんど変化していない。田は22町６段９畝13歩、畑は10町９段７畝14歩、地味は「稲粱ニ宜シカラス」とあり、27艘の50石未満の荷船があったことが記されている[(1)]。集落の前に広がる中海は、島根半島と弓浜半島に囲まれ、西は大橋川を通じて宍道湖に繋がり、東は境水道を通じて日本海に繋がる汽水湖で、魚介の恵みを与えてくれる湖でもあり、重要な海上交通路でもあった。野原村の住民は農業・漁業・運搬など様々な生業に従事していた[(2)]。明治22年（1889）に本庄村に編入され、昭和30年（1955）の市町村合併により松江市の一部となった。国道沿いの中海側には舟小屋が並んでいたが、農林省は食料増産の時代的要請に応えるために、昭和24年（1949）に宍道湖中海の淡水化にむけた概要調査を始め、同29年には中海干拓が計画された。昭和30年

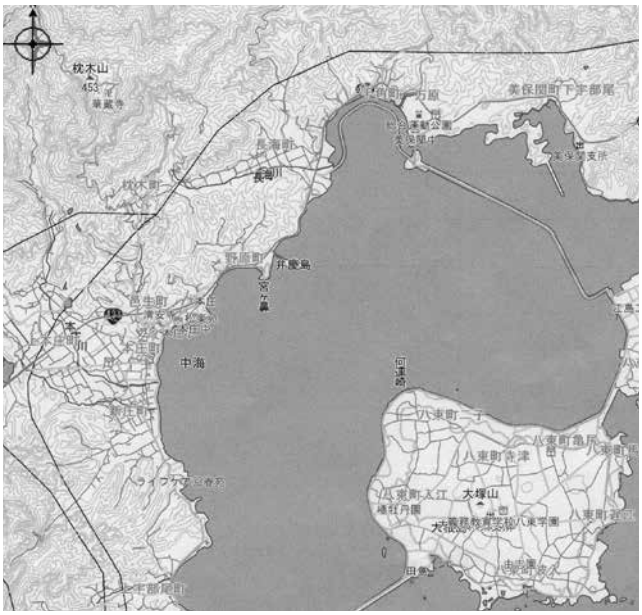

図１　松江市野原町の周辺地図

写真１　八幡宮本殿

写真２　野原の集落とミヤノハナ

写真３　弁慶島

代、生活排水・工場排水により次第に水質汚濁が進む中、農林省は昭和38年（1963）に中海干拓事業に着手、同42年には中海の各漁協との間に漁業補償が妥結した。こうして産業としての漁業は成り立たなくなった。

野原の氏神はミヤノハナ（宮の鼻）に鎮座する八幡宮である（写真１・２）。当社については、『出雲風土記』の中に比定される社はなく、勧請に関する伝承も伝えられていない。ミヤノハナは中海に突き出たこんもりとした森で、島が地続きになった所と伝えられる。ミヤノハナから北西の方角に標高453メートルの枕木山が見え、八幡宮の社殿は西向きに建つ。ミヤノハナの東には弁慶島が浮かぶ（写真３）。野原に隣接する長海は弁慶誕生の地と伝承され、弁慶が幼少の頃に悪戯が過ぎて追放された島が野原の弁慶島であると伝えられる[(3)]。弁慶が枕木山にて修行をしたという伝承については、天正3年（1575）６月に中海を船で西に向かった島津家久が「枕木山とて弁慶の住し所有、其下に大こん嶋とて有」と日記に書いていることから[(4)]、16世紀後半には既に成立していたと考えられている。

枕木山中の華蔵寺（臨済宗南禅寺派）は、寺伝によれば天長２年（825）に智元長海によって天台宗寺院として開創された。その後、鎌倉末期に東福寺開祖の法孫が禅宗寺院として復興した。一方、鎌倉時代末から室町時代にかけて制作されたとされる『大山寺縁起』（大山寺洞明院蔵）には、杵築大明神が繋ぎとめた浮浪山（島根半島）について、「西に鰐淵寺、金剛蔵王の霊地なり。東に枕木山、医王善逝の霊場あり、即ち胎金両部の峰にて霊験今に新たなり」と記述されているで[(5)]、修験者たちの活動が活発であったと考えられている。

２.八幡宮の所蔵物調査

【七十五膳神事】八幡宮の本祭は現在では10月15日であるが、『雲陽誌』には８月15日、明治３年の大小神社取調の際に作成された「出雲国島根郡神社取調帳上」には９月15日となっている[(6)]。本祭の前夜に七十五膳神事が行われる。

写真４　七十五膳の団子

七十五膳神事と本祭の準備をするのはトウヤで、１～４組の各組が１年間ずつ順番で祭事の当番組となってトウヤを選出する。神籤でトウヤを選ぶのは大祭の直会の時で、来年度当番組の世帯主を紙に書いて、神主が幣を垂らし、それにくっついた紙の人物が新トウヤとされる[(7)]。新トウヤに選ばれた者は、神籤に使われた幣を頂いて自宅の神棚に据える。１月18日のオトウビラキ[(8)]、２月初午の初午祭[(9)]、10月14～15日八幡宮の七十五膳神事と大祭、12月15日のオト祭りまで役目を勤める仕組みになっている[(10)]。

写真５　七十五膳神事

10月14日、トウヤは蒸した玄米を団子にまぶした御供を調え、松材で大きな箸を１膳作る。宮司が本殿の収納庫から椀を取り出し、当番組が半紙を折って椀に敷き団子を盛りつける（写真４）。本来ならば七十五の椀に盛り付けるが、実際は適当な数の椀に数個ずつ盛り付けた後、残りを大きな木椀三つ（「木椀計測表」№17・18・19）に盛る。保管されている椀を全て出すのではなく、椀数は七十五よりもかなり少ない。松の箸１膳に御幣を挟んで七十五膳に添える。神前に献供して祝詞奏上し（写真５）、翌日の祭典後の直会の時に下げて皆で頂く。

【七十五膳の木椀】七十五膳神事に使用される木椀は58点あり（木椀計測表）、本殿の神座の下の収納庫に納められ、年に一度の神事に取り出される。漆等で上塗りしていない、木地（きじ）椀である。全ての木地椀には墨で寄進者名が書かれている。400年以上前の椀が判読可能な状態で今日に伝えられたのは、高床式の本殿の暗い収納庫に保管されてきたこと、毎年一回は収納庫を開いて使用後に洗わずに納められてきたことが幸いしたのであろう。

写真６　七十五膳神事の木椀

口径約24㎝の大椀３点（椀17～19）は、手引き轆轤（ろくろ）の椀としてはかなり大きい。材質はセンで、高台が高い。「甲寅（きのえとら）歳四郎三郎」と生年干支が書かれているが、残念ながら年欠である。

年号の入っている椀は、慶長13年11月14日に「伊藤宇右衛門尉」が寄進した16点（椀１～16）、享和元年９月15日に「松本彦重」が寄進した５点（椀20～24）、文化13年９月に

「源蔵」が寄進した19点である（椀25～43）。享和元年、文化13年の椀は一部を除いて虫食いが激しいが、墨字は明瞭である。残りは年欠の「松本彦十」５点（椀44～48）、「加村源蔵」10点（49～58）で、松本彦十は享和元年の松本彦重、加村源蔵は文化13年の源蔵と同じ人物かと思われる。

【慶長銘の木椀】上記の慶長13年と書かれた木椀には、いずれにも図２の文字が墨書されている[11]なお、椀によって脱字、「し」と「ち」などの仮名の違いがみられ、改行も様々である。「つちのへたつのとし　伊藤宇右衛門尉」とは、この椀を寄進した伊藤宇右衛門尉が戊辰年生まれであることを意味する。慶長13年戊申の年から遡って六十干支をみると、戊辰年は永禄11年（1568）で宇右衛門尉は41歳であったことが分かる。同様に、甲戌（きのえいぬ）年は天正２年（1574）生まれで35歳、乙未（きのとひつじ）年は文禄４年（1595）生まれで14歳、戊戌（つちのえいぬ）年は慶長３年（1598）生まれで11歳、癸卯（みずのとう）年は慶長８年（1603）生まれで６歳、丁未（ひのとひつじ）年は慶長12年（1607）生まれで２歳である。年齢構成からみて伊藤宇右衛門尉の妻と4人の子と判断できる。（図２・３）

つちのへたつのとし
伊藤宇右衛門尉
同
きのへいぬのとし
きのとのひつしのとし
つちのへいぬのとし
みつのとの卯のとし
ひのとのひつしのとし
慶長十三年
十一月十四日

図２　慶長期木椀の墨書

永禄11年戊辰	（1568）	宇右衛門尉生誕
天正２年甲戌	（1574）	宇右衛門尉妻生誕
文禄４年乙未	（1595）	宇右衛門尉子供生誕
慶長３年戊戌	（1598）	宇右衛門尉子供生誕
慶長５年庚子	（1600）	関ケ原の戦い
		堀尾氏月山富田城に入る
慶長８年癸卯	（1603）	宇右衛門尉子供生誕
慶長12年丁未	（1607）	宇右衛門尉子供生誕
		松江城築城開始
慶長13年戊申	（1608）	八幡宮に椀を寄進
慶長16年辛亥	（1611）	１月松江城天守祈禱札
		堀尾吉晴没
慶長19年甲寅	（1614）	宇右衛門尉没

図３　伊藤宇右衛門尉一家の年表

西島太郎氏の調査によって、伊藤宇右衛門尉は堀尾氏家臣であり、松江城下町形成に伴い慶長13年に能義郡富田城下町から松江に移住したこと、慶長19年に死亡したことが明らかとなった（西島太郎「松江城下移住直後の堀尾家中と知行地」）。また、伊藤宇右衛門尉の木椀は享和元年、文化13年の木椀に比べると、高台が高く少し撥状になっている。このことについて小山泰生氏は、伊藤宇右衛門尉の木地椀と松江城下町で出土した慶長期の漆器椀には、ともに「大振りで高く大きい高台で、高台内に浅い抉りをもつ」という共通点があると指摘する（小山泰生「松江城下町遺跡出土の慶長期の漆器椀について」）。

これらの研究から考えて、八幡宮の伊藤宇右衛門尉の木椀は、後世の作り物ではなく、慶長期に製作されたものと考えて間違いないであろう。木地師濱田幸介氏によれば、目の細かい上質のケヤキの柾目（まさめ）材で作られており、腰部の１本の削り線は意匠的なものであるという。

八幡宮の七十五膳神事で用いられる木椀には全て寄進者名が書かれていることから、宇右衛門尉もまた七十五膳神事用に寄進したことは明らかである。宇右衛門尉の木椀は現存数16点であるが、400年も経つうちに虫食い等により廃棄された椀もあった可能性が高く、もっと多くの木椀が寄進されていたであろう。

寄進日の慶長13年11月14日についてだが、この日は太陽暦の12月21日で、冬至にあたる。冬至は黄経270度の時で、太陽暦では12月21～23日と年によって日にちがずれるが、1600年代は12月21日だった。上質な木地椀を数多く用意して、その一つ一つに本人と家族の生年干支と寄進年月日を墨書して冬至の日に奉納した時、宇右衛門尉は何を八幡宮に祈願したのであろうか。それを知るには、冬至の際にどのような祈願が行われていたのかを考えなければならない。

【棟札】八幡宮に保管されている棟札は計21点で、その内訳は八幡宮12点、稲荷社５点、金毘羅社３

点、不明１点となっている（棟札計測表）。現存する八幡宮棟札の中で最も古い年号は天文11年（1542）３月で、『雲陽誌』（享保２年・1717年）にも「天文十一年の棟牓あり」と記されている。この棟札の裏には「宝暦十四甲申歳」と加筆されている。宝暦14年（1764）に藩は社寺に由緒書を届け出させているので、その時に棟札を複製したと思われる。天文11年・慶長14年・寛文９年・元禄12年・享保３年・宝暦５年の各棟札には一、二、三、四、五、六と通し番号が振られているが、これも宝暦14年提出の由緒書に棟札について書く際に番号を加筆したのであろう。

天文11年の棟札から、地頭が社殿および拝殿の造立の本願となり、地下中が銀70目（匁）と米２石３斗５升を出して協力したこと、別所村が米１斗３升５合を寄進したことが分かる。別所村は、華蔵寺の周辺部に開発された土地で、僧や聖、修験者たちの生活の場であり、所領経営や宗教活動などの拠点として発展した村と考えられる。『雲陽誌』には別所と野原は一郷だったが分かれたという伝承が記されているが[12]、天文年間に両村がどのような関係にあったのか、具体的には分からない。棟札に「二」と墨書されているのが慶長14年（1609）霜月のもので、虫食いと字の擦れのため判読困難な部分が多い。「三」は寛文９年（1669）２月に修造された時のものである。

八幡宮の祭神について、上記の天文11年および慶長14年の棟札には「八幡大菩薩」と書かれている。ところが、寛文９年以降の棟札には「八幡宮」とあるのみで、「八幡大菩薩」の神号は見られない。『雲陽誌』には祭神は神功皇后・誉田天皇・玉依姫と記され、明治３年の「出雲国島根郡神社取調帳上」にも玉依毘売命・応神天皇（誉田天皇）・神功皇后と書かれている。島根半島の諸喰では氏神社の祭神が貞享元年（1684）に文殊童子から奢母智神に変わったが[13]、当八幡宮においても17世紀に神仏習合の神号が排除されたのではないかと思われる。

神主については、慶長14年の棟札に記された神主は赤木氏で、当社の棟札から明治17年（1884）まで赤木氏が代々神主を勤めていたことが確認できる[14]。その後、いつ頃に転出したのか不明であるが、明治43年（1910）の棟札には現在宮司を勤める新庄の森脇氏の名がみえる。

【獅子狛犬と神像】幣殿の左右に、随神の木像と獅子狛犬の木像が安置されているが、ともに製作年代は不詳。獅子狛犬の劣化が進んでいるので、拝殿にて写真撮影をしただけで計測は実施しなかった。

３．慶長期木椀の民俗的背景

（１）星祭（星供）

伊藤宇右衛門尉が木椀を寄進したのが冬至の日であること、本人と家族の生年干支が書かれていることから、この時に八幡宮にて星祭が行われていたと考えられる。星祭（ほしまつり）は星供（ほしく）、星供養ともいい、国家や人々の災厄を取り除き幸福を招くために、星曼荼羅をかけて祈願者の本命星（ほんみょうしょう）・当年属星（ぞくしょう）（当年星）を供養するもので、今日においても密教寺院、修験道の影響を色濃く残す神社、妙見信仰の社寺などで、冬至・正月・節分に行われている。これらは一年の境目とされる時で、日本では一年の始まりは旧暦正月とする時間意識、春分とする時間意識、冬至とする時間意識など、いくつもの時間意識が重なりあって行事が行われてきた。例えば、東京の浅草寺では冬至に星祭が行われ、関東三大不動尊のうち高幡不動尊金剛寺（東京都）と大山（おおやま）寺（神奈川県）は冬至、成田山新勝寺は節分に行っている。石鎚修験の本拠地に鎮座する石鎚（いしづち）神社では冬至から節分までの間に星祭が行われる。

星祭は、星が人の運命を支配しており、北斗七星、九曜星、十二宮、二十七宿（二十八宿）を祭り供養すれば、息災・増益・延命等の願いが叶うという信仰に基づいている。北斗七星は、貪狼（とんろん）星・巨門（こもん）星・禄存（ろくぞん）星・文曲（もんごく）星・廉貞（れんじょう）星・武曲（むこく）星・破軍（はぐん）星の七つで構成され、その人の生年干支によって本命星が決まる。子歳は貪狼、丑歳と亥歳は巨門、寅歳と戌歳は禄存、卯歳と酉歳は文曲、辰歳と申歳は廉

貞、巳歳と未歳は武曲、午歳は破軍が充てられる。九曜（九執）とはインド占星術において天体を神格化したもので、火・水・木・金・土・日・月の七曜星に日食に関係する羅睺（らこう）星（黄道と白道の交点のうち昇交点）と計都（けいと）星（黄道と白道の交点のうち降交点）を加える。当年星は、数え1歳は羅睺星、2歳は土曜星、9歳は木曜星というように、羅土水金日火計月木の順に年々巡ってくる。十二宮（じゅうにきゅう）は、黄道（太陽のみかけの通り道）に沿って天域を12に分割したもので、本命宮は太陽が黄道のどこを通っている時に生まれたのかで決まる。二十七宿は白道（月のみかけの通り道）を27に分割したもので、本命宿は月が白道のどこを通っている時に生まれたのかで決まる。インド占星術の流れを受けて成立した宿曜経では二十七宿であったが、中国の天文学や占星術では天球を28に分割した二十八宿が用いられており、貞享暦では二十七宿ではなく二十八宿が採用された。なお、個人の除災招福には本命星供・当年星供が行われ、本命宮・本命宿はこれらに付けて供養するのみである。

古代に日本が中国から取り入れた星辰（せいしん）観・星辰信仰は、山下克明著『平安時代の宗教文化と陰陽道』によれば、中国の天変占星術、道教、密教の三つに分類できるという[15]。中国の国家的な、儒教的君主観と結びついた天変占星術は、推古天皇時代に百済僧観勒によってもたらされ、律令官制の形成により陰陽寮天文博士の任務となったが、これは星を信仰の対象とするものではなかった。

奈良時代末頃から平安時代に入ると、次第に個人の命運を占う道教の星辰信仰が宮廷行事に取り入れられた。藤原実資の『小野宮年中行事』には、天皇の四方拝について次のように書かれている[16]。

> 元正朝拝天地四方属星及二陵事。
>
> 鶏鳴。所司依例供奉装束於清涼殿東庭。設御座三所。一所拝属星之座。一所拝天地之座。一所拝二陵之座。天皇端笏。北向称所属之星名字。再拝。咒曰。賊寇之中過度我身。毒魔之中過度我身。危厄之中過度我身。五危六害之中過度我身。百病除癒所欲悩心。急々律令。次北向拝天。次西向拝地。次拝四方。次遥拝二陵。両段再拝。

元日早朝に、天皇が北を向いて属星の名を称えて拝み、あらゆる災いを祓い、北を向いて天を拝み、西を向いて地を拝み、四方を拝み、二陵を遥拝するとある。この天皇の属星拝は9世紀には行われていたと考えられている[17]。

一方、密教では修法を行う上で吉日良辰を選ぶことが必要で、その典拠となったのが「宿曜（すくよう）経」だった。「宿曜経」は、唐時代にインド僧不空金剛が漢訳した数多くの密教経典の一つであり、空海・円仁・円珍らによって日本に伝えられた。山下によれば、宿曜経は七曜・二十七宿・十二宮の吉凶を説くが、攘災法や吉祥を祈る祭法については言及しておらず、空海らが活躍した9世紀の段階では、密教僧が本格的に星辰を祭っていたことは確認できず、密教星辰供の成立は10世紀に入ってからであるという。天変を畏れた天皇や貴族たちの願いを受けて、密教僧が星辰を対象とする祭供・修法を行うようになった。そこには道教の属星祭祀を取り入れていた陰陽家の影響がみられた[18]。

上流社会で行われていた星供は、いつの頃からか人々の除災招福の願いに応えて行われるものとなった。民間に広められるのに大きな役割を果たしたのは、密教を修めた修験者たちであったろう。野原の八幡宮は慶長期には八幡大菩薩を祀る神社であり、神仏習合の社において星祭（星供）が行われていたとしても不思議ではない。

ところで、伊藤宇右衛門尉は木椀を寄進したとき41歳であった。今日の社寺の星祭（星供）では特に厄年を迎える男女の厄払いが盛んである。厄年の年齢は歴史的にみると様々で、慶長年間の当地方において何歳を厄年と考えていたのかは不明だが、大坂の医師寺島良安が編纂した『和漢三才図会』（1712年成立）には男の厄年は25歳・42歳・61歳で、特に42歳は大厄と説明している[19]。宇右衛門尉は新たな年が厄年の42歳にあたるために星祭の祈願をしたとも考えられる。

（２）七十五にまつわる祭礼

七十五膳を神に献上する神社は全国的に散見される。江戸の亀戸八幡宮の大御食（おおみけ）調進（亀戸七十五膳）は幕末の混乱期に廃絶されたが[20]、このような過去に行っていたところを含めると、かなりの数に上る。七十五膳に関する研究は、事例報告の他は修験に関する論文に部分的に言及される程度で、どのようにして全国に広がったのかについての研究はまだ行われていない。

山陰地方においても伝統的な祭礼にて七十五膳がみられるが、ほとんど注目されてこなかった。そこで紙幅の許す限り、山陰地方の事例を数例紹介し、県外の事例としては諏訪大社上社の御頭祭と吉備津神社の七十五膳据神事を取り上げたい。

（イ）七十五膳・七十五座・七十五度の事例

【美保神社の諸手船神事と青柴垣神事】美保神社（松江市美保関町）では、12月３日に諸手船神事、４月７日に青柴垣神事という有名な祭礼が行われる。それぞれの神事の宵宮（12月２日および４月６日）には、美保関の各集落から集められた米を蒸して、七十五の椀に盛って神前に供えている。これをゴクウ（御供）と呼ぶ。椀は赤漆塗りの木椀であり、製作年代は不明。ゴクウの米をといで蒸す人は神子（みこ）衆である[21]。美保神社の諸手船神事・青柴垣神事はたびたび調査報告されているが、七十五の御供についてはほとんど言及されてこなかった。

この七十五の献供については、美保神社横山家文書の「御祭礼年中行事」（寛文10年・1670年）においても確認できる。すなわち、霜月の巳の日に神官から米１升ずつ、漁船から米１升ずつ集めて「七十五盆之御供」が調えられ、午の日に船神事が行われていた。３月３日の御神事の時には、翌日の４日に「御供七拾五盆」が地頭・神宮寺・法界寺・神官中・宮人衆らに下げられる様子が記されている。

【揖夜神社の穂掛祭】揖夜神社（松江市東出雲町）では８月28日に特殊神事として穂掛（ほかけ）祭が行われる。神前に新米の焼き米を供えて田の神に感謝を捧げる祭礼で、午後には神輿の船を各町の供船が曳いて一つ石へと神幸し、豊作豊漁祈願を行って灘に帰着、船行列が町中を練り歩く。穂掛祭はかつては稲穂の状況をみて臨時日に行われるものだったが、一つ石神幸祭の午前中に行われるようになった。この穂掛祭に、神が降臨するとされる境内七十五か所（境内の小宮を含む）に供え物をする。「揖夜神社御由緒書」には以下のように紹介されている。

> 祭の前日に、中海の袖師ケ浦で禊を修した後、社務所において新米をもって神酒や焼米などの神饌を調理し、当日穂掛榊（稲穂を榊に掛け瓢豇を付ける）を作って七十五か所に捧げ、その神饌をお供えする。かつては祭日不定で、当年熟稲の早晩によって臨時日を定めていたが、現今は八月二十八日をもって祭日としている。

穂掛榊とは、小さな榊に初穂・ササゲ豆をカンピョウで取り付けたものである。なお、午後の神幸祭は大勢の見物人で大変賑やかな祭礼となるが、午前の神事については一般人の立ち入りや写真撮影等が禁じられている。

【佐陀社の年間75度の祭礼】松江市鹿島町に鎮座する佐陀社（佐太神社）の上官であった宮川家の所蔵文書の中に、当社の七不思議・年中行事・祝子などを書き留めた資料（断簡）がある[22]。「永正九年壬申五月八日書之　佐田大社禰き宮廻佐与之助書之写畢」と書かれていることから、永正９年（1512）５月８日の記録を後世に書き写したと思われる。宮廻佐与之助は宮川家の先祖にあたる。この覚書に、「七拾余度之祭之名ヲ知事」として一年間の行事が列挙されて、その数は七十五となっている。

佐太神社文書「佐陀大社勘文」（宝永３年・1706年）には「祭礼之事」として、佐陀社が広範囲な社領を有していた時代には年間七十五度の祭礼が行われていたが、社領没収後は次第に廃絶する祭が多くなったと書かれている。

年中祭祀者七十五度也、就中大祀者正月歳始祭、四月直会祭、四月神在祭、八月御座替祭、十月神在祭也、其外者中祀・小祀也、神領七千斛之時、各在祭料而勤之、社領没収之後往々廃絶而神事之朔羊(ママ)而已

【福岡神社の蛸舞式神事】鳥取県西伯郡伯耆町福岡は山あいの集落で、昭和30年頃まで何人もの民間宗教者が住み着いていて、人々の依頼を受けて大峰山を拝むなどの宗教行為をしていた。福岡神社に伝えられる特殊神事は、10月17日夜に榧取(へぎとり)祭、18日夜に崩御祭を行い、19日には例祭、御饌献上式、大注連神事と蛸舞式神事（鳥取県無形民俗文化財指定）と続く。以下に、1998年に見学した祭典とヘギトリの藤原正之氏からの聞き取りの概要を記したい。

当社の本殿の床下にはシタグラサン（下座さん）が祭られる。シタグラは七十五座の神で、シタグラの使わしめは狐だという。狐は犬を嫌うので氏子は犬を飼うことが禁じられてきた。榧取祭を行うのは神職ではなく、ヘギトリである。ヘギトリ（榧取）は氏子の中から選ばれることになっているが、藤原氏は祖父の代からヘギトリを務める。ヘギトリは1週間前から精進潔斎に入るため、家族とは別火しなければならず、他家の煮炊きをした物も食べてはいけないとされる。榧取祭は夜に無燈で山入りして栗の木を伐採するが、この時ヘギトリに出会った人には災難がふりかかると伝えられ、誰も見ることはできない。翌日、栗の木で75枚のコワヘギを作る。18日夜、神職とヘギトリが社殿の後方にある石室の周りに注連を張って祝詞をあげる。この時も一般の参拝を禁じている。

19日、御饌献上式では、ヘギトリが白米１升２合（閏年は１升３合）を洗って本社の庭で炊く。本殿には12の椀に盛って神職が献上する。次に、神職が各コワヘギにご飯を盛り、５枚一組にして三方に載せて、本殿床下のヘギトリに渡す。ヘギトリは、５枚一組を15組、すなわち75枚のヘギを本殿床下に並べて、シタグラの七十五座に献上する。本殿で祭典を行い、大注連と供物を持って神楽殿に移動し、大注連を神楽殿の屋根裏に吊って、囃子に合わせて上下左右に揺らす。蛸舞式では、藁蛸をもった褌姿の男性が担がれて上下に胴上げされ、神楽殿の梁にまたがった褌姿の男性が何度も回転させられる。

【諏訪大社上社の御頭祭】長野県の諏訪大社上社では４月15日に御頭(おんとう)祭が行われるが、古くは３月酉の日に行われていた。天明３年（1783）に信濃を訪れ、同４年３月酉の日に御頭祭を見た菅江真澄は、御射神事の前に繰り広げられた神と人の共食儀礼について次の様に描写している[23]。十間間口の直会殿に神前に献じられた75頭の鹿の頭がまな板に載せられてある。その中に耳が裂けた鹿が１頭あり、これは神様が矛で捕獲したものであるという。裃を着た男が二人で動物の肉を真名板に載せて、古式の足取りで登場する。弓矢を持ち、鎧を着けて、剣は根曲がりをさしている。直会殿の南隅には、白鷺・白兎・雉子(きぎす)・山鳥・鯉・鰤・鮒、三方に載せた米30桝、菱餅、海老、あらめ等々がみえる。直会殿では、大勢の神官が敷皮に座って神々に献上された供物を食べる。御祝（大祝(おおほうり)）はさわりがあって欠席しているので、大祝の山鳩色の装束は箱に入れ敷皮の上に据えられ、その前にも酒肴が出されている。次席は長殿、その下座に大勢の神官が敷皮に座って、供物を降ろして食べる。

この御頭祭を執行していた長殿(おさどの)（神長(かんのおさ)・神長官(じんちょうかん)）とは筆頭神職の守矢(もりや)氏である。諏訪大社では諏訪一族から童男が大祝に選ばれるが、その就任式では守矢氏が神降ろししたミシャグチを身につけることによって現人神の諏訪明神になった。守矢氏の祭祀は一子相伝で口伝されてきたが、明治時代の神職世襲禁止により途絶えた。その祭祀について、「神長官守矢史料館のしおり」には次のように説明されている[24]。なお、ミシャグチとは長野県諏訪地方を中心に分布する精霊信仰で、ミシャグジとも呼ばれる。

諏訪大社の祭政体はミシャグチ神という、樹や笹や石や生神大祝に降りてくる精霊を中心に営まれます。（中略）一年に七十五度の神事が、中世までは前宮と大祝の住む神殿(ごうどの)、そして冬期に掘られた竪穴である御室(みむろ)や十間廊、八ヶ岳山麓の御射山(みさやま)（現・諏訪郡富士見町）で行われました。そのミ

シャグチ神の祭祀権を持っていましたのが神長であり、重要な役割としてのミシャグチ上げやミシャグチ降ろしの技法を駆使して祭祀をとりしきっていました。（下線筆者）

【吉備津神社の七十五膳据神事】岡山県岡山市の吉備津神社は、朝廷から派遣されて吉備国を支配した五十狭斧彦命（吉備津彦命）を主祭神として祀る。同社の鳴釜神事は、五十狭斧彦命に抵抗し殺害された温羅（うら）の生首が犬に食われても釜殿の下に埋められてもうなり声をあげ続けたため、温羅の妻に釜殿で神饌を炊かせたところうなり声が鎮まったという伝承に由来する。温羅の霊はウシトラミサキ（艮御崎（うしとら））と呼ばれ、平安末期に成立した『梁塵秘抄』には「艮御崎は恐ろしや」と詠まれている。本殿外陣の四隅には、東北の方角に温羅とその弟を祀る艮御崎、西北の方角に乾（いぬい）御崎、西南の方角に坤（ひつじさる）御崎、東南の方角に巽（たつみ）御崎の小祠がある。岡山県にはミサキ（御崎・御先）信仰が濃厚に分布しているが、ミサキは神の使わしめ（鳥・狐・狼などの小動物）、無念の死を遂げた者の亡霊、祟りやすい小神や邪霊などがカミとして祀られたものである。

同社の春と秋の大祭に際して行われる「七十五膳据神事」では、数多くの様々な形をした黒漆塗り膳に御盛相（オモッソウ）・山海里の幸・柳箸を載せて、御供殿（ゴクウデン）から本殿まで長い廻廊を運び献饌する行事が行われる。御盛相とは、春には白米を、秋には玄米を蒸して円筒形の木型に詰めたものである。かつては秋の収穫物を調理して献上する行事であったが、近代以降に年2回行うようになった。志水陽子の報告によれば[25]、大膳７、四角台高坏11、六角台高坏７、箱型膳６、平膳84というように膳数は75以上となる。基本的に一神一膳であるが、主祭神の吉備津彦命には大膳２膳（１膳は御代わりとする）を供え、その他は内陣の神々、中陣の神々、外陣の神々、本宮社などに献じられる。外陣の神々には艮御崎も含まれ、御盛相と山海里の幸を載せた四角台高坏が供えられる。また、中陣と外陣の間の壇上に対象を特定していない56の膳が供えられるが、これらは吉備津彦の家来たちに対する膳と伝えられる。

（ロ）七十五の意味

美保神社は島根半島東端に鎮座し、慶応４年・明治元年に神仏分離政策が出される前は境内に神宮寺が置かれていた。当社の霜月（現12月）と３月（現４月）の伝統神事に際して神前に献じられる七十五盆は、文献上寛文10年（1670）まで遡ることができるが、それ以前から行われていたであろう。中海の南沿岸部に鎮座する揖夜神社の穂掛祭では、七十五か所に神が降りると意識されている。佐太神社では七十五膳を献上する形式ではないが、年間に七十五度の祭礼が行われていた。鳥取県西部に鎮座する福岡神社では伝統的な蛸舞式神事の前に七十五座のシタグラが祭祀されている。シタグラは床下や穴などに棲む精霊で、使わしめのキツネが神秘的な現象をもたらすと信じられていた。諏訪大社上社ではミシャグジを操る守矢氏によって一年に七十五度の神事が行われ、御頭祭に際しては七十五頭の鹿の首が献供されていた。吉備津神社では春秋の大祭に際して、本殿に祀られる祭神の他に艮御崎をも含むあらゆる神々に膳が献上される。75をはるかに超える膳数となるが、「七十五膳据神事」と呼ぶ。

以上の事例から七十五の御供は、本殿で祭祀される祭神から自然界の精霊や下級神霊の扱いをうける神まで全ての神々を招いてもてなすために献上される、あるいは福岡神社のように本殿の祭神とは別に自然界の精霊をもてなすために献上されるものであり、献供の対象は七十五座の神であることが分かる。一年七十五度の祭礼もこれらの神々を祭るためのものと推測される。ただし、実際には「七十五」は象徴的な数で、正確に七十五か否かは問題ではない。

鈴木正崇は、「七十五の由来」という短文を著書『熊野と神楽』に掲載しているが、諏訪地方のミシャグジ、日光の地主神、吉備の御崎・トウビョウ、豊後の荒神・土公（どくう）神等々をあげて、「山神や荒神、大地の霊、山や野に棲む動物霊、祟りなす霊、魑魅魍魎の全体を象徴する数が七十五である」と指摘し、

次のように論じる[26]

教義上での七十五の数は、仏教典では『倶舎論』の五位七十五法という説一切有部の「存在の法」や、一切万有を五類七十五法に分類して法相を立てるという見解がある。道教での泰山府君の配下七十五司を日本で眷属に読み替えた可能性もある。七十五の数には宇宙の総体や眷属の全体の意味がある。仏教や道教の教義や観念を土着化させ、自然の神霊の全体世界に働きかける儀礼の聖数が生み出され、「後・裏・奥・床下・天井裏」で祀られる神霊の数や供物の数となった。七十五は山を居所とする諸霊の全体を意味すると考えるのが妥当であろう。

日本古来の山岳信仰から生まれた修験は、陰陽道・道教・密教などと結びつきながら、実践の中で自然界の荒々しい神霊を扱う力を得て、神々と人間とを繋ぐ役割を果たした。野原町八幡宮の七十五善神事は、本誌で山本義孝氏が指摘する通り枕木山修験の影響を受けたものであろう（山本義孝「山岳修験と七十五膳献供」）。

おわりに

野原に鎮座する八幡宮の七十五膳神事で用いられる慶長期の木椀は、堀尾氏家臣伊藤宇右衛門尉が松江城下に住み始めて、冬至に新たな一年の一家の厄除けと繁栄を祈願するために、本人と家族の生年干支を書いて寄進したものある。堀尾氏家臣の家族構成まで知ることのできる神具が、410年以上経た今日まで八幡宮の神事に使われてきたことは特筆すべきことと言える。また、同神事の木椀には木地に慶長13年・享和元年・文化13年の年号が墨書されており、今後において椀の形状から製作年を推定する上で一つの指標となるであろう。さらに七十五膳神事および冬至の祈願の背景には、半僧聖半俗の宗教者たち（修験者・聖・山伏・行者・法印など）の活動が窺われる。彼らは口伝を旨としていたので文献上に痕跡を残すことが少ないが、近世から神仏分離が進んだ出雲地方においても、民俗文化の中に彼らの影響が垣間見えるのである。

謝辞

八幡宮の調査に際しましては、森脇光彦宮司様と野原町の皆様、濱田幸介氏に大変お世話になりました。紙面をもって御礼申し上げます。

注

(1) 松江市史編纂委員会編『松江市史史料編９近現代１』2017年、948～949頁。

(2) 現在聞き取りできる昭和前期の漁業は、そりこ舟の艫（とも）につけた熊手の桁によって舟を揺らしながら赤貝・エビなどを網にかける桁曳漁が主だった。また、四つ手網でオダエビを獲り、秋には網を設置してアオテカニを獲っていた。竹ズッポ（竹の節を抜いて作る）を小川に仕掛けて獲る鰻は本庄の市場で評判が良かったという。昭和20年代には養殖カキを行う家もあった。

(3) 弁慶伝承に関する先行研究は、鳥谷芳雄が『山陰民俗研究』（山陰民俗学会刊行）に発表した「史料からみた出雲地方の弁慶伝説―（承前参考文献と研究の現状―）」（22号、2017年）、「史料からみた出雲地方の弁慶伝説（２）―史料の時系列化―」（23号、2018年）、「史料からみた出雲地方の弁慶伝説（３）―近世初期の史料を幸若舞曲との関連で考える―」）24号、2019年）があり、弁慶島については松江石造物研究会の『弁慶島の石塔』（本庄まちづくり推進協議会2019年）がある。

(4) 村井祐樹翻刻「東京大学史料編纂所所蔵『中務大輔家久公卿上京日記』」（「東京大学史料編纂所研究紀要第16号」2006年３月、115頁。

(5) 佐々木一雄編『大山寺縁起』稲葉書房、1971年。原本は失われており、写本が翻刻されている。
(6)「出雲国島根郡神社取調帳」は島根県立図書館所蔵。
(7) トウヤを務めた家は外して残りの家を籤の対象とし、組内の全戸が務めると新たに全戸を対象とする。
(8) オトウビラキは、観音山の小さな堂で牛王（栗の割木に「牛玉宝印」「鳥見山常福寺」と書いた紙を挟む）と餅を供え、清安寺（曹洞宗）を招いて行う。当地では「御堂開き」と書いているが、オコナイ系統の行事である。
(9) 野原の稲荷社は八幡宮境内に祀られるが、かつては元稲荷という字名の場所にあったと思われる。1970年頃まで、島根半島の浦々の女性たちが篤く信仰して毎月１日と15日には海で働く男たちの無事を祈願していた。稲荷のツカワシメがキツネなので、野原ではキツネが嫌う犬を飼ってはならぬとされていた。
(10) オトとは最後という意味で、荒神祭を最後に行うのでオト祭と呼ぶ。稲藁で龍蛇をなって、境内のヤマの木に巻き付ける。その近くには荒神を祭る小祠がある。
(11) 椀13には何かを薄く上塗りしてあり、判読しづらい。後世に試しに上塗りした様子が窺われる。
(12) 野原の川島家・安達家は別所の石田に祀られる薬師堂（長海―華蔵寺の参道途中にある）のオトウビラキに参るが、これは両家が別所から移住してきたからと伝える。
(13) 拙稿「出雲地方における御頭・伽藍頭」（『松江歴史叢書13』2020年３月）22頁。
(14) 赤木氏の住居は、国道431号沿いの野原集落の中ほどにあった。赤木氏転出後は、他家の所有地となり、その後川島家の屋敷地となった。カドナをナカマエという。屋敷地には荒神の石祠があり、今でも川島家が祀る。
(15) 山下克明『平安時代の文化と陰陽道』（岩田書院、1996年）283～368頁。
(16)『群書類従第六輯　律令部公事部』続群書類従完成会、1960年。
(17) 山下克明前掲書295頁。
(18) 山下克明前掲書298～305頁。
(19) 寺島良安『和漢三才図会』平凡社、1985年。
(20) 江戸の町名主を務めた齋藤月岑（1804～1878）が天保９年に刊行した『東都歳事記』（朝倉治彦校註『東都歳事記１』平凡社1970年）には、正月16日の条に「亀戸天満宮大御食調進　午の時社司祝詞を奏す。次に越楽天を奏し、魚鳥菜蔬菓子くだ物等七十五膳の供物献備有。別当祭文を読む。終りて神楽殿にて神楽あり。卯の日の前後に当る時は余日に行ふ」と書かれている。月岑の日記には、天保２年以降から、たとえ本人が天候不順・風邪・服穢のために参詣しなくとも、毎年のように「亀戸七十五膳」が記されており、文久４年（1864）には延期された旨が記され、翌年からは一切記録されていない。（『大日本古記録　齋藤月岑日記』１～10、東京大学史料編纂所編、岩波書店、1997年～2016年）
(21) 神子家は、かつては五家（大市または宮市・奥市・周防・雅楽（うた）・音頭）だったが、現在美保関に居住するのは周防家のみで、この家の血筋の女性が行っている。
(22)「佐陀社頭覚断簡」（『松江市史史料編４中世編Ⅱ』2014年、118～121頁）
(23)『菅江真澄全集第一巻』内田武志・宮本常一編、未来社、1971年、123～124頁。「前宮といふ処に十間の直会殿ありて、鹿の頭七十五、真名板のうへにならぶ。このなかに、耳さけの鹿は神矛にかゝるといへり。（歌を略す）かくあつまることは、あまりてもたらざる事なし。上下きたる男二人ものゝ肉をまな板にすへてもていづる。足とりなど、ゆへやありけん。弓矢よろひかざりて、つるぎを根まがりといひて、つか頭したつかたにまがれり。世になきたからなりけり。南のすみなる処に、しら鷺、しろうさぎ、きぎす、山鳥、鯉、鮒いろいろのしゝむら、三杵入るはよね三十の桝を入たり。それにはひしのもちゐ、ゑび、あらめなど串にさしたり。すべて、はたのひろもの、はたのさもの、毛のあらもの、毛のにこもの、そのくさぐさのものを悉備て、もゝとりの御具にあざへてみあへ奉る。御祝のつかさは、さわりありてまうでたまはず。山ばといろの御そうぞくとやらんは、はこに入て、しき皮のうへにすえたるに、酒さかなとゝのへたり。長殿よりしもざまも、みなしきがわのうへにならびて、ひらきとり給ふに、提もてつぎめぐる。」と描写している。
(24)「神長官守矢史料館のしおり」（長野市神長官守矢史料館、平成３年）
(25) 志水陽子「吉備津神社七十五膳据神事」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第87輯、2001）。
(26) 鈴木正崇『熊野と神楽　聖地の根源的力を求めて』平凡社、2018年、99～100頁。

（きたむら　りこ　松江市文化財保護審議会委員）

八幡宮所蔵の木椀と棟札

慶長13年11月に伊藤宇右衛門が寄進した木椀

16点のうち13点（残り３点は八幡宮祭礼に使用中）

（椀７）

椀の内側

椀の底部

四郎三郎が寄進した大椀（椀19）

享和元年９月15日に松本彦重が寄進した椀（椀20）

文化13年９月に源蔵が寄進した椀（椀30）

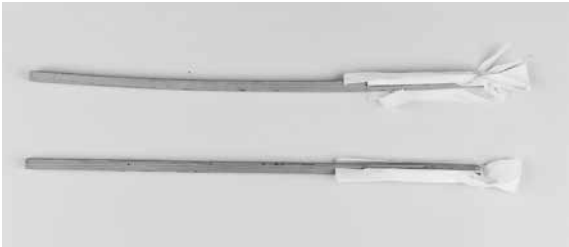

松の箸１膳（御幣を挟む）

八幡宮棟札１（表）　（裏）

野原の八幡宮所蔵木椀計測表

No.	記銘年	西暦	墨書	口径（cm）最大値 最小値	総高（cm）最大値 最小値	高台高（cm）	畳付径（cm）最大値 最小値	重量（g）	調整等	高台見込調整	備考	材質	整理No,	実測:○ 3D:◆
1	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつしの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/うのとし/ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/十一月/十四日	13.8	9.4	2.7	7.9	152	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	4	○
2	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬの/とし/きのとの/ひつしの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/うのとし/ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.0	9.5	2.8	7.5	204	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ケヤキ	5	○◆
3	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬの/とし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	13.9	9.4	2.9	7.4	170	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	6	○
4	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつし/のとし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯の歳/ひのとの/ひつし/のとし/慶長十三年/十一月十四日	13.9	9.3	2.8	7.5	174	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	7	○
5	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつ(し脱)のとし/つちのへ/□ぬのとし/ミつのとの/卯の□□/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/霜月十四日	14.0	9.3	2.9	7.3	160	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	多少歪む	ケヤキ	8	○
6	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/同/きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつしの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	14.0	9.4	2.7	7.6	194	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	9	○◆
7	慶長13	1608	つちのへ/たつの/とし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬの/とし/きのとの/ひつしの/とし/つちのへ/いぬの/とし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつし/のとし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.1	9.4	2.7	7.5	178	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	10	○
8	慶長13	1608	つちのへ/たつの/とし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬの/とし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬの/とし/ミつのとの/うのとし/ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.2	9.7	2.9	7.7	202	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ケヤキ	11	○
9	慶長13	1608	つちのへ/たつの/とし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬの/とし/きのとの/ひつし/のとし/つちのへ/いぬの/とし/みつのとの/うのとし/ひのとの/ひつし/のとし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.0	9.0	2.7	7.7	142	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	12	○
10	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	14.0	9.4	2.6	7.3	190	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり		ケヤキ	13	○
11	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	14.2	9.4	2.7	7.3	192	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	全体に摩耗	ケヤキ	14	○
12	慶長13	1608	つちのへ/たつの/とし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/うのとし/ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.0	9.3	2.9	7.4	196	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	高台部に焦げ、完形	ケヤキ	15	○◆
13	慶長13	1608	つちのへ/たつの/とし/伊藤/宇右衛門尉/同/きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつしの/とし/つちのへ/ 「L」 /ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/十一月/十四日	14.1	8.9	2.6	7.7	156	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	全体に柿渋塗布、高台部に漆痕か	ケヤキ	16	○
14	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	14.2	9.7	2.9	7.4	170	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	内側摩耗	ケヤキ	17	○
15	慶長13	1608	つちのへ/たつのとし/伊藤宇右衛門尉/同きのへ/いぬのとし/きのとの/ひつちの/とし/つちのへ/いぬのとし/ミつのとの/卯のとし/ひのとの/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日	14.0	9.5	3.0	7.4	168	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	内側摩耗	ケヤキ	18	○
16	慶長13	1608	つちのへ/□つのとし/□藤/宇右衛門尉/同/いぬのとし/ひつしの/とし/いぬの/とし/奇のとの/うのとし/ひのとの/ひつしの/とし/慶長/十三年/□一月/□□日	13.9	8.8	2.7	7.7	156	外面:ろくろ、腰部に削り線1本 内面:ろくろ	ノミはつり	高台部に焦げ、内側摩耗、口縁部大きく欠損	ケヤキ	19	○
17	なし	不明	(上段)野原八幡宮之御器也/(下段)甲刁(寅)歳四郎三郎	23.9	15.3	4.7	14.2	548	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	セン	1	
18	なし	不明	(上段)野原八幡宮御器/(下段)甲刁(寅)歳四郎□郎	24.4	15.2	4.8	14.0	548	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	セン	2	○
19	なし	不明	(上段)野原八幡宮御器也/(下段)甲刁(寅)歳四郎三郎寄進	24.6	16.0	5.3	14.6	576	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり		セン	3	○
20	享和元	1801	奉寄進/御椀/願主/松本/彦重/享和/元年/辛酉/菊月/中之/五日/五膳/之内	(11.6) 12.3	(7.8) (8.2)	2.0	(5.5) 6.2	100	外面:ろくろ、削り残し3ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	39	○
21	享和元	1801	奉寄進/御椀/願主/當所/松本/彦重/享和/元年/辛酉/菊月/中之/五日/五膳/之内	12.0 (12.5)	7.4 8.2	1.9	(5.7) 6.2	120	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	40	
22	享和元	1801	奉寄進/御椀/願主/松本/彦重/享和/元年/辛酉/菊月/中之/五日/五膳/之内	11.7 (12.5)	7.9 8.2	1.9	(5.7) (6.2)	114	外面:ろくろ、削り残し3ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	41	
23	享和元	1801	奉寄/進/御椀/願主/當所/松本/彦十/享和元/辛酉/菊月/中之五日/五膳/之内	11.8 (12.5)	7.8 8.2	2.0	(5.6) 6.1	108	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	42	
24	享和元	1801	奉寄進/願主/當所/松本/彦重/享和/元年/辛酉/菊月/中之/五日/五膳之内	(11.8) (12.2)	(7.5) (8.0)	(1.9)	(5.4) (5.8)	94	外面:ろくろ、削り残し1ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい、高台部欠損	ブナ	43	
25	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.5 12.2	8.1 8.4	2.0	(5.6) 6.1	136	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	20	
26	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.7 12.2	7.5 8.1	2.0	5.6 6.2	140	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	21	○◆
27	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.7 12.4	7.7 8.1	2.0	5.6 6.2	136	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	22	
28	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.7 12.2	8.0 8.4	1.9	5.5 6.1	144	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	23	
29	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.2 12.3	8.0 8.2	2.2	5.6 6.1	138	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	24	

No.	記銘年	西暦	墨書	口径 (cm) 最大値 最小値	総高 (cm) 最大値 最小値	高台高 (cm)	畳付径 (cm) 最大値 最小値	重量 (g)	調整等	高台見込 調整	備考	材質	整理 No.	実測:○ 3D:◆
30	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.4 12.5	7.8 8.0	2.0	5.7 6.2	140	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	25	
31	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.7 12.5	8.1 8.2	2.1	(5.5) 6.0	148	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり		ブナ	26	
32	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.4 12.4	7.8 7.9	2.0	5.6 6.1	128	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり		ブナ	27	
33	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.2 12.0	7.8 8.1	2.1	5.6 6.0	164	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり		ブナ	28	
34	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.4 12.4	7.9 8.1	2.0	5.7 6.2	146	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり		ブナ	29	
35	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.3 12.4	7.4 7.7	2.0	5.6 6.2	144	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり		ブナ	30	
36	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.7 12.3	7.6 7.9	1.9	(5.5) 6.1	140	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	31	
37	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.3 12.3	7.9 8.2	2.1	5.7 6.3	144	外面:ろくろ 内面:ろくろ、見込:ノミ刃・ろくろ痕	ノミはつり		ブナ	32	
38	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.8 12.3	7.9 8.1	2.0	5.6 6.0	140	外面:ろくろ、削り残し1ヶ所 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり	完形	ブナ	33	
39	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.5 12.5	7.9 8.1	1.9	(5.9) 6.2	156	外面:ろくろ、削り残し2ヶ所 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり	完形	ブナ	34	
40	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.5 12.5	7.7 8.0	2.0	(5.6) 6.1	158	外面:ろくろ、削り残し3ヶ所 内面:ろくろ、見込:ノミ刃痕	ノミはつり	全体に薄灰色	ブナ	35	
41	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.4 12.4	7.9 8.0	2.0	(5.6) 6.2	146	外面:ろくろ、削り残し2ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	36	
42	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.5 12.3	7.9 8.0	1.9	(5.7) 6.1	146	外面:ろくろ、削り残し1ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	37	
43	文化13	1816	文化/十三/子ノ/九月/願主/源蔵	11.2 12.3	7.7 8.0	2.0	5.6 6.2	146	外面:ろくろ 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	38	
44	なし	不明	松本/彦十	11.5 12.3	7.8 8.1	1.9	5.7 6.2	150	外面:ろくろ、削り残し4ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	54	
45	なし	不明	松本/彦十	12.0 12.5	8.0 8.1	2.0	(5.7) 6.1	140	外面:ろくろ、削り残し2ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	55	
46	なし	不明	松本/彦十	11.6 12.4	7.8 8.2	2.0	5.6 6.2	156	外面:ろくろ、削り残し6ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	56	○
47	なし	不明	松本/彦十	11.7 (12.5)	8.1 8.3	2.1	5.8 6.3	162	外面:ろくろ、削り残し8ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	口縁部一部欠損	ブナ	57	
48	なし	不明	松本/彦十	11.5 12.4	7.9 8.2	1.9	5.8 6.2	160	外面:ろくろ、削り残し8ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	58	
49	なし	不明	加/村/源/蔵	11.7 12.4	7.7 8.1	2.1	5.7 6.0	136	外面:ろくろ、削り残し5ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損	ブナ	44	
50	なし	不明	加/村/源/蔵	11.9 12.5	7.7 8.1	2.0	5.8 6.2	138	外面:ろくろ、削り残し2ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損	ブナ	45	
51	なし	不明	加/村/源/蔵	(11.7) 12.4	不明 8.1	2.1	5.7 6.1	126	外面:ろくろ、削り残し3ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	46	
52	なし	不明	加/村/源/蔵	11.6 12.5	7.9 8.2	1.8	5.7 6.2	150	外面:ろくろ、削り残し4ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	47	
53	なし	不明	加/村/源/蔵	11.5 12.3	7.8 8.1	1.9	5.6 6.1	138	外面:ろくろ、削り残し7ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	虫損激しい	ブナ	48	
54	なし	不明	加/村/源/蔵	11.6 12.4	7.8 8.1	2.0	5.6 6.1	150	外面:ろくろ、削り残し4ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	49	○◆
55	なし	不明	加/村/源/蔵	12.0 12.5	7.9 8.0	1.9	5.7 6.2	154	外面:ろくろ、削り残し4ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	完形	ブナ	50	
56	なし	不明	加村/源/蔵	(11.8) 12.4	7.8 8.1	1.9	5.7 6.1	154	外面:ろくろ、削り残し4ヶ所 内面:ろくろ	ノミはつり	口縁部一部欠損	ブナ	51	
57	なし	不明	加/村/源/蔵	11.5 12.2	7.6 7.9	1.8	5.7 6.2	140	外面:ろくろ、削り残し5ヶ所(口縁部1含む) 内面:ろくろ	ノミはつり		ブナ	52	
58	なし	不明	加/村/源/蔵	(11.9) (12.5)	7.9 8.2	2.0	(5.7) 6.2	116	外面:ろくろ、削り残し5ヶ所(口縁部1含む) 内面:ろくろ	ノミはつり	口縁部大きく欠損、虫損激しい	ブナ	53	

・ / は改行を表す
・ ( )の数値は復元値
・ 材質、調整等は木工芸家 濱田幸介氏のご教示による
・ 墨書の判読、漆の判別は松江歴史館の協力を得た。

野原の八幡宮所蔵棟札計測表

（八幡宮）

通番	年代	表	裏	総高（cm）	肩高（cm）	上幅（cm）	下幅（cm）	厚さ（cm）	頭部の形状	切欠き	備考	整理番号
八幡宮1	天文11（1542）	奉造立八幡宮御本社幷拝殿各成就大施主地頭本願幷地下中　敬白　常磐賢磐　夜守盡護矣　于時天文十一年　壬寅三月吉日良辰	地下ヨリ入目　銀子七拾目　米弐石三斗五升　□八幡大菩薩　造立奇（寄）進　一米壱斗三升五合　別所村 「宝暦十四甲申歳凡及二百三拾歳」 「一」	88.6	－	12.0	10.7	0.9	平	無	江戸時代の写カ	1
八幡宮2	慶長14（1609）	□□　（梵）（梵）（梵）（梵）（梵）（梵）（梵）（梵）　奉造立八幡大菩薩守護所　一切日皆尊　一切寄皆□　諸佛皆□□　羅漢皆行満　以斯成實□□□　成吉祥　于時慶長十四年己酉歳　霜月吉日欽言　本願半家長門□□　松浦三郎左衛門尉□□　時神主赤木宮□　大工山本源左衛門尉　敬白	（梵）（梵）（梵）雲州嶋根野原村 「二」	98.3	97.7	13.7	12.2	0.55	尖頭	無	釘穴2カ所	16
八幡宮3	寛文9（1669）	奉修造八幡宮御本社各成就國家太平地下繁昌　之地　吐普加身依身多女　寒言神尊利魂陀見　波羅伊玉意　喜餘目出玉　寛文九年　己酉二月吉祥日	祝讃曰　大哉神徳至哉大祓　恩高三笠恵流八洲　盡美正殿盡善霊丘　自此星霜度幾千秋　社主赤木大炊佑　本願能美九兵衛　大工与三右衛門　地下十二氏子 「三」	88.1	－	15.8	14.2	0.5	平	無		2
八幡宮4	元禄12（1699）	奉修復　正八幡宮霊廟一宇神宣　信心蒼生我誠敬　日夜不退令守護　四海民生為平安　示現神明治天下　當社司　赤木左京秀重　求願成就所　元禄十二年　己卯二月下七日　島根郡　野原村之住	國君源綱近公御武運長榮御子孫繁昌　執権　柳多主計　氏家一宇　熊谷齊　社奉行　太田伴右衛門　本多又市　郡奉行横田新兵衛　代官早水與市兵衛　木匠本田杢之丞　同太吉　能美三郎右衛門　庄屋能美利兵衛　年寄宮本仁左衛門　宮本治右衛門　同　庄兵衛　加勢屋五郎兵衛　川嶋安兵衛　能美太兵衛　宮本仁兵衛　能美長兵衛　同　忠兵衛　地下十二氏子 「四」	110.8	108.2	24.4	23.2	2.9	尖頭	無		3
八幡宮5	享保3（1718）	（四天王記号）奉上葺正八幡宮本社一宇　信心蒼生我誠敬　日夜不退令守護　四海民為生平安　示現神明治天下　霊廟成就之所　享保三戊戌年　中春下九日　嶋根郡野原村　社司赤木宇右門	天津祝詞乃太祝詞乃事乎宣札　當御國主　社奉行山内安右衛門　社奉行酒井與次兵衛　惣社家仲　幣頭石川和泉守　社内安全也　下郡田村次良兵衛　組頭井上惣兵衛　庄屋喜多川勘七　年寄宮本孫三郎　本頭能見三良右衛門　宮本治右衛門　所十二氏子息災延命　大工佐伯弥右衛門　檜波兼本半兵衛　鍛冶金塚□□兵衛　所繁昌守護守地　成就 「五」	125.5	123.9	18.3	15.8	1.8	尖頭	無		4
八幡宮6	宝暦5（1755）	奉修覆　正八幡宮　一宇成就守護所里民繁昌　寶暦五年　乙亥三月三日　嶋根郡幣頭石川隼人平久令　　野原村社司赤木對馬藤原秀國	罪咎波不在國君松平出羽守　社奉行大野權右門　中根兵馬　郡奉行山村清右門　御代官今村佐右門　本願　下郡久保田吉郎太　組頭木村彦吉　庄屋内田吉郎治　年寄宮本治郎兵衛　五人組松本八郎兵衛　宮本治助　大工足立忠吉　小工大西和助　木挽大原祐蔵　檜波幡垣清兵衛　鍛冶金塚多七　地下十二氏子 「六」	114.5	112.3	20.0	17.0	1.5	尖頭	無		5
八幡宮7	文政4（1821）	奉上葺正八幡大神宮　一宇成就守護之處　文政四年巳三月十三日御遷宮也　幣頭石川權頭平永貞　神主赤木多仲橘秀明	國君松平出羽守源齋恒　鹽見小兵衛　朝日千助　桝田四郎兵衛　三谷權大夫　高田極人　社奉行朝比奈猪兵衛　高木權平　郡奉行井上善右衛門　御代宦（官）諏訪豊八　下郡野津善冶　組頭永田間助　庄屋木村孫兵衛　年寄宮本冶右衛門　五人組宮本助十　安立助九郎　大工片江浦源助　木挽長海村幾五郎　檜皮大野村杢十　鍛冶本庄高橋六助　十二氏子中	108.2	106.0	17.5	（17.5）	1.85	尖頭	有		7

八幡宮8	文政13(1830)	奉造立正八幡宮鳥居一宇	文政十三庚寅六月日　十二氏子中　神主赤木多仲橋秀明　別所村大工伊之助　年寄安達助九良	48.2	47.3	10.0	(9.2)	0.7	尖頭	有		8
八幡宮9	嘉永4(1851)	奉建立正八幡宮一宇成就守護攸　維時嘉永四年辛亥四月十一日　幣頭石川土佐輔平　!因　神主赤木民部橋正　　路	國君松平出羽守左少将源齋居公　執權大野人舍(ママ)　大橋茂右衛門　乙部九郎兵衛　高田直人　鹽見増右衛門　小田隼人　社奉行早川太兵衛　安立宦蔵　郡奉行市川虎市　御代宦丹羽与兵衛　下郡山本伊平太　組頭寺本文重　庄屋月坂宇兵衛　年寄宮本傳治　五人組能見平六　枩本佐助　宮庄屋宮本祖助　能海平六　枩本彌四郎　大工當村喜右衛門　木挽々(當村)嘉助　大工手角村八百兵衛　木挽別所村幾右衛門　檜皮巳助　鍛冶民三郎　十二産子中	111.8	109.6	20.3	(18.5)	2.0	尖頭	有		11
八幡宮10	明治17(1884)	奉上葺八幡宮　天下泰平　國家安全　五穀豊饒氏子繁榮守護札　明治十七年甲申五月八日　祠掌赤木玉記	今上天皇御寶祚萬歳　島根縣令藤川為親　郡長藤田良造　戸長津森清三郎　議長宮本忠助　副議長兼支配人宮本榮七　議員兼支配人能海傳三郎　議員兼組長宮本嘉三兵衛　議員松本保一郎　大工宮本兼右衛門　大工宮本勝右衛門　木挽宮本友左衛門　木挽渡邉又兵衛　桶皮香川半蔵　桶皮奥原喜平	114.2	110.2	18.8	(17.9)	1.7	尖頭	有		13
八幡宮11	大正7(1918)	奉上葺八幡宮　天下大平　國家安全　五穀豊饒氏子繁榮　守護　大正七年午五月一日　社掌森脇健壽郎	今上天皇御寶祚萬歳　島根縣知事西村保吉　八東郡長藤脇善政　本庄村長津森信之　氏子総代宮本董義　宮本茂韶　能海熊太郎　區長宮本捨松　大工宮本義一　津森菊右エ門　木挽能海弘量　檜皮小林政市	112.1	108.8	19.0	(18.2)	3.4	尖頭	有		15
八幡宮12	昭和38(1963)	奉上葺八幡宮　天下大平　國家安全　五穀豊饒氏子繁栄　守護　昭和三十八年十二月十五日　宮司森脇利貞	遷宮委員松本頼男　宮本栄　松本三郎　川島勲　区長能海行雄　大工津森善市　鍼力石橋乙松	115.5	114.3	20.3	(18.9)	2..8	尖頭	有		21

（稲荷神社）

通番	年代	表	裏	総高(cm)	肩高(cm)	上幅(cm)	下幅(cm)	厚さ(cm)	頭部の形状	切欠き	備考	整理番号
稲荷神社1	文化4(1807)	奉造建　稲荷大明神一宇成就守護之攸　文化四年丁　卯三月初三日　幣頭石川權頭平久貞　神主赤木玉記橋秀規	國君松平出羽守公　御當職柳多四良兵衛　朝日丹波　高木佐五左衛門　御當職塩見小兵衛　三谷權大夫　朝日千助　郡奉行横山又兵衛　社奉行乙部冶良兵衛　伊東其右衛門　御代官坂田菖治　下郡久保田祐兵衛　組頭内田初三良　庄屋三代平助　年奇(寄)宮本冶良右衛門　大工片江徳三良　木挽長海幾五良　檜波大野杢十　十二氏子中	85.0	82.9	13.5	11.3	1.3	尖頭	無		6
稲荷神社2	文政13(1830)	奉勧請正一位安鎮稲荷大明神精禱　一天太平　四海静治　璽　文政十三年　庚寅十一月十日　神主赤木多仲橋秀明　嫡宦数衛橋秀勝　新庄村　庄屋久保田太兵衛　年寄安立助九郎　組親宮本庄三郎	發起本願　新庄村久保田太兵衛　手角村田辺忠兵衛　長海村三代甚九郎	79.2	74.0	16.5	(14.5)	1.0	尖頭	有		9
稲荷神社3	天保7(1836)	奉上葺正一位稲荷大明神一宇成就守護之攸　天保七年　丙申二月十二日　幣頭石川蔵頭平久　神主赤木筑後橋秀勝	御國司御武運長久　御當職三谷権太夫　朝日丹波　今村修禮　柳多四良兵衛　大野舎人　神谷源五良　郡奉行井上善右衛門　社奉行堀彦右エ門　早川太平　御代官奥田伴左エ門　下郡引野甚七　組頭木村友助　庄屋太良左エ門　年寄助九郎　大工本庄町林左エ門　片江浦和右エ門　邑生村伊助　木挽山崎忠三郎　檜波大野杢十	83.7	84.5	13.0	(11.8)	1.4	尖頭	有		10

稲荷神社4	慶應3 (1867)	奉造建稲荷大明神一宇成就守護之攸　慶應三年丁卯菊月中二日 「慶應(ミセケチ)」 幣頭石川土佐輔平因親　神主赤木民部橘秀政	國君松平出羽守公　執權　今村修禮　大橋筑後　三谷權大夫　大野舎人　小田要人　赤木文左エ門　郡奉國府久馬　社奉行高井兵大夫　渡部治大夫　御代官山田七左エ門　下郡勘十郎　組頭義蔵　庄屋惠蔵　年寄伴助　宮庄屋宮本祖助　五人組能海三郎エ門　宮本仁左エ門　大工野原村貞助　仙助　木挽下宇部尾又兵エ　山本忠三郎　檜皮杢重　十二産子中	67.1	66.1	12.0	(12.0)	1.8	尖頭	有		12
稲荷神社5	明治43 (1963)	奉上葺稲荷神社一宇成就　信徒安全　五穀成就　御記録札　明治四十三年戊三月十五日　社掌森脇健壽郎	島根縣知事丸山重俊　八東郡長村上壽夫　村長津森信之　信徒総代宮本正義　仝宮本董義　仝宮本茂韶　仝兼區長能海熊太郎	69.9	68.5	9.1	(8.4)	2.1	尖頭	有		14

（金毘羅）

通番	年代	表	裏	総高(cm)	肩高(cm)	上幅(cm)	下幅(cm)	厚さ(cm)	頭部の形状	切欠き	備考	整理番号
金毘羅1	文政5 (1822)	奉造立金毘羅大権現一宇成就攸　文政五年　閏正月十四日	天下泰平國家安全村中繁榮祈攸　神主赤木多仲橘秀明　年寄次良右衛門　大工別所辰之助	27.4	26.0	5.8	(4.8)	0.9	尖頭	有		20
金毘羅2	天保10 (1839)	奉上葺金毘羅大権現社一宇成就之攸　璽　天保十龍舎　己亥十一月十六日	天下泰平國君御武運長久産子繁榮祈攸　神主赤木筑後橘秀勝欽白　庄屋宮本祖助　年寄宮本萬兵衛　五人組宮本次郎右エ門　能海平六　大工本庄林左エ門	27.5	26.1	4.5	(4.0)	1.0	尖頭	有		18
金毘羅3	文久3 (1863)	奉上葺金毘羅大權現社一成就之攸　璽　文久三癸亥六月十五日	天下泰平國君御運長久十二氏子繁榮　祈攸　神主赤木民部橘秀正欽白　庄屋邑生村友七　年寄松本伴助　五組人能海三郎右衛門　宮本仁左衛門　大工當村貞助	27.5	26.6	4.3	(3.9)	1.0	尖頭	有		19

（不明）

通番	年代	表	裏	総高(cm)	肩高(cm)	上幅(cm)	下幅(cm)	厚さ(cm)	頭部の形状	切欠き	備考	整理番号
不明1	-	(梵)(梵)(梵)(梵)(梵)(梵)(梵)(梵)		97.0	96.0	11.5	(10.0)	3.2	尖頭	有		17

・ 判読不明の文字については□で示した。
・ 加筆と見られる部分については「」で示した。
・ (　)の数値は切欠き前の復元推定値。
・ 墨書の判読は松江歴史館の協力を得た。

松江城下移住直後の堀尾家中と知行地

―野原の八幡宮所蔵慶長十三年銘木椀の考察―

西島太郎

はじめに

松江市野原町の八幡宮で毎年行われる七十五膳神事に使用される木椀は、慶長13年（1608）銘の墨書があり今も用いられている。一年に一度とはいえ410年以上、使い続けられている。木椀の墨書は、「つちの(戊)へ/たつ(辰)のとし/伊藤宇右衛門尉/同きの(甲)へ(戊)/いぬのとし/きの(乙)との(未)/ひつちの/とし/つちの(戊)へ(戊)/いぬのとし/ミつ(癸)のとの/卯のとし/ひの(丁)との(未)/ひつちの/とし/慶長十三年/十一月十四日」（木椀10号）と記され、伊藤宇右衛門尉夫妻と４人の子の生まれ年を記していると考えられる（喜多村理子「八幡宮の慶長期木椀と七十五膳神事」）。現在、慶長13年銘木椀は16客残る。本稿では、伊藤宇右衛門尉の家族が、なぜ野原の八幡宮に木椀を奉納したのかを文献史料から明らかにする。

１．堀尾家臣伊藤宇右衛門尉・宇兵衛父子

松江市にある堀尾氏やその家臣たちの菩提寺円成寺が所蔵する過去帳「自慶長五年至明治二年　当山過去帳　第壹号」慶長19年（1614）条に「梅岫宗鉄禅定門　正月十五日　伊藤宇右衛門、右兵殿父」と記されている。慶長19年正月15日に伊藤右兵の父である宇右衛門が没したことが分かる。この「伊藤宇右衛門」は、慶長13年銘の木椀墨書「伊藤宇右衛門尉」の「尉」が省略されて記されたものである。江戸時代初期まで官途の語尾に記された「尉」は、この時期以降、省略されていくのが一般的であるため、写し継がれた円成寺の過去帳では、「尉」字を省略して記されたとみられる。

「つちの(戊)へ/たつ(辰)のとし/伊藤宇右衛門尉」と墨書のある木椀の記載が、宇右衛門尉の誕生年だとすると、戊辰は永禄11年（1568）なので、宇右衛門尉は47歳で没し、堀尾氏や家臣たちの菩提寺である松江の円成寺に葬られたと解釈することができる。

円成寺過去帳にある「宇右衛門尉」は「右兵殿父」であるが、「右兵」は「右兵衛」の省略形で、寛永期（1624～29）の松江藩主堀尾忠晴家臣団の帳簿である「堀尾山城守給帳」（円成寺蔵。『新修島根県史』収載「堀尾忠晴給帳」）に載る「一、百五拾石　伊藤宇兵衛」のことである。家禄150石の堀尾忠晴の家来が伊藤宇(右)兵衛であった。忠晴期の松江城下町を描いた島根大学附属図書館蔵「堀尾期松江城下町絵図」には、城下南田町の一角、堀を背に西側に玄関をもつ「伊藤宇(右)兵衛」の屋敷区画が描かれている。

同過去帳「伊藤宇右衛門」の記事に「右兵殿父」と注記があることは、すでに伊藤家の当主を右兵衛が継いでいたものと考えられる。慶長13年銘木椀には、４人の子と思しき生誕年が記されている。乙未＝文禄４年（1595）生、戊戌＝慶長３年（1598）生、癸卯＝慶長８年（1603）生、丁未＝慶長12年（1607）生まれの４人である。宇右衛門尉が没した慶長19年時は、乙未＝文禄４年生まれだと20歳、戊戌＝慶長３年生まれだと17歳、癸卯＝慶長８年生まれだと12歳、丁未＝慶長12年（1607）生まれだと８歳となる。慶長19年時、伊藤家当主にふさわしいのは、20歳の乙未生まれの者であり、この人物が宇右衛門尉の後を継いだ宇(右)兵衛である可能性が高い。慶長13年に伊藤宇右衛門尉が八幡宮へ木椀を奉納しているところをみると、慶長13年から同19年の間に宇(右)兵衛へと代替わりがなされたものと推察される。慶長13年時は、乙未生まれと推定される宇(右)兵衛は、14歳でまだ元服していなかった可能性が高く、父は41歳、母は35歳となる。また同過去帳寛永４年条には、「月渓正光禅定門　八月三日　伊藤右兵へ殿従弟辰兵へ

殿」とあり、右兵衛の従弟に辰兵衛がいて、寛永４年（1627）に没したことが分かる。

２．伊藤氏と八幡宮の関わり

では、伊藤宇右衛門尉はなぜ野原の八幡宮に木椀を奉納したのであろうか。この点は、堀尾氏の家臣への知行地宛行の方式と関係がある。堀尾氏は家臣への俸禄を、実際に給地を与える方法（地方地行制）をとっていた（『松江市史』史料編７、近世Ⅲ、一（一）堀尾期史料８～10他）。家臣たちは給人と呼ばれ、給人は与えられた土地から年貢米を収納した。そのため、伊藤宇右衛門尉が野原の八幡宮へ木椀を奉納したのは、宇右衛門尉と野原の地との関わりを想定せざるを得ない。その関わりとは、伊藤宇右衛門尉が堀尾氏から与えられた給地の一つが野原の地だった可能性が高い。

宝永２年から享保２年（1705～17）にかけて松江藩士黒沢長尚により編纂された出雲国の地誌『雲陽誌』（大日本地誌体系42、雄山閣、1971年）の野原の項に、「八幡宮　神功皇后・誉田天皇・玉依姫をまつる、本社六尺に七尺、南向、拝殿二間、梁に三間、祭礼八月十五日なり、勧請年代しれす、天文十一年の棟牓あり」とある。誉田天皇は応神天皇のことで、神功皇后はその母、玉依姫は神武天皇の母である。応神天皇の神霊は八幡神で、武運の神として武士からの崇敬を集めた。天文11年（1542）銘の棟札（棟牓）があったと記し、その棟札は現存する（八幡宮棟札１号）から、戦国期にはこの地に同宮はあったとみられる。現在の社殿は出雲地方に多くある妻入ではなく平入で、在来の社殿とは違う。

さらに堀尾吉晴の従弟方成が正保頃（1644～48）に記した『堀尾古記』（『松江市史』収載）慶長13年10月２日条に「松江越」とあり、２年前から進められてきた造成途中の松江城下町へ、方成が能義郡富田城下町から移住したとみられる。２年後の松江城天守完成を前に、この頃、堀尾家中も続々と松江へ移住しつつあったと考えられる。慶長13年銘木椀は「松江越」の42日後であり、堀尾氏家臣たちの松江移住直後に、伊藤宇右衛門尉によって知行地の神社へ奉納されたものと推察される。

慶長13年、41歳の伊藤宇右衛門尉（1568年生～1614年１月15日没）は、新天地移住にあたり、その妻（35歳）、子供４人（13歳、11歳、６歳、２歳）の生年を記すことで、伊藤家の繁栄を願い、武運の神である八幡神に武運長久を願ったものとみられる。さらには、地域住民が信仰する社への祭礼道具（木椀）を奉納することで、年貢の納入を果たす地域住民との関係を深めることを願ったのではないかと考えられる。

おわりに

円成寺過去帳には宇右衛門尉と辰兵衛のみ没年を記し、宇（右）兵衛の没年はない。堀尾氏嫡流断絶後の家臣達の仕官先を注記する「堀尾山城守給帳」にも伊藤氏の仕官先の注記はない。そのため堀尾氏嫡流断絶後、伊藤氏は松江を離れたと考えられる。

慶長13年銘木椀は、松江城築城の最中、地域社会と堀尾家臣とのつながりだけでなく、その家族構成をも明らかにでき、現用品である点で松江の歴史を物語るかけがえのない生きた歴史資料といえよう。

（にしじま　たろう　松江歴史館学芸員）

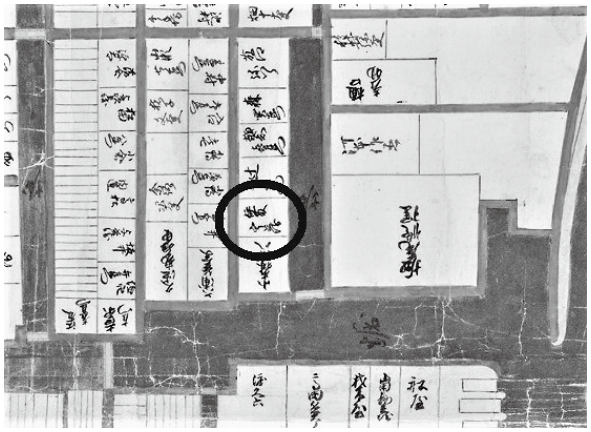

松江城下の伊藤宇兵衛宅（南田町）
京橋川河口に近く、北へと延びる堀に面してある。
（「堀尾期松江城下町絵図」島根大学附属図書館蔵）

松江城下町遺跡出土の慶長期の漆器椀について

―八幡宮に寄進された慶長期木椀との比較―

小山泰生

１．はじめに

これまでに松江市橋北地域（大橋川より北の地域）を主体に進められてきた松江城下町遺跡の発掘調査では、素地のままの木椀（木地椀）は出土していない。出土するのは椀の内外面に「漆塗り」が施された漆器椀である[(1)]。発掘調査報告書では木製品として扱っており、「漆器＝漆を塗布した食器または道具類」と考えている。

本稿は、喜多村理子氏の論考「八幡宮の慶長期木椀と七十五膳神事」に付随するものであり、今回のテーマとした「松江城下町遺跡出土の慶長期の漆器椀について」に従って、前段では中世後期から近世前期の漆器略史・江戸遺跡における 17 世紀代の漆器椀の変遷・漆器類の用途と特徴について触れる。後段では年代の把握が可能な出土資料を用いて、慶長期（1596 ～ 1614 年）の漆器椀について若干の考察を加えることで当該期の椀の特徴を提示する。なお、本稿では松江市野原町に所在する八幡宮所蔵の木椀と松江城下町遺跡出土の漆器椀とを比較することで、木椀の年代を裏付けることに主眼を置きながら、考古学的な視点からアプローチを試みたい。

２．日本列島における中世後期から近世前期の考古資料にみる漆器略史

中世後期…15 世紀に入ると漆器の出土量は減少へ向かう。15 世紀末～ 16 世紀にかけて再び漆器の出土量は増加するが、この時期に器形上の大きな変化が起こる。一の椀が高い高台を持つ三重椀が出現し、皿が極端に減少する。「引入椀」と呼ばれるこの形態は全国に日常器として広く普及し、近世後半まで引き続き生産され、近世椀の原型と考えられるものである。木地に用いられる樹種も従来のケヤキ・カエデに加えて、ブナ・トチ・ハンノキなど多様化する。

近世前期…17 世紀前半の漆器は中世後期と共通する特徴を持ったものが多い。しかしながら中世的な特徴を残す椀にも小型化、嵌め型の普及による高台内部の轆轤加工技術の向上など、近世椀に共通する変化が表れており、17 世紀後半にはこうした特徴を持つ近世椀が一般化する。

３．江戸遺跡（東京）における17世紀代の漆器椀の変遷

17 世紀前半…武家地からは、四つの椀を入れ子にして収納する四重椀に猪口形の壺椀、浅く口径が大きい平椀、高坏形の腰高など揃椀系の椀が出土している。一方で、周辺の農村部では、16 世紀末の椀に類似した三重椀系の漆器椀が引き続き出土する。三重椀系の椀も小型化が進み、口径は 13㎝台、高い高台を持つ一の椀の高台も 1㎝前後となる。

17 世紀後半…武家地での出土が増加するが、陶磁器と同じく江戸の発展を反映しているものと考えられる。17 世紀前半に引き続き中世系の椀もみられるが、椀一・椀二・椀三・椀四からなる四重椀が主流となる。椀三・四の高台に文様が施されたものもあり、飯椀や汁椀であることが確認できる。また、この時期に出現する椀に、腰部に一本の稜のある一文字腰椀がある。

４．漆器類の用途と特徴

中世後期以降の漆器椀に特徴的なのは、皿に近い形態がないか、または非常に少ないという点である。16 世紀後半の出土遺物から推測される食器の組み合わせは、折敷に三重椀と陶器小皿を載せたもので、これはルイス・フロイスが『日本覚書』の中で、「日本人の食事は漆塗の盆を用いる。必ず汁が必要とされる。飯のみが蓋付きの器である。空になった汁椀を坏に用いる。空になった飯椀に湯を注いで飲む。」などの記述とほぼ符号する。

17 世紀には四重椀に平椀や壺椀を加えた揃椀型式も出現するが、おそらく日常器としては三重椀が一般的で、「飯椀・汁椀・膳は漆器、皿類は陶磁器」といった使い分けの伝統が続いたことは十分に予測されるところである。

５．慶長期における八幡宮所蔵の木椀と松江城下町遺跡出土の漆器椀との比較（第１～５図）

八幡宮所蔵の木椀と松江城下町遺跡出土の漆器椀について、上記の２～４に論述した内容を踏まえて年代の検討を行う。ただし、木椀（奉納品）と漆器椀（日常器）ではそもそもの用途が異なる可能性も考えられるが、八幡宮所蔵木椀実測図[(2)]（以下、八幡宮資料と呼称）と松江城下町遺跡出土漆器椀実測図[(3)]（以下、城下町資料と呼称）を基に、形態・口径・高台・畳付などを中心に慶長期における椀の特徴について比較をしてみたい。

①形態…中世末から近世の漆器椀の形態は、以下の２類４種に分類されている[(4)]（第１図）。

Ⅰ－Ａ類＝高台が高く、高台内の抉（えぐ）りが浅いか、もしくは抉りが無い。➡ 16 世紀後半～ 17 世紀初頭

Ⅰ－Ｂ類＝高台が高く、高台内の抉りが深い。➡ 17 世紀前半

Ⅱ－Ａ類＝高台が低く、高台内の抉りが浅い。➡ 17 世紀後半

Ⅱ－Ｂ類＝高台が低く、高台内の抉りが無い。➡ 18 世紀以降

※八幡宮資料および城下町資料は、器形の特徴からⅠ－Ａ類に属するものと考えられる。

②口径…八幡宮資料の木椀の口径は平均して 14.0㎝、城下町資料の漆器椀の口径は平均して 13.8㎝を測る。

③高台…大振りで高く大きい高台、高台内に浅い抉りもつ椀が 16 世紀後半～ 17 世紀初頭の特徴である。高台が高く、高台内に深い抉りをもつ椀が 17 世紀前半のもので、高台高に対して高台内の抉りが２分の１に満たない椀は、17 世紀前半以降にはみられなくなる。17 世紀後半以降は深い椀形を呈するが、高台高が 2㎝に満たない椀が増加するようになる（第１図中、左列の椀に記した○部分が高台の変遷を示す）。八幡宮資料の木椀の高台高は平均して 2.8㎝、城下町資料の漆器椀の高台高は平均して 2.9㎝を測る。

④畳付…八幡宮資料の木椀の畳付径は平均して 7.5㎝、城下町資料の漆器椀の畳付径は平均して 7.0㎝を測る。

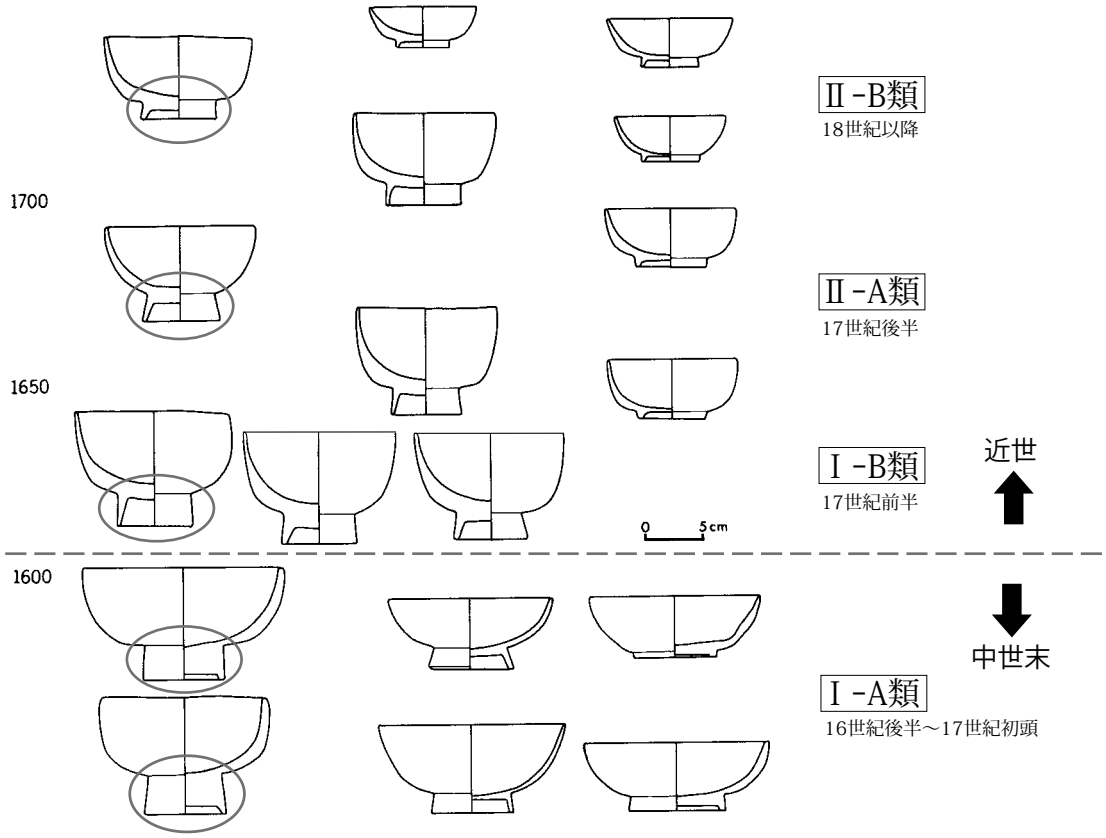

第１図　中世末から近世の漆器椀の分類と変遷

（八幡宮資料）八幡宮所蔵の「慶長十三年十一月十四日」と墨書記銘のある木椀の法量

ここでは八幡宮資料の慶長期木椀 16 点のうち、ほぼ完形で遺存している 3 点を抽出して掲載する。

八幡宮所蔵木椀（第 2 図）

No. 2 …木椀＝口径：14.0㎝、器高：9.5㎝、高台高：2.8㎝、畳付径：7.5㎝、調整等：腰部に削り線 1 本
墨書：つちのへ / たつのとし / 伊藤 / 宇右衛門尉 / 同 / きのへ / いぬの / とし / きのとの / ひつしの / とし / つちのへ / いぬのとし / ミつのとの / うのとし / ひのとの / ひつしの / とし / 慶長 / 十三年 / 十一月 / 十四日

No. 6 …木椀＝口径：14.0㎝、器高：9.4㎝、高台高：2.7㎝、畳付径：7.6㎝、調整等：腰部に削り線 1 本
墨書：つちのへ / たつのとし / 同 / きのへ / いぬのとし / きのとの / ひつしの / とし / つちのへ / いぬのとし / ミつのとの / 卯のとし / ひのとの / ひつちの / とし / 慶長十三年 / 十一月十四日

No. 8 …木椀＝口径：14.2㎝、器高：9.7㎝、高台高：2.9㎝、畳付径：7.7㎝、調整等：腰部に削り線 1 本
墨書：つちのへ / たつの / とし / 伊藤 / 宇右衛門尉 / 同 / きのへ / いぬの / とし / きのとの / ひつちの / とし / つちのへ / いぬの / とし / ミつのとの / うのとし / ひのとの / ひつしの / とし / 慶長 / 十三年 / 十一月 / 十四日

※遺物番号は八幡宮所蔵木椀計測表番号と同じ。墨書の「/」は改行を表す。

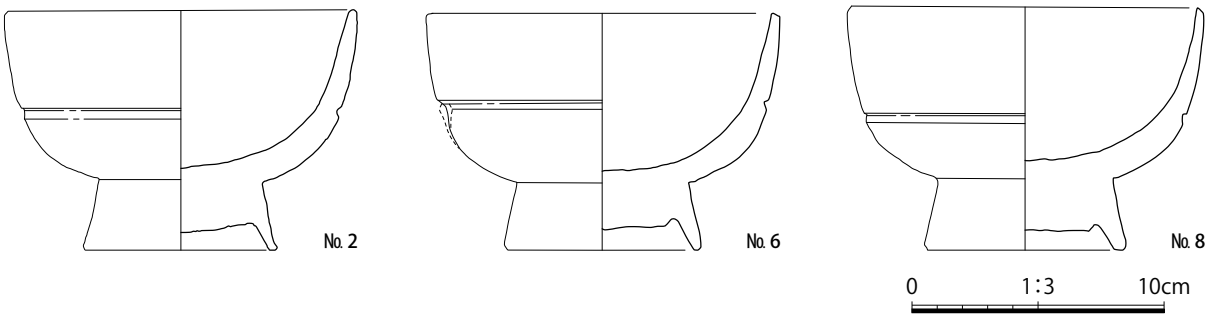

第 2 図　17 世紀初頭（慶長期）の八幡宮所蔵木椀（一部）

（城下町資料）松江城下町遺跡における 17 世紀初頭の遺構内および遺構面から出土した漆器椀の法量

ここでは城下町資料の 17 世紀初頭の遺構内および遺構面から出土した漆器椀 12 点を抽出して掲載する。漆器椀の内訳は、松江歴史館出土漆器椀 6 点、大手前線出土漆器椀 5 点、松江地方裁判所出土漆器椀 1 点である。

松江歴史館出土漆器椀（第 3・4 図）

2246…漆器椀＝口径：12.8㎝、器高：9.7㎝、高台高：2.8㎝、畳付径：6.7㎝

2247…漆器椀＝口径：12.3㎝、器高：9.2㎝、高台高：2.9㎝、畳付径：7.0㎝

2248…漆器椀＝口径：12.3㎝、器高：10.0㎝、高台高：2.9㎝、畳付径：6.7㎝

2489…漆器椀＝口径：14.2㎝、器高：10.3㎝、高台高：3.0㎝、畳付径：7.2㎝

2490…漆器椀＝口径：13.9㎝、器高：10.2㎝、高台高：2.8㎝、畳付径：6.8㎝

2491…漆器椀＝口径：14.6㎝、器高：9.8㎝、高台高：2.9㎝、畳付径：7.2㎝

大手前線・松江地方裁判所出土漆器椀（第 5 図）

1-72…漆器椀＝口径：口縁部欠損のため不明、器高：口縁部欠損のため不明、高台高：3.0㎝、畳付径：6.7㎝

7-26…漆器椀＝口径：13.8㎝、器高：9.9㎝、高台高：3.0㎝、畳付径：6.8㎝

35……漆器椀＝口径：15.2㎝、器高：8.7㎝、高台高：2.6㎝、畳付径：6.8㎝

4 ……漆器椀＝口径：14.0㎝、器高：9.8㎝、高台高：3.0㎝、畳付径：7.5㎝

6 ……漆器椀＝口径：14.4㎝、器高：9.4㎝、高台高：3.0㎝、畳付径：6.6㎝

14……漆器椀＝口径：13.9㎝、器高：9.3㎝、高台高：2.6㎝、畳付径：7.9㎝

※遺物番号は報告書掲載番号と同じ。

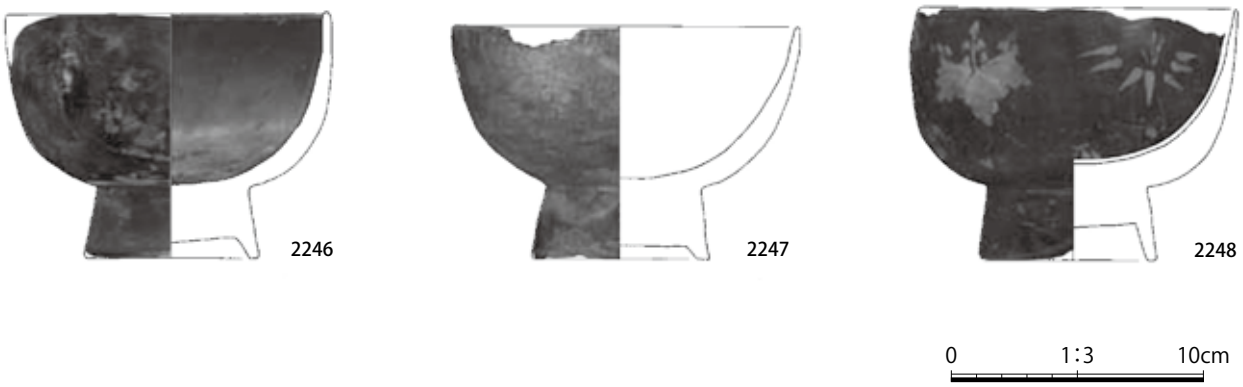

第 3 図　17 世紀初頭の松江歴史館出土漆器椀①：南屋敷第 4 遺構面屋敷境大溝 SD01 出土遺物

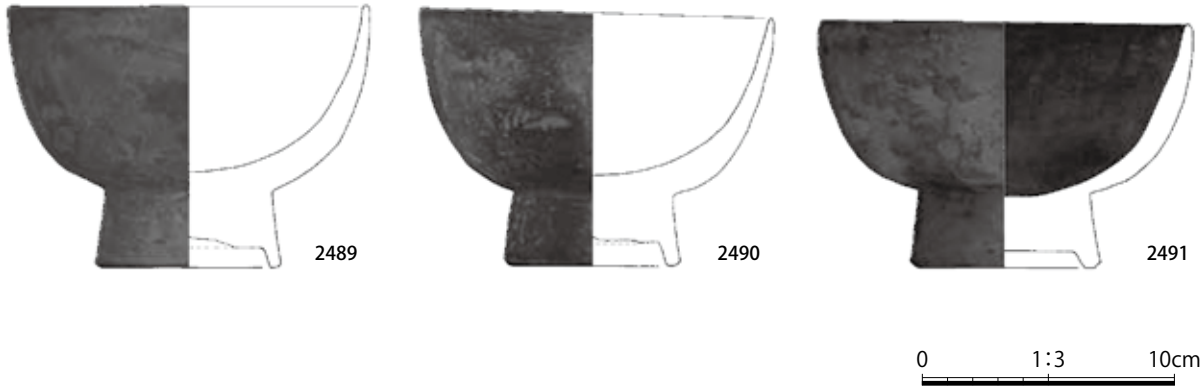

第 4 図　17 世紀初頭の松江歴史館出土漆器椀②：南屋敷第 4 遺構面遺構外出土遺物

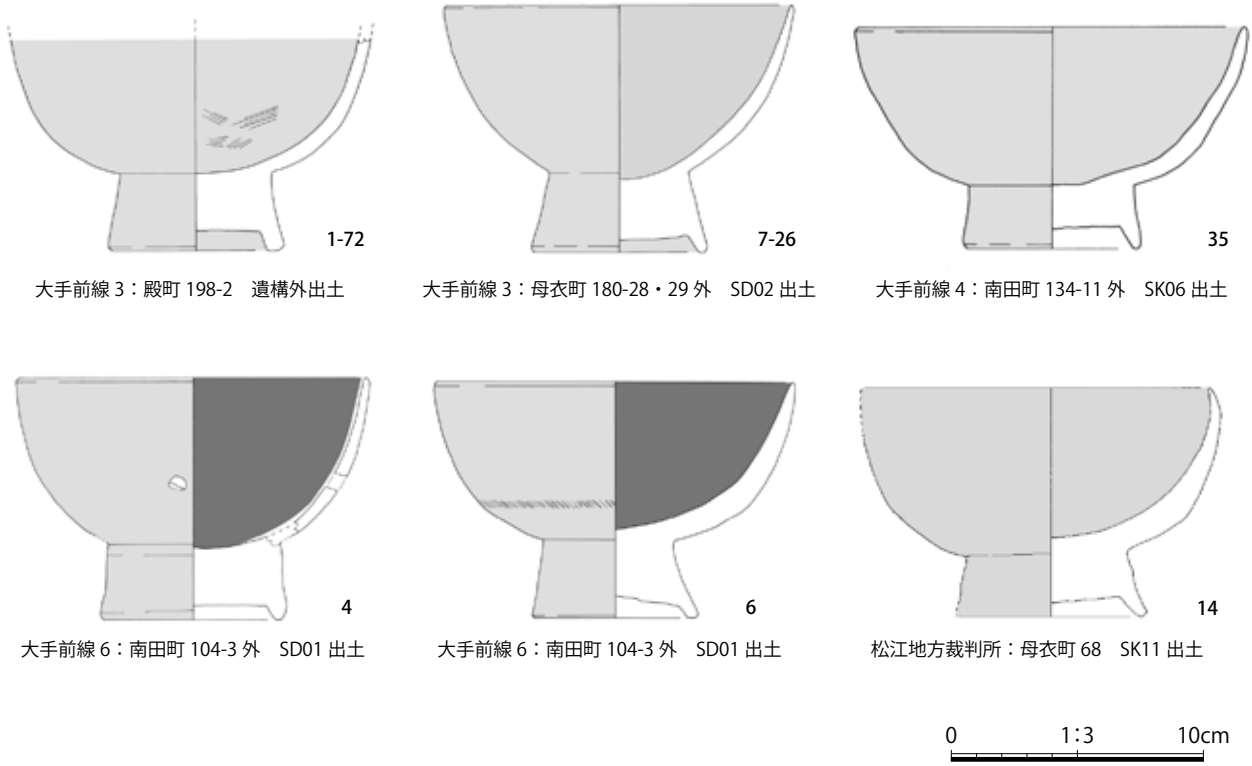

大手前線 3：殿町 198-2　遺構外出土

大手前線 3：母衣町 180-28・29 外　SD02 出土

大手前線 4：南田町 134-11 外　SK06 出土

大手前線 6：南田町 104-3 外　SD01 出土

大手前線 6：南田町 104-3 外　SD01 出土

松江地方裁判所：母衣町 68　SK11 出土

第 5 図　17 世紀初頭の大手前線（城山北公園線）・松江地方裁判所出土漆器椀

６．まとめ

八幡宮資料と城下町資料の慶長期の椀について比較を行った結果、共通する傾向が確認できた点を以下に提示し、若干の考察を加えることでまとめとしたい。

【椀の形態および法量について】（第６図）

八幡宮資料と城下町資料の慶長期の椀の形態は、第６図に提示したように「大振りで高く大きい高台で、高台内に浅い抉りもつ」という点が共通している。八幡宮資料と城下町資料の椀の法量を比較した結果、平均して口径 14.0㎝・高台高 3.0㎝・畳付径 7.0㎝を測り、慶長期と考えられるいずれの椀もこの法量の近似値であることを確認した。

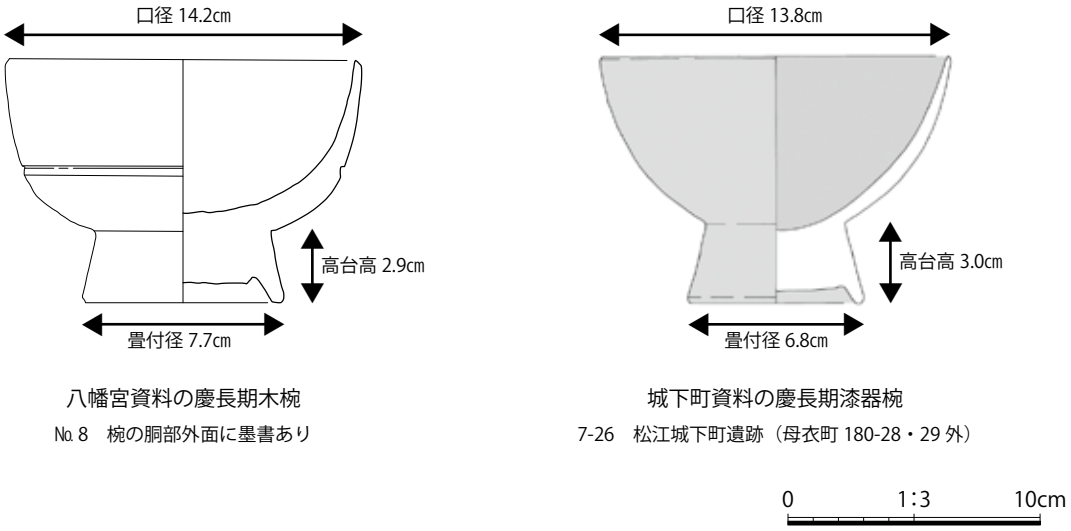

第６図　八幡宮資料の木椀と城下町資料の漆器椀の形態および法量の比較

【椀の年代について】

八幡宮資料の年代は、木椀の胴部外面に墨書された「慶長 13（1608）年 11 月 14 日」から 17 世紀初頭の松江城築城および城下町建設の時期に該当することが指摘されている [(5)]。

今回の検討で八幡宮資料と城下町資料の椀について比較を行った結果、城下町資料は漆器椀の形態（器形）および法量を根拠として、16 世紀後半～ 17 世紀初頭に比定される椀の特徴（高台が高く、高台内に浅い抉りもつ点）がみられることから、当該期の椀である可能性が高いという結論に至った。併せて、八幡宮資料は 16 世紀末の中世的な要素を色濃く残した、17 世紀初頭の近世椀に位置付けることができる。

また、本稿で扱った城下町資料の漆器椀を抽出した遺構は、素掘の大溝・屋敷境大溝・障子堀・廃棄土坑であり、いずれも 17 世紀初頭～前半の城下町形成段階を含む堀尾期の遺構面から検出している。そして、城下町資料の漆器椀と共伴して出土する陶磁器には、貿易陶磁器では中国磁器（景徳鎮窯・漳州窯）、国産陶磁器では肥前陶器（胎土目・絵唐津）・瀬戸美濃陶器・備前擂鉢があり、これらは 17 世紀初頭～前半の堀尾期（1607 前後～ 1633 年）の陶磁器組成に比定するという点が、八幡宮所蔵の慶長期木椀の年代を補完するものと考える。

７．おわりに

本稿では慶長期を中心とした 17 世紀初頭の漆器椀について述べてきたが、松江城下町遺跡における 17 世紀初頭以降の 17 世紀前半～ 19 世紀後半までの近世漆器編年の確立が課題となっていることを再認識した。今回は慶長期の漆器椀の検討に留まったが、今後は考古学研究における最も基本的な手法のひとつである漆器の器形分類やセット関係との付け合わせを行うことを始点として、その成果を基に共伴する陶磁器や遺構の性格との相互関係を総合的に検討することが重要となる。この資料が今後の松江城下町研究の一助となれば幸いである。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、喜多村理子氏にご配慮をいただきました。また、八幡宮所蔵木椀実測図と木椀計測表データのご提供および資料利用にあたっては、松江市まちづくり文化財課文化財保護係の松尾澄美氏にご協力をいただきました。そして、本稿に掲載した八幡宮所蔵木椀実測図のトレース作業は、松江市スポーツ・文化振興財団埋蔵文化財課の角優佳氏にご協力をいただきました。これらの方々に心より御礼を申し上げます。

注

(1) これまでに松江城下町遺跡の発掘調査で出土している漆器類には、椀のほかに重箱・折敷・化粧刷毛・紅入などがある。

(2) 八幡宮所蔵の木椀は総点数で 58 点あり、このうち 16 点が椀の胴部外面に「慶長十三年十一月十四日」と墨書記銘される慶長期木椀である。八幡宮所蔵木椀実測図については、松江市まちづくり文化財課文化財保護係の松尾氏が図化された実測図の一部（№2・6・8）を浄書して掲載した。また、本稿に掲載した八幡宮資料の遺物番号（№）は、八幡宮所蔵木椀計測表に付記されている番号を踏襲して使用した。八幡宮所蔵の木椀 58 点の詳細については、本書に掲載されている喜多村氏の論考中にある「野原の八幡宮所蔵木椀計測表」を参照されたい。なお、八幡宮所蔵木椀実測図および木椀計測表に関わる資料のデータおよび写真等は、松江市で保管している。

(3) 城下町資料とした漆器椀は、17 世紀初頭～前半の城下町形成段階および堀尾期の遺構に位置付けられる素掘の大溝・屋敷境大溝・障子堀・廃棄土坑の遺構内または遺構面から出土したものを抽出して掲載した。

(4) 古泉弘『江戸の考古学』ニューサイエンス社の P123 に掲載されている図 30 に一部加筆をして引用した。第 1 図中の内訳は、上・中段の漆器椀 12 点が東京都立一橋高校地点出土遺物、下段の漆器椀 6 点が青戸・葛西城址出土遺物である。

(5) 令和 3（2021）年 5 月に実施された野原八幡宮所蔵品の調査成果による。

参考文献

書籍

北野信彦『近世出土漆器の研究』吉川弘文館　2005

古泉弘『江戸の考古学』ニューサイエンス社　1987

江戸遺跡研究会『図説　江戸考古学研究辞典』柏書房　2001

発掘調査報告書

『松江歴史館整備事業に伴う松江城下町遺跡（殿町 287 番地）（殿町 279 番地外）発掘調査報告書』
松江市文化財調査報告書第 139 集　松江市教育委員会・松江市教育文化振興事業団　2011

『広島高等裁判所松江支部・松江地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎新営工事に伴う松江城下町遺跡（母衣町 68）発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第 164 集　松江市教育委員会・松江市スポーツ振興財団　2015

『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書 3』
松江市文化財調査報告書第 156 集　松江市教育委員会・松江市スポーツ振興財団　2014

『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書 4 』
松江市文化財調査報告書第 157 集　松江市教育委員会・松江市スポーツ振興財団　2014

『城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書 6』
松江市文化財調査報告書第 167 集　松江市教育委員会・松江市スポーツ振興財団　2015

（こやま　たいせい　公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団埋蔵文化財課調査係長）

山岳修験と七十五膳献供

山本義孝

はじめに（問題の所在）

松江市野原町の八幡宮から58点もの木椀が発見され、そのうち慶長十三年（1608）十一月十四日の年月日が記されるものが16点確認され、これらは七十五膳の献供に用いられたと考えられている。七十五膳献供は山陰地方では皆無ではないものの、ほとんど類例が知られておらず、その成立背景など検討するのは難しいと思われる。

ところが、山岳宗教研究に携わっていると「七十五は山の神の眷属の数」であり、祭祀にあたりその眷属神に御膳を献じるのが「七十五膳」だと常識的に理解しているところがある。特に、筆者が居住している静岡県西部、旧遠江国は、秋葉信仰の拠点であるが、現在12月15日夜から翌未明にかけて行われる大祭（秋葉祭り）での最大神事がこの「七十五膳献供」の秘儀であり、秋葉信仰と特に関係がない里の中堅クラスの神社においても、秘儀としてではなく「七十五膳献供」なるものが行われているところを見ることができるが、これらについての課題は管見の及ぶところ整理されたことがないようである。

本稿では、特にこの問題の根源となる山岳修験と七十五膳献供とのかかわりについて、幾つかの課題を設けて整理するものである。なお、筆者は「修験道」と「山岳修験」とを意識して使い分けているので、最初にこれについて説明しておこう。

１.「修験道」と「山岳修験」

修験道という言葉には非常に曖昧な意味合いが付与されているために、これを不用意に使うと事の本質を見誤ってしまうことになる。主に山中修行により験力（げんりき）と称する超能力を得るための行い、そのものを「修験」と称し、これを得るための道、つまり行為を「修験道＝しゅげんのみち」、験力を得るための修行を行う者を「験者＝げんざ」と称している。

９世紀以降に中国密教の継続的な導入が行われた結果、曼荼羅観に基づく結界設定によって山岳信仰の対象となっていた山に対して「法地開山」がなされ、山岳霊場が諸国に成立すると、そこには密教僧を中心とした多宗兼帯道場としての山寺が無数設けられ、それはやがて院政期には列島全体を結ぶネットワークとなり「鎮護国家体制」が完成する。諸国の霊場には『梁塵秘抄』に「聖の住所」として一括扱いされる、験者・山伏などの活動拠点や別所が設けられ、都にまでその存在が知れ渡るところが多数出現している。

15世紀代に入ると、修験の道を求める者の社会では、密教や仏法経典の影響を強く受けて、独自の教義・儀軌を持つようになり、大和大峰山系を中心にして「峰入り・入峰（にゅうぶ）」と称する独自の山中修行を確立させるまでになり、教団化が進められる。つまり「修験道」の成立である。独自の宗教体系の確立をもって、「修験道」の成立とする必要がある。中世密教は権門社会と一連のものであったが、質実剛健な修験道は武士社会の展開を背景とする、室町期以降明治初期まで存続した新しい宗教体系なのである。

筆者はこのように教団化・組織化されたものを「修験道」として認定し、それ以前の仏法（主に密教）の中で展開した山岳宗教段階を含む場合には地域ごとに多様な在り方を示すので「山岳修験」という用語を用いている。本稿で扱う「七十五膳献供」は山の神に献じる献撰が原形となり成立しているの

で「修験道」成立以前と認識し「山岳修験」と敢えて用いているわけである。

２．大峰七十五靡の霊地と七十五の意味

修験道の中心道場とされる大和大峰山系には「大峰七十五靡（なびき）」と称する75箇所の霊地が存在し、七十五膳献供は、この靡に祀られる金剛童子に献じるという解釈である。大峰七十五靡については、宮家準の詳細な研究[(1)]がありこれを整理すると、大峰山中全体に対して金胎両部の曼荼羅に見立てる思想は９世紀には成立した「大峰縁起」[(2)]にみることができ、各峰を曼荼羅各院の本尊になぞらえる思想はその後も継承されるが、鎌倉初期成立の『諸山縁起』には「峰中の宿百二十」のような表記が中心となる。この120を聖数として扱う傾向は室町期に至る諸記録まで続く。ところが峰中の宿[(3)]は120とするものの、実数は殆どが70～80と概ね75前後である。つまり、中世期の大峰山中の宿を決定するにあたっては、まず120という数が定められ、この内訳として該当する霊地を割り振り、大体の数をあてはめているわけである。この120という数字が何に基づくかは定かではないが、中世期においては上寿、すなわち最高の寿命は120とされ、祝言にも用いられたという。

現在、大峰修行者の間で広く親しまれている「大峰七十五靡」の史料上の初出は、15世紀後半頃成立した本山派修験道の教義書である『修験指南鈔』の「峯中七十五靡所々金剛童子守護神也」の記載である。七十五という数の根拠に関する修験道伝承からの解釈は、修験道の創始者に仮託された役行者が吉野から大峰に入って七十五日間修行したという伝承に基づいている。

これに対し宮家は、その宗教的性格については伝承や教義に基づく説明よりも民間における諺や習慣に注目し、産婦の「七十五日の忌籠り」や「人の噂は七十五日」「身の垢は七十五日世に残り」「七十五度泣かずしては我が子（本の子）にならぬ」を挙げ、大峰山において、逆峰（吉野から熊野に向かっての峰入り）の期間を七十五日、修行路を七十五靡と呼んで、75の行所を設けるのは、その修行を行うことにより逆境を克服し、罪・垢・穢を除去し本来の人間（本の子）になることを期待してのことと結論付けている。大峰山中では、峰入り修行中に役行者が山中で感得した金剛蔵王権現の眷属の金剛童子を、最初は八箇所[(4)]で祀り始めたものが、やがて七十五の数に合わせるように増加させたものである。

ここまでを纏めると、大峰七十五靡とは峰入道に対して適宜、75の行所を設定し、それぞれに金剛童子を守護神として祀ったもので、修行者はそこに設けられた棚で、祀られた守護神に花などを手向けながら修行していたと思われる。

次に七十五膳の献供についてであるが、大峰山系の山中修行を維持し、管理するため、役行者が使役した前鬼・後鬼の子孫が山伏となり形成した集落として、前鬼集落が知られている。このうちの森本坊では十一月十六日深夜に「天狗供養七十五膳供具作法」という献供が行われ、七十五靡の守護神である天狗を招いて、七十五膳の精進料理と金幣を供えての供養がなされている[(5)]。大峰山中の行場を預かる前鬼集落では、峰入り修行が終わった頃、七十五靡の守護神を招き感謝の宴を開き、もてなしていたのである。

75という数に注目すると『寺門高僧記』巻第六覚中伝所収の応保元年（1161）の巡礼記には（西国）三十三所観音霊場の巡礼に要する日数を七十五日としており、初期の西国巡礼は山岳修験の峰入りに倣った七十五日の修行であった[(6)]。西国三十三所巡礼は勧進聖や山伏によって平安時代後期には実質的な成立を見たことが解明されており[(7)]、その成立期に峰入り修行と同じ七十五日間という期間を定めていたことは特筆される。

鈴木正崇はこの75の意味について西国巡礼と峰入りが連続性の位相の上にあると位置づけ、75の数が山岳修験の峰入り修行と深く関連することを多くの事例[(8)]を挙げて指摘する。七十五の由来につい

ては山岳修験と芸能の関りからの事例として奥三河花祭中の「天の祭り」の分析を手始めに、舞処上の天井裏に七十五膳を捧げて祭文を読むこと、（霜月祭の）大神楽においても七十五は重要な数であり「七十五の数や供物は各地の諏訪のミシャグジや日光の地主神、吉備の御崎や憑物のトウビョウ、備後の荒神や土公神、津島の疫神送り、呪いの呪文においても現れる。山神や荒神、大地の霊、山や野に棲む動物霊、祟りなす霊、魑魅魍魎の全体を象徴する数が七十五であると考えたほうがよいだろう」「七十五は山を居所とする諸霊の全体を意味すると考えるのが妥当であろう。修験は、自然の荒ぶる力を統御し、神霊の世界を論理と実践で構築し、その思想と実践は修験道の揺籃の地の熊野や吉野から各地に伝播し創造的に展開した」と結論付ける[(9)]。

この他にも豊前国を代表する修験道霊山、求菩提山の近世期の入峰修行には三季の峰入りが行われており、春の峰入りは75日間、秋の峰入りは35日間[(10)]とされていて、ここでも七十五の数に合わせている。修験道の世界観では山中修行の内容は秘中の秘とされ口伝が普通であるため、これに関する記録類は殆ど残されていない。求菩提山における峰入り修行の実体を記した記録は幕末の安政４年（1857）の『春峰日記』が唯一のものとされる。これによると入峰初日は４月15日と定め、初入の新客は前行としてそれ以前に21日の「加行」と呼ばれる子弟や弟子が行う初歩的な修行が課される。４月15日から28日までの14日間と、前行の21日間を加えて35日と計算している。これに５月５日よりの５日間を後行として、安政４年から簡略している。実質は40日間であるにもかかわらず、これを以って七十五日間と見なしており、「七十五」への強いこだわりが見られる。

このように七十五という聖数は山岳修験の霊山を母の胎内に見立てるという思想をもとに古くより意識された数であり、我国においては仏法をはじめ民間信仰の世界にまで広範に広がり意識されてきたものであった。近世期には山神や天狗に対する献供に対して「七十五膳」という形で定型化されてゆくが、その意味するところは実数ではなく「あまた」という意味であった。

３．秋葉修験にみる山神への献供

最初に紹介したように、秋葉信仰根源の地である静岡県西部（遠江国）では秋葉山に関連する秋葉寺・可睡斎両寺において現在、大祭である秋葉祭りの中心神事として七十五膳献供が行われているが、神仏分離以前の近世期において史料から実際にこれが行われていたのか検討し、その根源の地である、秋葉山奥之院（龍頭山）での痕跡を併せて紹介する。

（１）秋葉山を理解する上での基本認識

秋葉信仰を検討する前提として、第一にこの一山が、近世前期の寛永年間に真言密教を中心とする山岳修行場としての存在（観音信仰＋愛宕将軍地蔵信仰）を否定され、曹洞宗可睡斎の末寺に組み込まれることにより宗旨替えを受け、山内における密教儀礼が完全に否定されたこと。第二に近世中期以降確立する鎮守三尺坊・火伏神としての秋葉信仰が明治維新の神仏分離により完全に破壊されたこと。この二点を大前提として、現在の秋葉山における秋葉神社及び秋葉寺、さらに三尺坊が移された可睡斎の姿と明治以前とが直ちに繋がらないものであることを基本に据える必要がある。しかしながら殆どの論考がこの基本前提を曖昧なままにして論を組み立てているのが現実である。

秋葉山に関する確実な史料は永禄12年（1569）に徳川家康が秋葉寺の光播に別当職及び諸勧進寺務等を安堵したのが最古[(11)]であり、それ以前の姿を明らかにするものはない。実際に秋葉山中からは中世期に遡る一片の土器片すら採取されておらず、中世期の山寺の特徴である人工平場等、遺跡としての痕跡すら認められない現状がある。明治18年（1885）に、秋葉山八合目に復興した現在の秋葉寺（曹洞宗）に現存する秋葉三尺坊像は戦国期に遡る現存最古の像[(12)]であるが、これ以外には現在、秋葉神社の随

神門となっている天保２年（1831）建立の仁王門に明治初期まで祀られていた仁王像顔部の一部（鎌倉期）が残されるにすぎない。

現時点において秋葉山の一山としての成立上限は三尺坊像成立の16世紀後半と考えるのが妥当である。この段階での秋葉権現の本地は十一面観音、脇侍が将軍地蔵、守護神が三尺坊であり遠江国一宮の乾の方角信仰[13]を基本とする山岳霊場（行場）であったと理解している。

（２）近世期の秋葉山

遠江国において明治初期の神仏分離時に最も激しく、しかも見せしめとして断行されたのが秋葉一山の解体と神社化であったことから、近世期の実態を知ることができる史資料は皆無に近く、『掛川誌稿』[14]、『遠江古蹟圖繪』[15]、『遠淡海地志』[16]という江戸後期の地誌類から概観を伺うことになる。近世期の秋葉山はその帰属をめぐって曹洞宗可睡斎と当山派修験二諦坊[17]との間で争論となったが可睡斎が勝ち、寛永２年（1625）には可睡斎の末寺として御朱印領26石と19石余の除地が与えられた。

『掛川誌稿』には「掛川領ニハアラサレトモ領家村ニ掛ル故ニ其大概ヲ録セリ」としており秋葉山に関する記載量が地誌の中では最も多い。山上の景観は一切経蔵・二王門・方丈・観音堂・本社前鳥居・三尺坊大権現・山婆権現（本社後）であるが方丈の説明では「観音堂ノ左ニアリテ続ク此寺大刹ナレトモ方丈ノ外子院無シ」と観音堂を中心として傍らに方丈が、これに鎮守三尺坊の社殿が存在するものの、中世山寺の一般的な構成要素である子院や坊群が一切伴わない典型的な曹洞宗の一寺院であることを記している。この他、什物・末寺・三尺坊大権現禰宜・同修験・門前・奥院不動・不動山と続くが祭礼と七十五膳献供に関する記載は見られない。

『遠江古蹟圖繪』は山嫗機織井の項で「毎年十一月十六日祭有りて群集す。舞殿にて夜に入りて種々の舞物有り。太鼓ばかり打ちて舞ふ。火之舞・剣之舞・湯立・無言之舞・猿多彦。細女命に戯る所を学ぶ。壬生狂言に似たり。この舞ども終る時刻丑満なり。一山の燈を消し、伏したる者を起し、御供献ずる間なり。和尚と別当、御膳を自ら天狗の前へ配膳すと云ひ伝ふ。舞物の内、太鼓の撥、天狗に取らるる事有りと云ふ。御膳終ると鬨を上げる。この間参詣の者無言なれども言葉を許す。この夜不思議多しとなり。」と旧暦11月16日から17日にかけて行われる大祭（火祭り）に際しての御膳の献供が天狗に対するものであることなど具体的に記載する。

『遠淡海地志』は肆番周智郡領家村の項で秋葉山を取り上げ「十一月祭日、従リ二十五日一十六日、火之舞有る日修験勤むレ之を」「乾宿坂下東側、高木屋安兵衛ト云フ鍛冶屋、火打カマヲ出スト。秋葉山例年暮の年男勤ル也。祭礼七十五膳ハ、御供物ノ器森町ノ雲名村助衛門蔵預　申候」とここで祭礼にあたり唯一「七十五膳」を献ずると記載する。

標高866mの秋葉山頂を南に下った主尾根稜線の肩部に存在した曹洞宗可睡斎末寺の秋葉寺は明治初期の神仏分離によって明治６年（1873）に廃寺となり、建物の殆どは取壊され秋葉神社となった。本尊の聖観音像をはじめ三尺坊像、宝物は可睡斎へ移された。その後、秋葉寺は明治18年（1885）に復興するが、旧地は秋葉神社となっているので領家村からの参詣道上八合目の現在地に新しく建立したものである。再興にあたり秋葉祭りのうち七十五膳献供は寺院である秋葉寺において復活する。

秋葉寺における現行の七十五膳献供は、本堂前で柴燈護摩供養（但し御嶽講社の行者によって執行）を行った後、真夜中に真殿内の三尺坊権現像に対して行われるもので、全ての灯りが消された暗闇の中で関係者以外入室禁止の状態で執行される。具体的には七十五本の御幣を置いて七十五膳を差し出し加持ののち御供所に供えるもので、この間三時間に及ぶ秘儀である。この内容は『遠江古蹟圖繪』記載内容と概ね合致し、近世後期から続くものと理解してよいだろう。但し、これはあくまでも近世期以降の曹洞宗寺院秋葉寺における献供であり、それ以前の姿を反映したものではない。そこで次節ではより原

形を求めて秋葉修験の山中行場であった奥之院での祭祀遺跡を検討してみよう。

（３）奥之院不動山（龍頭山）の巨石祭祀

「秋葉」と記すと「アキバ」と発音する人が多いが「アキハ」と読むのが正しい。『遠江古蹟圖繪』には「秋葉山の濫觴を尋ぬるに、春ひらきし山を春野山と云ひ、秋ひらきしを秋葉山と称す」という秋葉修験に関する口伝が載せられている。これは遠江国における「国峰（くにのみね）」[18] 修行の在りようを示したもので、遠江国一宮の神体山、本宮山を起点に東曼荼羅（胎蔵世界曼荼羅）を構成する山々への春の峰入り修行にあたり、開く山を春埜山（旧春野町/現浜松市天竜区）で代表し、西曼荼羅（金剛界）を構成する山々への秋の峰入り修行にあたり、開く山々のうち、末端に相当する地点が秋の端山という意味で「アキハ」となる。つまり羽山・葉山信仰に基づく呼称なのである（図１）[19]。

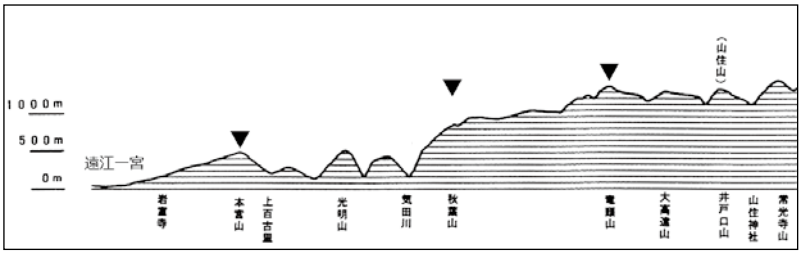

図１　北遠地方の山の連なり
秋葉山は奥之院である不動山（現在の竜頭山）を経て狼信仰で名高い山住山、その奥之院である常光寺山へと連なる秋の峰の羽山という位置にあり山中行場に端を発する。

秋葉修験の原形は秋葉寺が置かれた秋葉山ではなく、秋葉山から主尾根稜線を約16km北上した標高1352mの竜頭山（旧不動山）の行場遺跡で見ることができ、そこが秋葉山の奥之院であった。『掛川誌稿』に「不動山　秋葉奥院ニ不動アルニ因テ山ノ名トス、此山ニ修験者ノ修行場アリ」と記載され秋葉の奥之院で不動明王を祀り、修験者の行場であったことを確認できる。『遠江國風土記伝』には「行人嶺を伝ふ、嶺国中に秀づ、之を望めば白雲の上にあり、山主を龍筑坊と号す」[20]。と記載され峰々を抖擻しながら修行を行う行者の姿と山神である龍頭山の龍筑坊という天狗伝承を伝えている。

龍頭山は秋葉寺が近世前期に可睡斎末の曹洞宗寺院となったことに伴い行場であった奥之院は退転する。さらに明治初期の神仏分離時には秋葉寺と共に破却対象地となり、本尊として祀っていた不動明王像をはじめ一切の仏像・仏具類は可睡斎に引き取られ、堂宇は取壊された。龍頭山の復興は秋葉山から分離独立し明治28年（1895）に京都醍醐寺内塔頭の戒光院を移すことによってようやく実現した[21]。境内には本堂・庫裡・参籠堂（二〇間×五間）が整えられたが大正末期に地元の気多村内への移転問題が浮上し、昭和初期に完全移転して山上には広大な平坦地が残るだけとなった。

行場跡は山頂から南斜面にかけての範囲で巨岩が露出する部分が何箇所もあり特に南東側では著しくこれを利用した行場が存在し、現在伝わる修行経路と行場の呼称は「胎内潜―飛岩（写真１）―蟻の戸渡―修行座禅窟―西覗―鯉の滝登り―東覗―逆胎内潜」で、これは旧戒光院跡の奥（背後）から左手の岩場を登り、これに沿って山頂付近の西覗・東覗を経て東斜面を下り、戒光院右手に出るという一巡する経路[22]である。

この行場巡りとは別に、戒光院跡の真北約300mの急峻な東斜面には「百味献供岩」と呼ばれる一つの磐座が所在し、これに関する天狗伝説が伝えられる。それは龍筑坊、常光坊、白髭童子の三天狗が龍頭山に飛来して修行を行い、修行後に龍筑坊は龍頭山へ、常光坊は山住山へ、白髭童子は旧佐久間町戸口の峰へと分かれて住んだ。これに秋葉山の三尺坊と春埜山の太白坊を加えて五天狗と称する。三尺坊は信州戸隠山で修行を終えたのち龍頭山に飛来し、三七昼夜不動三昧の護摩供養を行ったという。これらの天狗は不動の命日にあたる５月28日と９月28日夕方に百味献供岩に供えられた七十五膳を夜中に食しながら再会するという[23]。

百味献供岩を測量し図示したのが図２である。その規模は正面最大幅17.5m、奥行き７m、最大高

11.5mで、巌上①は巌の最高点でその山側は平坦部となっている。これを真正面から見た正面観は中央部が三角形状に尖った塔婆状を呈しており（写真２）、その突端部が神仏垂迹点となる鼻（端）の存在する典型的な依代である。特筆すべきは巌前面に約10㎡の広さに縁石で区画分けが行われた平場②が伴い（写真３）、その前面には階段状遺構③が標高1218mに至る７m間で数段にわたって施され、そこからは東北方向に折れ曲がる通路が造り込まれている。戒光院に伝わる伝承では巌上に七十五膳を献じるというが、磐座に対する祭祀では、通常その前面の平坦部を祭祀空間として用いるので、ここに献供するものと考えられる。

秋葉修験の痕跡を唯一残す奥之院、龍頭山（不動山）には山神である天狗に百味（七十五膳）を献じる磐座が存在し、現在の秋葉寺及び可睡斎で行われる寺院堂内での七十五膳献供の原形となる祭祀空間の状況を伺うことができた。次に山中でどのような祭祀が行われていたのかを考えるために、修験と芸能が関わる事例として著名な奥三河花祭が行われる東栄町古戸に所在する高嶺祭を紹介しよう。

４．愛知県東栄町古戸権現山の高嶺祭

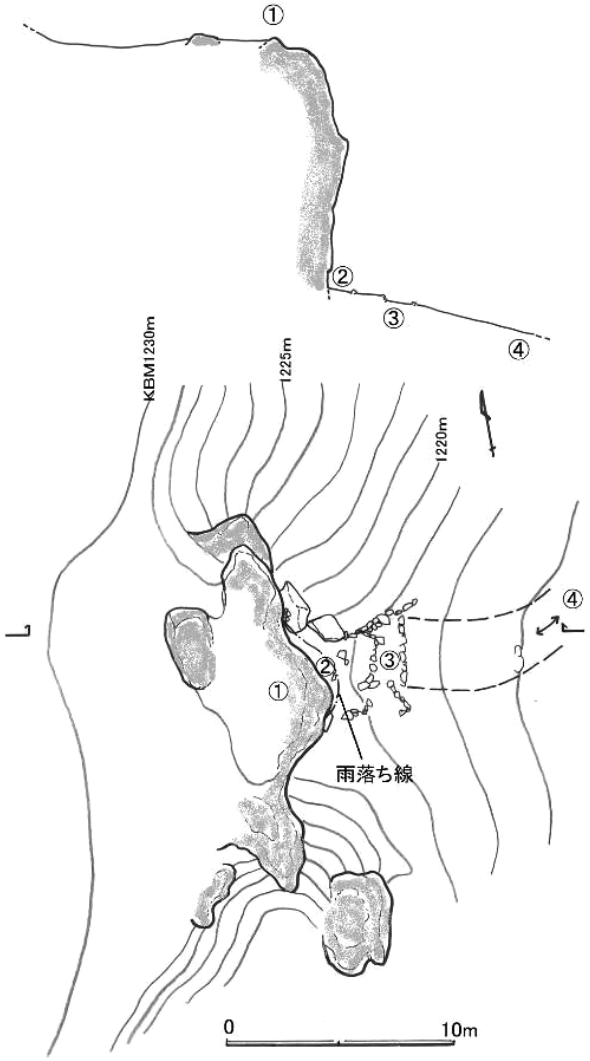

図２　龍頭山の百味献供岩
①磐座の最古点（鼻）　②前庭部（献供空間）　③階段
④通路大巌の前面には献供空間と考えられる縁石により区画（結界）が行われた前庭部が伴い、その前面には数段に及ぶ階段遺構、道痕跡が残る。

写真１　飛岩
高さ５ｍに及ぶ赤色チャートの石柱は北遠地方の天狗の依り代である。

写真２　側面観
正面は中央が尖る鼻となっている

写真３　前庭部の献供空間
縁石で結界設定が行われた献供空間と推定

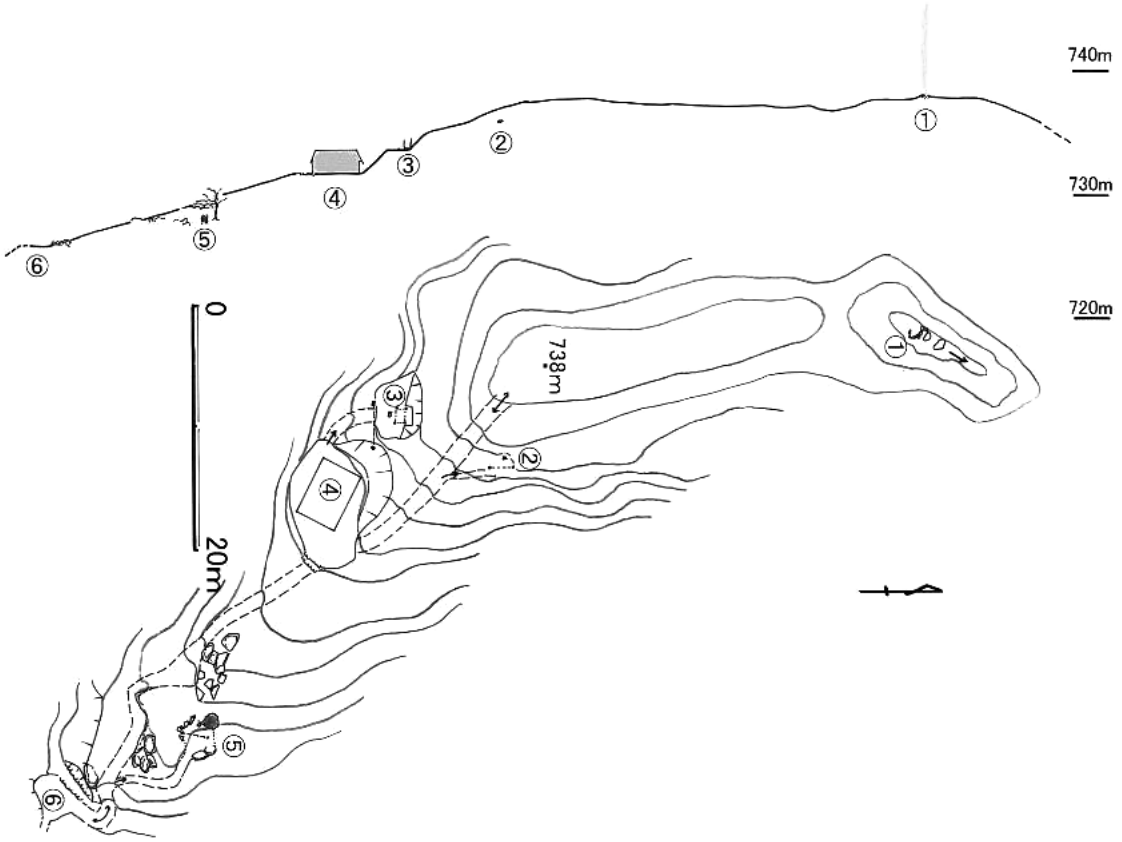

図３　愛知県東栄町振草 権現山の祭祀空間
①柴燈護摩炉　②ミサキ様　③高嶺様　④聖様（聖小屋）　⑤山の神　⑥人工平坦部
この図は白山神社の社殿上から山頂にかけての範囲を図示した。結界である⑤の山の神祭祀から始まり山頂部に近い②→③→④と祭場を下に移しながら結界下の社殿域へ降りるという山神を迎える動きを読み取ることができる。

写真４　②ミサキ様の設え

写真５　③高嶺様における儀礼

写真６　高嶺様の「七十五膳」献供

写真７　⑤山の神の設え

写真８　住吉様の祠前に筵を敷き屋外で行われる舞

写真９　白山神社正面の屋外に設けられた舞庭（まいど）

標高738mの権現山（白山）山頂下の標高720mの地点には現在、白山神社という名称の神社が所在している。明治初期の神仏分離以前は「御山三社大権現（嘉永５年燈籠銘）」「白山権現」と称し産土神として祀られていた。早川孝太郎『花祭』前編には昭和初期の祭礼の様子が記載[24]されているので、これに基づき現行の祭礼を概観する。祭礼は「古戸白山の高嶺祭」と称し旧暦11月７日から13日にわたって地域内七組の代表や信者が社殿脇の帳屋に参籠し、最終日の日の玉の舞が終わると神輿を奉じて山を下り古戸集落の花宿（花祭の祭場）に渡御し15日から16日にかけて夜通し花祭が行われる。つまり花祭を行うにあたって山宮から里の祭場へ山神を迎える祭礼なのである。その中心は「たかねさま」と称し天狗を祀るともいう。社殿から100m程上った地点に図３④「聖小屋（岩小屋）」があり、そこに「ひじりさま（聖様）」と称した奥宮がある。社伝によると聖様とは白山権現像を背負ってこの地に祀り始めた聖（山伏）であり、その本体は釘付けの厨子に納められた直径二寸位の玉（石）で、祠の中には他に4,50個あるという。13日の満願日にこの玉を三宝に納め下に榊の葉を敷き、上を袱紗で覆い、これを捧げた「玉をはやす」という禰宜の舞がある。

花祭はこの地が発祥地であると伝え、山伏が祈祷時に行なった舞踏が花祭に進化したと考えられている。現在の祭礼（白山祭）は12月第二土曜日に行われ、山の神、御崎神、高嶺様、聖様（開山の聖）廻向、住吉様への舞の奉納、伽藍様、舞庭（まいど）での神寄せ、式三番、お珠の舞など、花祭に関係の深い行事を行っている。

高嶺祭（白山祭）の特徴は、山頂部での社殿を持たない露天祭祀とその下部の社殿祭祀が共存する点である。現在の白山神社の社殿がいつ建立されたかについては不明だが、これに伴う石燈籠が嘉永五年（1852）、手水鉢には明治12年（1879）の年号が刻まれていることから幕末であり、それ以前は社殿を伴わない露天の祭祀ではないかと推測している。では、図３権現山の祭祀空間の図と写真４から写真９までの画像を用いて高嶺祭の概要を説明しよう。現在の祭礼は山頂部の入口（結界）にあたる⑤山の神（写真７）での祭祀から始まる。ここは御神木を依代とし、この前に紙垂を付けた結界綱を張り、白幣（神仏分離以前は五色幣）を七枚立て木製鉾・盾・刀・包丁を立てて供え、神饌物は半紙の上に直接置き干柿・栗・カヤ・白米・玄米・籾・蕎麦・大豆・小豆・トコロ・大根と御神酒を供え、太夫が印を結び祓いを行う。女竹を切って作った猪口の数は７個で依代の白幣の枚数と同じであり、七柱の神を迎える座ということがわかる。

一連の儀礼が終わると②の「御崎様（ミサキサマ）」（写真４）へと移るが、山頂から北17mの地点には柴燈護摩の炉遺構が設けられているので、最初は「サイト―」[25]を焚くことにより神霊を天空から招くことから始まったと考える。「御崎様」では山頂部に向かって結界綱を張り、五大尊を招く白幣を立て、神饌物を供えて太夫が印を結び祓いを行う。猪口の数は祭神と同じ５個である。次は「高嶺様」へ移動する。設えは四方に竹を立てて注連縄を張って結界とし、竹の頭に梵天を付け、さらにその上に三本の小さな天門幣を立てる（写真５）。結界内中心には荒神幣と大門弊を立てその廻りに合計七十五枚の白幣を立て、山の神、御崎様と同じ内容の神饌を供える（写真６）。特筆すべきは猪口の数が75個であり、この神饌が「七十五膳」の75を意識していることである。一連の儀礼が終わると聖様へと移動して般若心経等の読経が行われ、社殿がある区域へと下り住吉の小祠前の筵上で舞を奉納（写真８）し、最後に白山神社神前に設けた屋外の舞庭に移動すると太夫が仏式で神寄せを行い一連の舞をそれぞれ奉納（写真９）して終わるというものである。

古戸の高嶺祭は神仏界に最も近い山頂部で天狗などの山の神に対し75の聖数を意識した山の幸の百味を供えて迎える祭祀である。祭場には固定された祠を設けず、設えは全て自然の物を用い、神道儀礼で用いられるかわらけ、仏法法会で用いられる仏具や人工物である器を使うことなく、扁平な石や台の上

に半紙を敷いて（古くは祭神の数だけ葉の皿に盛りつける）神饌と竹製猪口に注がれた御神酒を供えるという自然崇拝を基本とした山岳修験の祭祀形態を今に伝え、修験道と芸能の関係が特に指摘される花祭にさきがけて行われるものであり、秋葉山奥之院の百味献供岩で行われていた山神への献供儀礼がどのようなものであったのかを彷彿とさせる内容であった。

５．枕木山へのまなざしと山の神祭祀 ―まとめにかえて―

ここまで山岳修験及び修験道に関する75の聖数に関する先行研究を整理し、秋葉信仰の七十五膳献供がどのような問題点を持つのかを示し、その原型となる秋葉修験の痕跡を残す龍頭山の巨石への献供事例と、花祭の里として知られる奥三河東栄町古戸で山神への献供儀礼が今も行われる高嶺祭を紹介した。最後に八幡宮に目線を戻そう。

これが所在する位置は枕木山の中海側に面した山麓であり、社地は正面に山頂部周辺を遥拝する祭祀ポイントでもある。周辺には弁慶伝承の遺跡（弁慶島・長見神社・弁慶の森など）が集中する点に留意し、さらに現在の枕木山華蔵寺は明暦三年（1657）に藩主により臨済宗寺院として再興したもので、中世期の山岳霊場「枕木山」とは明確に区別する必要がある。中世期の枕木山は山頂付近の堂舎を中心（平安後期の薬師如来像を本尊とする）として南側斜面標高100～120mにかけての谷頭に別所が営まれ、中央に惣鎮守として（熊野）十二所権現が置かれ、かつてはここに「枕木山十二房」と称する聖の坊中が存在した。弁慶伝承地が集中する長海町は、別所の東谷と同じ谷筋で中心を流れる長海川の水源は枕木山の山水や別所の湧水であり両者は地域的にも切り離すことはできない[26]。

近年の研究により弁慶島の最高点には若狭日引石系の14世紀中頃～後半の宝篋印塔１基、15世紀代の荒島系宝篋印塔２基を中心部に据えた礫石（東西約8.1m、南北４m、高さ0.6m）が確認され、西側は主に地元本庄川の河原石が、東側は大根島産の石が船により持ち込まれ積まれたという[27]。これは弁慶伝承を残した集団（宗教者）の活動時期を示すと共に、日本海域や中海等の船運と繋がる集団の性格を物語る。さらに史料に基づく弁慶伝説の考察も行われ、これが16世紀代から近世初頭に遡り、幸若舞曲を流布し遍歴した芸能民の介在が指摘されている[28]。近世初頭は民間宗教者と芸能民は社会的に未分化の段階であり、枕木山麓での多様な職能民の存在を示唆するものである。

鎌倉時代成立の『大山寺縁起』には島根半島の峰々を「西に鰐淵寺、金剛蔵王の霊地なり。東に枕木山、医王善逝の霊場あり。即ち金胎両峰の峰にて」と島根半島の峰々に対して金胎両部の立体曼荼羅と見立てる山岳修験特有の結界思想と国峰[29]と称する諸霊場・社寺間のネットワークが存在したことを明記する。つまり出雲北山山系全域から日御碕を金剛曼荼羅（西曼荼羅）に見立て、枕木山を中心とした周辺山塊から美保ヶ崎（地蔵崎）までを胎蔵世界曼荼羅（東曼荼羅）に見立てる山岳修験特有の霊場設定と山中修行及び辺地修行が存在し霊場枕木山はこのような広がりを持つものであった[30]。

野原八幡神社において近世初頭に山神を祀る七十五膳献供が行われた背景には、かつての山岳霊場枕木山の運営に携わり弁慶伝説を残した半僧半俗の聖や修行者達の末裔の関与が考えられる。七十五膳献供の本質は修行者が峰入り修行や半島での辺地（へち）修行で守護を受けた数多の山神に対し、これを寿ぐために百味を献じて祀るところにあるが、修験道教団成立後は成人儀礼や通過儀礼、厄除け祈願を目的とした在俗を交えた山中修行や生活に密着した各種祈祷が盛んとなり、聖数としての75への認識や百味（七十五膳）献供の儀礼が民間信仰や習慣へと拡がりをみせる。今回新たに見つかった木椀類はその希少な初期事例として評価されるものである。

註記

1）宮家準「大峰七十五靡考」『大峰修験道の研究』佼成出版社1988年、341-366頁。

2）『大峰縁起』は９世紀に成立したとされるが単独資料としては現存せず、本文中の記載年号の下限が建久３年（1192）の『諸山縁起』（宮内庁書陵部所蔵）に組み込まれ記載される。

3）宿とは山岳修験を目的とする霊場中に設けられた聖地で、神霊が宿るという意味から「宿」と称す。これには礼拝対象の「礼拝宿」、そこに参籠することにより神霊と一体となる事を目的とする「参籠宿」の二種類がある。

4）大峰山は天竺の霊鷲山が飛来し、霊鷲山の八方にいた守護神も飛来して大峰を守護したといい、その守護神は吹越の除魔・多和の護世・水飲の慈悲・玉置の悪除・篠の剣光・深仙の香精・禅師の検増・笙巌の虚空の大峰八大金剛童子。

5）深山正灌頂探題を務めた熊野修験道大黒寺により伝えられた秘伝書「大峯七十五靡奥駈修行記」の最後に「大峯七十五靡之秘事　右者大峯七十五靡之宿守護神ヲ述ベタル秘書也　天狗七十五膳供養ハ七十五靡ノ守護神仏ト共ニ供養スル事役行者神変大菩薩各国遊歴之時時々天狗飛行秘法ヲ用ヒ給フヨリ始ム、依ツテ法孫ニ伝之七十五膳最上供養ト言フ也　修験道最上秘法ト述ベタリ　七十五膳天狗供養法者大阿闍梨秘伝法ニ依ルモノ也」と記載する『山岳宗教史研究叢書18修験道資料集［Ⅱ］西日本編』名著出版1984年、P148。

6）覚中（1118－77）は天台寺門派の僧で応保元年（1161）の巡礼記を収録し「応保元年正月三十三所巡礼則記之」としたのち、順番・所在地・寺院名・堂舎規模・本尊・開基名をあげ末尾に「三十三所巡礼　日数七十五日」と記している。『続群書類従 第二十八輯上』続群書類従完成会1926年。

7）羽田 聡「中世の文字資料から見た西国三十三所」『西国三十三所 草創1300年記念 聖地をたずねてー西国三十三所の信仰と至宝ー』京都国立博物館2020年。

8）75を重視する事例として大峰山系への峰入りでは熊野から吉野への順峰100日に対し、吉野から熊野へは逆峰で75日の修行『両峯問答秘鈔』（弘治三年・1557）。熊野のお使いの烏は75『和漢三才図絵』（正徳二・1712）。比叡山の回峰行の礼拝対象は75箇所『運心巡礼秘記』（正和元年・1312）。百日回峰行では75日間山中を廻った後に京都市中の寺社を巡拝する。千日廻峰行は７年にわたるが実際には975日である。羽黒修験道には四季の峰入りがあり修行日数は古くは75日であった『羽黒山四季峯次第』（延宝七・1679）。七十五日は人間が母親の胎内で育つ二百七十五日に因むとされ山全体が母胎に見立てられ山中修行で新たな生命を育て、山を出るときは新生児として生まれ変わるという思想である。

9）鈴木正崇『熊野と神楽　聖地の根源的力を求めて』平凡社2018年、99頁。

10）三季の入峰（峰入り）とは春峰・夏峰・秋峰のことをさす。求菩提山における峰入りは重松敏美『豊劦求菩提山修験文化攷』豊前市教育委員会1969年で論じられている。

11）「遠州犬居秋葉寺之事」『静岡県史』資料編８中世四、75号1996年。

12）明治６年（1873）３月に秋葉寺は無檀無住を理由に廃寺となり、三尺坊権現像等、仏像仏具類は本寺の可睡斎に移された。これが現在の、曹洞宗可睡斎に所在する秋葉総本殿三尺坊大権現御真殿である。ところが、この時移された、三尺坊権現像は、江戸時代後期のもので白狐の上に烏天狗が立つ形式である。これに対し秋葉寺像は山犬の上に羽をはやし嘴の尖った不動明王が立つというもので、最も古態を示している。先住職の言によると、「廃寺時に渡したのは別の三尺坊像で、これが本来の像である」と伝わっており参考にされたい。

13）遠江国の山岳修験は、12世紀段階の一宮成立と連動し、一宮としての小國社成立に伴い、その奥宮である本宮山を中心として遠江の山々に対し金胎両峰の峰と見立てることから山岳霊場として成立したものであり、天竜川本流に並行する秋葉山系は本宮山の乾（北西）の方角に位置する金剛界の峰で、その羽山（秋の峰の羽山）という地形要因から「アキハ」と称したものである。秋葉山の山神の使いとしての蝦蟇の背に「秋葉」の二文字が浮き出たので秋葉と称するという言説が一般には知られている。

14）『掛川誌稿』は掛川藩領に関する地誌で文化２年（1805）頃の成立。秋葉山は掛川藩領ではないが「掛川領ニハアラサレトモ領家村ニ係ル故ニ其大概ヲ録セリ」と概略を記載しており中村育男『掛川誌稿　全翻刻』静岡新聞社1997年がある。

15）『遠江古蹟圖繪』は遠江掛川宿の再影館藤長庚（兵藤庄右衛門）によって著された図絵で上中下３巻からなり113項目の名所、史跡、寺社等を扱い享和３年（1803）に成立している。神谷昌志修訂『遠江古蹟圖繪』明文堂出版社1991年がある。

16）『遠淡海地誌』は周智郡森町村の村役人を務めた山中豊平により纏められた地誌。天保５年（1834）に一応の完成をみている。山中真喜夫『遠淡海地誌』制作協力静岡教育出版社1991年で刊本化されている。

17）二諦坊はもと秋葉一山を構成する最有力坊とされ、元禄年間には浜松鴨江寺の鎮守白山権現の別当を務めている。当山派修験道教団の編成にあたりこれを諸国総袈裟頭（江戸役所）として江戸においた鳳格寺戒定恵院が元禄13年（1700）に兼務住職（浜松鳳格寺）として取り込むことに成功し、以後東海地方の末端修験の当山派編成に大きな役割を果たした。

18）国峰とは山岳修験の対象となる霊山群に対して金胎両部の（立体）曼荼羅と見立て、その空間を抖擻・参籠・廻峰する峰入り行で、最初の事例が大和大峯山系（胎蔵世界=熊野、金剛界（金峰山）であるが、平安末から鎌倉期にかけての院政期には諸国に最低一組は設定されたと考えられている。15世紀代には修験道教団成立によって国峰修行は十

界修行に例えた「峰入り（入峰）」という集団抖擻へと再編成される。峰入りは春峰・秋峰を基本とし、これに夏峰を加えた三季入峰、冬の晦（参籠）を加えた四季入峰がある。

19）羽黒修験は標高1980mを最高点とする月山から連なる山並みの末端部が「羽黒」で、その意味するところは端山（羽山）の黒杜（碧の黒髪など人間の手が加えられていない神仏が宿る杜を黒で表現する）という意味である。このような羽山（端山）信仰は諸国に広がっている。

20）国学者の内山真龍により編纂された地誌で遠江国13郡下の郷名・村・駅・地図・古述・古跡や元禄高帳による石高・口碑伝説などが記され、各郡を１巻として13巻からなり寛政11年（1799）の成立。

21）「真言宗秋葉総根本道場戎光院」と称した、江戸前期に曹洞宗寺院として成立した秋葉山を中世期の真言系に戻した形での復興であった。

22）行場の呼称は大和大峯山の裏行場と類似する。龍頭山の行場は秋葉寺が曹洞宗可睡斎末の禅宗寺院となってからは退転し真言宗醍醐派の戒光院が復興するまでの間に350年以上の空白が存在するので、この行場呼称とルート設定は、日本が日清日露戦争を通して近代化を遂げ、軍事教練としての修験道復活が注目された時代の産物と見るのが妥当と考える。実際に全国には近代化に伴って新たに設けられた行場が多数存在するが、多くの研究者はこれを近世期からのものと誤認している。龍頭山をはじめとする北遠地方の山岳修験行場遺跡の詳細は拙稿を参考にされたい。
拙稿「遠江における山岳修験の成立（上）」『静岡県博物館協会研究紀要第20号』静岡県博物館協会1997年、32－47頁。
拙稿「遠江における山岳修験の成立（下）」『静岡県博物館協会研究紀要第21号』静岡県博物館協会1998年、34－64頁。

23）中山正典「秋葉山の奥之院龍頭山」『山と森のフォークロア』羽衣出版有限会社1996年、76－81頁。

24）『早川孝太郎全集第一巻 民俗芸能１』未来社1971年、94-97頁。

25）室町期に成立する修験道儀軌では柴（採）燈護摩と称し仏法の護摩の字を用いるが、山岳修験では生木を燃やして煙を狼煙として上げ、神仏に対し祈りを込め、あるいは祭場に招く行為を「サイトー」と称したのが原形と考えている。

26）拙稿「島根半島の神仏融合（三）」『島根半島四十二浦巡り第８号』島根半島四十二浦巡り再発見研究会2014年。

27）松江石造物研究会『弁慶島の石塔』本庄まちづくり推進協議会2019年。

28）鳥谷芳雄「史料からみた出雲地方の弁慶伝説－（承前）参考文献と研究の現状－」『山陰民俗22号』山陰民俗学会2017年。「史料からみた出雲地方の弁慶伝説（２）－史料の時系列化－」『山陰民俗23号』山陰民俗学会2018年。「史料からみた出雲地方の弁慶伝説（３）－近世初期の史料を幸若舞曲との関連で考える－」『山陰民俗24号』山陰民俗学会2019年。

29）霊山の開山にあたっては密教の修法による結界設定（実質上の結界と観念上の結界を併用）がなされ、実際の山系を金胎両部曼荼羅に見立てている。最古の事例が９世紀初頭の大峰山系（『大峰縁起』）で高野山、比叡山は史料上で結界設定を確認できる。院政期、特に「国家鎮護」政策を進めた12世紀代には諸国に最低一組程度の両部曼荼羅が設定され、複数の社寺が共同した山中修行（国峰）が行われている。中央では[吉野金峯山（金剛界）－大峯－熊野（胎蔵世界）]、山陰地方では出雲、伯耆［大山・船上山（金剛界）－美徳山（胎蔵世界）］、九州では筑前肥前境の［背振山系、宝満山（胎蔵世界）－彦山（胎蔵世界）、福智山（金剛界）－彦山（胎蔵世界）]などが主な具体的事例として知られる。

30）曼荼羅設定は単独の山に対して行われるのではなく連続する峰々、一塊の山塊、半島地形であれば全域を一括りの空間と認識する。出雲においては東曼荼羅（胎蔵世界）を美保関・枕木山系 － 西曼荼羅（金剛界）を出雲北山（鰐淵）・日御碕とし、左右対称となる配置をとっている。『梁塵秘抄』「聖の住所はどこどこぞ…出雲の鰐淵や日の御崎」と鰐淵と日御碕を一連のものとして記すのはこのためである。拙稿「霊場大山を考える」『山岳修験 第64号大山特集』日本山岳修験学会2019年、39－43頁。

（やまもと　よしたか　日本山岳修験学会理事）

【史料目録】出雲国秋鹿郡下大野村 村役人年表

奥原啓三・小山祥子

１．はじめに

本稿で取り上げる下大野村とは、現在の松江市大野町に該当する。大野町は松江市湖北地区の最西端で、島根半島の中央部付近に位置し、西部は出雲市と市境の美野町・野郷町・地合町、東部は松江市大垣町・上大野町に接し、南部は宍道湖に面し、北部は松江市魚瀬町に接している。

『出雲国風土記』には秋鹿郡大野郷の一部として、また古代末期から中世の末期までは聖護院の荘園である大野庄の一部であった。その名残が松江市大垣町に鎮座する内神社の遷宮棟札に記載されている。

藩政時代になっても出雲国秋鹿郡に属していたが、その後の改革を経て、秋鹿郡の西組に属する村になった。『伊野郷土誌』に載っている池尻家文書「天明６午正月秋鹿郡内御案内御手鑑書出帳」(1786年)によれば、下大野村は有高570石９斗１升２合、人高693人、竈数101軒。また、同家文書「申(天明８)宗門郡中人高」(1788年)には、人高694人(男346人・女348人)の村であると記載されている。

２．本年表からわかること

延宝期以降の近世文書が多数残っている奥原家文書を松江市史編纂事業の折に目録化し画像化したが、今回、年号の明らかな文書を用いて近世下大野村の村役人を拾い出し、それを年表化することが出来た。

また、中世末までの名称だった「大野庄」が「大野東庄」と「大野西庄」とに分かれ、その後前者は「大垣村」と呼ばれ、後者は「大野村」の時代を経て、「上大野村」と「下大野村」とに分かれる過程が、おぼろげながらでも掴めるようになった。

この年表の作成の過程で明らかになったのは、奥原家文書の中で「下大野村」の初見は「元禄13庚辰(1700年)９月29日」に、安兵衛が下大野村年寄役の一人に就任した時の文書である。また、その翌年の「元禄14辛巳(1701年)12月10日」の文書にも、「下大野村」と書かれている。一方、これらよりも少し前の内神社遷宮棟札写「元禄２己巳(1689年)９月３日」には「大野村」とある。しかし、内神社遷宮棟札写「正徳３癸巳(1713年)卯月中澣７日」には「下大野村」と「上大野村」とあって、これ以後の棟札写には、「大野村」とは書かれていない。

以上から「大野村」が「上大野村」と「下大野村」の二村に分かれた時期は、17世紀最末期だろうと推察出来る。

なお、一般的に村役人と呼ばれる役人は「庄屋」「年寄」「百姓代(頭百姓)」であると認識されている。しかし、「頭百姓」は奥原家文書に登場するが、「百姓代」は皆無である。だから、松江藩には村役人として「百姓代」が存在したかどうか、疑問に思う。内神社棟札写にも「庄屋」「年寄」は載っているが、「百姓代」の記載はない。さらに、奥原家文書には、五人組の代表者である「組親」のような人々が数多く登場する。従って、本年表では「五人組」を村役人に準じた存在として扱い、それらを書き入れている。

凡　例

・この年表を作成するために用いた史料は次の通りである。

①奥原家文書(個人蔵)

②内神社棟札写(内神社蔵)

③慶安三年秋鹿郡内大野村御検地帳(広島大学図書館蔵)

④池尻家文書(島根県立図書館蔵)

⑤中倉家文書(松江市蔵)

⑥香川家文書(個人蔵)

・参照した史料は主に「奥原家文書」である。文書番号は年表にある「文書番号」欄に「１-1200」などと記した。ただし、史料が複数のページに渡るものは、文書番号の後に「画像番号（.jpg)」を書き加え、「1-30（011.jpg)」などとした。

「奥原家文書」以外は、その史料名も記載した。

なお、「池」は池尻家文書、「中」は中倉家文書、「香」は香川家文書を示す。

・人名の字体は原則として原文書に書かれた通りとした。

・別な名前であっても、同一人物であることが分かる場合や、苗字が判明している場合には、備考欄に「〇〇姓」と記した。

・居住地や集落、あるいは屋号が判明した人については、詳細に記すべきであろうが、煩雑になるため、一部を除いて、備考欄には「〇〇〇村住」と記載した。

・文書の発行日が明確な場合には「(月/日)」で示し、不明な時には「(月/　)」などとした。

・「干支」欄の丸内の数字は、改元の月を示した。

西暦	和　暦	干支	村　　役　　人		文　書　番　号	備　　考　　欄
1592	天正 20 文禄元	壬辰 ⑫				
1593	文禄 2	癸巳				
1594	文禄 3	甲午	(11/朔日) 西庄役人 清右衛門		内神社棟札写	「西庄」とは、上・下に分かれる前の「大野村」を示すと考えられる。
1595	文禄 4	乙未				
1596	文禄 5 慶長元	丙申 ⑩				
1597	慶長 2	丁酉				
1598	慶長 3	戊戌				
1599	慶長 4	己亥				
1600	慶長 5	庚子	(6/4) 公文 森井豊後守		内神社棟札写	「公文」は後の「庄屋」と考えられる。
1601	慶長 6	辛丑				
1602	慶長 7	壬寅				
1603	慶長 8	癸卯				
1604	慶長 9	甲辰				
1605	慶長 10	乙巳				
1606	慶長 11	丙午				
1607	慶長 12	丁未				
1608	慶長 13	戊申				
1609	慶長 14	己酉				
1610	慶長 15	庚戌				
1611	慶長 16	辛亥				
1612	慶長 17	壬子				
1613	慶長 18	癸丑				
1614	慶長 19	甲寅				

西暦	和　暦	干支	庄　　屋		文　書　番　号	備　　考　　欄
1615	慶長 20 元和元	乙卯 ⑦				
1616	元和 2	丙辰				
1617	元和 3	丁巳				
1618	元和 4	戊午				
1619	元和 5	己未				
1620	元和 6	庚申				
1621	元和 7	辛酉				
1622	元和 8	壬戌				
1623	元和 9	癸亥				
1624	元和 10 寛永元	甲子 ②				
1625	寛永 2	乙丑				
1626	寛永 3	丙寅				
1627	寛永 4	丁卯				
1628	寛永 5	戊辰				
1629	寛永 6	己巳	(9/5) 森井清右衛門・小林助右衛門		内神社棟札写	「庄屋」3 名が載る。もう 1 人の小村文左衛門は大垣村庄屋と考えられる。
1630	寛永 7	庚午				
1631	寛永 8	辛未				
1632	寛永 9	壬申				
1633	寛永 10	癸酉				
1634	寛永 11	甲戌				
1635	寛永 12	乙亥				
1636	寛永 13	丙子				
1637	寛永 14	丁丑				

西暦	和　暦	干支	庄　　屋		文　書　番　号	備　　考　　欄
1638	寛永 15	戊寅				
1639	寛永 16	己卯				
1640	寛永 17	庚辰				
1641	寛永 18	辛巳				
1642	寛永 19	壬午				
1643	寛永 20	癸未				
1644	寛永 21 正保元	甲申 ⑫				
1645	正保 2	乙酉	(11/6) 森井清右衛門・小林助右衛門		内神社棟札写	「大野庄　西庄」とある。
1646	正保 3	丙戌				
1647	正保 4	丁亥				
1648	正保 5 慶安元	戊子 ②				
1649	慶安 2	己丑				
1650	慶安 3	庚寅	(3/20) 清右衛門・助右衛門	役人 助左衛門・宗次郎	検地帳	「慶安三年 秋鹿郡内大野村御検地帳」(広島大学図書館蔵)
1651	慶安 4	辛卯				
1652	慶安 5 承応元	壬辰 ⑨				
1653	承応 2	庚巳				
1654	承応 3	甲午				
1655	承応 4 明暦元	乙未 ④				
1656	明暦 2	丙申				
1657	明暦 3	丁酉	(2/4) 小林助右衛門・石津七右衛門		内神社棟札写	「大野庄公文 西庄」とある。

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	文　書　番　号	備　　考　　欄
1658	明暦 4 万治元	戊戌 ⑦				
1659	万治 2	己亥	小林助右衛門・石津与右衛門		内神社棟札写	「庄屋 西」とある。
1660	万治 3	庚子				
1661	万治 4 寛文元	辛丑 ④				
1662	寛文 2	壬寅				
1663	寛文 3	癸卯				
1664	寛文 4	甲辰				
1665	寛文 5	乙巳				
1666	寛文 6	丙午				
1667	寛文 7	丁未	(9/20) 森井七郎兵衛・小林助右衛門		内神社棟札写	「大野郷 西庄」とある。
1668	寛文 8	戊申				
1669	寛文 9	己酉				
1670	寛文 10	庚戌				
1671	寛文 11	辛亥				
1672	寛文 12	壬子				
1673	寛文 13 延宝元	癸丑 ⑨				
1674	延宝 2	甲寅				
1675	延宝 3	乙卯	(3/14) 市三郎	長三郎・七郎右衛門	1-918	
1676	延宝 4	丙辰				
1677	延宝 5	丁巳				
1678	延宝 6	戊午				
1679	延宝 7	己未				

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	文　書　番　号	備　　考　　欄
1680	延宝８	庚申	(10/5) 小林市三郎		内神社棟札写	「大野郷 西庄 庄屋 石倉忠左衛門・小林市三郎（※注１)」とある。
1681	延宝９ 天和元	辛酉 ⑨				
1682	天和 2	壬戌				
1683	天和 3	癸亥				
1684	天和４ 貞享元	甲子 ②	(11/2) 市三郎 (11/2) 市三郎	長右衛門・二郎右衛門 （備考欄に記載）	1-919 1-920	 長右衛門・二郎右衛門・長三郎・四郎右衛門
1685	貞享 2	乙丑				
1686	貞享 3	丙寅				
1687	貞享 4	丁卯				
1688	貞享 5 元禄元	戊辰 ⑨				
1689	元禄 2	己巳	(9/3) 小林氏甚兵衛（大野村）	（備考欄に記載）	内神社棟札写	殿山次郎右衛門・山中惣右衛門・五舞長三郎
1690	元禄 3	庚午				
1691	元禄 4	辛未				
1692	元禄 5	壬申				
1693	元禄 6	癸酉				
1694	元禄 7	甲戌				
1695	元禄 8	乙亥				
1696	元禄 9	丙子				
1697	元禄 10	丁丑				
1698	元禄 11	戊寅	(10/25)忠右衛門	又兵衛	1-916	

※注１…「小林市三郎」とあるが、市三郎は松江市大野町細原地区の屋号「床」の２代目、あるいは３代目に該当する人物と考えられる。「床」の姓は「坂本」であり、「小林」には疑問が残る。「西光寺過去帳」によれば、２代目市三郎は延宝８年（1680）１月９日の没、３代目市三郎は元禄 13 年（1700）10 月 10 日没とある。当該文書（内神社棟札写）の年号である延宝８年（1680）10 月５日には２代目市三郎はすでに死去しており、庄屋市三郎は３代目市三郎であると考えられる。

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1699	元禄 12	己卯	(2/) 七右衛門		清兵衛 (備考欄に記載)	1-917 1-1248-1	七右衛門は岩成姓（下大野村住） (12/4)次郎右衛門・長兵衛・四郎兵衛
1700	元禄 13	庚辰	(9/29) 七右衛門	安兵衛		1-341-4	安兵衛は奥原姓（下大野村住）
1701	元禄 14	辛巳	(12/10) 七右衛門	権兵衛・藤兵衛・安兵衛		1-1248-2	
1702	元禄 15	壬午					
1703	元禄 16	癸未					
1704	元禄 17 宝永元	甲申 ③					
1705	宝永 2	乙酉					
1706	宝永 3	丙戌					
1707	宝永 4	丁亥					
1708	宝永 5	戊子					
1709	宝永 6	己丑					
1710	宝永 7	庚寅					
1711	宝永 8 正徳元	辛卯 ④	(2/) 彦右衛門 (8/) 彦右衛門 (11/29) 忠左衛門 (12/) 忠左衛門	安兵衛・治右衛門・平右衛門 安兵衛	清兵衛 祖右衛門 清兵衛	1-911 1-913 1-912 1-914	彦右衛門は安達姓（上大野村住） 忠左衛門は石倉姓（上大野村住） 清兵衛は岩成姓（下大野村住）
1712	正徳 2	壬辰					
1713	正徳 3	癸巳	(3/) 忠左衛門 (4/7) 石倉忠左衛門	次右衛門 治右衛門・岩成安兵衛・ 山中平右衛門・片山半兵衛		1-908 内神社棟札写	(次右衛門は治右衛門と同一人物) (※注 2・岩成安兵衛)
1714	正徳 4	甲午					
1715	正徳 5	乙未	(4/) 孫兵衛 (5/11) 孫兵衛	与三右衛門 与三右衛門・喜右衛門・半兵衛	伝右衛門	1-909 1-1257-1	与三右衛門は奥原姓（下大野村住）

※注 2…年号は不明だが、下大野村殿山地区の慈眼寺観音堂棟札に「庄屋石倉忠左衛門・年寄奥原安兵衛」とある。なお、奥原家文書 1-911 と同 1-914 は「奥原安兵衛」宛の証文である。

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1716	正徳 6 享保元	丙申 ⑥					
1717	享保 2	丁酉	(9/20) 孫兵衛	長左衛門		1-337	年寄与三右衛門は病気のため退任。安兵衛は長左衛門と改名して年寄に再就任したとみられる。
1718	享保 3	戊戌					
1719	享保 4	己亥					
1720	享保 5	庚子					
1721	享保 6	辛丑					
1722	享保 7	壬寅					
1723	享保 8	癸卯	(2/) 孫兵衛	長左衛門	市助	1-848	孫兵衛（上大野村住）
1724	享保 9	甲辰					
1725	享保 10	乙巳	(11/) 平八	喜右衛門	(12/) 市助 (12/12) 市助	1-883 1-844 1-847	平八は多久和姓（上伊野村住）後に、与頭に就任する。
1726	享保 11	丙午					
1727	享保 12	丁未					
1728	享保 13	戊申					
1729	享保 14	己酉					
1730	享保 15	庚戌	(6/17) 多久和左平次	次郎左衛門・岩成長左衛門・兼坂祖右衛門		内神社棟札写	
1731	享保 16	辛亥					
1732	享保 17	壬子	(12/) 平八		三右衛門	1-846	
1733	享保 18	癸丑					
1734	享保 19	甲寅					
1735	享保 20	乙卯					

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1736	享保21 元文元	丙辰 ④					
1737	元文 2	丁巳	(12/) 長右衛門 (12/) 長右衛門 (12/) 長右衛門	 喜右衛門 	三右衛門 善四郎 三右衛門	1-884 1-885 1-886	(2/25) 安兵衛改め長左衛門(3代目) 死亡 (3-1) ※注3 長右衛門は金坂姓（下大野村住）
1738	元文 3	戊午	(6/) 長右衛門 (12/) 儀助	喜右衛門 喜右衛門	善四郎	1-887 1-888	
1739	元文 4	己未	(2/) 儀助 (3/) 儀助 (12/) 儀助 (12/) 儀助 (12/) 儀助	喜右衛門 喜右衛門 喜右衛門 喜右衛門・四郎右衛門	新六 三右衛門	1-900 1-903 1-889 1-897・1-902 1-899	 四郎右衛門は小林姓（下大野村住）
1740	元文 5	庚申	(2/) 儀助 (12/) 儀助 (12/) 儀助	平助 与三右衛門・四郎右衛門・喜右衛門 与三右衛門	三右衛門 三右衛門	1-905 1-882 1-904	平助は奥原長左衛門（4代目）のこと (7/27) 平助は上伊野村庄屋に就任（1-341-2-2） 与三右衛門(正徳5年の与三右衛門粋)は奥原姓(下大野村住)
1741	元文 6 寛保元	辛酉 ②	(2/) 儀助 (2/) 儀助 (3/) 儀助	喜右衛門・与三右衛門・四郎右衛門 与三右衛門 与三右衛門	(備考欄に記載) 三右衛門	1-906 1-856 1-907	六郎兵衛・新六・善四郎・三右衛門・市兵衛
1742	寛保 2	壬戌	(2/) 儀助 (12/) 儀助	喜右衛門 与三右衛門・四郎右衛門・喜右衛門	善四郎	1-860 1-861	
1743	寛保 3	癸亥	(2/) 儀助 (3/) 儀助 (6/5) 兼折儀助 (6/27) 儀助	与三右衛門 喜右衛門 伊藤喜右衛門・小林四郎右衛門・ 奥原与三右衛門 与三右衛門・四郎右衛門・喜右衛門	三右衛門	1-875・1-876 1-877 内神社棟札写 1-834	 兼折儀助は「上伊野住」とある。

※注3…「当家根元先祖仏記」（奥原家文書3-1）によると、奥原家三代之孫奥原長左衛門は元文2年2月25日死亡とある。

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1744	寛保 4	甲子	(2/) 儀助	四郎右衛門	市郎兵衛	1-879	
	延享元	②	(5/) 儀助	与三右衛門	三右衛門	1-881	
			(12/)儀助	与三右衛門・四郎右衛門・喜右衛門		1-880	
1745	延享 2	乙丑	(3/) 儀助	与三右衛門	三右衛門	1-871	
			(6/) 儀助	与三右衛門	三右衛門	1-870	
			(6/) 儀助	四郎右衛門	市郎兵衛	1-872	
			(12/) 喜右衛門	藤助		1-873	喜右衛門は伊藤姓（下大野村住）
1746	延享 3	丙寅					
1747	延享 4	丁卯	(2/) 喜右衛門	与三右衛門・四郎右衛門・東助		1-827	（東助は藤助と同一）
			(2/) 喜右衛門	与三右衛門		1-828	1-830・1-831・1-836・1-843・1-837 も同じメンバー。
			(9/晦日) 長左衛門			1-341-2-1	この時、長左衛門は上伊野村と下大野村の庄屋を懸持
			(12/21) 長左衛門			1-764	に申付けられる
1748	延享 5	戊辰	(1/) 長左衛門	与三右衛門	三右衛門	1-819	
				(3/)与三右衛門・四郎右衛門		1-894	
			(3/) 長左衛門	与平次	与四郎	1-901	
				(4/) 四郎右衛門・与三右衛門・藤助	善四郎	1-833	
				(4/) 与三右衛門	三右衛門	1-892	1-890・1-893・1-895・1-896 も同じメンバー
				(4/) 与三右衛門・四郎右衛門		1-891	
	寛延元	⑦		(12/) 四郎右衛門・与三右衛門・藤助	善四郎	1-816	
			(12/) 長左衛門	藤助		1-840	
1749	寛延 2	己巳		(2/) 与三右衛門・四郎右衛門	喜兵衛	1-814	
				(2/) 藤助	忠右衛門	1-815	
				(2/) 与三右衛門	三右衛門	1-817	
				(2/) 四郎右衛門・与三右衛門		1-818	
				(2/) 四郎右衛門		1-819（奥書）	
			(11/) 長左衛門	藤助	六兵衛	1-826	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1750	寛延 3	庚午	(3/) 長左衛門	藤助・四郎右衛門・与三右衛門		1-813-2	1-813-1（月日不明）も同じメンバー。
1751	寛延 4	辛未	(2/) 長左衛門	藤助・四郎右衛門・与三右衛門		1-823	
				(2/) 与三右衛門	三右衛門	1-824・1-825	
				(2/) 藤助	忠左衛門	1-839	
			(3/) 長左衛門	藤助・四郎右衛門・与三右衛門		1-821	1-822（月日不明）も同じメンバー。
	宝暦 元	⑩		(12/) 与三右衛門		1-866・1-867	
1752	宝暦 2	壬申	(10/) 留右衛門	与三右衛門		1-802	(8/19) 奥原長左衛門(平助) 死亡
			(12/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-803	
1753	宝暦 3	癸酉		(1/) 藤助	忠右衛門	1-868	
			(4/) 留右衛門	与三右衛門・四郎右衛門・藤助	六郎兵衛	1-1150	
			(10/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-1157	
			(12/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-1142	
			(12/10) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-808	
				(12/13) 藤助		1-1182	
			(12/) 留右衛門	藤助	忠右衛門	1-1149	
1754	宝暦 4	甲戌	(2/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-795	
				(11/)忠右衛門	定次	1-162-1	
			(12/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-1143	
				(12/) 与三右衛門	三右衛門	1-804	
1755	宝暦 5	乙亥	(4/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-1178	
			(5/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-810	
			(12/) 留右衛門	忠右衛門	久右(左ヵ)衛門	1-790・1-1144	
			(12/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-946・1-1168・1-1187	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1756	宝暦 6	丙子	(2/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-812-2・1-1176	
				(2/9) 与三右衛門		1-929	
				(2/) 与三右衛門	三右衛門	1-1159	
			(3/) 留右衛門	忠右衛門	久左衛門	1-1188・1-1160	
				(8/17) 与三右衛門		1-1166-2	
			(11/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-788	
			(閏 11/) 留右衛門	忠右衛門	弥右衛門	1-792	
				(12/) 四郎右衛門		1-1163	
1757	宝暦 7	丁丑	(2/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-809・1-812-1	
			(2/) 留右衛門	与三右衛門		1-1152-9-1	
			(11/) 留右衛門	忠右衛門	七右衛門	1-786	
			(12/) 留右衛門	与三右衛門		1-789	
1758	宝暦 8	戊寅	(1/24) 留右衛門			1-1152-9-2-4	
			(3/) 留右衛門	与三右衛門	三右衛門	1-797・ 1-798・	1-800・1-1183・1-1185
			(3/) 留右衛門	与三右衛門・忠右衛門	三右衛門	1-796	
			(3/) 留右衛門	与三右衛門		1-791・1-1145	
			(12/) 善五郎	忠右衛門	弥右衛門	1-193-3-2	善五郎は石倉姓（上大野村住）
			(12/) 善五郎	忠右衛門		1-1175	
1759	宝暦 9	己卯	(2/) 善五郎	伊左衛門	弥兵衛	1-806	伊左衛門は岩成姓（下大野村住）
			(3/) 善五郎	忠右衛門		1-811	
			(4/) 善五郎	忠右衛門		1-1147	
				(4/19) 忠右衛門	久左衛門	1-1148	
1760	宝暦 10	庚辰	(2/) 善五郎	伊左衛門		1-793	
				(2/) 伊佐衛門		1-799	
			(2/) 善五郎	忠右衛門		1-1155・1-1179	
1761	宝暦 11	辛巳	(12/) 善五郎	伊左衛門		1-785	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1762	宝暦 12	壬午	(2/)善五郎 (11/) 善五郎	忠右衛門 忠右衛門	久左衛門	1-787 1-805	
1763	宝暦 13	癸未	(2/)善五郎 (6/) 善五郎	忠右衛門 伊左衛門		1-1173 1-794	
1764	宝暦 14 明和 元	甲申 ⑥	(2/)善五郎 (7/)卯助 (8/)卯助	伊左衛門 夫助 夫助	弥兵衛 久左衛門 久左衛門	1-801 1-130 1-92	
1765	明和 2	乙酉					
1766	明和 3	丙戌	(2/) 卯助	夫助	弥兵衛	1-145	
1767	明和 4	丁亥	(4/) 卯助	仙右衛門・伊左衛門 (7/) 夫助 (7/) 武助	久左衛門	1-146 1-1224 1-1152-3	
1768	明和 5	戊子	(6/2) 卯助 (8/5) 熊次 (10/9) 熊次 (12/) 熊次	夫助・仙右衛門 夫助		1-341-1 1-341-3-2 1-1248-3 1-1169	任願庄屋役申付書 熊次は奥原姓（下大野村住）
1769	明和 6	己丑	(1/26) 熊次 (3/20) 熊次 (5/30) 熊次	夫助・仙右衛門 夫助・仙右衛門	（備考欄に記載） （備考欄に記載）	1-1256-1 1-1137 1-1225	六郎兵衛・久左衛門・弥兵衛・喜兵衛 六郎兵衛・久左衛門・弥兵衛・喜兵衛 熊次　病気を理由に、庄屋役を辞任する
1770	明和 7	庚寅	(2/) 留右衛門 (2/) 留右衛門 (閏 6/) 留右衛門 (7/29)留右衛門 (7/) 留右衛門 (12/) 林太	夫助 仙右衛門 夫助・仙右衛門 夫助 夫助	久左衛門 弥兵衛 六郎兵衛	1-213・1-1251-2 1-139 1-115-1 1-115-2 1-1202 1-138	「差出人　下大野村惣百姓」 林太は金坂姓（下大野村住）
1771	明和 8	辛卯					

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1772	明和 9 安永 元	壬辰 ⑪	(12/) 林太	伊左衛門	六郎兵衛	1-1138	
1773	安永 2	癸巳					
1774	安永 3	甲午	(7/8) 熊次 (10/) 熊次	夫助・仙右衛門	(備考欄に記載)	1-341-3-1 1-1139・1-1152-10	熊次 居村庄屋役申付書 甚八・喜兵衛・与吉・久左衛門・平十
1775	安永 4	乙未	(2/) 熊次 (閏 12/) 熊次 (12/) 熊次	仙右衛門 夫助 夫助	与吉 平十	1-1153-8 1-1153-9 1-1153-4	
1776	安永 5	丙申	(3/) 熊次	夫助・仙右衛門	平十・久左衛門・ 次郎右衛門・喜兵衛・甚八	1-751	(頭百姓 林太・丈五郎・徳左衛門 ・惣兵衛・善次・平四郎・与三郎)
1777	安永 6	丁酉	(3/) 熊次 (4/12) 熊次	夫助	久左衛門	1-1153-3 1-104	
1778	安永 7	戊戌	(12/) 兵三郎 (12/) 兵三郎	夫助 夫助	久左衛門 平九郎	1-1153-1 1-1153-10	兵三郎は池尻姓 (下伊野村住)
1779	安永 8	己亥	(2/) 兵三郎 (6/) 兵三郎 (12/)兵三郎	夫助 仙右衛門 夫助	久左衛門 与三右衛門 久左衛門	1-1153-13 1-1153-5 1-1153-12	
1780	安永 9	庚子	(4/) 兵三郎 (8/17) 池尻兵三郎 (12/)兵三郎 (12/)兵三郎	仙右衛門 小林武助・木村仙右衛門 甚八 甚八	与三右衛門 与三右衛門	1-1153-2 内神社棟札写 1-1153-7 1-1153-6-1	小林武助は夫助と同じ。
1781	安永 10 天明 元	辛丑 ④	(1/) 兵三郎 (5/) 兵三郎 (7/) 兵三郎 (9/) 兵三郎 (12/)兵三郎	夫助 甚八 夫助 甚八 甚八	久左衛門 平九郎 与三右衛門	1-1153-11 1-110-4 1-1167 1-1153-6-2 1-143・1-110-5	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1782	天明 2	壬寅	(1/) 兵三郎	夫助・甚八		池 1618	
			(6/) 兵三郎	夫助・甚八		池 1618	
			(12/)兵三郎	夫助	久左衛門	1-149・1-1152-13	
			(12/)兵三郎	夫助・甚八	圓次	1-148	
			(12/)兵三郎	甚八	圓次	1-93	
1783	天明 3	癸卯	(2/) 兵三郎	甚八		1-193-3-3	
1784	天明 4	甲辰	(2/) 柳蔵	甚八		1-215	柳蔵は石倉姓（上大野村住）
					(3/) 圓次	1-84	
			(10/) 柳蔵	吉三郎		1-151	
			(11/) 柳蔵	吉三郎		1-1198	
				(11/20) 夫助		1-141-2	
			(12/) 柳蔵	甚八	圓次	1-150	
			(12/) 柳蔵	吉三郎		1-141-1	
			(12/) 柳蔵	甚八		1-152・1-91	
1785	天明 5	乙巳	(2/) 柳蔵	甚八		1-110-2	
			(4/) 柳蔵	甚八		1-1177	
			(4/) 柳蔵	甚八・吉三郎	圓次	1-90	
			(4/) 柳蔵	甚八	圓次	1-153	
			(8/) 柳蔵	甚八		1-1174	
			(11/) 柳蔵	甚八		1-214	
1786	天明 6	丙午	(11/) 柳蔵			1-101-1	
			(12/) 平十郎	甚八	増太	1-155	平十郎は原田姓（下伊野村住）後に、与頭・下郡を歴任する。
			(12/) 平十郎	圓次		1-89	
			(12/) 平十郎	圓次	久左衛門	1-123	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1787	天明 7	丁未	(2/) 平十郎	圓次・甚八	久左衛門	1-167	
			(2/) 平十郎	甚八		1-156	
			(2/) 平十郎	圓次・甚八		1-161-1	
			(3/) 平十郎	甚八		1-112	
			(3/) 平十郎	圓次	久左衛門	1-211	
			(3/) 平十郎	圓次		1-159	
			(3/) 平十郎	甚八		1-160	
			(6/) 平十郎	甚八		1-157	
			(12/) 平十郎	甚八	次郎右衛門	1-158	
1788	天明 8	戊申	(2/) 平十郎	圓次	久左衛門	1-140	
			(12/) 平十郎	甚八		1-1152-11	
1789	天明 9	己酉	(2/) 平十郎	甚八	圓太	1-154	
	寛政 元	①	(6/) 平十郎			1-945	
			(11/) 平十郎	甚八		1-175-1	
			(12/) 平十郎	甚八		1-95	
1790	寛政 2	庚戌	(5/) 平十郎	圓次	浅右衛門	1-1158・1-1132	
			(8/5) 柳八			1-336-3	柳八 上伊野村から下大野村へ所替申付書
			(9/) 柳八	甚八・圓次	勝太・浅右衛門・圓太・増太	1-186	柳八は奥原熊次の忰（下大野村住）
			(11/) 柳八	甚八		1-147	
1791	寛政 3	辛亥		(5/6) 圓次	浅右衛門	1-176・1-179	(3/15) 奥原熊次死亡
				(5/) 圓次	浅右衛門	1-172	
1792	寛政 4	壬子	(2/) 郡次	甚八		1-96	
			(11/) 勘兵衛	伊右衛門		1-216	勘兵衛は安達姓（上大野村住）
				(11/) 伊右衛門	圓太	1-182-6	

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1793	寛政 5	癸丑	(7/) 勘兵衛 (7/28) 勘兵衛 (12/) 勘兵衛 (12/) 勘兵衛	圓左衛門 圓左衛門・圓次 圓次 圓次		1-97 1-111-1 1-107 1-775	
1794	寛政 6	甲寅	(5/) 勘兵衛	圓左衛門		1-132	
1795	寛政 7	乙卯	(9/) 勘兵衛 (12/) 勘兵衛	圓左衛門 (11/) 圓左衛門 (11/12) 圓左衛門 (11/) 小林圓左衛門 圓左衛門		1-144-2 1-185 1-182-8 1-198 1-124・1-126・1-98	
1796	寛政 8	丙辰	(7/) 勘兵衛	圓次・圓左衛門		1-177	他に(8/) 1-189
1797	寛政 9	丁巳	(7/) 勘兵衛	圓左衛門 (7/) 圓左衛門 (11/) 圓左衛門		1-197 1-193-6・1-170 1-169	
1798	寛政 10	戊午	(3/) 勘兵衛 (6/) 勘兵衛 (12/) 勘兵衛 (12/) 廣三郎 (12/) 廣三郎	四郎右衛門 四郎右衛門 (7/) 四郎右衛門・圓次 与六 四郎右衛門 四郎右衛門・圓次	夫助	1-5 1-190 1-192 1-137 1-127・1-120 1-166-13	他に 1-116・1-94・1-134　廣三郎は原田姓（下伊野村住）
1799	寛政 11	己未					
1800	寛政 12	庚申	(3/) 廣三郎 (6/) 廣三郎	圓次 四郎右衛門	柳吉	1-119-2 1-128	
1801	寛政 13 享和元	辛酉 ②	 (12/) 文兵衛 (12/16) 文兵衛	 四郎右衛門・圓次 四郎右衛門・圓次		 1-218-1 1-86	 文兵衛は兼折姓（上伊野村住）

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1802	享和 2	壬戌	(3/) 文兵衛 (7/) 廣三郎	 喜右衛門		1-218-3 1-188-4-1	
1803	享和 3	癸亥					(2/20) 奥原柳八死亡
1804	享和 4 文化元	甲子 ②					
1805	文化 2	乙丑					
1806	文化 3	丙寅	(3/) 廣三郎 (12/) 廣三郎	圓次 圓次		1-20 (012.jpg) 1-20 (002.jpg)	
1807	文化 4	丁卯	(12/) 廣三郎	圓次		1-20 (003.jpg)	
1808	文化 5	戊辰	(12/) 助十	四郎右衛門		1-20 (003.jpg)	
1809	文化 6	己巳	(12/) 助十 (12/) 助十	四郎右衛門 平左衛門		1-20 (004.jpg) 1-20 (004.jpg)	
1810	文化 7	庚午	(2/) 助十	平左衛門		1-20 (012.jpg)	平左衛門は木村姓（下大野村住）
1811	文化 8	辛未	(12/) 助十	四郎右衛門		1-20 (005.jpg)	
1812	文化 9	壬申	(12/) 助十	四郎右衛門		1-20 (006.jpg)	
1813	文化 10	癸酉					
1814	文化 11	甲戌	(6/) 助十	平左衛門・半兵衛		1-25 (004.jpg)	半兵衛は兼折姓（下大野村住）
1815	文化 12	乙亥	(2/) 助十 (8/) 助十	平左衛門 平左衛門		1-20 (012.jpg) 1-20 (007.jpg)	
1816	文化 13	丙子	 (4/) 助十 (11/) 助四郎 (12/) 助四郎	(1/) 平左衛門・半兵衛 半兵衛 平左衛門 平左衛門		1-25 (004.jpg) 1-20 (007.jpg) 1-20 (008.jpg) 1-20 (008.jpg)	 助四郎は池尻姓（下伊野村住）
1817	文化 14	丁丑	(2/) 助四郎 (8/) 助四郎 (12/) 助四郎	平左衛門 半兵衛 平左衛門		1-20 (009.jpg) 池 288 1-20 (009.jpg)	

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1818	文化 15 文政元	戊寅 ④	(2/) 助四郎 (3/) 助四郎 (4/) 助四郎 (8/) 助四郎 (8/) 助四郎 (12/) 助四郎	平左衛門 半兵衛 平左衛門 半兵衛 平左衛門 半兵衛		1-20 (011.jpg) 1-20 (011.jpg) 1-20(011～012.jpg) 1-20 (011.jpg) 池 323 池 333・池 334・ 池 335	
1819	文政 2	己卯	(4/) 助四郎	平左衛門		1-20 (013.jpg)	
1820	文政 3	庚辰	(8/) 助四郎	半兵衛		1-20 (017.jpg)	
1821	文政 4	辛巳	(3/) 夫一郎 (4/) 夫一郎	半兵衛 半兵衛		1-20 (018.jpg) 1-20 (017.jpg)	
1822	文政 5	壬午	(12/) 夫一郎	平左衛門		1-20 (016～017.jpg)	
1823	文政 6	癸未	(12/) 夫一郎	半兵衛		1-20 (019～020.jpg)	
1824	文政 7	甲申	(3/27) 夫一郎			1-26 (005~006.jpg)	
1825	文政 8	乙酉					
1826	文政 9	丙戌					
1827	文政 10	丁亥	(7/) 夫一郎 (10/) 夫一郎	半兵衛 平左衛門		1-20 (028.jpg) 1-26 (008.jpg)	
1828	文政 11	戊子					
1829	文政 12	己丑	(2/) 儀平次	平左衛門・半兵衛		池 1637	儀平次は原田姓（下伊野村住）後に、与頭に就任する。
1830	文政 13 天保元	庚寅 ⑫	(閏 3/) 儀平次 (7/) 儀平次 (12/) 儀平次	半兵衛 半兵衛 新三郎		池 1638 1-223 1-225	
1831	天保 2	辛卯	(10/) 儀平次			池 1573	
1832	天保 3	壬辰	(11/) 文蔵 (12/) 文蔵	新三郎・半兵衛 新三郎・半兵衛		1-270-3-2 1-270-3-1	文蔵は石倉姓（上大野村住）

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1833	天保 4	癸巳	(4/) 文蔵 (7/) 文蔵 (8/) 文蔵	半兵衛・新三郎 半兵衛 半兵衛・新三郎		1-7(0037.jpg) 1-232 池 435	
1834	天保 5	甲午	(2/) 文蔵 (3/) 文蔵 (9/) 文蔵 (12/15) 文蔵 (12/) 伝九郎	次郎左衛門 次郎左衛門 新三郎 次郎左衛門	 善藏 	池 168 1-231 1-738 1-20 (025.jpg) 1-20 (027.jpg)	次郎左衛門は小林姓（下大野村住） 伝九郎は原田姓（上伊野村住）
1835	天保 6	乙未	(7/) 伝九郎 (10/17) 伝九郎	次郎左衛門		1-222 1-724	
1836	天保 7	丙申	(12/) 伝九郎	次郎左衛門		1-219-1	
1837	天保 8	丁酉	(10/) 一次	次郎左衛門		1-228-1	
1838	天保 9	戊戌	(月日不明) 権三郎 (11/) 権三郎 (11/24) 権三郎 (12/) 権三郎 (12/14) 権三郎	 次郎左衛門 次郎左衛門・平左衛門		1-362 1-19 (001.jpg) 1-18 (001.jpg) 1-230-1 1-18 (016.jpg)	権三郎は奥原姓（下大野村住）後に権八郎と改名し、 與頭・下郡を歴任。
1839	天保 10	己亥	(2/) 権三郎 (6/) 権三郎 (6/) 権三郎 (9/) 善五郎 (11/) 廣三郎 (12/) 廣三郎	次郎左衛門・平左衛門 次郎左衛門・平左衛門 次郎左衛門・平左衛門 次郎左衛門 次郎左衛門	 徳十	1-18 (034.jpg) 1-18 (060.jpg) 1-9 1-708 (013.jpg) 1-229-1 1-1094-3	 善五郎(岡本村住) 廣三郎は加藤姓（大垣村住） 徳十は岩成姓(下大野村住)
1840	天保 11	庚子	(7/) 廣三郎 (12/) 廣三郎	次郎左衛門 次郎左衛門		1-220-1 1-221・1-224	

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文　書　番　号	備　　考　　欄
1841	天保12	辛丑	(1/) 廣三郎 (9/27) 廣三郎 (12/) 真助	次郎左衛門 次郎左衛門・平左衛門 次郎左衛門		1-270-7 3-280 (026.jpg) 1-1060-1	真助は安達姓（上大野村住）
1842	天保13	壬寅	(1/) 真助 (2/) 真助	次郎左衛門・徳十	良兵衛・小四郎・善蔵・清五郎	1-17 1-270-14-5-1	良兵衛は奥原姓（下大野村住）、善蔵は松浦姓（下大野村住）
1843	天保14	癸卯	(3/) 真助 (7/) 真助 (12/14) 真助	次郎左衛門		1-716 1-226 1-723	
1844	天保15 弘化元	甲辰 ⑫	(3/) 真助 (8/) 真助 (9/) 真助	次郎左衛門・徳十 次郎左衛門・徳十	小四郎・清五郎・善蔵・重太郎	1-13 1-710 (020.jpg) 1-11	
1845	弘化 2	乙巳	(3/) 新助	次郎左衛門・徳十		香 2	
1846	弘化 3	丙午	(7/) 祐兵衛 (7/) 祐兵衛 (11/5) 丹六	次郎左衛門		1-235 中 3-10-1 中 12-130	祐兵衛は藤原姓（上大野村住） 丹六は西長江村庄屋役から下大野村庄屋役に取替申付けられる
1847	弘化 4	丁未	(1/) 丹六 (7/19) 丹六 (8/8) 丹六 (9/12) 丹六	徳十		1-270-14-4 1-271-2 1-271-1 中 12-131	丹六は中倉姓（西長江村住） この日、丹六は下大野村庄屋を差免される
1848	弘化 5 嘉永元	戊申 ②					
1849	嘉永 2	己酉	(6/) 保助	徳十・丹三郎	組親 重太郎・正右衛門・与三右衛門・友蔵	中 5-88	（下大野村頭百姓 丑之助・京太郎・次郎左衛門・又助・直次）丹三郎は金坂姓（下大野村住）
1850	嘉永 3	庚戌	(5/) 保助	丹三郎		1-227-3	保助は安達姓（上大野村住）

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文 書 番 号	備　　考　　欄
1851	嘉永 4	辛亥	(4/朔日) 覚左衛門	万蔵・友蔵		1-60	覚左衛門は原田姓（上伊野村住)・友蔵は坂本姓（下大野村住)・万蔵は金坂姓（下大野村住)
1852	嘉永 5	壬子	(1/) 覚左衛門 (1/) 覚左衛門 (閏 2/) 覚左衛門 (6/) 保助 (6/) 保助 (9/) 團次郎 (12/) 團十	万蔵 万蔵 万蔵 万蔵・友蔵 弥蔵・友蔵	組親 熊之助	1-270-14-3 1-270-14-6 1-270-14-5-2 1-284-2 池 198 池 203 池 201	團次郎は池尻姓（下伊野村田中 本池尻の家族で独身) 左記３名の他に「御蔵方　正右衛門」とある。池 202 (月日不明)
1853	嘉永 6	癸丑	(6/) 保助 (7/) 保助 (8/) 團十郎 (9/) 保助 (9/) 保助 (10/) 保助 (10/) 保助 (11/) 團十 (12/) 團十	友蔵 友蔵 友蔵 友蔵 弥蔵・友蔵 弥蔵		1-284-2 (奥書) 1-270-11-2 池 210 1-270-11-1 池 204 1-270-12-1-1 池 205 池 212・213・215 池 214	左記２名の他に「御蔵方　正右衛門」とある。 弥蔵は金田姓（下大野村住) (団次郎・團十郎・團十は同一人物)
1854	嘉永 7 安政元	甲寅 ⑪	(6/) 團次郎 (10/) 團次郎 (11/) 團次郎 (12/) 團次郎	弥蔵		池 218 1-270-12-2 池 221 池 223	

西暦	和暦	干支	庄屋	年寄	五人組	文書番号	備考欄
1855	安政 2	乙卯	(2/) 團次郎			池 224	
			(2/) 柳右衛門	弥蔵・正右衛門		池 225	柳右衛門は金坂姓（下大野村住）・正右衛門は伊藤姓（下大野村住）
			(3/) 團次郎			池 206	
			(10/2) 金坂柳右衛門			内神社棟札写	
			(12/) 保助	夫右衛門		1-236	
1856	安政 3	丙辰	(8/13) 柳右衛門			1-1060-3	
			(10/) 柳右衛門	弥蔵		1-270-13-1	
			(11/) 柳右衛門	弥蔵		1-233	
			(12/) 柳右衛門	弥蔵		1-660	
			(12/28) 柳右衛門			1-1077・1-1077-3	他に 1-1077-4・1-1077-6・1-1077-7
1857	安政 4	丁巳	(8/) 柳右衛門	重八郎		1-270-14-2-3	
			(8/) 柳右衛門	重左衛門		1-270-10-1	重左衛門は木村姓（下大野村住）
			(8/) 柳右衛門	重左衛門		1-270-14-2-2	
			(12/) 柳右衛門			1-270-14-2-1-1	
			(12/) 柳右衛門	正右衛門		1-1038-2・1-1038-4	あて先は「下大野村 用銭方」
			(12/) 柳右衛門	重左衛門		1-1038-3	あて先は「下大野村 用銭方」
1858	安政 5	戊午					
1859	安政 6	己未	(7/) 銀蔵	重左衛門		1-1028	銀蔵は小笠原姓（秋鹿村住）
1860	安政 7 万延元	庚申 ③					
1861	万延 2 文久元	辛酉 ②					
1862	文久 2	壬戌	(8/) 銀蔵	府右衛門		1-270-14-1-2	
			(10/) 銀蔵	府右衛門	徳十	1-270-9-1	
1863	文久 3	癸亥					

西暦	和　暦	干支	庄　　屋	年　　寄	五　人　組	文 書 番 号	備　　考　　欄
1864	文久 4 元治元	甲子 ②					
1865	元治 2 慶応元	乙丑 ④	 (12/) 銀蔵 (12/15) 銀蔵	 幾左衛門		 2-519-1 1-310	
1866	慶応 2	丙寅	(6/12) 善右衛門 (7/29) 善右衛門 (8/27) 善右衛門 (10/) 善右衛門 (11/) 善右衛門 (12/) 善右衛門	徳十・萬三郎 徳十・萬三郎 徳十 徳十・萬三郎	組親 喜平	1-1065-3 1-1065-2 1-1065-4 (04.jpg) 1-1065-4 (03.jpg) 1-1094-4 1-1065-1	萬三郎は金坂姓（下大野村住）
1867	慶応 3	丁卯	(6/9) 銀蔵 (7/6) 銀蔵 (8/21) 銀蔵 (8/) 彦左衛門 (11/) 彦左衛門 (12/18) 彦左衛門 (12/) 銀蔵	 徳重 萬三郎 幾左衛門		1-1091-2 1-1091-3 1-1091-4・1-1091-5 1-270-2-3 1-270-2-2 1-270-2-1 2-519-2	 徳重は徳十と同一で岩成姓（下大野村住）
1868	慶応 4 明治元	戊辰 ⑨	(3/) 銀蔵 (3/) 銀蔵	幾左衛門 幾左衛門		2-519-4-1 2-519-4-2	
1869	明治 2	己巳					
1870	明治 3	庚午					
1871	明治 4	辛未	(5/) 友八郎	萬三郎		2-142-1	友八郎は南波姓
1872	明治 5	壬申					

３．今後の展望

今回は奥原家文書を主体にして、それを補足するため内神社棟札写や池尻家文書などの史料を用いて、秋鹿郡下大野村の村役人年表を作成した。

今後は松江藩内にある他村の村役人にも注目し、各村々の村役人年表の作成があることを期待する。

この年表を作る過程において、「松江藩の場合には何と何とをもって村役人と呼んでいただろうか」や「村役人の職務とは如何なるものだったのか」などを再考させられた。

なお、この年表作成を進めているときに発見した「頭百姓」や「御蔵方」などの考察は省略した。今後は、これらの村役人、あるいはそれに準じた存在にも光をあて、考察したいと考えている。

（謝　辞）

今回の年表作成にあたり、松江市大垣町の内神社名誉宮司であります家原宜成様をはじめ、同大垣町の法幢寺住職飯塚裕司様、同上大野町の西光寺住職昌子宗賢様、出雲市野郷町の圓通寺住職景山大圓様には、並々ならぬご支援とご協力とを賜りました。また、お名前は遠慮させて頂きますが、この他にも、多数の皆様のお力添えがありました。

関係の皆々様のご厚情に対しまして、深く感謝し、心より御礼を申し上げます。

（おくはら　けいぞう　島根県中・近世史合同研究会会員）
（こやま　さちこ　松江市歴史まちづくり部史料調査課主任）

【史料紹介】皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）「御撮影」の山陰道行啓

―皇太子の心をとらえた明治40年の「宍道湖御遊覧」―

稲田　信

日露戦争後に行われた明治40年（1907）の山陰道行啓は、明治天皇の名代として行われた公式の地方行啓であり、当時の人々にとって空前絶後の奉迎行事だった。このため、島根県が公式記録としてまとめた『皇太子殿下島根県行啓日誌』(1)を始め、『記念　山陰道行啓録』(2)、『行啓記念　春日の光』(3)など同時代の記念誌が編纂され、新聞も奉迎の様子や皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の行動を詳細に伝えている。

この山陰道行啓の諸記録を読むと、明治40年５月25日の「宍道湖御遊覧」は皇太子の心を格別にとらえた催しだったようである（資料　宍道湖遊覧記事抜粋）。

記録によれば、「宍道湖御遊覧」は旧藩主家の松平直亮伯爵（病気のため弟の松平直平子爵が代理を勤める）の催しで、皇太子一行は微行により５月25日午後２時に御旅館（現興雲閣）を出発、島根県庁前、内中原の交融橋、小片原、中原字土手を通過し、天倫寺鼻に新設された桟橋に到着。皇太子の御座船は紅白の幔幕と日章旗で装飾され、他に供奉船５艘、総勢６～70名ほどが湖上に繰り出した。御座船が岸を離れると投網船10艘、曳網（丈高網）船10艘による漁が始まり、コイ・フナ・ボラなどが獲れた。一行の船は漁船の間を通過し、やがて船が嫁が島に着くと、皇太子は上陸して四方の風景を展望し、写真機で付近を写し始めたという。

皇太子嘉仁親王が嫁が島に上陸し、自ら携行の写真機で撮影を行ったという出来事は、公式記録である『皇太子殿下島根県行啓日誌』を始め、『記念　山陰道行啓録』、『行啓記念　春日の光』、「山陰新聞」などでも記述されており、地元ではよく知られた逸話である。『記念　山陰道行啓録』では、この時の様子を次のように詳しく記述している。

> 「乃ち嫁島の北渚に御船を着け奉れば、殿下先づ御上陸遊ばされ暫し島内を御逍遥あらせられたる後ち、予て御携帯の写真機を探らせ給ひて先づ御座船と第一供奉船とを写させ給ひ、知事を顧みて、卿も此中に映て居るよと仰せ給ひぬ。申すも畏き事ながら、殿下には常に写真術を好せ給ひ、今回のご旅行にも絶えず御撮影あらせらるる由承りしが、此日は湖上極めて晴れやかなる上、双方にて網を打ち御す態のいとど御意に召したりけん。御舟の中よりも網引く態及び城山御座所杯御撮影遊されたり。」

記述によれば、皇太子は上陸後に、まず御座船と第一供奉船を写し、松永武吉島根県知事も被写体になっていた。御座船の中からも漁の様子、松江御旅館の方向を撮影していた。また、山陰道行啓中も、随所で自ら撮影を行っていたようである。

では、記録に記されたような皇太子嘉仁親王による明治40年山陰道行啓時の写真は現存しているのだろうか。いろいろ調べてみると、宮内庁の「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」(4)により公開されている、「〔東宮〕嘉仁親王巡洋艦筑摩進水式台臨記念写真帖」（函架番号B１・61）(5)及び「〔東宮〕嘉仁親王巡洋艦筑摩進水式台臨記念写真帖」（函架番号B１・65）(6)と題された二つの写真アルバム中の写真が、明治40年の山陰道行啓時に皇太子が撮影した写真ではないかと気づいた。二つのアルバムには、同じ写真がそれぞれ64枚、同じような割付けで台紙に貼り付けられており、艦隊のイルミネーション、米子御旅館、倉吉御旅館、鳥取御旅館（仁風閣）、松江御旅館（興雲閣）、宍道湖遊覧風景、玉湯村

大字林御野立所、大田御旅館（安濃郡立農学校）、大森町御昼餐所（邇摩郡役所）、浜田御旅館（御便殿）など、行啓順路に沿う形で写真が並んでいる。

興味深いことに、アルバムからは「宍道湖御遊覧」時の９枚もの写真が確認できる。御座船・供奉船の写真、シルクハット姿の人物が写る写真、宍道湖での漁の写真、松江御旅館・松江城方向を望む写真も含まれており、皇太子の撮影という行啓時の記録と一致する。

『皇太子殿下島根県行啓日誌』は、皇太子が宍道湖遊覧を終えて、「御機嫌麗ハシク還御アラセラル」と記録している。明治40年の「宍道湖御遊覧」は、皇太子嘉仁親王の心を格別にとらえた催しだったことが残された写真にもうかがえる。

注

（１）島根県行啓事務委員長・島根県事務官藤本充安編1907『皇太子殿下島根縣行啓日誌』（明治40年６月16日編纂、同年８月17日印刷、同年８月23日発行、行啓日誌係・技手中島善夫、属奈倉正良・属山岡三郎）

（２）角金次郎編1907『記念 山陰道行啓録』（明治40年９月４日印刷、同年９月22日発行、発行者稲吉金太郎）

（３）上田仲之助編1907『行啓記念 春日の光』報光社（明治40年11月23日印刷、同年11月30日発行、島根県師範学校教諭上田仲之助執筆、島根県行啓事務委員長事務官藤本充安校閲、鳥取県行啓事務委員長事務官和田世民校閲、発行者前田得一）

（４）https://shoryobu.kunaicho.go.jp （2022.1.31）

（５）https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000521340000/5ead2ab085ec4936af895602e9f31037 （2022.1.31）

（６）https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000521350000/b6aa7b9da1804f32b90756e901b3abb1 （2022.1.31）

謝辞

宮内庁所蔵「〔東宮〕嘉仁親王巡洋艦筑摩進水式台臨記念写真帖」に載る写真の特定にあたり、岡崎雄二郎氏、西尾克己氏よりご教示をいただきました。感謝申し上げます。

（いなた　まこと　歴史まちづくり部史料調査課副主任行政専門員）

写真　皇太子嘉仁親王「御撮影」の山陰道行啓と「宍道湖御遊覧」

（出典：宮内庁ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「〔東宮〕嘉仁親王巡洋艦筑摩進水式台臨記念写真帖」
https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000521350000/b6aa7b9da1804f32b90756e901b3abb1
より抜粋、キャプションは筆者）

写真１　鳥取御旅館（仁風閣）

写真２　松江御旅館（興雲閣）２階ベランダから

写真３　「宍道湖御遊覧」（宍道湖での漁。船中からの撮影か）

写真４　「宍道湖御遊覧」（嫁が島に着岸する供奉船。嫁が島からの撮影）

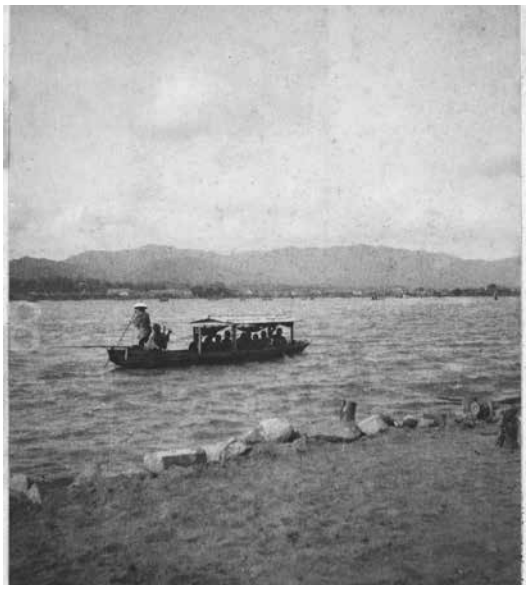

写真５　「宍道湖御遊覧」（供奉船。嫁が島からの撮影）

写真６　「宍道湖御遊覧」（嫁が島に上陸するシルクハット姿の人物や供奉員たち。右に御座船、左に供奉船）

写真７　「宍道湖御遊覧」（宍道湖での漁。船中からの撮影か）

写真８　「宍道湖御遊覧」（船中または嫁が島から松江城、松江御旅館方向を望む）

写真９　「宍道湖御遊覧」（船中または嫁が島から嵩山、和久羅山を望む）

写真10　「宍道湖御遊覧」（供奉船。嫁が島からの撮影）

写真11　「宍道湖御遊覧」（供奉船。嫁が島からの撮影）

写真12　玉湯村大字林御野立所より宍道湖を望む

写真13　大田御旅館（安濃郡立農学校）

写真14　浜田御旅館（御便殿）

資料「宍道湖遊覧記事抜粋」

「山陰新聞」（明治40年(1907) 5 月26日付）

「**宍道湖御遊覧**　昨日は、宍道湖上に於て松平伯爵の催に係る遊船を御覧あらせられるべく前日仰出されたるに就ては、先づ桂東宮主事は昨日午後一時三十分松永知事の馬車に便乗して城山御旅館を出発し、八束郡法吉村国屋字堂形へと先着□ぬ。軈（やが）て殿下にはご予定のごとく午後二時御旅館を御出門あらせられしが、当日は御微行のこととて保田警視憲兵一騎先駆となり、御召馬車には木戸侍従長御陪乗、第二馬車には吉田内蔵主事、侍従武官、憲兵二騎護衛し、外に薬剤師扈従（こじゅう）せり。御順路は県庁前御通過、内中原交融橋を渡り小片原に出でさせせられ、中原字土手を御通過、天倫寺鼻に出でさせせられ、天倫寺鼻の新設桟橋には緑門を作り日章を交叉□、御坐船は紅白の幔幕を張廻はされ、欄干にも日章を揚げられて準備周到なりき。御坐船の椅子、卓子等は何も宮内省貴顕用の品とて、その美麗なること眼を眩せん計りなり。斯くて二時二十五分御坐船に御移乗、木戸侍従長、村木武官長、侍医武官各一名、及び東郷大将夫々御陪乗せり。奉供船第一船には桂東宮主事、松永知事、松平伯爵代松平子爵、吉田内蔵主事、第二船には村山少将その他の供奉員、第三船には藤本第一、本間第二、堀田第四の各部長、小笠原県技師、長谷川、青山、吉岡、松浦の各県属、第四船には福岡市長、高橋市助役、三谷市書記乗船、第五船には松平家令家扶家従等、順序正□□進行して、嫁ケ島に御上陸。親しく写真機を取らせられ、御坐船、奉供船、其他の風光を撮影あらせられぬ。松永知事、随従上陸の際、撮影の中に加りし旨難有（ありがたき）御言葉を賜はり、四方の風色を御瞰下ありたり。それより湖岸を綾どる山名を一々知事に御下問あり。知事逐一これに奉答せ□が、山岳の名称由緒等は更らに調査の上至急差出すべく、同時に教育事業慈善事業、水難救済事業を調査して共に差し出すべく仰せ出だされたり。当日は中山東宮大夫に休暇を賜は□、特に東郷大将を仮りに湖上水師提督と□ての御思召あり□やに漏れ承はる。東郷大将は湖上の指揮は稍々（やや）困難なりと苦笑せられたる由なるが、好話柄と云ふべし。夫れより凡そ一時間を餘す半程を経て獲魚の御遊覧あり、四時十五分頃還御ありたり。殿下の還御後松平伯爵代理松平子爵御礼のため御旅館に参入せり。因に記す、当日は灘町、堂形裏、茶町裏、大橋の諸方面より投網十艘攻打、外に曳網（方言に丈高網）十艘を繰出し二艘を一組とし、湖心に頗る壮観を映じたりき。」

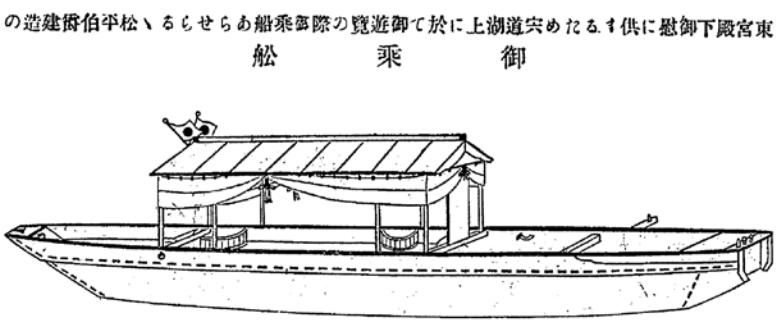

明治40年 5 月25日付「山陰新聞」に掲載された御座船の図

『皇太子殿下島根県行啓日誌』（明治40年 6 月、島根県行啓事務委員長・島根県事務官藤本充安編）

「此日稍風（東北）アリ漣波起ル処、御座船ハ徐ロニ進ミテ順次南ニ移リ、約一時間ニシテ嫁ケ島附近ニ至ル。此間予テ準備セル投網船十艘（漁夫二十名）、曳網船十艘（漁夫三十名）ハ御座船ノ出御ヲ見ルヤ処々ニ捲打攻曳ヲナシ、溌溂タル鯉、鮒、鰡(ぼら)等百数十尾ヲ漁シ、御覧ニ供フ。斯クテ御座船ノ嫁ケ島ニ達スルヤ直ニ御上陸、四方ノ風光御展望アラセラレ、親シク御写真機ヲ把ラセ給ヒテ、附近御撮影遊ハサル。次テ松永知事ヲ召サレ、四辺ノ眺望、山岳、河川ノ名称ニツキ御下問アリ。尚ホ勧業上、教育上、慈善事業水難救済事業ニ関スル調書ヲ差出スヘキ旨御沙汰アリ。再ヒ御乗船遊ハサレ天倫寺鼻仮設桟橋ニ御着、御乗船アラセラレ、御順路ヲ御往路ノ通、午後四時十五分、御機嫌麗ハシク還御

アラセラル。」

『記念 山陰道行啓録』（明治40年 9 月、角金次郎編）

「**湖上御遊覧**　（前略）御座船の船手は旧藩士原一忠外七名にして原氏は三紋扮装にて櫓を操り□を解きて沖に漕ぎ出せば、其他の各船咸な之れに従ふ。中瀬には猟師（漁師）町の投網船十艘（漁夫二十名）又た揖屋村より傭来れる丈高網十艘（漁夫三十名）午前より既に二手に分かれて場所を構へあり。イザ御座船の出御と見るや投網は風上より捲打を始め丈高は下手より威勢よく引き始めたり。此日東風稍々強くザワザワと小波の立てるを御座船は徐々漁船の中央を進み、斯くして各舟共に順次南に移り、処々にて溌溂たる鯉鮒鰡等の漁られしと見る間に、御座船は一時間の後嫁が島近くに達しけり。殿下には夫れと欝はすや、彼処へ寄せよとの御言葉あり。乃ち嫁島の北渚に御船を着け奉れば、殿下先づ御上陸遊ばされ暫し島内を御逍遥あらせられたる後ち、予て御携帯の写真機を探らせ給ひて先づ御座船と第一供奉船とを写させ給ひ、知事を顧みて、卿も此中に映て居るよと仰せ給ひぬ。申すも畏き事ながら、殿下には常に写真術を好せ給ひ、今回のご旅行にも絶えず御撮影あらせらるる由承りしが、此日は湖上極めて晴れやかなる上、双方にて網を打ち御す態のいとど御意に召したりけん。御舟の中よりも網引く態及び城山御座所杯御撮影遊されたり。尚ほ若葉濃き四方の山々を指させ給ひ、松永知事を顧みて種々御下問あり。知事は一々御答申上げたるに、更に宍道湖の周囲に折り重れる山々の名を謂れ、諸共に取調べ、尚ほ教育、慈善、水難救済の各事業を仔細に取調べて差出せよとの御諚あり。知事は何時もながら殿下の御仁慈に渉らせ給ひ、各般の事業奨励の御思召厚きに感銘しまつりたり。御舟遊一時間半許にして四時前御帰船遊ばされ、堂形の桟橋に着せ給ふ。御列全く以前と同じくして四時十五分御還御あらせらる。此日東郷大将は供奉第一船に乗せらるべく予定しありしを、特に殿下より御座船に召させ給ひ「今日湖上の水師提督は卿が勤むるよ」と仰ありけるに、大将は海洋の指揮は心得て候へども湖上の提督は勤り申まじき由申上げしに、殿下にはいとど興に入らせ給ひ、御機嫌麗しかりしと承はりぬ。」

『行啓記念 春日の光』（明治40年11月、上田仲之助編）

「二十五日は午前は城山御旅館庭前に於て松平伯より献上催にかかる旧藩各流の武術仕合を御覧あらせられ、午後は二時御出門、木戸侍従長御陪乗、御微行にて松平家の催にかかる宍道湖上の御舟遊あり。御機嫌殊にうるはしく、御携帯の御機械にて四周の風景を御自づから御撮影あそばされ、次で松永知事を召され四辺の眺望、山岳、河川の名称につき種々御下問あり。尚ほ勧業、教育、慈善、水難救済等の各事業に関する調書を差出すべき旨御沙汰ありて、同四時十五分御旅館へ御帰還あらせられたり。」

南北朝期の出雲と義清流佐々木氏
―隠岐・塩冶・富田氏を中心に―

川岡　勉

はじめに

鎌倉期以来、宇多源氏の佐々木一族に属する諸氏が出雲国内に進出し、大きな社会的比重を占めてきた。これは佐々木氏が鎌倉幕府から出雲の守護に任じられたためであり、その流れは南北朝期を経て、室町期の佐々木京極氏、戦国期の尼子氏に至るまで続く。但し、鎌倉・南北朝期までは活動の中心は義清流佐々木氏であったのに対し、南北朝・室町期に出雲を支配した京極氏、そこから派生した戦国期の尼子氏は定綱流の佐々木氏であり、同じ佐々木一族であっても勢力の交替が認められる。

従来の研究では、京極氏や尼子氏に比べて義清流佐々木氏に関する研究は立ち遅れており、それが中世出雲の政治的変遷をたどるのを困難にしている。本稿は、佐々木一族のうち、義清流に属する隠岐氏・塩冶氏・富田氏の動きを探る中で、南北朝期の出雲の政治状況の整理を試みようとするものである。

この三氏について論じようとする時にネックになるのが、関連する一次史料の乏しさである。本稿では、これを補うために系図情報を参考にする。佐々木氏に関する系図としてよく知られているのは、『続群書類従』に収録されている三種類の「佐々木系図」である。すなわち、浅羽氏の家蔵本を写したとされる巻百三十二の「佐々木系図」（これを①とする）、明応四年十二月の年記をもつ巻百三十三の「佐々木系図」（これを②とする）、そして巻百三十四の「佐々木系図」（これを③とする）がそれである。

この他にも、『尊卑分脈』や『系図纂要』・『寛政重修諸家譜』に所収される佐々木氏の系図がある。また、内閣文庫所蔵の「佐野本系図」の中に、「隠岐塩谷富田流」と題して義清から始まる系図が収められている（これを④とする）。本稿では、これらの系図情報を参照しながら、前記三氏の動静をたどってみることにしたい。

一、「佐々木系図」に見える義清流佐々木氏

佐々木氏は宇多天皇から始まる近江源氏の一流であり、保元の乱で勢力を伸長させたが、平治の乱で敗れて関東に逃れた後、佐々木秀義とその子どもたちが源頼朝の挙兵に従って治承寿永の乱で活躍した。その軍功により、佐々木氏は一族で数多くの国々の守護職を獲得している。

佐々木氏略系図

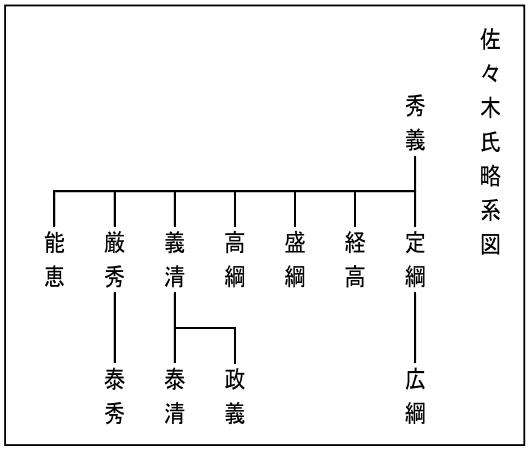

秀義の子定綱は近江の守護となり、その子孫は近江を中心に広く根を張った。惣領家に当たる六角氏をはじめ、京極氏・高島氏・大原氏・朽木氏らは、いずれも定綱の流れから分かれて近江国内に勢力を伸ばしていくことになる。また、定綱は長門・石見・隠岐などの守護にも就任している。

同じく秀義の子のうち、経高は淡路・阿波、盛綱は伊予、高綱は長門の守護に任じられた。高綱については、出雲の守護になったとも伝えられるが確証はない。しかし、高綱流佐々木氏から乃木・乃白氏らが分出しており、また高綱は意宇郡の乃木で死んだとする伝承があるなど、出雲国内に一定の影響力を保持していたようである。このほか、秀義の子には後述する義清や出家した厳秀・能恵がいる。系図②によれば、厳秀の子泰秀は出雲吉田に住んで吉田四郎左衛門尉と名乗ったとされ、出雲に勢力を保持していたことがうかがえる。

承久三年（一二二一）に承久の乱が起きた時、一族の嫡流である定綱の子広綱が京都方に与したため、守護職の多くは没収された。乱後に定綱の弟義清が出雲・隠岐両国の守護に任じられたとみられる。義清の後は子の政義と泰清に守護職が受け継がれ、以後も両国の守護職は泰清の子孫に相伝されていった。系図③に義清が「雲州佐々木先祖」と書かれているように、義清流佐々木氏が出雲国内に広く根を張っていくのである。

各種系図によれば、義清の子泰清には多くの子どもがいたとされる。本稿では、義清流佐々木氏のうち、泰清の子である時清（隠岐氏）・頼泰（塩冶氏）・義泰（富田氏）から始まる三つの系統にとくに注目して、それぞれの動静をたどってみることにしたい。これは決してそれ以外の系統が重要ではないということを意味しない。けれども、南北朝内乱期の出雲国内の政治状況を探る上で、この三系統に注目して読み解くのが有効だと思われる。

佐々木氏略系図　＜時清系＞

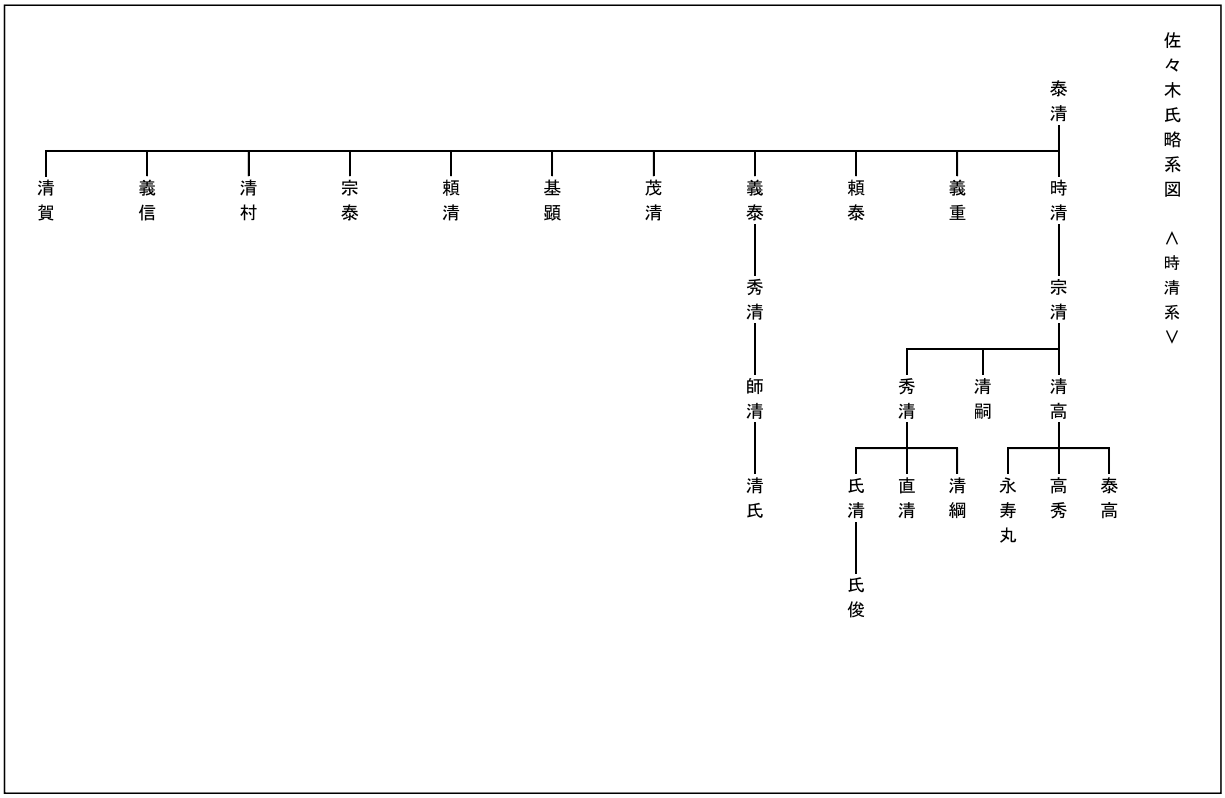

二、隠岐氏の京極氏被官化

出雲・隠岐両国の守護を務めた佐々木泰清は、文永の役後に鎌倉から下向し、弘安年間に出雲で死去した[1]。隠岐国守護職は子の時清に譲与され、その後も時清の孫清高の在職が確認され、時清の系統で相伝されたことが分かる[2]。系図によれば義清の受領名は隠岐守であり、『尊卑分脈』には「号隠岐」という注記が見える。以後の泰清・時清・宗清も隠岐守であり、泰清・時清が隠岐次（二）郎左衛門尉と称したことは一次史料でも確認できる。

鎌倉末期に隠岐国守護であった清高は、佐々木隠岐前司と呼ばれており、やはり隠岐守の受領名の継承がうかがえる。清高は、元弘三年（一三三三）に隠岐から脱出した後醍醐天皇を追って伯耆の船上山を攻め立てるが、敗れて越前に逃れた後、六波羅探題に合流した。まもなく足利勢が京都に進攻する中で、清高は探題の北条氏に従って近江に下り、五月九日に番場宿で自害した。系図①は元弘二年五月九日とするが、これはもちろん元弘三年が正しい。清高が自害した時に子の泰高・高秀・永寿丸も父とともに自害し[3]、清高の弟清嗣は近江の八相合戦で討死したが（系図①）、もう一人の弟である秀清の子孫が生き延びている。秀清の子として系図に名前が見えるのは隠岐守清綱・直清・彦左衛門尉氏清の三人である。康永三年（一三四四）六月十五日、京極導誉（高氏）の出雲守護代吉田厳覚は国造家における孝宗・貞孝兄弟の相論を調停して連署和与状を提出させたことを知らせる書状を隠岐彦左衛門尉に送った[4]。急ぎ京極氏より判断を下して一方に国造職を与えるように披露を求めたものであり、隠岐氏は在京する導誉の被官であったとみられる。ここに登場する隠岐彦左衛門尉は秀清の子の氏清に比定してよいであろう。清高の自害後、氏清は京極氏に仕えていたのである。

また、貞治五年（一三六六）から京極氏の出雲守護代としての活動が認められる人物に隠岐入道自勝という者がいる。従来の通説では自勝の俗名は清氏だとされてきた[5]。清氏は、森茂暁氏が指摘するように、時清の弟義泰から秀清―師清―清氏とつながる人物である。しかし、系図によれば、義泰は富田四郎左衛門、秀清は山佐五郎、師清は上山佐彦二郎左衛門、清氏は高木備中守三郎左衛門と号したとされており、義泰系に隠岐氏の名乗りや隠岐守の受領名は確認できない。清氏を隠岐入道とする確証は認められず、むしろ隠岐氏の名乗りは時清系とみた方がよかろう。前述した京極氏に仕えた氏清について、系図④では「彦左衛門・隠岐入道」と注記されている。この氏清こそ、隠岐入道自勝の俗名にふさわしい。康永三年に導誉の被官として在京していた氏清は、貞治五年頃には出雲の守護代として活動していたと考えられるのである。

以上のように、隠岐国守護であった佐々木清高が鎌倉幕府滅亡と運命をともにした後、弟秀清の系統が生き延びて京極氏に被官化した。京極導誉の出雲経営を支えた守護代隠岐彦左衛門尉（隠岐入道自勝）は、時清系の佐々木氏清と判断されるのである。導誉の隠退後、子の高秀が出雲守護となるが、隠岐入道は引き続き守護代を務め、その後は隠岐五郎が守護代となる。隠岐五郎は隠岐入道の子息であり、佐藤進一氏は実名を氏治とするが、応安七年（一三七四）に高秀の指示を受けて秋鹿郡大野荘の土地を安国寺代官に引き渡すように命じた文書から、氏俊が正しいことが判明する[6]。秀清の子孫たちは、出雲の支配権が義清流佐々木氏から佐々木京極氏へ転換する際に、両者をつなげる重要な役割を担ったのである。

三、塩冶高貞の滅亡と一族の動静

佐々木泰清が所持していた出雲・隠岐両国守護職のうち、隠岐国守護職を

継承するのが子の時清であるのに対し、出雲の守護となったのがやはり泰清の子頼泰である。出雲の守護職は、泰清→頼泰→貞清→高貞と、頼泰の系統で受け継がれていくことになる。頼泰は④佐野本系図に「塩谷三郎左衛門」とあるように、塩冶氏を名乗った。塩冶郷は富田荘と並んで鎌倉期における出雲守護領の中心となる場所で、塩冶氏はここに守護所をすえて出雲の支配を行ったとみられる。塩冶氏の歩みについては、原慶三氏が詳細に論じており[7]、本稿でも原氏の研究を参考にしながら整理を加えていきたい。

系図によれば頼泰の子塩冶貞清は正中三年（一三二六）三月二十八日に死去したとされ、その後を継ぐのが貞清の子高貞である。鎌倉末期に出雲の守護であった塩冶判官（佐々木隠岐大夫判官）高貞は、隠岐から脱出した後醍醐天皇のいる伯耆船上山に馳参し、鎌倉幕府打倒に協力した。『太平記』巻十一によれば高貞は京都に帰る後醍醐の先陣を勤めたとされ、建武政権が発足すると出雲・隠岐両国の守護職を獲得し、隠岐守も兼帯した。雑訴決断所の職員にも登用され、建武元年（一三三四）八月の結番交名では、四番北陸道担当となっている[8]。建武二年、高貞は足利氏討伐のため東国に下向する新田義貞に従ったが、途中で寝返って足利方に与同した。室町幕府が発足すると、出雲国守護として活動していくのである。

ところが、暦応四年（一三四一）、高貞が陰謀を企てたとして京都から出奔し、出雲に下向して自害するという事件が起きる。『太平記』巻二十一では、執事の高師直による讒言が事件の発端と伝えている。逐電した高貞の追討に向かったのは山名時氏と桃井直常であり、「山名系図」には時氏が意宇郡の佐々布山で高貞を討ち取ったと記述されている[9]。高貞の子の昌光は系図①に「童子　於播州生害」と書かれており、出雲に下向する途中、播磨で亡くなったようである[10]。もう一人の子の冬貞については「近江守　直冬家

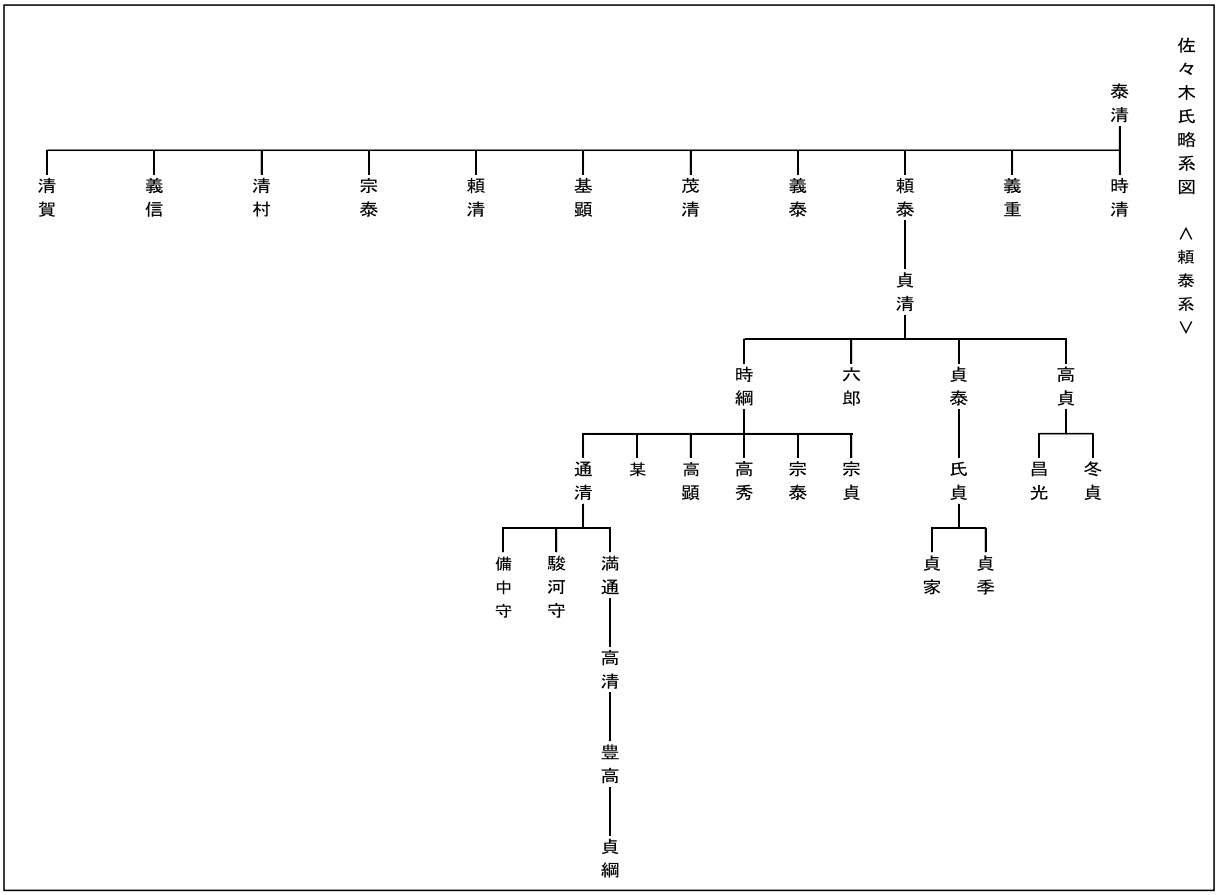

人也」と注記されており、生き延びた後、やがて出雲に勢力を伸ばす足利直冬の家人になったとみられる。

高貞の滅亡は塩冶一族に多大な影響を与えた。系図によれば、高貞の弟六郎も兄とともに自害したとされるが、『太平記』では高貞を落ち延びさせて加古川で討死したと書かれている。高貞のもう一人の弟時綱の子の塩冶山城守宗貞は在京する高貞の守護代を務めていたようで[11]、系図①に「暦応四年三月二十六日、於播磨国嘉古川自害」とあるから、やはり加古川で亡くなったとみられる。系図①には、宗貞の弟高顕も「高貞同自害」、同じく弟某も「同自害」とあり、多くの親族が死去したことが読み取れる。

これに対して、宗貞らの父、すなわち高貞の弟である時綱は、系図④に「従師直故子繁昌」と注記されており、高貞と対立した高師直の側についたとされる。貞和元年（一三四五）八月、天龍寺供養に足利尊氏に供奉した人々の中に、佐々木三河前司の名を確認することができる[12]。原氏は、これを時綱に比定し、以後、三河守が塩冶氏惣領を示す地位になると指摘している。

また、『太平記』には高貞の陰謀を師直に密告したのが高貞の弟四郎左衛門とされ、これは系図①に「四郎左衛門・信濃守」とある貞泰に対応し、高貞の兄弟の中に、高貞と袂を分かった者がいたことをうかがわせる。この貞泰については、系図④に「大熊五郎左衛門尉・従五位下・信濃守」と書かれていることも注意される。観応元年（一三五〇）、尊氏方の京極氏に敵対して伯耆から出雲に攻め込んだ直義方の山名勢の中に名前が見える佐々木信濃五郎左衛門尉と同一人物の可能性が考えられるからである[13]。応永十年（一四〇三）に山名氏之の伯耆守護代として活動した佐々木信濃入道もその系譜を引くとみることもできよう[14]。貞泰の子孫は伯耆に移り、山名氏に被官化する道を歩んだのかもしれない[15]。

系図④には、時綱の子の一人である通清について「山名時氏領出雲伯耆故為家老」という注記が付されており、通清も山名氏と結びついていったことが示されている。通清は系図①で「上郷三河守法名道圓」、系図④には「号上郷　従五位下　三河守」と書かれる人物である。上郷は神門郡東部の斐伊川中流域左岸に位置し、水運を押さえる要地であるが、ここを拠点にしていた上郷氏が山名氏の出雲守護代を務めていたことは、一次史料からも読み取ることができる。佐草家文書の「杵築大社造営覚書」に、「至徳三年　御遷宮、守護殿代上郷殿」という記事があるように、至徳三年（一三八六）に山名氏の守護代として杵築大社の遷宮の奉行を務めたのは上郷を名乗る人物であった[16]。また、永徳二年（一三八二）に三刀屋の諏訪部氏を率いて河内に発向している「佐々木参河入道道彭」という人物がいるが[17]、道彭は康暦三年（一三八一）に意宇郡の佐草社を安国寺に安堵する文書を与えており[18]、守護代の上郷入道と同じ人物だと考えられる。山名氏の守護代である上郷殿、すなわち佐々木三河入道道彭は、系図に見える通清と同一人物と判断できよう。

『明徳記』によれば、後年、山名満幸の代官を務めた塩冶駿河守は上郷入道の子であったとされ、上郷入道の後任の守護代に任じられたとみられる。系図①に見える通清の子息のうち、「駿河守」と注記されている某が、この塩冶駿河守にちがいない。『明徳記』によれば、明徳の乱が勃発した時に上郷入道と駿河守は富田城に立て籠もって幕府軍の攻撃に備えたとされる。京極高詮が派遣した隠岐五郎左衛門尉が開城を促したところ、上郷入道が投降したのに対し、駿河守は投降を拒否して城の麓にある城安寺で切腹したと伝えられる。系図①に駿河守某が「明徳合戦山名乱自害」と書かれていること

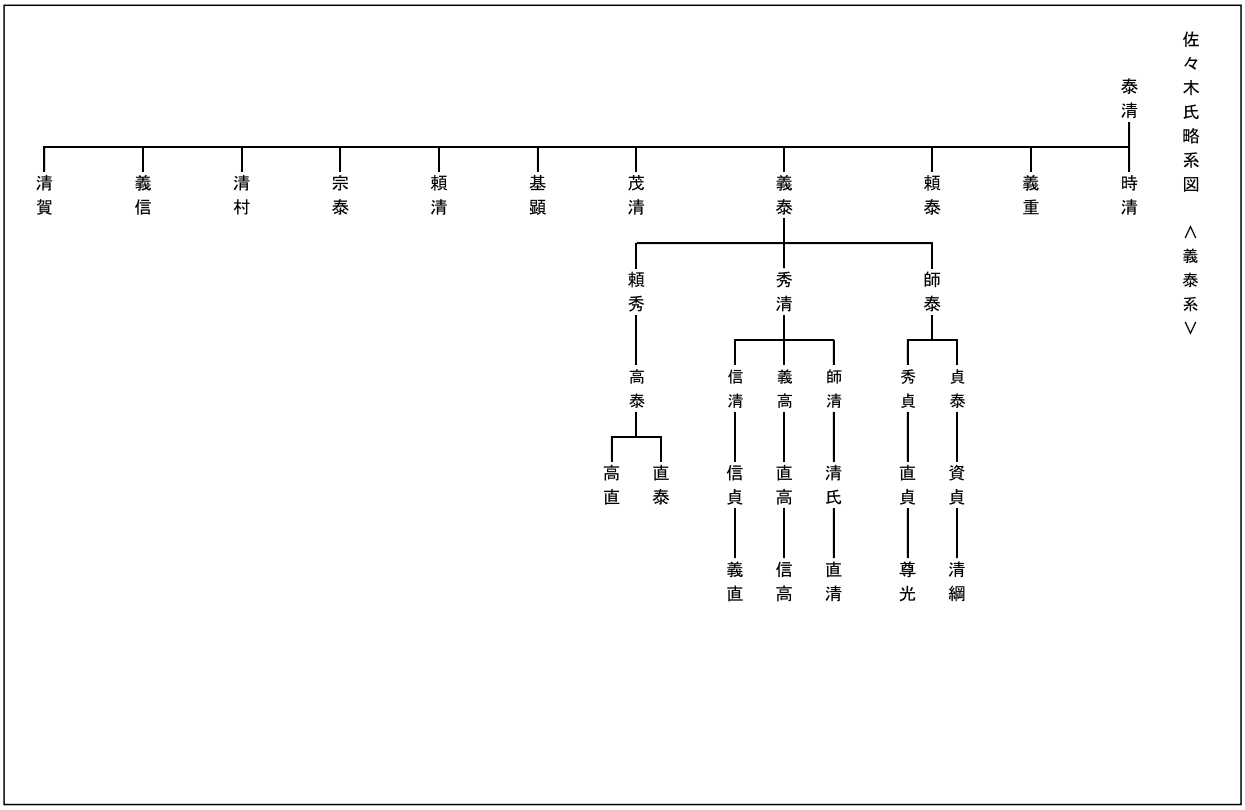

と符合する。

一方、やはり通清の子息の一人である満通に関しては、系図①に「京極被官塩冶三河守」という注記が認められ、山名氏の守護代となった上郷入道・塩冶駿河守と異なり、京極氏に接近したことがうかがわれる。十五世紀の塩冶三河守家は室町幕府の奉公衆として活動しているから、京極氏に被官化したとする記述が事実であるか定かでないが、以後の塩冶氏はこの満通・高清・豊高・貞綱という系統で家を存続させていくのである。

また、『太平記』巻三十八には、康安二年（一三六二）の摂津の合戦で京極導誉の配下に塩冶六郎左衛門という武士が登場している。系図①を見ると、時綱の子の一人である高秀が六郎左衛門なので、この人物の可能性がある。時綱の子には、伯父高貞と運命をともにした宗貞・高顕・某、京極氏に仕えた高秀、山名氏に仕えた通清と、それぞれ身の処し方が異なる兄弟がいたことになろう。

以上のように、塩冶氏（頼泰流）は、出雲国守護を務めてきた高貞が滅んだ時に、高貞の子弟や甥の中にこれに殉じて死んだ一族がいた。また、敵対した山名氏に仕えて守護代となり、後に明徳の乱で滅びていく者もいた。さらに京極氏に接近して生き延びた者がおり、その系統が室町幕府の奉公衆となる家につながっていくのである

四　南朝方の出雲守護富田氏

泰清の子の一人である義泰は、系図①に「号富田四郎左衛門」とあることから、塩冶郷とならぶ鎌倉期の守護領の中心であった富田荘を拠点に活動したとみられる。義泰の子の富田師泰は、後醍醐天皇の討幕運動に協力したことにより美作国守護に登用された[19]。塩冶高貞と同じく雑訴決断所の職員に

も登用されたようで、建武元年八月の「結番交名」では三番東山道の担当者の中に佐々木佐渡入道如覚の名前が認められる[20]。系図①に注記されるように、如覚は師泰の法名であり、翌三年七月二十二日に死去したとされる。

師泰の弟秀清は「号山佐五郎」と注記され、その子に上山佐を名乗る師清や下山佐と号した義高、田原と号した信清らがいるから、この子孫は富田荘周辺に勢力を伸ばしたと思われる。

師泰の子息に貞泰・秀貞がおり、貞泰の子孫は新宮を名乗り、秀貞は美作守・伊予守を称したようである。建武三年正月の日置政高軍忠状によれば、政高は前年十二月二十一日に佐々木美作大夫判官秀貞とともに美作に発向したとされる[21]。軍忠状に高師直の証判が加えられているから、富田氏が足利方に与同していたことがうかがわれる。天龍寺造営に際して足利尊氏に供奉した人々の中にも、富田秀貞の名が認められる[22]。

しかし、観応の擾乱による混乱の中で、秀貞は山名氏、そして南朝と結びついていったらしい。『太平記』巻三十二によれば、秀貞は山名氏に従って活動し、京極氏の小目代吉田厳覚を出雲から追放したとされる。正平六年（一三五一）七月二十五日、秀貞は鰐淵寺に仁多郡の阿井郷を寄進しているが[23]、鰐淵寺の僧頼源が書き上げた文書目録には「守護人富田美作守秀貞阿井郷寄進状」と書かれており[24]、秀貞は南朝方の出雲守護として鰐淵寺の保護に当たっていたことが分かる。中国地方に勢力を伸ばしてきた足利直冬が南朝の「正平」年号を使用するようになるのは正平八年五月からなので、秀貞はそれ以前から南朝と結びついて活動していたのである。

直冬方が守護の京極方を圧倒する勢いを示す中で、富田秀貞も活動を活発化させた。正平九年五月二十二日に三刀屋の諏訪部氏に軍勢催促を行っている前伊予守は、受領名からみて秀貞と考えてよい[25]。秀貞は南朝方の出雲守護として国内武士の組織化に努めていたのである。直冬は九州から長門・周防、さらに石見へと進出し、五月には秀貞が直冬を出迎える動きを示している[26]。

文和三年（一三五四）四月八日、幕府は京極導誉に勲功の賞として出雲・美作・近江に所領を宛行っており、出雲では富田荘が導誉に与えられている。京極氏と富田の関係を示す初見史料であるが、直冬が南朝と結んで勢力を広げていた当時の情勢からみて、富田氏が押さえている富田荘を京極氏が実際に領有できたとは考えにくい。しかし、直冬が同四年の京都進攻・撤退後に勢力を衰微させると、富田氏が直冬や南朝を頼みにできる条件は急速に失われていったであろう。南朝方に属していた山名時氏が貞治二年（一三六三）に足利政権に復帰したことも、富田氏の立場を苦しいものにさせていったと思われる。こうした状況の中で、富田氏は守護京極氏と結びついていった可能性がある。京極氏が出雲の守護職を失った時に、富田氏が没落した形跡が認められるからである。

系図①には、貞泰の孫清綱は「惣領敵対之間、康暦元年八月廿四日於富田庄新宮城被討了」とある。また、秀清の曾孫直清は「康暦二年三月五日於富田城合戦討死」、富田氏（義泰系）とは別系統になるが、義泰の弟義信の系統（古志氏）の信高には「康暦二年三月八日於富田庄新宮城討死」、義清の子政義の系統の義宗については「康暦二年三月八日、於雲州新宮自害」という注記が確認できる。康暦元年（一三七九）に一族の内紛が起きたように見受けられる中で、翌年三月に起きた富田城合戦は関係者が討死・自害するかなり大規模なものであった様子がうかがえる。この合戦の構図を読み取る手がかりとなる史料は乏しいが、前年に室町幕府を揺るがす康暦の政変が起きており、これに伴って出雲国守護職が京極氏から取り上げられ山名氏に与え

られていることと関連している可能性が高い。京極氏から山名氏への勢力交替に伴う戦乱が富田城周辺で起こったものと考えられ、新守護山名氏の勢力が富田周辺に及ぶ中で富田氏は没落していくのではなかろうか。

富田氏に代わって富田城に入ったと思われるのが、前述した山名氏の守護代である上郷入道・塩冶駿河守父子である。そして、明徳の乱が勃発した時に富田城に立て籠もる両人に対して、隠岐五郎左衛門尉ら京極勢による攻撃が加えられたことは既に述べた。義清流佐々木氏の末裔である時清系と頼泰系の戦いが富田城周辺で繰り広げられたのである。

五　義清流佐々木氏から京極氏へ

出雲における南北朝の内乱は、足利（北朝）方と南朝方の抗争に、京極氏と山名氏の守護職をめぐる争いが絡まり合いながら展開したが、義清流佐々木氏の末裔である隠岐氏・塩冶氏・富田氏の動静が内乱の帰趨を左右する大きな要素であったとみられる。

これまでの検討を踏まえて、義清流佐々木氏の歩みを振り返ってみよう。義清流佐々木氏の祖である義清は、承久の乱後に出雲・隠岐両国の守護に就任した。義清が隠岐守を称して以来、隠岐守はこの一流のうち惣領筋の系譜を引く者の受領名であったと考えられる。義清の子政義は隠岐太郎左衛門尉を名乗り、政義の後は弟の泰清が隠岐二郎左衛門尉として両国の守護職を継承している。

前述したように泰清には多くの子息がおり、泰清が死んだ後、隠岐国守護職を受け継いだのが時清の系統であり、これが隠岐氏である。出雲国守護職を継承して神門郡塩冶郷の所領を拠点に活動したのが頼泰であり、これが塩冶氏である。また能義郡富田荘の所領を拠点に活動していくのが義泰であり、これが富田氏の祖となった。そのほかにも、神門郡古志郷を拠点に活動して古志氏の祖となる義信をはじめ、泰清の子息たちは隠岐や出雲の各地に勢力を広げていくことになる。

元弘三年（一三三三）に鎌倉幕府が滅亡した時、泰清の子孫たちはさまざまな動き方をした。時清の孫で隠岐国守護であった清高は、近江番場で自害して幕府と運命をともにした。三人の子息も父と同じく自害して果てた。しかし、清高の弟秀清の子どもたちは激動の時代を生き抜き、彦左衛門尉氏清は出雲国守護となった京極氏に仕え、守護代隠岐入道自勝として京極導誉・高秀父子の出雲支配を支えていくのである。

一方、頼泰の孫で出雲国守護であった塩冶高貞は、後醍醐天皇の討幕運動に加わって建武政権で登用され、出雲・隠岐両国の守護となった。しかしまもなく足利尊氏に従って建武政権から離反、ひきつづき室町幕府から出雲・隠岐の守護に任じられた。ところが暦応四年（一三四一）に失脚し、京都から出奔して出雲に下向して自害した。この時、子の昌光が落ち延びる途中の播磨で殺され、弟時綱の子どもたち（塩冶山城守宗貞・高顕・某）も自害している。しかし、弟の時綱は高貞と運命をともにする道を選ばず、その子通清（上郷三河守）も高貞を追討した山名氏に仕えて生き延びていくことになる。出家した通清は上郷入道（佐々木三河入道道彭）と呼ばれ、山名氏の守護代として活動したことが確認できる。その子塩冶駿河守も山名満幸の守護代であったとみられるが、山名氏が明徳二年（一三九一）に乱を起こして敗北した時、幕府軍として富田城に押し寄せた京極勢の攻撃を受けて上郷入道は投降、駿河守は自害するのである。その後の塩冶氏は、京極氏に接近した塩冶三河守満通の系統で家を存続させていったようである。

義泰の子富田師泰の場合は、後醍醐天皇の討幕に協力したことにより、建

武政権下で美作国守護に登用された。師泰の子秀貞は、建武政権から離反した足利方に加わって活動していたが、観応の擾乱による混乱の中で南朝と結びつきを深めていく。富田秀貞は南朝方の出雲守護として一時は大きな勢力を振るうものの、南朝や足利直冬の力が衰える中で京極氏に接近した可能性が高い。康暦年間に京極氏から山名氏への勢力交替に伴う戦乱が富田城周辺で起こり、新守護山名氏の勢力が富田周辺に及ぶ中で富田一族は没落していったと思われる。代わって富田城に入るのが山名氏の守護代である上郷入道・塩冶駿河守父子であったが、明徳の乱で没落するのは前に述べた通りである。

義清流佐々木氏は鎌倉期以来、出雲国内各地に所領および活動拠点を保持していたと考えられる。鎌倉期の佐々木氏の所領については、『松江市史通史編２　中世』に所領面積を示した一覧表が掲載されている[27]。それによれば、佐々木泰清の持っていた守護領の双璧をなすのが神門郡の塩冶郷と能義郡の富田荘であり、次いで島根郡美保郷・神門郡古志郷・意宇郡平浜別宮とつづく。このうち、塩冶氏（頼泰系）が塩冶郷を受け継ぎ、富田氏（義泰系）が富田荘を相続したにちがいない。古志郷は古志氏の祖となる義信に譲与されたと考えられる。

それでは義清流佐々木氏の惣領筋に当たる隠岐氏（時清系）の所領や活動拠点はどこに所在していたのであろうか。系図①には泰清について「弘安十年六月二十八日於雲州長見本荘頓死」とあり、出雲国島根郡の長海本荘で急死したことが伝えられている。長海本荘は中海西岸を占める天皇家の荘園であり、泰清がこの地域に活動拠点を確保していた可能性がある。出雲の内海地域を押さえるとともに、隠岐とも連絡を取り合う上で好都合であったろう。戦国期に「出雲州衆」の一人であった隠岐氏が拠点を定めていたのも長海本荘・新荘地域だったとされる[28]。天文十三年（一五四四年）には、隠岐豊清が父宗清の菩提を弔うために長海新荘の清安寺に寺領を寄進している[29]。時清系の活動拠点の一つは、この長海本荘・新荘であったと推測される。

また南北朝期の京極氏の守護代であった隠岐入道自勝の子五郎氏俊は、応安六年（一三七三）八月に八幡荘の年貢のうち毎年十石を宝光寺に寄進している。これは隠岐氏が八幡荘に権益を確保していたことをうかがわせる。八幡荘は平浜別宮の管轄下に置かれていたとされるから、鎌倉期の泰清の所領のうち、平浜別宮は隠岐氏に受け継がれた可能性が高い。塩冶氏が出雲西部の神門郡に拠点を構え、富田氏が出雲東南部の能義郡に拠点を持っていたのに対し、隠岐氏は島根郡の長海本荘・新荘から意宇郡の八幡荘にかけての中海西岸地域に拠点を確保していたと想定しておきたい。

八幡荘がある場所は、出雲国府の置かれていた出雲府中の周縁部に位置し、国府域から流れ出る意宇川が中海にそそぐ地点に近い。出雲府中は中世を通じて出雲国全体の政治的・経済的・文化的・宗教的センターとして機能し続けたとされる[30]。観応の擾乱が起きた時には、尊氏方の京極勢と直義方の反京極勢が平浜八幡宮・八幡津や森山・安来津などで衝突している[31]。八幡周辺には中海水運の拠点となる港湾が発達し、軍事的にも重要な地点であったと考えられる。全国的に中世前期の守護所は国府の周辺にあることが多いことからすれば、八幡周辺は守護勢力の活動拠点にふさわしいと言えよう。なお、戦国期に出雲国守護京極政経が京都から下向した後、京極氏の守護屋形も八幡周辺に存在したようである[32]。当所が南北朝期に京極氏の守護代であった隠岐氏の活動拠点であったとすれば、京極氏は隠岐氏の勢力圏の中に自らの屋形を構えたとみることもできよう。

康永二年（一三四三）に初めて出雲国守護職を獲得した京極氏は、近江を中心に活動してきた定綱流佐々木氏であり、出雲国内に強固な権力基盤を持っていたわけではあるまい。中世の出雲には、一宮である杵築大社をはじめ、大きな勢力をもつ神社や寺院が地域社会に強い影響力を及ぼしていた。国内の荘郷地頭たちが頭役を勤める杵築大社の三月会は出雲最大の年中行事であり、これに象徴される伝統的な秩序が根強く息づいていた。しかし、南北朝期には大社国造家の内紛が生じ、三月会頭役を対捍する動きもみられるなど、杵築大社を中心に培われてきた宗教秩序が動揺し始めていた。こうした事態に対応したのが京極導誉の守護代となった吉田厳覚で、彼は定綱や義清の弟吉田六郎厳秀の末裔とみられる。国造家における孝宗・貞孝兄弟の相論を調停して連署和与状を提出させたのは厳覚であり[33]、宗教秩序の維持に尽力し、京極氏の出雲支配を支える重要な役割を果たした。

観応の擾乱に伴う混乱の中で厳覚は山名勢に追放され、守護職も山名時氏に奪われてしまう。京極氏が守護職を回復した後に守護代として登用するのが義清流佐々木氏の隠岐氏（時清系）であった。京極氏は国造家とともに杵築大社の造営を遂げるように隠岐氏に命じ[34]、出雲国内各地の所領をめぐる紛争についても隠岐氏に指示して沈静化を図っている。吉田厳覚と同様に国内に勢力を持つ義清流佐々木氏の協力は、京極氏が出雲の支配権を掌握する上で極めて心強いものであったにちがいない。

これは山名氏についても、同じことが言えよう。厳覚を追放した山名氏が出雲を支配する上で頼りにしたのは、義清流佐々木氏の富田秀貞（義泰系）であったとみられる。そして富田氏が没落した後に山名氏の守護代として活動したのが、やはり義清流佐々木氏の上郷入道・塩冶駿河守父子（頼泰系）である。京極氏・山名氏ともに、国内の武家領主や寺社勢力・国衙在庁官人らとの接点を保持する義清流佐々木氏を登用することで出雲支配の安定を図ったのである[35]。義清流佐々木氏の活動に依存するところが大きかったものと考えられる。

明徳の乱の結果、幕府は山名氏から多くの分国を取り上げ、出雲と隠岐は京極高秀の子高詮に与えた。これ以後、京極氏は本領に准じて出雲・隠岐両国守護職を子孫に相伝していくことになる。山名氏の与党勢力は没落し、義清流佐々木氏の中心的な所領であった富田荘も京極氏の統制下に入ったであろう。但し、この乱で屈服した佐々木塩冶氏は掃討されたわけではなく、惣領の塩冶三河守家は京極氏との関係を改善させつつも、室町幕府の奉公衆として自立性を確保する道を歩んだとみられる。そのため、塩冶郷周辺地域は以後も京極氏が容易に介入できない場所でありつづけたのである。

京極高詮が出雲支配を開始した時、守護代として出雲に入国したのは、隠岐守を名乗る人物であった。明徳三年（一三九二）八月二十七日、高詮は前年の三月会が執り行われなかったとする杵築社の訴えを受けて、頭役人に触れて挙行させるよう隠岐守に命じている[36]。隠岐守による所領の安堵状や施行状も残されている[37]。但し、同人の名字や実名は定かではなく、明徳の乱で高詮が富田城攻めに遣した隠岐五郎左衛門尉との関係、あるいは祖父導誉や父高秀の守護代として活動した隠岐入道自勝・五郎氏俊父子との関係なども明らかにしがたい。

一方、応永二年（一三九五）十月四日、国造家との係争地であった黒田浦を御崎検校に沙汰付けるよう高詮が塩冶備中守に指示している[38]。系図で確認すると、上郷入道の子、すなわち富田城で自害した塩冶駿河守の弟に塩冶備中守がいる。京極氏から塩冶備中守に宛てて出された閏七月十六日の書状には、本件は京極氏側で裁定すべき案件ではなく、塩冶氏の管轄事項である

として相論の裁定を委ねる姿勢を見せ、京極氏側は塩冶氏の処置に対して異論を差しはさまないと誓約している[39]。塩冶氏は社家の紛争を自立的に処理しうる存在であったものとみられることから、京極氏の意を受けて活動する守護代ではなく、京極氏から自立的な立場をもつ社家奉行と捉えるのが妥当であろう。

おわりに

本稿では、断片的な一次史料を系図情報を参考にしてつなぎあわせながら、南北朝期の出雲における義清流佐々木氏の動静を概観した。もちろん、系図は同時代史料ではなく、一定の作為性を伴うのは免れない。系図情報を鵜呑みにするのではなく、同時代史料と突き合わせて慎重に分析していくことが求められよう。但し、系図情報のそうした限界を自覚しつつ、系譜関係を復元する作業を通じて、義清流佐々木氏の動静に関する一定の見取り図を示しておくことは意味があると考えられる。

検討の結果、義清流佐々木氏の隠岐氏・塩冶氏・富田氏の動静が南北朝期の出雲の政治秩序において重要な鍵を握っていたことが明らかになった。足利政権から守護に任じられたとはいえ、出雲国内に強固な基盤を持たない京極氏や山名氏にとって、義清流佐々木氏の権益を保証して彼らの協力を取り付けることは大きな課題であったように見受けられる。

南北朝期の守護について、遠国守護を除けば京都を拠点に活動するのが一般的な姿であったことは山田徹氏によって明らかにされたところである[40]。京極氏や山名氏の場合も、守護在任中に出雲に在国することはほとんどなく、新たに支配権を獲得した時や代替わりした時に国内諸勢力を組織するため下向するなどのケースに限られている。これは、当該期においても在京して幕政に関与することの意味が大きかったことを示すと言えよう。とはいえ、在京していれば分国支配の安定が自動的に確保できるというものではない。出雲の場合は、義清流佐々木氏をいかに味方につけるか、その遺産をどのように継承するかが、分国支配の成否を左右する要素だったと考えられる。

鎌倉期の守護領を受け継いだ義清流佐々木氏には、神門郡塩冶郷・能義郡富田荘・中海西岸地域など、いくつかの活動拠点があったとみられるが、その中でも地域支配の中核になったと思われるのは富田である。建武政権下で出雲・隠岐の守護に任じられた塩冶高貞のもとから駿馬が献上された話が『太平記』巻十三に掲載されているが、この馬は卯刻に富田を出立して酉刻に京都に着いたと言う。高貞は富田にいたことがうかがえよう。

康永二年（一三四三）に出雲国守護となる京極導誉が守護代にすえた吉田厳覚についても、富田で活動していた形跡がある。観応元年（一三五〇）八月に直義方の山名勢が伯耆から出雲に進攻し、尊氏―導誉方は守護代の厳覚を中心に防戦に当たっているが、敵勢が富田を見下ろす京羅木山まで進攻した時、諏訪部貞助が合戦の先陣を勤めて富田関所まで随行するなど忠節を尽くしたことを吉田兵衛次郎が確認している[41]。厳覚が富田を拠点としていたように読み取れるのである。

康暦二年（一三八〇）三月には京極氏から山名氏への勢力交替に伴う大規模な戦乱が富田城周辺で起こり、富田氏の没落につながった。富田氏に代わって上郷入道・塩冶駿河守父子が富田を拠点に活動し山名氏の出雲支配を支えた。しかし、明徳の乱が起きると京極勢が富田城を攻撃し、山名方は敗北するのである。このように、富田は地域支配の中核となる場所であり、守護・守護代クラスの有力者が富田に入って出雲の経営に当たっていたように見受けられる。尼子氏の富田入城もその延長線上にあったとみることができ

るのではなかろうか。

一五世紀に入ると、厳秀流の吉田氏や義清流の隠岐・塩冶・富田氏に代わって、定綱流の京極氏の一族が守護代として出雲支配を担うようになる。京極高秀の子高雅から始まる宇賀野氏（正長元年頃に出雲に派遣される）や同じく高秀の子高久から始まる尼子氏（出雲下向は永享年間とみられる）である。京極氏は義清流佐々木氏への依存から次第に脱却し、京極氏の一族に支えられて分国支配を展開していく態勢を整えていくものと考えられる。

注

(1)「佐々木系図」によれば、佐々木泰清は弘安十年（一二八七）に死去したとされるが、弘安五年が正しいようである（『大社町史　史料編　古代・中世　上巻』三一七号文書、以下『大社』三一七と略記する）。

(2)原慶三「南北朝・室町期の塩冶」（『出雲塩冶誌』二〇〇九年）は、泰清の後、時清が出雲国守護職を継承し、宗泰が隠岐国守護職を受け継いだと主張するが、そう判断すべき確かな証拠は乏しいように思われる。

(3)近江国番場宿蓮華寺過去帳（『鎌倉遺文』三二一三七）。なお、系図①には、永寿丸ではなく養寿丸と記載されている。

(4)康永三年六月十五日吉田厳覚書状写（『大社』四五九）。

(5)佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』東京大学出版会、一九八八年）。松岡久人編『南北朝遺文　中国四国編　第四巻』（東京堂出版、一九九二年）、森茂暁『佐々木導誉』（吉川弘文館、一九九四年）、『松江市史　史料編３　古代・中世』（二〇一三年）もこれを踏襲する。

(6)応安七年五月十三日隠岐氏俊遵行状（『松江市史　史料編３　古代・中世』四六〇号文書、以下『松江』四六〇と略記する）。

(7)原慶三「南北朝・室町期の塩冶」（前掲）。

(8)建武元年八月雑訴決断所結番交名（『松江』三〇三）。

(9)「山名系図」（『松江』三四八）。『師守記』暦応四年三月二十九日状には高貞は播磨の影山で自害したという風聞が書き留められているが（『松江』三四五）、高貞が出雲に落ち延びたのは明らかであり、佐々布山を目指す途中、近くの白石で自害したようである。

(10)系図④では、「童子　於作州父卜共被誅」と注記されている。

(11)（暦応二年）十二月十八日国造出雲清孝書状（『大社』四三一）。

(12)『園太暦』貞和元年八月二十九日条。

(13)観応元年八月日諏訪部貞助軍忠状写（「三刀屋文書」『諸家文書纂』）。

(14)応永十年六月二十日山名氏之遵行状案（「大山寺文書」『新鳥取県史　資料編　古代中世１　古文書編上』）。伯耆山名氏の被官の中に出雲佐々木氏に出自を持つ人物がいたことについては、岡村吉彦「山名氏の同族連合体制と庶流守護家」（川岡勉編『中世後期の守護と文書システム』思文閣出版、二〇二二年）を参照。

(15)系図によれば、貞泰の跡を継いだのは氏貞であるが、彼は貞泰の実子ではなく、時綱の子の一人宗泰の子であったとされる。

(16)杵築大社造営覚書（『松江』五二九）。

(17)永徳二年三月日須波部新左衛門入道軍忠状写（『南北朝遺文　中国四国編』四七四九号）。

(18)康暦三年二月二十九日沙弥道彭安堵状（『松江』四七三）。

(19)吉井功児『建武政権期の国司と守護』（近代文芸社、一九九三年）。

(20)建武元年八月雑訴決断所結番交名（『松江』三〇三）。

(21)建武三年正月日日置政高軍忠状（『松江』三一二）。

(22)「天龍寺造営記」（『鹿王院文書の研究』所収）。

(23)正平六年七月二十五日富田秀貞寄進状（『大社』四八四）。
(24)貞治五年三月二十一日権少僧都頼源送進文書目録（『大社』五三三）。
(25)正平九年五月二十二日前伊予守軍勢催促状写（『南北朝遺文　中国四国編』二六一二号）。
(26)正平九年五月二十二日沙弥実照書状写（『南北朝遺文　中国四国編』二六一三号）。
(27)『松江市史　通史編２　中世』第一章第四節（西田友広氏執筆）。
(28)（『島根県の地名』（平凡社、一九九五年）。
(29)天文十三年九月十七日隠岐豊清寄進状（『松江』九六三）。清安寺の近くに隠岐氏が出雲の拠点とした新庄松崎城がある。
(30)『松江市史　通史編２　中世』概観（井上寛司氏執筆）。
(31)観応元年八月日諏訪部貞助軍忠状写・同月日北垣光昌軍忠状（『松江』三八五・三八六）。
(32)川岡勉「尼子氏による出雲国成敗権の掌握」（『松江市史研究』七、二〇一四年）。
(33)康永三年六月十五日吉田厳覚書状写（『大社』四五九）。
(34)応安二年二月十五日佐々木高秀施行状（『松江』四四四）。
(35)筆者は、『松江市史』を執筆した際に、京極氏は一族や譜代家臣から守護代を選んでおり、出雲の佐々木塩冶氏などに守護代を任せていた山名氏と対照的だったと論述した。京極氏は出雲の在来勢力を支配機構の中にあまり登用しなかったとしたのである。しかし、これは定綱流佐々木氏に属す京極氏と義清流佐々木氏の隠岐氏らとの違いを無視した議論であって正しくない。本稿で論じたように、京極氏・山名氏ともに、出雲に根を張る義清流佐々木氏に依存するところが大きかったと修正を加えておきたい。
(36)明徳三年八月二十七日京極高詮書下（『大社』五八四）。
(37)明徳三年二月二十四日隠岐守某安堵状（『出雲鰐淵寺文書』八五）、明徳三年十月八日隠岐守某施行状（『大社』五八五）。
(38)応永二年十月四日京極高詮書下案（『大社』五九九）。
(39)応永二年閏七月十六日京極氏奉行人書状（『大社』五九八）。
(40)山田徹「南北朝期の守護在京」（『日本史研究』五三四、二〇〇七年）。
(41)観応元年八月日諏訪部貞助軍忠状写（『松江』三八五）。佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』（前掲）は、吉田兵衛次郎が厳覚の同族である可能性を指摘している。

（かわおか　つとむ　愛媛大学教授）

ボストン美術館所蔵の松江藩家老・乙部家旧蔵絵画、その伝来と特質
―伝銭選「山茶花図」と伝徐熙「雪柳鷺図」を中心に―

竹崎宏基

はじめに

筆者は二〇一九年二月から二〇二一年一月までの二年間、米国ボストン美術館にて石橋財団日本美術アシスタントキュレーターとして勤務していた。二〇二〇年でもって設立一五〇年を迎えた歴史あるこの美術館は、数々の東洋美術の名品を有することで知られている。ある日、執筆者がそれら名品を収める収蔵庫にて作業をしていると、疑問作を一括して集めた一角が目に止まった。その中から見出された作品こそ、このたび紹介する中の一点である伝銭選筆「山茶花図」である。その附属文書中に「大圓公（松平不昧）」および「乙部」の名を見つけ、ちょうど乙部家旧蔵作品について発表をされていた松江市史料調査課の村角紀子氏へ連絡したところ(1)、氏の御教示により本作品が乙部家旧蔵品であることが確かめられた。加えて、さらに三点の乙部家旧蔵作品が同館に収蔵されていることも判明した。

乙部家とは雲州松江藩松平家に仕えた家老六家のうちの一家で、近年村角氏の研究により、幕末から明治にかけて、質量ともに優れた中国絵画の大コレクションを築き上げていたことが明らかとなっている(2)。同家が蒐集した一六五点の中国絵画と二十九点の日本絵画、計一九四作品のうち、四点がこのたびボストン美術館より出現したのである。本稿は、これら同館が所蔵する乙部家旧蔵作品の、紹介も兼ねた調査報告である。

一、伝銭選「山茶花図」の紹介とその伝来―松平不昧から乙部家へ

本図は、画面右下より中央に向かって枝を伸ばす山茶（サザンカ）の花を描く（表紙、図1）。花は画中に計四輪描かれるが、中央で大輪を咲かす一輪を除いては、残りはいまだ蕾か今まさに花開かんとするところである。花弁は中央付近では紅色で、外に向かって胡粉を含んで淡くなっていく。花芯の葯やその根元の萼も丁寧に彩色されている。葉は緑青を用い、表を濃く裏を淡く色付け、葉脈は細く白線で示す。所々に見える虫喰い穴の表現も緻密な描写を見せる。画面左上に捺される「銭氏」（白文長方印）「舜擧」（朱文方印）「銭選之印」（白文方印）の三顆は、全て中国南宋末から元初に活躍した画家、銭選（舜挙、生没年不詳）を指すが、これらはいずれも日本に伝来した伝銭選作品によく見られるもので(3)、後述の別の一顆の印色よりやや鮮やかに見えることからも、以上の印は日本伝来後に後入れされた可能性もある。実際の制作年代は、詰んだ絹目や表現技法から判断して、明時代の後半頃の作品と見なされよう。なお、画面下部右端から現れる二葉の間に、隠れるようにして「□念□長之裔」と読める白文方印が捺されており、実際にこれを描いた画家の印、もしくは鑑蔵印と思われるが、その意味するところは判然としない。やや縦長の正方形に近い画面をもつが、画絹は縦使いであるため、当初より掛軸として制作されたようである。

本図はかつて出雲国松江藩の第七代藩主・松平治郷（不昧、一七五一～一八一八）の旧蔵品であった。不昧が蒐集した茶道具をまとめた「雲州蔵帳」にも掲載され、そこに記述される表具が現状と一致するため、不昧の時代から今に至るまで表装に変更はないと考えられる[4]。作品を収める内箱には、灰色の野白紙を用いた覆紙が被せられており、これも不昧の時代に誂えられたとみられる。附属の極箱に記される「舜擧　山茶花」の字も、「雲州蔵帳」によると不昧直筆のようである。極箱には相阿弥（？～一五二五）筆の伝称のある外題が収められ、「山茶　左　舜挙筆」とあることから、本来は対幅中の右幅にあたる可能性が示唆される。このほか、内箱の身の底裏面左下に「次ノ七家財」とあるが、何を意味するかは不明である。

また内箱は、薄縹色の地に臙脂の獅子手文様が表された更紗製の帙に収められている。この更紗帙の存在は「雲州蔵帳」には言及されていないことから、乙部家収蔵後に誂えられた、いわゆる「乙部仕立」の一部と思われる。「乙部仕立」とは、松江出身の美術史家・相見香雨（繁一、一八七四～一九七〇）が「蔵幅の外装を二重箱帙入外覆等にしたる仕様一種の形式」[5]として紹介した、乙部家独特の掛軸の収納形式である。具体的には、内箱を覆う更紗帙、それらを収める外箱、外箱の底に嵌め込まれた極箱、さらに外箱に被せる覆布を伴う。本図の場合、外箱と覆布はボストン美術館に至るまでの伝来の過程で失われたとみられ、現存する更紗帙のみに乙部仕立の痕跡を窺うことができる。なお、同家の所蔵品をまとめた「乙部家御道具帳」（以下、「御道具帳」と略称）においては、本図は「秘蔵」部の末尾、巻頭から十四番目に記載される[6]。

次に、本図に附属する二点の文書を見ていくことにしよう。

（資料1）「雨森精翁識語」（読点、傍線は筆者による、以下同）

相阿弥審定、銭舜擧山茶花小幅、相①
傳為東山舊物、既而歸②於太閤豐公、々
又賜③之木下氏勝俊、我④大圓公得諸
木下氏而珎藏者久矣、明⑤治辛未正
月四日　知事公枉駕於乙部氏所賜
數品、此亦其一也、夫苟出於所賜雖為
物微乎、猶不可以尋常玩具視之、況此幅
不可不貴重、有如此者乎

雨森謙観畢即識

これは、幕末の松江藩にて藩儒を務めた雨森精翁（謙三郎、一八二二～八二）が本図を実見した際の識語で、主に作品の来歴について記す。すなわち、本図は①室町将軍家の唐物コレクションである「東山御物」に含まれていたとされ、②その後、豊臣秀吉（一五三七～九八）の手に渡ったが、③秀吉が正室・北政所の甥にあたる木下勝俊（長嘯子、一五六九～一六四九）へ下賜、そのまま木下家へ伝えられていたものを、④松平不昧が入手した。その後、⑤明治四年（一八七一）正月四日に知事公、すなわち松江藩第十代藩主であり維新後は同藩知事となった松平定安（一八三五～八二）が、第十代乙部家当主・乙部可時（月心斎、一八二四～八七）[7]の邸宅を訪問した際に下賜した品々のうちの一点にあたるという[8]。まず、本図が東山御物から秀吉の手に移ったとあるが、室町将軍家所蔵の中国絵画を記した「御物御画目録」や、秀吉が蒐集したいわゆる「太閤御物」について触れた諸資料には、これに相当する記録は見出せない[9]。精翁が本図を東山御物とする根拠は、

図２：伝徐熙「雪柳鷺図」
絹本著色 一幅
縦67.0×横37.2cm
ボストン美術館蔵
11.6161, William Sturgis Bigelow Collection

図１：伝銭選「山茶花図」
絹本著色 一幅
縦32.7×横27.0cm
ボストン美術館蔵
11.6160, William Sturgis Bigelow Collection

室町幕府に同朋として仕えた相阿弥の外題をもつことから[10]、また秀吉旧蔵の由緒については、木下勝俊の子孫にあたる豊後国日出藩主木下家から不昧が入手したことに基づく伝承によるのであろう。

確実なのは、本図が不昧以前に木下家にあったということのみである。「雲州蔵帳」の異本のひとつである「雲州名物」には、これについて次のような記載が見える[11]。

舜擧　山茶花　木下　　谷権　位金三百両

すなわち、本図は木下家の旧蔵品を、大坂の道具商・谷松屋権兵衛こと戸田休芳（？～一八一三）が周旋し、不昧が入手したものであった[12]。木下家から谷松屋の所有となった時期は判然としないが[13]、不昧と懇意にしていた木挽町狩野家の第八代当主・狩野栄信（伊川院、一七七五～一八二八）が寛政六年（一七九四）に本図を写していることから、これ以前には不昧の所蔵となっていたと推察される[14]。また、文化四年（一八〇七）三月五日に不昧が主催した茶会にて本図が用いられた形跡があり、少なくともこのときまでには確実に不昧のもとにあったようだ[15]。位金は三百両とあり、「雲州名物」上之部所載の絵画作品では、徽宗「鷹図」の三五〇両に次いで高い価値付けとなっている。

次に見るのは、乙部家第十二代当主・乙部可隆（隆之助、一八五九以降～一九三二）が記した、鵜飼渚宛の年記不明書簡である。

（資料２）「鵜飼渚宛乙部可隆書簡」

〇舜挙も去ル九日汽船ニ積
込、大阪迄御送申上候間、不遠内
到着可申候、被着候ハヽ至急
御知ラセ被下度、此砌ハ海上も
荒勝ニ御座候ヘハ、春夏トハ
違ヒ少々ハ遅引ニ可相成候、
何分同品ハ舜挙ニシテ珎敷
出来筆、本平ニ御見セ被成候ヘハ
驚可申候、何分賣捌第一
ニ御座候
〇無明慧性も至急御返送被下度
奉願候、先ハ要用迄如此
御座候　頓首
一月廿一日
乙部隆之助
鵜飼渚様

鵜飼渚（一八三二～八七）は旧松江藩士で、明治初期の代表的な政調新聞『朝野新聞』の創設に関わった人物として知られる。書画骨董にも造詣が深かったとされ[16]、明治十年頃から乙部家がコレクションを売却していく際に、東京に住む渚を仲介役として頼っていたようである。本書簡では、この銭選画が可隆のいる松江から大阪を経て、東京へ送られたとある。そして、本図は銭選の珍品であり、「本平」へ見せたなら驚くだろうと記す。この本平とは、東京の道具商本惣の三代目・本屋平蔵のことで、乙部家にとってはこれまで多くの絵画を購入してきた馴染みの店であった[17]。「何分賣捌第一」という文言は、可隆が実父の可時によって幕末明治にかけて蒐集されてきた大コレクションを売却し、早急に金銭を工面する必要に迫られていた

ことを窺わせる表現となっている。

以上のように、この伝銭選「山茶花図」は、日出藩木下家に伝来していたものを十八世紀末に不昧が入手し、維新を経て松江藩知事であった松平定安が乙部家へ下賜したものであった。その後、本図は乙部可隆によって鵜飼渚を介して東京方面へ売却され、明治十九年（一八八六）六月の時点では、すでにウィリアム・スタージス・ビゲロー（一八五〇～一九二六）の手に渡っていることが判明する[18]。ビゲローは、ボストン美術館へ膨大な量の日本美術コレクションを寄贈した富豪で、彼の日本美術蒐集に対しアドバイスもしていたアーネスト・フランシスコ・フェノロサ（一八五三～一九〇八）は、同館初代東洋部長にあたる。フェノロサが著した『東洋美術史綱』には、本図が写真入りで紹介されており、彼も一定の評価を下していたようだ[19]。その後二十世紀に入り、本図がビゲローから同館へ寄贈されたとき、当時ボストン美術館に勤務していた岡倉天心（覚三、一八六三～一九一三）によって「明末の写し」と判断され、それからおよそ百年にわたって収蔵庫の奥で眠り続けることとなったのである[20]。

二、伝徐熙「雪柳鷺図」の紹介とその伝来―若州酒井家から乙部家へ

次に紹介するのは、中国・南唐時代の画家、徐熙の伝称をもつ「雪柳鷺図」（図2・3）である。徐熙（生没年不詳）は五代十国時代のひとつ、十世紀の南唐を生きた在野の花鳥画家である。同じく五代十国時代の前後蜀に生きた画家黄筌（？～九六五）が鉤勒技法を得意としたのに対し、徐熙は輪郭線を用いず濃淡を主体とする没骨技法を多用した。ただし、落款印章のない本図を徐熙筆とする鑑識は、このような中国の画史に基づくというよりむしろ、日本で醸成された徐熙観を反映したものと考えた方がよい。近世以降の日本では、伝徐熙の鷺絵が数寄の極意を体現するものとして、茶人たちの間で尊重されてきたからだ[21]。

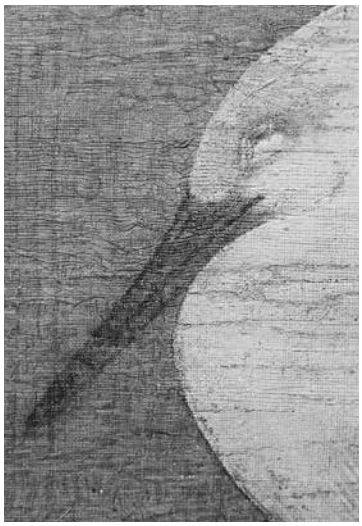

図３：伝徐熙「雪柳鷺図」白鷺頭部拡大

画面を見ると、雪の積もる柳の枯木が右手前から左奥に向かって伸び、そこに一羽の白鷺が片足立ちで止まっている。左方を向ける頭部を覗いてみると、目は閉じており、どうやら眠っている姿のようである。絹の織目はきわめて粗く、そのため岡倉天心以来、ボストン美術館が元時代の作としてきたのは首肯できる判断といえる。しかし一方で、絹目の粗いことを理由に、本図が徐熙の貴重な真筆とも考えられていた点も看過できない。

本図には、もともと外箱だったとみられる桐箱と、その底に嵌め込まれる、添帖等を収めるための極箱が附属する。後掲の書簡によれば、本来は内箱と更紗帙も伴っていたようである。その失われた内箱には、遠州流中興の祖である小堀家第八代・小堀宗中（一七八六～一八六七）による箱書があったという。「御道具帳」でも本図は伝趙昌「牡丹図」（井上馨旧蔵、宮内庁三の丸尚蔵館蔵）に次ぐ全体二番目に記載され[22]、最も珍重された作品のひとつであったようだ。なお、「御道具帳」に記される表具は現状と一致している。極箱に収められるのは、安政四年（一八五七）の年記をもつ木挽町狩野家第十代当主・狩野雅信（勝川院、一八二三～七九）による添帖で、この年から判断して、乙部家収蔵後に可時により雅信に依頼された鑑定書と推測される[23]。

（資料３）「宛先不明乙部可時書簡草稿」

記

五代南唐人

雪柳鷺圖　　徐熙筆

上下砥色地鶴菱焼裂

中花色地二重蔓大牡丹古金襴

一風白地二重蔓大牡丹古金襴

箱書付小堀宗中殿

勝川院添帖

二重箱帙入　帙古更紗

旧若州侯御所蔵之所、先年①

大地震之砌、御住居向相損候

節、御修復之為御拂ニ出候四品之

内、去冬御送申上候ても行違之

為有之、終ニ賣不申候戴嵩柳②

下牧童之圖与一緒ニ、拙家へ取

入候、品本平③取次ニ而、戴嵩よりも

筆者も上等、直段も高く取入候品

ニ而、狩野家ニハいつ方ニ而も写等も有之、

晏川④老始林も悉々手前之品、

買賣高價ニ候ても極候、引渡之

場ニ而、二百五十円之上ハ相拂候とも

可成候、佩文斎書画譜ニも有之通り、

宋之米元章之云ニハ、徐熙⑤の絹ハ絹素或

布之如と有之、則此

画幅之絹、米元章之云通り、

誠地荒之絹無疑品、実ニ

徐熙ハ世上稀ものニ而、旧⑥君

御所蔵も鷺之幅只一幅にて、

夫よりハ劣不申品与被為候、老父

抔年来其他ニ罷有候ても、偽

物ハ有之ても実ニ正真之物、

此品之外ハ見當不申よし申居候、

唐宋元明四朝之画ニ而も、徐

熙黄筌趙昌易元吉与、花

鳥之門ニ而ハ、四天王与被称候程之

初筆ニ而、画家ニおゐてハ無此上

珎重いたし候、筆者□々、画⑦も千

年ニ近き品、紙中も格別損等も

無之、奇々妙々成品ニ候、貴君も

定而御手前ニハ有之候ても、為念

申上致候事

伝徐熙「雪柳鷺図」には、「記」から始まり、本図の情報や伝来などを解説する書簡の草稿一通が附属する。年記及び筆者名はないが、小さく詰め込まれた独特な字体は、松江藩旧家老・三谷家文書（松江歴史館寄託）中の「月心斎」の署名がある書簡のそれと一致し、ゆえに明治十年（一八七七）代前半頃の乙部可時によるものとみてよいだろう。ここでは、まず表具や附

属品の情報を述べた後、本図が乙部家へ入るまでの来歴を説明している。すなわち、①これは若狭国小浜藩主酒井家の旧蔵品であったが、②先年の大地震の際に同家の屋敷が損傷してしまったため、修復代を賄うため売却された四点の所蔵品のうちの一つであったという。この地震とは、安政四年（一八五五）に発生した安政江戸地震を指すものと思われる[24]。③去年の冬にこの差出人へ売却を申し入れた伝戴嵩「柳下牧童図」（「御道具帳」六番目に記載、現在個人蔵）も同じくその一点で、④それらは酒井家から先述の本屋平蔵を介して入手された。本図はその戴嵩画よりも上等で値段も高く、明治期まで活躍していた根岸御行松狩野家の第九代当主・狩野晏川（貴信、一八〇九～九二）といった狩野派の絵師たちも、この模本は常に手元に置いているという。また、清時代になって中国の書画情報を集成した「佩文斎書画譜」には、⑥北宋末の書画家米芾が残したとされる「徐熙の用いる画絹は布のように粗い」という言葉が引用されるが[25]、確かに本図の絹は非常に粗く、ゆえに徐熙真筆で疑いないものと見る。⑦かつて旧君である不昧も徐熙画を一幅所有していたものの（伝徐熙「梅鷺図」、香雪美術館蔵）、それに劣らない優品であるという。⑧徐熙の時代に制作されてから千年近くも経過するが、画面には目立った損傷もなく、非常に珍しい品であると購入を勧め、手紙を終える。

この書簡により、本図はかつて小浜藩酒井家の所蔵であったが、安政の大地震を経て本屋平蔵より乙部可時が入手した品であったことが明らかとなる。また、可時がこれを非常に高く評価し、それゆえに価値に相応しい金額での売却を望むコレクターとしての思いが読み取れる。本図は銭選画と同じくビゲローによって、おそらく一八八〇年代の日本にて購入され、現在はボストン美術館にて十四世紀・元時代の作品として所蔵されている。

三　乙部家旧蔵の日本水墨画二点

最後に、同じく乙部家に所蔵されていたボストン美術館現蔵の日本絵画を二点、簡単に紹介したい。

(一)　伝是庵「富士三保図」

図４：紙本墨画 一幅
縦42.9×横38.8 cm
11.4240, Fenollosa-Weld Collection

やや縦長の正方形に近い画面に、頂上から煙立ち上る富士山と、その麓の三保の松原を描く（図４）。本図を描いた是庵は伝記不詳の画家であるが、現在では十六世紀に相国寺に住した夢窓派の高僧、子健寿寅（一四八六～一五八一）に比定する見解が有力である[26]。相阿弥の画風を受け継いだ柔らかな筆法に特徴があるとされ、この作品も確かに相阿弥風の柔軟な筆致を思わせる。しかし、右下に見える「是菴」の朱文円印は基準印よりひとまわり大きく、さらにどうやら書印であり、ゆえに江戸時代に制作された偽作とみるのが穏当だろう[27]。

本図は蓋表に「三穂富士圖　相国禅寺　是庵筆」とある内箱と、浅葱地に茜色で花卉文様が型染めされた、いわゆる「ジャガタラ更紗」製の帙に収められている。また、狩野雅信による万延元年（一八六〇）の添帖一通と、筆者不明の吟味札二枚が附属している[28]。「御道具帳」では和画部全二十九作品中下から二番目に記載され、決して評価の高い作品ではなかったようだ。本来は伴っていたと思われる外箱と覆布は現在失われているが、表装は「御

道具帳」記載のものと今も変わっていない[29]。

(二) 伝狩野正信「邢和璞図」

図５：紙本墨画淡彩 一面
縦101.5×横44.7 cm
11.4163, Fenollosa-Weld Collection

蔦の絡む松樹の下を歩く三人物、左から邢和璞、福禄寿、そして彼らに付き従う童子を表す（図５）。中国唐時代の道士である邢和璞は、日本では近世以降、縁起のよい画題として福禄寿とともに好んで描かれた。狩野正信（一四三四～一五三〇）は室町幕府に仕えた御用絵師で、狩野派の始祖となった人物である。画面右下に「祐勢」（朱文重郭長方印）と「正信」（白文鼎印）が捺されるが、ともに基準印とは異なり、現在では十六世紀後半頃の桃山時代の作品とみられている。

本図は明治十八年（一八八五）十月までの時点でフェノロサが入手しており[30]、おそらくその時期に改装されてから今に至るまで額装となっている。しかし、旧箱は今も保存されており、その内箱には真塗金字で「壽老人　祐勢筆」と、またそれを収める帙（更紗ではなく別の無地の布である）にも同文が記されている。しかし、附属する元治元年（一八六四）の狩野雅信による添帖では画題が「刑（ママ）和璞」に変わっており[31]、どうやら本図はかつて「寿老人図」とされていたものが、乙部家が入手後に雅信へ鑑定を依頼した際に、「邢和璞図」と訂正されたようである。内箱、帙、極箱は現存するが外箱と覆布は失われており、上記三作品を含め、完全な「乙部仕立」が揃った作品はボストン美術館には存在しない。「御道具帳」和画部では十三番目に登場し、現在も額の端に覗かせている表具の裂は、ここに記載される情報と一致している[32]。現在は偽作とされる本作品だが、東京国立博物館が所蔵する木挽町狩野家模本にはこの写しが二点収められており[33]、さらには東京大学美術史研究室所蔵の探幽縮図にも同図様が確認でき、近世初期にはすでに狩野派内において尊重されていた正信作品であったと考えられる。

おわりに

以上、ボストン美術館に所蔵される中国と日本それぞれ二点の乙部家旧蔵絵画作品―伝銭選「山茶花図」、伝徐熙「雪柳鷺図」、および伝是庵「富士三保図」、伝狩野正信「邢和璞図」―について紹介してきた。特に中国絵画二点に附属する文書の読解を通して、これらがかつて雲州松平家と若州酒井家という大名家の旧蔵品であったこと、さらに近代に入り乙部家が自身のコレクションをにわかに売却せざるを得ない状況に置かれていたことなどが確認できた。乙部家の手を離れた以上の作品は、ビゲローおよびフェノロサという明治を代表するアメリカ人東洋美術コレクターの目に止まり、遙かボストンの地へと渡った。現在執筆者は、ボストン美術館の他にも、アメリカのフリーア美術館やクリーブランド美術館、イギリスの大英博物館などにも、乙部家旧蔵品と思しき中国絵画を確認している。今後、これらの作品も順次紹介できればと考えている。

二十世紀に入り、岡倉天心によって贋作の判定を受けてから、これらは四

点その後百年のあいだ表舞台に立つことはなかった。しかし、「乙部家旧蔵品」という新たな切り口を得たことにより、たとえ作品自体の真贋に問題があろうとも、その収納や添帖等の附属品、来歴、乙部家内における位置付けなど、新たな視点で評価し直すきっかけが与えられたと思う。もちろん、この考え方は他の二百点近くに上る乙部家旧蔵品にも当てはまる。今後の乙部家コレクションの研究には、単に作品自体への言及だけに留まらず、近世における乙部家以前の伝来経路、売却による近代美術市場への影響、作品を実見・鑑定した江戸狩野派絵師の反応と学習、次第を整える行為に見る蒐集家としての賞翫方法など、洋の東西、近世と近代、作品の内と外を横断した、より幅広い視野での探究が求められているといえよう[34]。

註

(1) この村角氏による発表の報告書として、『相見香雨没後五十年記念シンポジウム関連展示　実施報告書』（桑山羊次郎・相見香雨研究会、二〇二一年）が発行されている。

(2) 村角紀子「松江藩家老・乙部九郎兵衛の中国絵画コレクションと相見香雨―乙部家「御道具帳」と本屋平蔵「覚」―」（『松江市歴史叢書』第一四号、二〇二一年）

(3) 同様の印三顆を持つ伝銭選作品として、福岡市美術館所蔵（松永コレクション）の「牡丹図」（元～明時代）が挙げられる。『入城四〇〇年記念広島浅野家の至宝』展覧会図録（広島県立美術館、二〇一九年）作品番号五一、板倉聖哲氏解説を参照。「御道具帳」には本作を含め計九点の銭選作品が掲載されるが、そのうちの一点、八三番「宮女図」は、国宝の伝銭選「宮女図（伝桓野王図）」（個人蔵、京都国立博物館寄託）に該当する可能性が高いことが、以下の論考にて報告される表装や附属品、収納形式の情報から判明した。呉孟普・岡岩太郎「修理報告　国宝　絹本著色宮女図（伝桓野王図）」（『京都国立博物館学叢』第四三号、二〇二一年）を参照。

(4) 「雲州蔵帳」上之部「一、山茶花　舜挙筆／上下白地二重つる古金襴／中白地紗金／一文字風帯紺地安楽庵／軸象牙／包物茶羽二重袷／箱桐白木／外題一枚相阿弥／箱桐白木、書付　治郷公御筆」

没後二〇〇年　大名茶人・松平不昧　図録別冊『御茶器帳（雲州蔵帳）』（NHKプロモーション、二〇一八年）、八〇頁

(5) 相見香雨編『群芳清玩』第六冊所載「総門雲煙集」序文（精芸出版合資会社、一九一八年）

(6) 「御道具帳」唐絵懸物之部（御）秘蔵「定安君より拝領　東山殿御物／山茶花図　舜挙筆／上下白地二重蔓古金襴／中白地紗金／一文字風帯紺地安楽庵／相阿弥外題／外題箱書附不昧君御筆」

(7) 乙部可時の生没年については、以下の論考を参照。村角紀子「松江藩家老・乙部家の幕末明治―絵画コレクション〈解体〉の背景―」（『松江歴史館研究紀要』第十号、二〇二二年）

(8) 明治以降の移動先まで記された出光美術館所蔵本の「雲州蔵帳」によると、この明治四年の八月には、他に松平家から乙部家へ「砧青磁筍花入」および高然暉「朝山図」（ともに「上之部」所載）が下賜されている（『出光美術館蔵御茶器帳（雲州蔵帳）』、出光美術館、二〇二一年）。なお、後者は銭選画と同じく、不昧が木下家より入手した作品の一つである。

(9) 前者については、中村秀男「「御物御画目録」の撰者能阿弥に関する一考察〔含註釈つき本文翻刻〕」（『東京国立博物館紀要』第七号、一九七一年）を参照。後者の豊臣家旧蔵コレクションについては「豊臣御数寄屋記

録」なる蔵帳が知られるが、この銭選画は記録されておらず、またこれを偽書とする説もある。黒田智「史料紹介『豊臣御数寄屋記録』」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』第八号、二〇一六年）、および宮下玄覇「『豊臣御数寄屋記録』の史料的価値」（『茶書研究』第五号、二〇一六年）を参照。

(10) この外題が相阿弥のものであるというのはあくまで伝称に過ぎないが、その楷書の字体は（補筆が多いとはいえ）最も基準的とされる相阿弥外題の筆跡に近く、このような判定がなされることに対しては十分納得できる。志賀太郎「能阿弥・相阿弥筆と伝えられる外題について」（『室町将軍家の至宝を探る』展覧会図録所収論文、徳川美術館、二〇〇八年）を参照。

(11) 千宗室編『茶道古典全集』第十二巻（淡交新社、一九六二年）、四〇四頁

(12) 宮武慶之「大阪の茶道具商　谷松屋権兵衛と不昧（一）～（三）」（『なごみ』第四五六～四六七号、二〇一八年）、および木津宗詮『目利き―谷松屋八代戸田露吟覚書―』（河原書店、二〇二一年）、一三五～一四〇頁。

(13) 松原茂氏は同じく日出藩木下家より不昧へ移った作品の一つ「平治物語絵巻六波羅行幸巻」（東京国立博物館蔵）の同家からの流出時期について、第五代藩主・木下俊在（一七一四～三一）の頃ではないかと推測している。松原茂「「平治物語絵詞」の現状と伝来」（同著『断面日本絵画史』所収、木耳社、一九八八年）、六五頁を参照。

なお、「雲州蔵帳」には屏風を除き約五十点の絵画作品が掲載されるが、そのうち半数近くの二十三点が日出藩木下家より伝来している。

(14) 東京国立博物館所蔵の「唐絵手鑑」（所蔵番号A-6742）のうち、狩野栄信が手掛けた第四帖に本図の写しが載る。留書は以下の通り。「山茶花　舜挙筆寫之　寛政六年□□□日　きぬじ」

同画帖には、同じく木下家より谷松屋を経て不昧に渡った馬麟「林和靖図」の摸写も掲載され、同様に寛政六年七月の年記を持ち、さらに「松平出羽守殿所持」とあることからも、不昧がこの時期に谷松屋より入手した木下家旧蔵作品をまとめて木挽町狩野家の下へ持ち込んだものと思われる。野田麻美「江戸狩野派による模本と倣古図に関する一考察―狩野常信・栄信・養信ほか「唐絵手鑑」の分析を中心に」（『江戸狩野派の古典学習―その基盤と広がり』展覧会図録所収論文、静岡県立美術館、二〇二一年）、および上記図録作品番号八、同氏解説を参照。

(15) 山本寛・木全宗儀共編『古今茶湯集』巻二（慶文堂書店、一九一七年）、四頁

(16) 西島太郎『松江藩の基礎的研究―城下町の形成と京極氏・松平氏―』（岩田書院、二〇一五年）、三二七頁

(17) 宮武慶之「江戸の道具商・本惣―了我、了芸の活動に注目して」（『日本研究』第五九号、二〇一九年）

(18) 明治十九年六月に開かれた第七回観古美術会に、ビゲローはこの銭選画を出陳している。龍池会編『第七回観古美術会出品目録』第三号（有隣堂、一八八六年）、六頁を参照。

(19) Ernest F. Fenollosa, *Epochs of Chinese and Japanese Art*（邦題『東洋美術史綱』）, Vol.2(New York, Frederick A. Stokes Company: 1911), pp. 54-55.

以下に該当箇所の和訳を示す。「花卉や折枝を描くとき元時代の画家たちはその最上の作を残すが、これらも所詮は徐熙やその徒を模倣したものに過ぎない。彼らの画風にはカラー写真のような固さが残ることは、この銭舜挙筆「山茶花図」の良作を見てみれば分かる。」

(20) おそらく岡倉天心の在任期に作成されたと考えられている美術館の所蔵品整理用カードには、この銭選画について「late Ming copy」と記す。本図は小

川裕充・板倉聖哲編『中国絵画総合図録　三編』第二巻（東京大学出版会、二〇一四年、A66-228）に載るが、これ以外の出版物への掲載や展覧会への出品については、管見の限り行われていない。

(21) 影山純夫「徐熙筆鷺絵についての諸問題」（『茶の湯文化学』第二八号、二〇一七年）

(22) 「御道具帳」唐絵懸物之部（御）秘蔵「雪柳鷺図　徐熙筆／上下砥色地鶴菱焼切／中花色地二重蔓大牡丹古金襴／一文字廻風帯白地二重蔓大牡丹古金襴／小堀宗中箱書／勝川添帖」

(23) 徐熙画の添帖の内容は以下の通り。「竪幅雪柳鷺之／繪致一覧候處／徐熙正筆ニ而／候畢／勝川法眼／丁巳十二月十九日　雅信（花押）」

(24) 安政江戸地震によって、小浜藩酒井家の支藩である越前国敦賀藩主酒井家の上屋敷が「住居向皆損」となっており、おそらくこの被害のことを意味するものと思われる。中村操・茅野一郎・唐鎌郁夫・松浦律子・西山昭仁「安政江戸地震（一八五五／一一／一一）の江戸市中の被害」（『歴史地震』第一八号、二〇〇二年）を参照。

(25) 「御定佩文斎書画譜」（四庫全書本）巻四九に載る、次の記述を引用。「徐熙画花果、多在澄心紙上、至于画絹、絹文稍粗、元章謂、徐熙絹如布是也　画鑒」

(26) 赤沢英二・大石利雄「「是庵」試考」（『東京学芸大学紀要　第二部門　人文科学』第三五集、一九八四年）

(27) 大石利雄氏は、本図の印章に対する疑問は呈しつつも、これを是庵真筆とみなすことを認めている。大石利雄「是庵―室町末期一画僧の足跡をたどって」（『美術史』第一一七号、一九八五年）、四八頁を参照。

(28) 是庵画の添帖の内容は以下の通り。「竪幅富士之画／致一覧候處／是菴正筆ニ而／候畢／勝川法眼／庚申四月十九日　雅信（花押）」

(29) 「御道具帳」和画懸物之部　下々「富士図　是庵筆／上下茶地緞子／中茶地金襴／一文字風帯濃茶地金襴／勝川添帖」

(30) 明治十八年十月に開かれた第六回観古美術会に、フェノロサはこの正信画を出陳している。龍池会編『第六回観古美術会出品目録』第三号（有隣堂、一八八六年）、三頁を参照。

(31) 正信画の添帖の内容は以下の通り。「立幅刑和璞之／画致一覧候所／古祐勢真筆無／疑者也／勝川院／甲子三月十九日　雅信（花押）」

(32) 「御道具帳」和画懸物之部　中上「刑和璞図　古祐勢筆／上下茶繻子地金襴／中萌黄地絽金／一文字風帯茶地錦／勝川添帖」

(33) 辻惟雄「東京国立博物館蔵・初期狩野派作品の模本について」（同著『戦国時代狩野派の研究―狩野元信を中心として―新装版』所収（吉川弘文館、二〇一一年）、三二七頁を参照。

(34) 拙稿「松江藩家老・乙部家旧蔵絵画をめぐる諸問題―木挽町狩野家との関わりと「乙部仕立」を中心に―」（『松江歴史館研究紀要』第十号、二〇二二年）

［附記］本稿執筆にあたり、乙部正人氏および松江歴史館より所蔵・寄託史料の調査撮影の許可を賜った。また、ボストン美術館日本美術課長のアン・ニシムラ・モース氏からは所蔵品の掲載許可およびコレクションに関する御教示を、松江市史料調査課歴史史料専門調査員の村角紀子氏からは本研究の開始時から多くの御助言と御支援を得た。末筆ながら、記して感謝の意を表します。

（たけざき　ひろき　東京大学大学院博士課程在籍）

松江市歴史叢書15

松江市史研究13号

2022年（令和４年）３月１日発行

編　集　松江市歴史まちづくり部史料調査課
発　行　松　江　市
〒690-8540　島根県松江市末次町86番地

印　刷　有限会社　古浦印刷
〒690-0874　松江市中原町91

Historical Library of Matsue City 15

March 2022

MATSUE SHISHI KENKYU No.13

Research of Matsue City's History

The War ruins in Matsue City …… WAKATSUKI Shinji (1)

The Products in Nogi-mura village from the perspective of historical materials of the 3rd and 4th National Industrial Exhibition: Focusing on the paper industry …… TOYA Tomofumi (35)

The District system of Matsue prefecture on "*Kyuhan-jiseki*": From the Family Register Act in 1871 to the re-personnel of Kocho and Hukukocho in 1873 …… TAKAHASHI Machiko (49)

The Wooden bowls of the Keicho period donated to Hachimangu Shrine and the Shinto ritual offerings of 75 sets: A survey report on the collection of Hachimangu Shrine, Nobara-cho, Matsue City …… KITAMURA Riko (65)

Trends of Matsue clan vassals immediately after moving to Matsue castle town, searching from a wooden bowl in 1608 …… NIISHIJIMA Taro (83)

About the lacquer ware bowls of the Keicho period excavated from the Matsue castle town remains: Comparison with the wooden bowls of the Keicho period donated to Hachimangu Shrine …… KOYAMA Taisei (85)

Mountain Shugendo and Offerings of 75 sets …… YAMAMOTO Yoshitaka (91)

〈Historical materials catalog〉 List of Shimo'ono-mura village officials …… OKUHARA Keizo, KOYAMA Sachiko (103)

〈Historical materials introduction〉 San'indo-gyokei in photographed by Crown Prince Yoshihito: "Lake Shinji excursion" in 1890 that captured his heart …… INATA Makoto (129)

The Provenance and Characteristics of the Paintings Collected by the Otobe Family Now in the Museum of the Fine Arts, Boston: Focusing on *Camellia* attributed to Qian Xuan and *White Heron on a Snow-covered Willow* attributed to Xu Xi …… TAKEZAKI Hiroki 〔15〕

Izumo and Yoshikiyo-ryu Sasaki Clan in the Northern and Southern Dynasties: Focusing on Oki, En'ya, Toda …… KAWAOKA Tsutomu 〔1〕

松　江　市

Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pref, Japan

ISBN978-4-904911-84-6
C3321 ¥1500E

松江市
定価（本体1500円【税別】）

9784904911846

1923321015005